

原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆

—公取委の組織，司法制度，損害賠償，刑事制度—

原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆
—公取委の組織，司法制度，損害賠償，刑事制度—

【執筆者】

泉水文雄

神戸大学大学院法学研究科教授

(公正取引委員会競争政策研究センター主任客員研究員)

Sensui at kobe-u.ac.jp

西村暢史

富山大学経済学部准教授

(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

Nnishimu at eco.u-toyama.ac.jp

【この共同研究における役割分担と位置付けについて】

- 1 この共同研究は，泉水が全体を統括し，第一章，第二章，第六章第一節及び第七章は泉水作成の概要をも参考にしつつ西村が執筆し，第三章第二節（補論），第五章第一節及び第六章第二節は泉水が，第三章第一節から第四節，第四章第一節から第三節，第五章第二節と第三節及び（補論）は西村が執筆した。
- 2 本共同研究を取りまとめるに当っては，競争政策研究センターのワークショップで報告し，参加者に議論をいただくとともに有益なコメントをいただいた。また，資料収集に関して御協力いただいた，競争政策研究センター事務局ほか関係者にこの場を借りて感謝の意を表したい。
- 3 本稿の内容は筆者たちが所属する組織の見解を表すものではなく，記述中あり得べき誤りは筆者たちのみの責任に帰する。
- 4 メールアドレス中の at は@を表す。

「原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆
—公取委の組織，司法制度，損害賠償，刑事制度—
(目次)

第一章	はじめに	4
第二章	準備作業	5
第三章	行政組織としての公正取引委員会	11
第一節	公取委の位置付け	11
第二節	調査権限	28
(補論 緊急停止命令)		39
第三節	公取委内手続	47
第四節	公取委の構成	76
第四章	独占禁止法の司法制度	116
第一節	裁判所	116
第二節	実質的証拠原則	153
第三節	上告制度	158
第五章	独占禁止法と損害賠償制度	164
第一節	損害賠償制度の変遷	164
第二節	審決前置主義	186
第三節	求意見制度	194
第六章	独占禁止法と刑事制度	200
第一節	罰則	200
(補論 未遂罪)		250
第二節	専属告発制度	259
第七章	結論	280
(補論) 独禁法上の損害賠償訴訟と裁判所		281
資料編		285

第一章 はじめに

本稿は、1947年3月31日に制定され、同年4月14日に公布された独占禁止法（正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」であるが、以下では、「原始独禁法」とする）に関する組織・手続に係る主要な規定を検討対象としている。なお、主要な実体規定（企業結合を含む）については既に検討の結果を報告書として公表しており¹、また、一部の手続規定（特に、企業結合に関する諸規定）については別に検討を予定していることから、これらは検討の対象としない。

前記報告書でも明らかにしたとおり、米国側と日本側の集中した交渉の結果、原始独禁法が制定された。以下では、立法過程における両者のどのようなかかわり合いによって原始独禁法の組織規定及び手続規定が制定されたのかについて、下記の資料に基づき説明を行う。

特に、組織・手続に関しては、原始独禁法制定以来、実質的な改正が行われていない諸規定が存在する。制定過程を解明することは、それらの諸規定にどのような意義が立法時において課せられていたのかについても明らかにするものであり、現行法の運用・執行に係る議論の再検討を促すという意義もあると考える。

なお、原始独禁法の組織・手続に係る諸規定の立法作業においては、日本側内部において作業の担当が割り振られていた。すなわち、1946年10月〇日付「経済秩序法案立案の準備及び予定に関する件（案）」では、「四、作業予定は左の如くする。」において、下記のような内容が確認できる。

「（２）担当及予定

（イ）第一次整理 商工省担当（実体及び機構）司法省担当（機構及び手続）七日（木）までに作成、二級局員及び幹事に送付。

（ロ）第二次整理 事務局担当、八日（金）より着手し十一日（月）中に脱稿し幹事に送付。

（ハ）第三次整理 十三日（水）幹事会に附議し取纏め。」

実体規定の担当は商工省とされ、手続規定の担当は司法省とされたのに対して、組織（機構）は、商工省と司法省の両方が担当していた。このような日本側の内部における担当の割り振りは、後述のように少なからず立法過程における日本側内部の意見の相違を招いたということもでき、興味深い。

¹ 「原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆」報告書（競争政策研究センター共同研究CR02-06 September 2006）、西村暢史・泉水文雄「1947年独占禁止法の形成と成立—原始独禁法における主要規定の制定過程—」神戸法学雑誌第56巻2号51頁(2006年)。

第二章 準備作業

本稿が利用する第一次資料は、以下の五つから成る。

A：公正取引委員会資料（公取委資料）

B：旧大蔵省資料

C：旧経済安定本部資料（総合研究開発機構戦後経済政策資料研究会編『独占禁止法関係(Ⅰ)(Ⅱ)』（日本経済評論社、一九九八年）所収）

D：内閣法制局資料

GHQ：米国国立公文書館資料

A から D までの資料は、日本側資料と位置付けられる。原始独禁法の制定作業が終了した後、公正取引委員会（原始独禁法制定過程では、三人委員会、独占禁圧委員会、独占禁止委員会へと名称の変遷はあるが、以下では、単に「委員会」とする）、旧大蔵省、旧経済安定本部、及び内閣法制局の四か所に分散して所蔵されてきたものと考えられる。

GHQ は米国側資料である。本資料は米国公文書館に保管されているが、そのコピーは国会図書館憲政資料室にも所蔵されており、本稿ではその資料に依拠している。本資料の表記方法は、原則として GHQ/SCAP 文書 ESS(0)-00000 とし、下記の資料を時系列に並べた箇所においてのみ記載する。

本稿において利用した資料については、組織・手続に関する場合、表題と年月日が同じであるが複数の所蔵元がある資料はほとんどがほぼ同じ内容であるため、各々の資料に係る所蔵元として、公取委資料、旧大蔵省資料、旧経済安定本部資料、内閣法制局資料、GHQ 資料は表記しない。もっとも、所蔵元の異なる同一の資料において、所蔵元ごとに内容等が実質的に異なる場合は、どの所蔵元の資料なのかについて明記する。

また、各資料の引用に際しては、旧字体及び旧かなづかい等は出来る限り資料の文言を再現するが、第一に、表記困難な場合は、現行の字体により表記し、第二に、漢字表記や英単語の誤りと考えられる場合については、「【本稿執筆者注：ママ】」と表記し、第三に、経年変化等により判読が困難な場合については、「○」又は前後の関係から推測して通常の字体やかなづかいによって表記することとする。

なお、各資料において確認される手書きの箇所については、その旨の指摘を【本稿執筆者注：手書きの内容等】でくくり、削除や追加修正等がなされた手書きの趣旨を説明として加え、該当部分を削除している。

以下では、主要な資料を時系列に並べ、組織と手続に関する内容について、主な法案に限定してその重要と考えられる変遷を簡単に記述する。なお、実体規定及び企業結合に特化した資料は挙げていない。

1946 年

8 月：「カйм」案² (A, B, C, GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(A)-03405, 03406, 03407)

² 「カйм」案については、上杉秋則「カйм判事の実像を求めて」公正取引 553 号 30～

- 1 0 月 1 日：産業秩序に関するカイク案実質的規定に対する意見（商工省商務局）（D）
- 1 0 月 2 日：独占の禁圧不正競争の防止を実施する機構（案）（D）
- 1 0 月 7 日：独占の禁圧不正競争の防止を実施する機構（改正案）（A, C）
- 1 0 月 8 日：経済秩序に関する示唆に対する意見（A, B, C, GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09603）
- 1 0 月 8 日：カイク試案に対する司法省意見（D）
- 1 0 月 9 日：経済秩序に関する示唆の要綱（A, B, C）
- 1 1 月 1 日：独占禁止法制定準備の趣旨について（C）
- 1 1 月 4 日：独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱（商工省企画室）（C）
 - 1 1 月 8 日付の法律案要綱の下書き原稿である。
- 1 1 月 8 日：不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱（商工省企画室）（B, C）
 - 委員会は内閣総理大臣の監理に属すること、専属告発制度が初めて法案化されたが、委員会判断を行うための手続規定は整備されていない。
- 1 1 月 1 6 日：独占禁止法制定準備の趣旨について（A, C）
- 1 2 月 2 日：独占禁止制度要綱に関する件（案）（A, B, C）
- 1 2 月 4 日：サルヴィンが ESS・ACD の課長に就任
- 1 2 月 5 日：独占禁止制度要綱に関する件（案）（A, B, C）
- 1 2 月 5 日：乙案の別案（C）
- 1 2 月 7 日：独占禁止制度要綱に関する件（司令部提出用）（A, C）
- 1 2 月 1 0 日：独占等の禁止制限に関する法律案（商工省産業復興局）（A）
 - 日本側作成の日本語の法案であり、その後の法案に影響した規定も多い。初めて、罰則を独立した章として規定した。
- 1 2 月 1 1 日：Outline of the Antitrust Law（GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09598）
- 1 2 月 1 4 日：独占禁止制度の関する件（独占禁止準備調査会幹事長・内閣副書記官長・周東英雄）（昭和 21 年 12 月 14 日）（A）
 - ：意見聴取を行うべき人の案（A）

37 頁(1996 年)、泉水文雄「独禁法上の基本概念の立法史的検討」正田彬先生古希祝賀『独占禁止法と競争政策の理論と展開』66 頁以下（三省堂、1999 年）参照。

なお、「カイク」案より前に、日本側（商工省企画室）による 1945 年 12 月 20 日（第一次案）と 1946 年 1 月 28 日（第二次案）で「産業秩序法案」が存在する（資料としては、D において確認される）。しかしながら、1946 年 12 月 20 日付「独占禁止法制定準備の趣旨について」では、「二、指令に対する現在までの措置の経緯」において、「本件の内容としては商工省が最も関係が深いので、先づ同省に於て産業秩序法案の立案を準備したが、結局諸般の状況から見て強いて今夏の特別議会に提出することを避け、尚一層研究することとした。」という指摘が確認される（詳細な紹介は、大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第二巻独占禁止』385 頁以下（東洋経済新報社、1982 年））。

また、必要に応じて第二次資料として、原始独禁法制定直後における解説書等もその都度用いる。

- ：独占禁止制度要綱に関する件（未定稿）（A, C）
- 1 2 月 1 6 日, 1 8 日：会議メモ（Conference Report）（A, GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09598）
- 1 2 月 2 0 日：（発表）独占禁止法案の準備について（A）
- ：（資料）独占禁止制度において問題になる諸項目（A）
- ：（資料）独占禁止法制定準備の趣旨について（D）
- ：On Preparation of Anti-monopoly Draft Bill（GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09598）
- ：獨占等の禁止制限に関する法律案（商工省産業復興局）（A）
- 1 2 月 1 0 日の法律案に修正を加え、損害賠償規定が罰則の章において初めて登場した。
- 1 2 月 2 1 日：独占禁止制度に関する打合せの件・独占禁止法案の準備に関する発表及び説明について（A, B）

1947 年

- 1 月 1 日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案（商工省）（A）
- 手書きによる「下書き版」と「清書版」がある。この後の法案作成作業の元となったものである。例えば、審決前置主義の原型となる規定が登場し、不公正な競争方法に対する罰則が削除され、委員会の告発義務が規定されるなどした。
- 日付不明（1 月 1 日～1 5 日）：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案（A）
- 委員会内部の手続において手続的保障規定が初めて登場した。不公正な競争方法に対する罰則が再度規定された。
- 1 月 7 日：独占禁止委員会の裁定手続、出訴及損害賠償に関する要綱（A）
- 1 月 1 7 日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案（A）
- 「下書き版」と「清書版」がある。損害賠償訴訟の提起を独立の章として設け、東京高裁の専属管轄から除外した。
- 日付不明：罰則に関するタイトル不明の資料（A）
- 日付不明：罰則に関するタイトル不明の資料（D）
- 1 月 2 0 日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案（A）
- 「下書き版」と「清書版」がある。委員会の判断を裁定と位置付け、「判断が熟するとき」における委員会の裁定義務を規定した。損害賠償訴訟では過失責任とした。
- 1 月 2 2 日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）（A, B, D）
- A には「下書き版」と「清書版」がある。その他の所蔵資料は「清書版」に手書きによる修正や追加説明がある。
- 1 月 2 3 日：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」立案要旨（B）
- 日付不明：「独占禁止裁判所」を創設することの可否について（会議資料民四課印）（A,

C)

日付不明：「独占禁止草案要綱（案）（司法省）」（A）

日付不明：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）（A, D）

1月28日付「試案」（下書き版）

1月25日：緊急連絡（内閣事務官橋本龍伍）（A, C）

1月27日：閣僚次官会議（A）

1月28日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）—司令部に提出するもの（A, C, D）

Aには「下書き版」と「清書版」がある。

1月28日：次官会議

1月28日・30日：CHECK SHEET, Provision for Separate Administrative Agency in Antitrust Legislation (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09598)

2月3日：不当な独占等を排除するのに必要な措置の大綱（試案）（A）

2月4日：独占禁止法案を GHQ に提出

2月4日：Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of lawful trade ; Tentative Draft (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597)

タイプ打ちによる手書き修正のないバージョンと手書き修正を行ったバージョンがある。

2月5日：サルヴィンの個人的チェックリスト（B, GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597）

2月6日：独占禁止法案に対する GHQ 側意見（A, D）

2月8日：カーム氏案を変更した点及びその理由（D）

2月5－12日：独占禁止法に対する修正意見（1）（司令部）（B）

2月10日：独占禁止法案に関する G.H.Q.との折衝（2）（D）

2月10日：Legal Representation of Antitrust Commission in Criminal Prosecutions (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597)

2月10日：My Opinion as to "the Anti-Trust Commission" as provided for in the Bill of Anti-Trust Laws. By Goro Kashima (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09598)

2月12日・14日・17日：CONFERENCE NOTES (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597, 09598)

2月13日：独占禁止法案に関する G.H.Q.との折衝（3）（D）

2月13日：独占禁止委員会事務局制度（案）（A, D）

2月13日：My Opinion on the Government Draft of the Anti-Trust Law.(Part II) (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597)

2月18日：CONFERENCE NOTES (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09597)

- 2月19日：独占禁止法に対する修正意見（二）（B）
- 2月21日：独占禁止法に対する修正意見（三）（B）
- 2月22日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）（A）
「清書版」のみの資料である。委員会の所轄が内閣総理大臣に確定した。また、東京高裁に「第一審の裁判権」が「属する」三訴訟類型が確定し、審決前置主義の規定が削除され、求意見制度が新たに規定された。
- 2月25日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）（A, B）
「下書き版」と「清書版」がある。
- 2月24日：Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of Fair Trade ; Revised draft (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09596, 09597)
- 2月25日：Prohibition of Private Monopoly and Preservation of Free Trade Bill; First Revised Draft (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09595)
- 3月6日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第二次修正試案）（A, D）
勸告制度が登場した。
- 3月6日：Law relating to prohibition of private monopoly and preservation of Fair Trade ; Second Revised Draft (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09595)
- 3月9日：私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律（第三次修正案）（C）
実質的証拠原則が初めて規定された。東京高裁の「専属管轄」規定が新たに規定された。
- 3月11日：Law relating to Prohibition of Private Monopoly and Methods of Preserving Fair Trade ; Third Revised Draft (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09595)
- 3月11日：私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律（第四次修正案）（C）
審判及び審決という文言が登場した。
- 3月11-14日：Revised Draft（2月25日版）へのメモ（GHQ）（GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09595）
- 11日：Revised Draft of “Prohibition of Private Monopoly and Preservation of Free Trade Bill, ” by IJG, ESB, Date 25 February 1947, comments on (TKW/GFS/nh)
- 12日：Comments on Proposal Bill Entitled “Prohibition of Private Monopoly and Preservation of Free Trade Bill, ” (TKW/WEM/nh)
- 14日：Revised Draft of a Law Relating to the Prohibition of Private Monopoly and Preservation of Free Trade (VHK/TKW/CWB/nh)
- 3月15日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第五次修正案）（C）
実質的証拠原則がいわゆる審決取消訴訟にのみ適用されることが明確となった。加えて、審決前置主義の規定が再度規定されたが、求意見制度の規定における違反の有

無が意見内容から削除された。損害賠償訴訟規定において無過失規定が確定した。

3月15日：Bill relating to prohibition of private monopoly and other methods of preserving of fair trade (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09594, 09603, 09604, 09596)

不公正な競争方法に対する罰則規定について、手書きによる削除が米国側から指摘され、原始独禁法において削除された。

3月15日：サルヴィン作成メモ① (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09594)

日付不明：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案 (B, C)

3月18日：独占禁止法法案閣議決定

3月20日：サルヴィン作成メモ② (GHQ) (GHQ/SCAP 文書 ESS(C)-09594)

3月22日：発表 (C)

日付不明：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」の提案の理由説明（本会議用）(C)

日付不明：「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」の提案の理由説明（委員会用）(C)（下記の3月29日付資料の手書き原稿）

3月22日：独占禁止法法案衆議院に提出

3月24日：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明（商工省）(D)

3月28日：特別委付託

3月29日：独占禁止法案提案理由説明（衆議院石油配給公団法案外 4 件委員会）(30 年史)

3月31日：衆議院原案どおり可決
：貴族院に送付可決

4月14日：独占禁止法公布

7月1日：独占禁止法施行

第三章 行政組織としての公正取引委員会

第一節 公取委の位置付け

原始独禁法では、「第二十七條」第二項が、委員会は内閣総理大臣の所轄に属すると規定し、「第二十八條」は、委員会を構成する委員は独立した職権を行使することができると規定している。以下、このような組織はどのような背景で発案され、どのような変遷を経て原始独禁法の制定までに至ったのかについて、委員会の属する機関に関して米国側と日本側との間だけでなく、日本側内部における意見の相違にも留意しながら検討する。

「カйм」案では、「Section 18」（「第十八條」）の「Enforcement」（「施行」）における第2項第5号に「Triumvirate」（「三人委員会」）が定められている。

「本法に依り三人委員会を創設し、反トラストの任を有する司法次官及二名の司法大臣補佐官を以て之を構成し公正慣行三人委員会と名付ける。」

続けて、第9項第1号では以下のように規定されている。

「三人委員会は行政機関であつて本法に於て付与せられたる権限及之に附随する権限にして本法の意図する機能を果す為に必要な権限のみを有する。」

この「カйм」案に対しては、以下のような日本側による憲法問題に基づく批判が確認される。

1946年10月1日付「産業秩序に関するカйм案実質的規定に対する意見」では、「商工省商務局」の意見として、「第一」の「包括的意見」の「(三)」において次のような指摘がなされている。

「1、本案に規定する、獨占禁圧及び公正競争維持を所掌する司法次官又は三人委員会の制度は、行政及び司法の各部の何れより〇〇機関であり国会に対して直接にも何等〇責任は負はないものとせられる。

2、右は、改正憲法案において行政部においては、内閣が国会に対して最後の責任を負ふ〇のとする原則に相反するものであつて、改正憲法案を支持せられる以上は、是認されないところである。」

また、1946年10月2日付「獨占の禁圧【欄外に手書きで挿入指示「不正】】競争の防止を実施する機構（案）」においても、「一、原則」において同様の指摘を確認することができる。なお、引用部分の【】は下記10月7日付「(改正案)」において明らかとなった部分である。

「1、改正憲法の規定に〇〇【則応】し、獨占の禁圧及び不正競争の防止に関する法律の施行を〇〇【所掌】する機構は行政部に属し、その行為に対する責任は、最終的には、國務大臣が、国会に対して、これを負うものとしなければならない。この点について、カйм案においては司法次官、司法次官補又は三人委員会の行ふ処分又は決定に対して、裁判所への上訴を認めている場合は、司法裁判の〇〇【前審】としての地位に在るものとして、別に考慮することができるが、その処分又は決定を

最終のものとする場合においては、この責任の〇〇【帰属】が明かではないと謂ふ
缺點を有する。」

続けて、「二、獨占禁圧委員会」では、「1、獨占禁圧委員会は、これを内閣に置く。」と
している。

同じ内容は、上記「(案)」を修正した10月7日付「(改正案)」においても確認される。

すなわち、日本側は、既に原始独禁法制定過程の初期において、「カイク」案が規定した
「三人委員会」が国会に対する責任を負わないという憲法上の重大な違反があると解して、
責任の帰属を明確化するために、委員会の所属を行政部、特に内閣に置くことを提案して
いるのである。

そして、1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見(案)」の「三、実施
の機構」においても、「カイク」案の委員会制度に対する憲法上の問題と、それを克服する
ための内閣の所属とするという同様の見解を繰り返している。

「(一) 本案に規定する司法次官又は三人委員会は行政司法の何れからも独立の機関であ
り国会に対しても責任を負っていないようであるが、これは改正憲法第六十五条
に『行政権は、内閣に属する。』とあり、第六十六條第三項に『内閣は、行政権の
行使について、国会に対し連帯して責任を負う。』とあるところに反する。」

さらに、「(二) 経済秩序委員会【独占禁圧委員会】(仮称)」において、「(1) 本委員会は
これを内閣総理大臣の監理の下に置く。」とする記述が確認できる。

その一方で、日本側のうちの司法省は、1946年10月8日付「カイク試案に対する司法
省意見」において、委員会の所属を司法大臣とする意見を主張している。

まず、「二」の「三人委員会に対する意見」では、「(1) 司法大臣の監督の下に委員会を設
ける。」とし、続けて、「三人委員会を内閣直属機関たらしめる案(商工省案)の欠点」と
して、以下の点を列挙し、これまでの日本側の提案と「著しい異った構想」を提示してい
る。

「(1) 公訴提起の権限

(2) 強制捜査権及びカイク案にある検察による調査権及び審問○喚問権を有し得ない
弱体の機関となる。

(3) 政変の影響が直接的である。

(4) 民事訴訟において三人委員会の事実認定に付或種の優越的効力を認めてある(カイク
案) ことが認容されない。」

これらの中で、特に「(3)」を理由とし、これ以降も司法省が委員会を内閣総理大臣の監
理の下に置くことの最大の問題点であると主張することになる。

なお、1946年10月9日付「経済秩序に関する示唆の要綱」は、「カイク」案を日本側が
整理分析した資料であり、「(三) 三人委員会」について、上記のとおり、「(8) 三人委員会
は行政機関であって、本法において賦与せられた権限及びこれに附随し、本法の意図ある
権能を果す為に必要な権限のみを有する。」と説明している。

以上からは、原始独禁法制定過程の既に初期において日本側のうちの商工省と司法省の間で、委員会の位置付けについて対立した考え方が存在していたことが確認されるのである。

このような中、1946年11月4日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」では、委員会に関して以下のように規定された。

「第二十五、 この法律の円滑且つ適正な運用を図るために独占禁圧委員会を置くこと。

第二十六、 独占禁圧委員会は、内閣総理大臣の監理に属すること。」

この内容は、この要綱に対して修正等が施された1946年11月8日付「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」にも継承された。

「第二十五、 この法律の円滑且つ適正な運用を図るために独占禁圧委員会を置くこと。

第二十六、 独占禁圧委員会は、内閣総理大臣の監理に属すること。」

その後、1946年11月20日付「不正競争の防止及び独占の禁止に関する要綱案に対する修正意見」では、「司法省刑事局経済課長」の「斉藤三郎」から「経済安定本部第一部」の「橋本事務官殿」宛てに以下のような文書が送付されたことが確認できる。

「一、 司法省意見を参考意見として記載せられたものを左の如く訂正せられ〇〇・・・
機構について

独占禁止委員会は司法大臣の監理に属せしめ、且委員の身分を保障し本法の公正な運用を期するものとする。」

すなわち、商工省側が委員会を内閣総理大臣の監理とする案を提示すると、常に司法省も司法大臣の監理と内容とする対案を提出するという対立の構図が日本側内部において確認されるのである。

そして、1946年12月2日からの一連の「独占禁止制度要綱に関する件（案）」（以下、「要綱」という）において、特に委員会の所属について大きな動きがあった。「要綱」は、項目（「事項」）ごとに「米国の立法例」、「甲案」、「乙案」からなり（なお、12月14日付「独占禁止制度要綱に関する件（未定稿）」が最後に確認される資料であるが、そこでは「甲案」が「参考」、「乙案」が「規定要旨」となっている）、主に「甲案」は「カйм」案を継承した内容となっており、これに対して「乙案」は日本側が商工省案と司法省案の両論を併記する形で整理がなされている。その「乙案」の「（1）委員会の構成」という項目では次のように表記されているのである。

「(A 説)

委員長一名、委員若干名をもって組織する独占禁止委員会を総理大臣の監理の下に置き、本法の実施に関する行政について国家意思の決定及び執行の機関たらしめる。

(B 説)

独占禁止委員会は、司法大臣の監理に属せしめると共に、委員の身分を保障し、本法の公正な運用を期するものとする。」

「(A 説)」が商工省案であり、「(B 説)」が司法省案である。

続けて、1946 年 1 2 月 5 日付「要綱」では、形式的には上記の両論を組み合わせた文言となっているが、実質的に司法省案を採用したものとなった。

「特別に任命せられる若干名の高級官吏をもって構成する独占禁止委員会を司法大臣の監理の下に置き本法の実施に関する行政について国家意思の決定及び執行の機関たらしめる。」

その後、1946 年 1 2 月 5 日付「乙案の別案」とする司法省意見では、「第八、機構」の「一、委員会」において以下のように指摘している。

「(一) 委員会の組織【手書きで「但委員ノ選任ニツイテハ総理ガ之ニ当ル】」

独占禁止委員会は、司法大臣の監理に属せしめると共に、委員の身分を保障し、本法の公正な運用を期するものとする（司法省）」

そして、1946 年 1 2 月 7 日付『「独占禁止制度要綱に関する件」につき経済閣僚懇談会に付議の結果を通知する件」では、以下のように司法省案を採用している。

「第八 機構

一、委員会

(一) 委員会の組織

【原案】特別に任命される若干名の高級官吏をもって構成する独占禁止委員会を内閣総理大臣の監理の下に置き、本法の実施に関する行政について国家意思の決定及び執行の機関たらしめる。

【修正案】『内閣総理大臣』を『司法大臣』に改める。」

これらの内容は、1946 年 1 2 月 7 日付及び 1 4 日付の「要綱」においても同じである。

「特別に任命せられる若干名の高級官吏をもって構成する独占禁止委員会を司法大臣の監理の下に置き本法の実施に関する行政について国家意思の決定及び執行の機関たらしめる。」

以上に紹介した一連の「要綱」において、司法省案である委員会を司法大臣の監理の下に置くことが日本側の統一した意見として採用されたことが確認される。

しかしながら、一連の「要綱」と同時期のものである 1946 年 1 2 月 1 0 日付「独占等の禁止制限に関する法律案」では、「要綱」とは正反対に、委員会を内閣総理大臣の監理としている。

「第二十八條 この法律の施行に任じ且つその適正な運用を図るために、独占禁止委員会を置く。

第二十九條 独占禁止委員会は、内閣総理大臣の監理に属する。」

この翌日である 1946 年 1 2 月 1 1 日付「Outline of the Antitrust Law」は、委員会の所属を「要綱」と同様に司法大臣としている。

「i Composition of committee

An Antitrust Committee, composed of a certain number 【本稿執筆者注：ママ】

of specially appointed government officials of high rank shall be set up under the supervisory of the Minister of Justice, and it will be made an organ for decision and execution of the will of the state relating the enforcement of the present law.」

「独占等の禁止制限に関する法律案」の内容のうち内閣総理大臣を司法大臣に置き換えたものが、1946年12月20日付「独占等の禁止制限に関する法律案」に継承されることになる。

「第二十七條 この法律の目的を〇〇し、その適正な運用を図り且つその施行に任ずるために、独占禁止委員会を置く。

第二十八條 独占禁止委員会は、司法大臣が、これを監理する。」

そして、同日付の「(資料) 独占禁止制度において問題となる諸項目」では、「第七」の「実施の機構」に関する諸項目として、「(一) 委員会」に関する「(1)委員会の組織」、「合議体組織の行政機関」、「委員の数」、「所管大臣等」を列挙している。

その後、1947年1月1日付「法律案」(下書き版)は、再度、これまでの委員会の所属を司法大臣から内閣総理大臣に変更したが、なぜ変更したのかという理由は資料からは不明である。

「第二十四條 この法律の目的を達成し、その適正な運用を図り且つその施行に任ずるために、独占禁止委員会を置く。

第二十五條 独占禁止委員会は、内閣総理大臣が、これを監理する。」

当該「法律案」(清書版)も条文番号がそれぞれ「第二十三條」と「第二十四條」と変更されただけであり、文言の修正等はない。

しかしながら、1947年1月1日から15日の間と考えられる法案資料では、再び委員会を司法大臣の監理の下に置くとしている。日本側内部における委員会の位置付けに対する考えの揺らぎが確認できる。また、この法案資料において「独立した職権」という文言が、委員会設置規定・委員会所属規定と並んで初めて規定された。委員会の監理に関する規定の次の条文に「委員は独立して職権を行う」という規定を置くということは原始独禁法制定まで続くが、以下の諸法案の引用においては「委員は独立して職権を行う」ことを内容とする規定の引用は省略する。

「第二十三條 この法律の目的を達成し、その適正な運用を図り且つその施行に任ずるために、独占禁止委員会を置く。

第二十四條 独占禁止委員会は、司法大臣の監理の下に独立した職権を行う。」

この内容は、条文構成を変えながらも1947年1月17日付「法律案」(下書き版)に継承される。なお、この「法律案」には委員会の設置の目的に関する文言が修正の上で既に挿入されている。そして、「監理」が「管理」に修正され、原始独禁法直前まで継承された。

「第二十四條 この法律に定める職務を行はせる為、独占禁止委員会（以下委員会といふ。）を置く。

委員会が司法大臣の管理に属す。」

さらに、1947年1月17日付「法律案」（清書版）には、委員会設置の目的に関して手書きによる修正が施されている。

「第二十四條 この法律に定める職務を行ひ且この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は司法大臣の管理に属す。」

そして、1947年1月20日付「法律案」（下書き版）においても更に委員会設置の目的の箇所が修正されている。

「第二十六條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は司法大臣の管理に属す。」

この修正が、1947年1月20日付「法律案」（清書版）に反映される。

「第二十六條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は司法大臣の管理に属す。」

そして、若干の文言の修正が、1947年1月22日付「試案」（下書き版）においてなされたが、この「試案」の清書版は以下のとおりである。

「第二十六條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は司法大臣の管理に属する。」

この「試案」の説明文書である翌日の1947年1月23日付『『私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』立案要旨』は、「六、第六章『獨占禁止委員会』において」という項目で、以下のように立法理由の説明を行っている。

「（一）委員会は司法大臣の管理の下にある行政機関にして且つ本法の適用に関しては獨立機關なることを明にしたこと。（第二十六條、第二十七條）」

特に、第一に、司法大臣の管理の下にある行政機関であること、第二に、法運用に係る獨立機關であることの二点が最も重要な委員会の特徴であることが確認される。

また、日付不明の「独占禁止草案要綱（案）」は司法省により作成された資料であるが、そこでは、「第一」として、「**独占禁止委員会は、司法大臣の監督に属し、企業の独占等この法律違反行為の有無の調整、審議、違反行為の阻止に必要な処分その他企業の独占等を禁止するに必要な処分をする。**」としている。

さらに、「第四」において、「**委員長及び委員は、その就任にあたって、『良心に従ひ、何ものをも恐れずまた何ものにも惑はされず、忠実且つ公正に自己の職責を完うすることを誓ふ』旨の宣誓をしなければならない。**」という記述も確認できる。「**独立してその職権を行う**」という文言に対応する考えであろう。

1947年1月1日から15日の間と考えられる法案以降の資料では、日本側は委員会を司法大臣の管理の下に置くとする統一した見解に立っていた。しかしながら、1947年1月27日付「関係次官会議」では、以下のように次官会議において商工省と司法省のそれぞれが委員会を内閣総理大臣の下に置く意見、司法大臣の下に置く意見を述べ対立したこと、

そして、そのうえで、司法大臣の下に置くという原案どおりとすることとなったことが記載されている。

「三、独委会を司法大臣の管理下におく事

商工省反対 理由 ①〇〇法上の司法大臣の地位—政治勢力に〇されはせぬか

②行政面の方が強い

③司法省への GHQ の介入の道を開く事となる虞あり

司法省の意見

①首相の方が反って政治勢力に〇される

②行政機関ではあるが、〇むしろ裁判所に近きものだ

結局原案通りとなる。」

委員会の位置付けについて、原始独禁法制定過程の初期においては、商工省案（内閣総理大臣）と司法省案（司法大臣）との意見の相違は確認されるが、それぞれがどのような理由に基づいてそのような主張を行っているのか、この資料において初めて明らかとなった。すなわち、最も重要な論点としては、委員会が政治から受ける影響である。独立した職権を持つ以上、政治的圧力との関係が論点となることは当然であり、この点に関して二つの案が対立することになったのである。

また、米国側には、1947 年 1 月 28 日及び 30 日付「CHECK SHEET Provision for Separate Administrative Agency in Antitrust Legislation, WFM/VHK/LNS/nh」とする資料がある。これらは、ESS から GS への二つの文書（「File No. 091.31(28 Jan 47)ESS/AC」と「File No. 091.31(30 Jan 47)ESS/AC」）である。内容はほぼ同一であるが、前者では二箇所削除線が引かれているため、1 頁分のみの資料しか確認できていない。後者は、本文に対する修正及び欄外に手書きによる記載が確認され、2 頁分の完全版である。以下、1 頁目は前者を用いて、後者との比較を行い得るように記載し、2 頁目は後者を引用する。

- 「1. Reference is "An Act to Promote and Preserve Free Trade and 【Fair : 前者では手書き、後者ではタイプ打ち】 Competition." prepared by Antitrust and Cartels Division and submitted to the Government Section in August 1946 for comment.
2. Reference document, which is a general antitrust law in draft form, provided for setting up administrative machinery in the Ministry of Justice. After concurrence from various interested Divisions within ESS, and submission to the Government Section, the document was presented to the Japanese Government as embodying generally SCAP's views on appropriate antitrust legislation.
3. Recent studies on the subject incorporate recommendations to the effect that the antitrust program should be entrusted to a specialized agency operating at a high governmental level. Upon reconsideration of the type of administrative body best suited to inaugurate antitrust policies on a sound organizational basis, this Section recommends that the Japanese Government, independent of and not a part of the Ministry of Justice or any other existing Ministry, agency

or instrumentality thereof.

- a. The antitrust agency should be modeled after the 【United States : 前者では削除線が引かれており、後者では U.S. に変更されている】 Securities and Exchange Commission and the Federal Trade Commission with exclusive jurisdiction over investigation, administration and preparation of antitrust cases for trial; have broad investigatory powers including the right to require, by subpoena or otherwise, the production of documents and the sworn testimony of witnesses or other evidence from any person, organization or Ministry or agency of the Japanese government, in connection with any matters pertinent to the execution of the antitrust laws; have independent control over the institution and conduct of 【litigation under : 後者で削除線と追加の手書きが確認されるが判読困難】 the Act, 【it being mandatory for the Ministry of Justice to provide adequate legal services for litigation or : 前者で削除線で、後者ではこれを反映させている】 the agency being authorized to employ its own staff of trial 【後者で何等かの挿入の意図が確認される手書きあるが判読困難】 attorneys 【to handle litigation : 後者で削除線】 .」

この文書は、米国側が日本側のこれまで作成してきた法案の内容に対する意見を示すものである。米国側は、ここにおいて初めて、委員会の権限の重要性、独立機関であるべきこと、委員会のモデルとなるのが米国の証券取引委員会及び連邦取引委員会であることを指摘し、結論として、司法大臣その他既存の省庁の監理の下に置くのではなく、また、それらから独立した行政組織として位置付けるべきであることを求めていることが確認できる。

同日付であるが、司令部に提出する 1947 年 1 月 28 日付「試案」では、これまでの諸法案の内容を継承し、引き続き委員会の所属を司法大臣としている。

「第二十四條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は司法大臣の管理に属する。」

1947 年 2 月 4 日付「Tentative Draft」はほぼ忠実な英語訳である。

「Article 24. In order to ensure proper operation of this Law, there shall be an established Antitrust Commission.

The Antitrust Commission shall be under the jurisdiction of the Minister of Justice.」

その後、1947 年 2 月 5 日—12 日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」は、以下のよう米国側の意見を整理している。

「独占禁止委員会は、内閣総理大臣の管理下に置くこと。」

そして、2 月 5 日付英語版のチェックリストには、「6. 司法省に対する委員会の責任」

とする記述がある。

1947年2月6日付「獨占禁止法案に関する G・H・Q・側意見」は、「獨占禁止委員会に関するもの」として、以下のように指摘する。

「GHQ 側意見

1. 司法大臣の管理に関しては獨立性の点からみて不可。

答弁及理由

獨立性を失ふ虞なし。人事、予算上が主たる意味。」

「GHQ 側意見

7. 委員会の予算が議會から獨立してゐるやう規定すること。

答弁及理由

研究する。行政機關故問題であらう。」

以上の米国側と日本側との間の交渉においては、委員会の位置付けに関して、日本側内部における対立だけでなく、内閣総理大臣を主張する米国側と司法大臣を主張する日本側（司法省）とが対立していることが明確となった。

また、欄外に手書きで「Antitrust Legislation Red 10 Feb 47」とある1947年2月10日付の英語資料「My Opinion as to "the Anti-Trust Commission" as provided for in the Bill of Anti-Trust Laws. By Goro Kashima」が存在するが、そこにおいては以下のように、委員会を司法大臣の管理の下に置くことは、委員会の積極的な活動を制約し、司法省と委員会は相容れない関係であるとする批判的意見が出されていたことが確認される。

なお、「Goro Kashima」という人物は、弁護士であり、終戦後は司法省、その後、1946年8月22日から1948年12月31日まで持株会社整理委員会の常務委員であった加嶋五郎であると考えられ、本資料は、持株会社整理委員会の常務委員であった時期の意見と考えられる（『昭和財政史二独占禁止』232頁）。

「The Commission should be an organ under the direct control of the Cabinet, forming a triangular structure with the Economic Stabilization Board and the Price Board. I am opposed to the Government's proposal to place it under the Justice Minister for the following reasons:

(1) In order to enable the Commission to fully display its powers, it is necessary to vest it with the powers of demanding at any time necessary cooperation from the various ministries concerned. Such a power in【本稿執筆者注：ママ】 not only necessary from the very nature of the Commission's functions, but its necessity is all the more keenly felt since the Commission must be organized by a minimum number of personnel at a time, as at present, when our national finance is in very straitened circumstances. However, even if the Commission should be given such a power as a matter of system, it would not be able to function freely in actual【本稿執筆者注：ママ】 practice if it is made a merely

subordinate government agency under the jurisdiction 【本稿執筆者注：ママ】 of the Justice Minister. Unless it is given a rank and dignity befitting its important functions, just as the Economic Stabilization Board has been made an organ directly controlled by the Cabinet, satisfactory operations in actual practice can hardly be expected.

This point is especially 【本稿執筆者注：ママ】 felt as there is fear of frictions easily arising between the Commission and the various government offices concerned, because of the very wide fields in which controlled economy, which is in sharp contrast to the anti-monopoly system, has to be carried out in this country at the present time.

- (2) It is not quite possible to obtain from the Justice Ministry the personnel necessary to organize the Commission. Capable persons must be sought widely from the other government offices concerned, as well as from civilian sources. Great difficulties may be encountered in seeking necessary personnel if the Commission is made as were organ under the supervision of the Justice Minister. Even if, fortunately, the necessary personnel should be obtained, they would be placed in the difficult situation of performing judicial administration by embracing within the Justice Ministry a Commission which is a kind of, so-to-say, "alien" element. I greatly fear this point, because I anticipate that SCAP's guidance of and supervision over the Commission will be quite strict. In short, the system of placing the Commission under the direct supervision of the Justice Ministry would not only place an excessive burden on the Justice Ministry, but there is considerable danger of inviting the undesirable result of hurting the dignity of the judiciary, of which the judiciary has been proud and for which it has so far enjoyed the confidence of the people.]

ここでは、委員会は経済安定本部のように内閣が直接コントロールする組織でなければ機能しないであろうこと、経済が規制されている日本では委員会と他省庁の間で紛争が生じるであろうことから内閣による直接のコントロールは特に重要であること、委員会が司法省の下位機関になると人材を集められないであろうこと、司法省の負担が過重になり、司法制度の厳格性が損なわれかねないことを理由に、司法省の管理下に置くことを反対している。

さらに、2月12日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）は、以下のように記述している。

「3. Responsibility to the Prime Minister

It was agreed that the Antitrust Commission should be responsible to the

Prime Minister instead of the Minister of Justice.]

このように、1947年2月10日前後には、独禁法の立案グループのメンバーではない者ではあるが日本側にも、委員会を司法大臣の管理の下に置くことに対して批判があったことが確認され、米国側が委員会を内閣総理大臣の所属にするべきであると強く指示していることが確認できるのである。

その後、1947年2月13日付「獨占禁止法案に関する G.H.Q.との折衝(3)」では、米国側の指示に応える形で、司法省内部において意見決定をするよう求められたことが確認できる。

「五、司法大臣の管理は司法大臣の干渉を招く故内閣総理大臣の管理とすること。

司法省上層部の意見決定まで留保する。」

続けて、2月14日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）は、以下のように記述している。

「1. Responsibility to Prime Minister

The draft bill submitted to SCAP provides that the Antitrust Commission shall be responsible to the Minister of Justice. At our first meeting on Thursday, 6 February 1947, it was immediately pointed out to the Japanese representatives that this was unacceptable and that the antitrust agency should be entirely divorced from any existing Ministry, including Justice. They agreed, in principle, that the Commission should be an independent in organizational status as possible. In the course of discussion, it became apparent that this, in effect, meant responsibility to the Prime Minister.

It now develops that the matter has not been cleared at the Cabinet level and that the Minister of Justice still insists on responsibility to himself. A definite answer was requested as soon as possible. This must necessarily await the next Cabinet meeting scheduled for Tuesday, 18 February 1947. It was agreed that an attempt would be made to resolve the question by calling in a responsible official of the Ministry of Justice on Monday, 17 February 1947, to provide an opportunity for him to explain how the agreed principle - that the Antitrust Commission should have as independent a status as possible - is carried out by making it responsible to the Minister of Justice.]

すなわち、米国側と日本側の立法担当者の間では、委員会を各省庁からできる限り独立した職権行使を行うことができる行政機関として創設し、そのために委員会を司法省ではなく内閣総理大臣の監理の下に置くということに合意したこと、この問題は日本側では内閣で解決しておらず司法省が自己の管理に置くことをなお主張していること、しかし2月18日の閣議までに司法省から確定的な回答を得ることが必要であることから、18日に司法省の責任者を呼んで独立性を確保するという上記合意を実行することが司法省の管理

下においていかにして実現できるのか説明する機会を与えることとしたことが、上記資料から確認される。

そして、司法省の責任者による説明がなされた 2 月 17 日付の会議議事録 (CONFERENCE NOTES) が存在し、以下のように記録されている。

「1. Mr. Saito appeared in response to the request that an authorized representative of the Minister of Justice explain how the agreed principle, that the Antitrust Commission should be as independent in organizational status as possible, would be best carried out by making it responsible to the Minister of Justice. By way of introduction, it was pointed out that antitrust legislation came within the jurisdiction of the Economic and Scientific Section of SCAP and, correspondingly, that it was being handled on the Japanese Government side by the Economic Stabilization Board; that it was not primarily a legal reform measure but economic legislation incidentally requiring changes in existing laws; and that the agreed proposition that the Antitrust Commission should be separate agency was based on the advisability of its being staffed with specially trained experts clothed with the full dignity of an independent governmental organ.

a. Mr. Saito stated that it was not legally or constitutionally impossible to make the Antitrust Commission responsible to the Prime Minister. He affirmed, however, that the best way to insure its “independency” was to connect it with the Minister of Justice, because the record of the past fifty years demonstrated that the judiciary had been the most independent part of the Japanese Government, a fact properly attributable to its ties with the Minister of Justice. The Minister participated in the selection of judges, as well as their salaries and promotions. He admitted, however, that under the antitrust bill the members of the Commission and the antitrust judges would not be appointed by the Minister of Justice, nor would the matter of their salaries or promotion rest in his hands.

b. Mr. Saito maintained that responsibility to the Prime Minister would result in less “independency” because he is primarily concerned with political affairs and with public opinion, as distinguished from judicial matters that absorb the attention of the Minister of Justice. His comment on the fact that HCLC had been made responsible to the Prime Minister was that it was correct in view of the nature of its work, namely, administration. The Antitrust Commission, by way of contract, was concerned with judicial functions. He did not comment, but remained silent, when it was emphasized that the Antitrust Commission would be dealing primarily with economic issues and that antitrust legislation was

not simply a matter of legal or judicial reform. It was pointed out that during the past fifty years, during which the Minister of Justice established his alleged record of impartiality, recommendations in favor of antitrust legislation were never forthcoming, their necessity apparently escaping his attention. He did not respond to the question as to whether it was unfair to suppose that the Minister of Justice might be unsympathetic to a vigorous enforcement of the antitrust laws. It was pointed out that effective administration would depend in large measure on economic thinking and judgment and that antitrust enforcement, as a living economic reality, was not something automatically encompassed within traditional legal viewpoints. When asked whether he personally felt that the members of the Antitrust Commission should be appointed by the Minister of Justice (instead of the Prime Minister, as set forth in the Government bill), he responded: "Why not?" It was stated that the Commission should have the full dignity of an independent Government agency so that it could stand on its own feet and have a fair chance of success.

2. After reporting the foregoing facts to Miss Eleanor Hadley, (G. S.), a meeting was arranged by her with Judge Oppler, Mr. Blakemore and Mr. Risse, all of the Government Section. They emphasized that under the new Constitution, in order to insure an independent judiciary, matters pertaining to appointment of judges, and their salaries and promotions, were deliberately taken away from the Minister of Justice. The concerns of their opinion was that if the operations of the Antitrust Commission could be described as semi-judicial in character, it was sufficient reason in itself for not making the Commission responsible to the Minister of Justice.
3. a. In the afternoon, a second conference was held with Mr. Hashimoto and Mr. Kashiwagi, without Mr. Saito present. It was pointed out that the new Japanese Constitution rejected the point made by Mr. Saito, namely, that the independence of the judiciary was insured by tying in promotions, salaries and appointments with the Minister of Justice. In fact, to provide a truly independent court system, the influence of the Minister of Justice was deliberately eliminated.
- b. It was also observed that only a part of the operations of the Antitrust Commission would be "semi-judicial" in nature, namely, the holding of public hearings antecedent to the issuance of cease-and-desist orders; that many of their activities would either be economic in nature or otherwise non-judicial, and that as much justification existed for making the

Commission responsible to the Minister of Commerce and Industry as to the Minister of Justice.

- c. It was noted that when the work of the Antitrust Commission impinged on the judicial area, namely, criminal prosecutions, the Minister of Justice already had ample control, since trials would be handled by public prosecutors assigned by the Procurator General. If by "responsibility," the Minister of Justice desired to be in a position to have information and to comment on the activities of the Commission, he merely had to call for reports from his own public prosecutors. The latter would be assigned to assist and consult with the Commission on cases ultimately forming the basis of criminal prosecutions, and in the course of their work, could observe and attend public hearings and proceedings terminating in cease-and-desist orders.
- d. The Japanese representatives expressed themselves as being completely in favor of making the Antitrust Commission responsible to the Prime Minister, and not to the Minister of Justice. They stated that the foregoing points would be transmitted to the Legislative Bureau and to the Chairman of ESB so that they could be used as the basis of their arguments before the Cabinet meeting scheduled for Tuesday, 18 February 1947.]

以上の資料からは、当日の会議は、午前には、司法省の責任者による説明と議論、その後における米国側内部（民生局）での話し合いがなされ、そして、午後には米国側と司法省の責任者を除いた日本側の立法担当者との間で交渉するという経緯をたどったことが確認できる。

司法省の責任者は、司法省の下で委員会の独立性が最も確保できるかについては、これまでの五十年の歴史的経緯から司法省が日本政府において最も独立した機関という存在であり続けたこと、任命、昇進等も司法大臣が行ってきたことを主張したこと（司法省は独立性について人事、予算の独立性を重視していることがうかがえる。これに対し、米国側は「試案」では委員は内閣総理大臣が任命することとなっていることから矛盾を指摘している）、内閣総理大臣の下に置くことで委員会が大きな政治的影響を受けること、独禁法の問題は司法と関連しており司法省がふさわしいこと等を主張していたことが確認される。それに対し、米国側は、独禁法は伝統的な司法問題というより経済問題を取り扱うものであること、司法省が本法の積極的な運用について貢献してこなかった経緯等を前提に内閣の管理に置くべきだと考え、日本側の立法担当者との交渉の席においては、委員会の「準司法的 (semi-judicial)」活動及び純粹に経済的活動その他非司法的活動 (either be economic in nature or otherwise non-judicial) については司法省だけでなく商工省の管理ともし得ること、司法的な手続（刑事事件）については司法省が委員会にかかわり得る制度になっていることから問題ないと考えていたことが確認される。

そして、日本側は委員会を内閣総理大臣の管理の下に置くことに賛成し、閣議において上記の理由を示すことが日本側から表明されたことが確認されるのである。

2月18日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）では、日本側から米国側に対して、日本側内部での意思統一が閣議によって最終的に行われた旨の報告があったことが確認される。もっとも、司法省は閣議においても最後まで反対し、裁決において孤立したとされており、興味深い。

「1. The Japanese representatives reported that at the Cabinet meeting held today, it was determined that the Antitrust Commission should be responsible to the Prime Minister and not to the Minister of Justice. The representatives of the Legislative Bureau and the Chairman of the ESB, fortified with arguments indicated in our discussion yesterday, led the opposition to the Minister of Justice, and in the final voting the latter stood alone.」

このような経緯は、1947年3月15日付「Reports on Status of Antitrust Legislation for Period ending 15 March 1947」というサルウィン作成の文書において、以下の記述があることから確認されるのである。

「10. During the period 10 February 1947 - 28 February 1947, various representatives of different interested Ministries had been brought in by Measre. Hashimoto and Kashiwagi to discuss such provisions as the responsibility of the Antitrust Commission to the Prime Minister (instead of the Minister of Justice) and the exemption provision for cooperatives. On 18 February 1947, the Cabinet decided at its regular meeting that the Antitrust Commission should be responsible to the Prime Minister instead of the Minister of Justice - a change requested by this Branch from the provision appearing in the Government bill submitted on 28 February 1947.」

すなわち、この資料において、2月10日から28日にかけて関係省庁の代表者が橋本と柏木とともに、委員会の所属を司法省ではなく内閣総理大臣とするかどうかに関する規定に係る議論を行い、その後、2月18日の内閣通常閣議において委員会は内閣総理大臣の所属とすることを決定したことが確認されるのである。

そして、1947年2月22日付「修正試案」において、委員会が内閣総理大臣に所属することが確定されることとなったのである。

「第二十六條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は内閣総理大臣の管理に属する。」

1947年2月25日付「修正試案」はこの内容を継承した。

「第二十六條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

独占禁止委員会は内閣総理大臣の管理に属する。」

1947年2月24日付「Revised Draft」では、依然として司法大臣の管理の下とされてお

り,「Revised Draft」は, 委員会の所属については米国側と日本側の合意を反映していない。

「Article 26. In order to ensure proper operation of this Law, there shall be an established Antitrust Commission.

The Antitrust Commission shall be unde the jurisdiction of the Minister of Justice.」

その後の 1947 年 3 月 6 日付「第二次修正試案」は, 条文番号が変更されたが委員会の所属を内閣総理大臣としている。

「第二十九條 この法律の目的を達成するため, 公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は内閣総理大臣の管理に属する。」

1947 年 3 月 9 日付「第三次修正案」も同じ内容を継承した。

「第二十六條 この法律の目的を達成するため, 公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は, 内閣総理大臣の管理に属する。」

英語版の 1947 年 3 月 1 1 日付「Third Revised Draft」においても同様の内容が確認される。

「Article 26. In order to ensure proper operation of this law, there shall be established a Fair Trade Commission.

The Fair Trade Commission shall be under the jurisdiction of the Prime Minister.」

そして, 1947 年 3 月 1 1 日付「第四次修正案」も以下のとおり継承されている。

「第二十六條 この法律の目的を達成するため, 公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は, 内閣総理大臣の管理に属する。」

1947 年 3 月 1 5 日付「第五次修正案」では条文番号の変更のみの修正が行われた。

「第二十七條 この法律の目的を達成するため, 公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は, 内閣総理大臣の管理に属する。」

そして, 1947 年 3 月 1 5 日付「Bill」も忠実な英訳となっている。

「Article 27. In order to ensure proper operation of this law, there shall be established a Fair Trade Commission.

The Fair Trade Commission shall be under the jurisdiction of the Prime Minister.」

以上のような委員会の位置付けについて, 1947 年 3 月 2 4 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」が以下のように説明を行っている。

「十四. 公正取引委員会の性格と各省大臣との関係

(一) 本法案は第八章に公正取引委員会の規定を設け, その組織及び権限, 手続その他を規定しているがその冒頭第二十七条でこの法律の目的達成の為公正取引委員会を置く旨及びそれらが内閣総理大臣の管理に属する行政機関であることを明らかにしている。その限りに於ては委員会は形式的には各大臣の管理下に

ある省、庁、局と同一の立場に立つ。しかしながら、本法案の運用を左右する委員会の使命は誠に重大で、法の委員会に与えている裁量の余地は極めて大きいのである。右に鑑み委員会は極めて特殊な性格を持つに至っている。」

これとほぼ同様の記述は、『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案の理由説明（本会議用）」という説明文書においても確認される。

「この法律の本質として、委員は常にその時々¹の社会的要求を充分に考慮を致すべきであります²、その考慮と、これに基く判断とは、裁判官と同じように、主務大臣の指揮監督を受けずに、独立してこれを致すのであります。しかして委員会は、その職務を行うために必要がある場合には、強力な調査権限が与えられております。」

同じく、『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案の理由説明（委員会用）」という説明文書は以下のとおり記述している。

「而して、公正取引委員会は行政官庁ではありますが、その委員は裁判官と同じように、独立してその職権を行うのであります。」

そして、原始独禁法では最終的に以下のように、それまでの「管理」を「所轄」と修正して規定した。

「第二十七條 この法律の目的を達成するため、公正取引委員会を置く。

第二項 公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」

（小括）

日本側内部においては、日本国憲法との関係から、原始独禁法制定過程の早い時期において委員会が、国会に対して責任を負わなければならないと解していたため、委員会を内閣総理大臣と司法大臣のいずれに属させるかという点がまず問題となった。すなわち、原始独禁法制定過程の初期の 1946 年 1 0 月 8 日において、商工省案が内閣総理大臣、司法省が司法大臣の監理下に置くという主張を行っている資料が確認できる。

このような対立は、「政変」や「政治勢力」といった表現により商工省と司法省が自己の所属とすることの適切性を主張したものであって、そのために委員会の所属先に係る問題が政治的論点となったのである。

その後、1946 年 1 1 月上旬の二つの法案では、「内閣総理大臣の監理に属する」とされ、商工省案が採用された。この法案に対して、1 1 月下旬に「司法大臣の監理に属」という司法省の修正意見が提出され、その結果、日本側の本格的な法案作成のための準備作業である 1 2 月上旬から中旬にかけての幾つかのバージョンのある「独占禁止制度要綱の関する件（案）」のうちの 1 2 月 2 日付の資料では、これら二つの案が併記されていた。しかしながら、その後の 1 2 月 5 日付以降の資料では、司法大臣案が採用され、この資料と同時期に作成された法案においても司法大臣とする旨の規定が確認できる。

もっとも、1 2 月 1 0 日付の法案資料では、「内閣総理大臣の監理に属する」と唯一この時期において異なる内容となっている。また、1947 年 1 月 1 日付の法案では内閣総理大臣が監理するという規定に再度修正されることになる。

様々な資料からは、日本側内部における委員会の所属に関する意見が統一されていなかったと考えられるが、1947年1月28日付の司令部に提出するための法案に至るまでの日本側内部での法案作成作業においては、すべて司法大臣と統一されている。司令部に提出する以上、日本側の統一意見が必要であったことによるものと考えられる。

米国側は、この提出された法案を受けて、この論点について初めて意見を述べた。そこでは、司法省を含めた既存の省庁に属するという日本側の考え方を否定している。さらに、1947年2月上旬の米国側と日本側との集中的な交渉では、米国側は内閣総理大臣という指摘を明確に行っているのである。これ以降、委員会の位置付けの対立軸は、内閣総理大臣を主張する米国側と商工省、司法大臣を主張する司法省ということになる。

そして、1947年2月14日以降の交渉の場では、司法省の責任者による説明を受けた上で、米国側は、司法省による積極的な法運用に対する疑義、経済問題を取り扱う委員会の非司法的性格、司法手続に対する司法省の関与の確保等を主張し、これらの点が、日本側内部での意見統一のための根拠となることが確認された。その結果、1947年2月18日の内閣通常閣議において委員会が内閣総理大臣の所属となることが決定され、この点がその後の英語及び日本語の法案において反映され、原始独禁法に継承されたのである。米国側の強い主張を背景に成立した規定といえる。

第二節 調査権限

委員会の調査権限については、委員会に持ち込まれた事案解決のために行う調査を主として念頭に置く。なお、原始独禁法では、関係する者に対する意見聴取や調査の囑託を内容とする規定も定められている。以下では、事案解決のために行われる調査、すなわち、個別かつ特定の事案に対する委員会内部の手続に限定した意味における調査権限を検討の対象とする。

1946年10月2日付「獨占の禁圧【欄外に手書きで挿入指示「不正」】競争の防止を実施する機構（案）」では、「3、権限」として、「獨占禁圧委員会は、獨占禁圧及び不正競争の防止に関する法律により、左の権限を与えられるものとする。」として、その中に以下のような権限を有すると記述している。

「ロ、〇〇の審理及び判定を行ふに必要な、報告の聴収又は、〇〇若しくは〇〇を行ふこと。」

A及びCにおける10月7日付「獨占の禁圧不正競争の防止を実施する機構（改正案）」では、「ハ、全号の審理及び判定を行ふに必要な報告の徴収又は、調査若しくは検査を行ふこと。」となっているが、内容としては委員会の調査権限に関する説明である。

さらに、1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」においても、委員会の権限の一つとして、「4 審理及び判定を行い又は事犯の発生を防止する為に、政府又は民間から、必要な報告を徴し資料を提出せしめ又は調査若しくは検査を行うことが

出来る。」と同様の内容が指摘されていることが確認できる。

しかしながら、1946年10月8日付「カイク試案に対する司法省意見」では委員会の権限の強化、特に強制調査権限についての言及がある。

「(5) 委員会の権限は大要試案のとおりとするも、

(i) 強制力を伴ふ事実の調査又は違反の捜査は委員長が検事を指揮して之をなす。」

このように指摘する根拠として司法省は、この時点での商工省案が提示した委員会を内閣の直属機関とする意見の欠点として、「(2) 強制捜査権及びカイク案にある検察による調査権及び審問・喚問権を有し得ない弱体の機関となる。」ことを指摘しているのである。司法省の監理に属させることがこのような欠点を補うことになると考えているようである。

1946年11月4日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」では、特に簡潔に、日本側の司法省の意見を採用せずに、米国側と日本側（商工省）において主張されていた内容をそのまま規定として組み込んだといえる。なお、「二、」及び「三、」については以下の検討の対象から除外する。

「第三十、独占禁圧委員会は、この法律の前各条に定める権限の外、左の権限を有すること。

- 一、前各条に定める権限を行ふために必要がある場合に、必要な者から報告を取り、又は必要な場所に臨検して検査すること。
- 二、この法律の規定に対する違反行為の発生を防止するために必要がある場合に、必要な者から報告をとること。
- 三、この法律の目的を達成するために適当な法律又は命令を制定すべきことを、政府に対して勧告すること。」

上記の「法律案」の修正版である1946年11月8日付「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」も同じ内容の規定となっている。

「第三十、独占禁圧委員会は、この法律の前各条に定める権限の外、左の権限を有すること。

- 一、前各条に定める権限を行ふために必要がある場合に、必要な者から報告を取り、又は必要な場所に臨検して検査すること。
- 二、この法律の規定に対する違反行為の発生を防止するために必要がある場合に、必要な者から報告をとること。
- 三、この法律の目的を達成するために適当な法律又は命令を制定すべきことを、政府に対して勧告すること。」

その後の1946年12月2日からの一連の「要綱」では、単に、委員会の権限として「(3) 報告の徴取、情報の蒐集」のみが指摘されているにすぎない。

そして、1946年12月10日付「法律案」では、調査に係る内容が一つの条文として独立したのである。

「第三十三條 独占禁止委員会は、この法律を施行するため又はこの法律の違反を〇め

防止するため、必要がある場合に、関係者から報告を徴し、又は当該委員をして必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。」

もともと、1946年12月11日付「Outline」では、先の「要綱」と同様に極めて簡潔に、「iii 委員会は報告及び情報収集を要求しうる。」とだけ記述している。

1946年12月20日付「法律案」では、先の12月10日付「法律案」の文言をそのまま継承している。

「第三十七條 独占禁止委員会は、この法律を施行するため又はこの法律の違反を予め防止するため、必要がある場合に、関係者から報告を徴し、又は当該委員をして必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。」

1947年1月1日付「法律案」では、上記の調査権限を内容とする規定のほかに、以下の「第三十八條」が新たに挿入された。

「第三十八條 独占禁止委員会は、職務の執行上必要があると認めたときは、関係各庁官吏に対し、委員会の会議に出席して、意見を述べるべき旨を要求し、又は、委員会の職務を執行するについて、参考となるべき事項に関し、報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

前項の規定により、会議に出席すべきことを要求された者に支給すべき旅費、報告、情報又は資料の提出を求められた者に対する費用の弁償、その他前項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九條 独占禁止委員会、委員長又は委員は、この法律を施行するため又はこの法律の違反行為を予め防止するため、必要がある場合に、関係者から報告を徴し、又は当該委員をして必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。」

「第三十九條」については、個別事案の対応を行うための規定としてこれまでの「法律案」の内容を継承しているといえるが、「第三十八條」は、より広く委員会の職務一般を行う上での委員会の権限を内容としている。この二つの規定が1947年2月22日付「修正試案」（清書版）において別個の「節」に分けられて規定されるまで比較的近接する条文番号によって規定され続けるのである。

なお、以下では、委員会の職務一般を行うために規定された調査等権限については検討の対象から除外する。

なお、「カйм」案の第18条には「enforcement」と題する執行に関する詳細な規定が置かれている。そして、1月における法案が綴じられた資料の中に「第十八條」として「施行」から始まる和文タイプ資料に手書きによる修正が行われた資料及びその清書版と考えられるガリ版刷りの資料が存在し、1946年9月版の翻訳とは別に、新たに翻訳がなされたことがうかがえる。その和文タイプ資料の最初の部分には、手書きで「一三日（月）」、「一

五〇部」の文字が書かれている。「一三日（月）」に該当するのは1947年1月13日であるので、この頃に「カйм」案の「執行」の部分が改めて研究された可能性もある。

日付不明であるが、1月1日から15日の間と考えられる法案では、以下のように初めて、調査の目的を「事実の調査をなすため」と明確化し、詳細な調査権限の内容が規定された。

「第三十二條 独占禁止委員会は事実の調査をなすために左の処分をなすことができる。

- 一、事件関係人若しくは参考人を審問し、又は此等の者より意見若しくは報告を徴すること。
- 二、鑑定人に鑑定を命ずること。
- 三、帳簿書類其の他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと。
- 四、事件関係人の営業所其の他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類其の他の物件を検査すること。

独占禁止委員会が相当と認めるときは委員長、委員又は調査官をしては前項の処分をなさしめることができる。」

そして、1947年1月15日付及び17日付「法律案」では、以下のように規定された。

【】の中は、17日付「法律案」における15日付「法律案」に対する追加記載の内容である。

「第四十一條 委員会は、事件の裁定をなすに必要な事実の調査をなすため、左の処分をなすことができる。

- 一、事件関係人若しくは参考人【に出頭を命じて】審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二、鑑定人に【出頭を命じて】鑑定を命ずること。
- 三、帳簿書類其の他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと。
- 四、事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

委員会は相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をなさせることができる。」

特に、調査を行う目的を更に詳細に、「事件の裁定をなすに必要な事実の調査をなすため」と規定して、委員会が対象となる人物に「出頭を命じ」ることができるとしている点が特徴的である。

1947年1月20日付「法律案」は、先の「法律案」の内容をほぼ継承している。

「第四十一條 委員会は、裁定をなすのに必要な事実の調査をなすため、左の処分をなすことができる。

- 一、事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から

意見若しくは報告を徴すること。

二、鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと。

四、事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

独占禁止委員会は相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をなさせることができる。

第一項の参考人及び鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。」

1947年1月22日付「試案」では、新たに「臨検検査」の際の証票の携帯の義務が規定された。

「第四十五條 独占禁止委員会は、裁定をなす左の必要な事実の調査をなすため、左の処分をなすことができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること

三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと

四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

独占禁止委員会が相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をなさせることができる。

前項の規定により、委員長、委員又は調査官をして臨検検査をなさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第一項の参考人又は、鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。」

この「試案」に係る説明文書である1月23日付「立案要旨」では、当該規定について、「(六) 委員会のなす裁定について、会議の方法、事実調査の方法、裁定手続、効力発生の時期を規定したこと。(第四十一條乃至第四十九條)」と指摘している。このように裁定をなすための調査権限を単に、「事実調査の方法」とのみ記述しているが、その一方で、先に検討の対象外としたより広い委員会の職務一般に係る調査の諸規定については、「(五) 委員会に強力な調査の権限を与えることとしたこと。(第三十七條乃至第四十條)」と指摘している点は興味深い。

そして、司令部に提出する1947年1月28日付「試案」は、1月22日付「試案」の内容を継承した。

「第四十三條 獨占禁止委員会は、裁定をなすために必要な事実の調査をなすため、左の処分をなすことができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

獨占禁止委員会が相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をなさせることができる。

前項の規定により、委員長、委員又は調査官をして臨検検査をなさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第一項の参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。」

1947年2月4日付「Tentative Draft」もこの内容を忠実に英語訳している。

「Article 43. The Antitrust Commission may, in order to conduct the necessary investigations for reaching a decision, make the following dispositions.

1. Summon and question persons connected with a case or witnesses or cause them to submit views and reports.
2. Summon experts and cause them to give expert opinions.
3. Order persons possessing accounting books, documents and other materials to submit the same, and detain the submitted materials.
4. Conduct spot inspections of the places of business operation, accounting books and other materials.

In the case the Antitrust Commission deems it to be proper, it may cause the Chairman, other members or secretaries to make the dispositions mentions in the preceding Paragraph.

In case the Chairman, other members or secretaries are dispatched for spot inspection, they shall be provided with a warrant.

The witnesses and experts, mentioned in Paragraph1, may claim such traveling expenses and allowances as provided for by Order.」

なお、日付不明の司法省作成の「独占禁止草案要綱（案）」では、再度簡潔な規定の書き振りに戻っているが、このような書き振りは条文化されていない。

「第十六 委員会、委員長又は委員は、職務の執行上必要があると認めるときは、営業

を営む法人に対し必要な事項の報告もしくは帳簿、書類その他必要な物件の提出を命じ、又調査官をして必要な場所に臨検し書類その他の資料の閲覧もしくは謄写をさせることができる。」

1947年2月上旬からの米国側と日本側の交渉の場においても調査権限に係る議論は行われていた。

例えば、2月6日付「独占禁止法案に関するG・H・Q・側意見」では、以下のような米国側の意見と日本側の意図が確認できる。

「GHQ 側意見

6. 一般人より、調査のための文書の提出、出頭を命じるやうに規定し且罰則を以て強制すること。

答弁及理由

賛成。ただ憲法との問題ある故研究する。」

また、1947年2月6日付及び12日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）においても、委員会の一般的な調査権限を認める内容の記述が確認される。

「6. General Procedure of the Antitrust Commission

It was agreed that the general procedure of the Commission should include pre-trial investigations; 【本稿執筆者注：以下、略】」

そして、1947年2月22日付「修正試案」（清書版）は、引き続きほぼ文言を変えることなくこれまでの法案を継承している。

「第四十四條 独占禁止委員会は、裁定をするために必要な事実の調査をするため、左の処分をすることが出来る。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

独占禁止委員会が相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定によって委員長、委員又は調査官に臨検検査をなさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第一項の参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することが出来る。」

1947年2月25日付「修正試案」も同様である。

「第四十三條 独占禁止委員会は、裁定をするに必要な事実の調査をするため、左の処

分をすることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

独占禁止委員会が相当と認めるときは、調査官をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定によって調査官に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第一項の参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することが出来る。」

そして、英語訳の同日付「Revised Draft」も同様である。

「Article 43. The Antitrust Commission may, in order to conduct the necessary investigations for reaching a decision, make the following dispositions.

1. Summon and question persons connected with a case or witnesses or cause them to submit views and reports.
2. Summon experts and cause them to give expert testimony.
3. Order persons possessing accounting books, documents and other materials to submit the same, and detain the submitted matter.
4. Conduct spot inspections of the places of business operation, accounting books and other matter.

In the case the Antitrust Commission deems it to be proper; it may cause the Chairman, other members or secretaries to make the dispositions mentions in the preceding Paragraph.

The secretaries shall, in case of a spot investigation is to be conducted in accordance with the provisions of preceding paragraph, be required to carry with them a warrant.

Witnesses and experts as provided for by Paragraph 1, of this article may claim traveling expenses and allowances in accordance with the provisions of separate order.」

1947年3月6日付「第二次修正試案」では、「事件について必要な調査をするため」とし目的について重要な変更をしている。これまでは委員会の裁定義務との関係で「裁定をな

す」ための調査権限としていたものが、「第二次修正試案」以降「何人も」委員会に事件を申し立てることができることとなったため、より広く「事件について必要な調査」をするという文言に変更したと考えられる。

「第四十八條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令で定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。」

1947年3月9日付「第三次修正案」も同様である。

「第四十五條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。」

1947年3月11日付「Third Revised Draft」では、手書きによる指摘が確認される。

「Article 45. The Fair Trade Commission may in order to conduct necessary investigations, with regard to a case【手書きで挿入を意味する矢印が確認できるが、その内容は判読困難】take following measures.

1. summon and question persons connected with a case or witnesses, or cause them to submit their views or reports.

2. summon experts and cause them to give expert testimony.
3. order persons possessing accounting books, documents, and other matter to submit the same, and detain any submitted matter.
4. Conduct spot inspections of any place of business or other necessary places of the persons connected with a case examine conditions of business operation, accounting books, and other matter.

The Fair Trade Commission may, in case it deems it to be proper, cause such of its personnel as prescribed by separate order to take such measures as provided for by the preceding paragraph.

In case a spot investigation is to be conducted by said personnel in accordance with the provisions of preceding paragraph, they shall be required to carry with them a warrant.]

1947 年 3 月 1 1 日付「第四次修正案」も引き続き同じ内容を継承している。

「第四十五條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。」

1947 年 3 月 1 5 日付「第五次修正案」も同様である。

「第四十六條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、

帳簿書類その他の物件を検査すること。

公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。」

1947年3月15日付「Bill」では、特に、本規定全体に対して、「not necessary clearly understood best way」という手書きによる指摘が確認される。

「Article 46. The Fair Trade Commission may in order to conduct necessary investigations【手書きで「on request or 判読困難な複数の単語」with regard to a case, take following measures.

1. summon and question persons connected with a case or witnesses, or cause them to submit their views or reports.
2. summon experts and cause them to give expert testimony.
3. order persons possessing accounting books, documents, and other matter to submit the same, and detain any submitted matter.
4. Conduct spot inspections of any place of business or other necessary places of the persons connected with a case examine conditions of business operation, accounting books, and other matter.

The Fair Trade Commission may, in case it deems it to be proper, cause such of its personnel as prescribed by separate order to take such measures as provided for by the preceding paragraph.

In case a spot investigation is to be conducted by said personnel in accordance with the provisions of preceding paragraph, they shall be required to carry with them a warrant.」

そして、原始独禁法は、これまでの文言を忠実に継承したのである。

「第四十六條 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第二項 公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員

会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

第三項 前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、これに証票を携帯させなければならない。」

(小括)

委員会の有する調査権限に関する諸規定は、広く委員会の職務一般のための調査活動ではなく、特に、委員会に持ち込まれた個別具体的事案に対する委員会による調査活動に関するものである。

そして、調査権限に関する規定の変遷においては、規定の一文にすべての具体的な調査活動を列挙する書き振りから、それら具体的な調査活動の一つずつの号に列挙する書き振りになっていったことが確認できる。

また、調査権限に係る規定の柱書において、調査権限の行使目的に関する文言の変遷が確認できる。すなわち、1947年3月6日付「第二次修正試案」以前は、委員会の最終的判断である「裁定」を行うためという目的を掲げていたが、「第二次修正試案」以降、事件について必要な調査をするためという目的に変更したのである。この調査権限の行使目的の変更は、委員会の個別具体的事案への調査の端緒として、「何人も」委員会に事件を申し立てることができ、それに対して委員会は調査を開始しなければならないという規定が設けられたことに対応するものである。

このように、委員会の調査活動に関する権限は、原始独禁法制定過程の初期において既に認識されていたことが資料から確認でき、ほぼすべての法案においても規定されていることが確認される。加えて、その内容も原始独禁法と大きく異なるものではない。また、委員会の調査権限に関して、米国側や日本側内部において激しい交渉等が行われたことをうかがわせる資料も確認できない。

(補論 緊急停止命令)

現行の独禁法は緊急停止命令という制度を置いている。原始独禁法は、緊急停止命令について、次のように規定する。

「第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。」

第二項 第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。」

現行法では、企業結合をも対象とし、そのため、停止する行為について、「当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務」と拡大してはいるが、原始独禁法の規定と基本的に変わりがない。

「カйм」案は、「第十八條」の「施行」において、詳細な規定を置くが、委員会の命令については、「カйм」案は、独禁法を執行する三人委員会が、不公正な競争方法が行われ

ており裁判手続をなすことが公益にかなうと信じるときは、その者に起訴状を発行送達し、弁論を開く旨を告知し、訴追された者は、訴追された慣行をなすことの中止命令を三人委員会が発しない理由を述べることができ、一定の手続の後、中止命令を行為者に送付できるとし、さらに、三人委員会の命令が履行されない場合は反トラスト裁判所が審査し命令を肯定、修正、棄却できることとしていた。これ以外に、委員会の命令及び緊急停止命令に相当する規定は置かれていない。この制度はどのような立法経緯により規定されたのだろうか。

委員会が申し立てをし、裁判所が命じるという方式の緊急停止命令又はこれに類似した制度は、「カйм」案には置かれていない。この制度はもともと、裁判所の命令ではなく、委員会の行政命令として設計されていた。そこで、委員会の行政命令としての類似制度が法案に盛り込まれるのはいつであったかをまず確認しておく。

法案をたどっていくと、この規定が形成されていく出発点となったと考えられる規定は、1947年1月17日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」に初めて出現する。

「第四十八條 委員会は、裁定前においても緊急な必要があると認めるときは、利害関係人の申立により又は職権を以て、不當な独占、取引の不当な制限又は不正な競争行為の差止めその他この法律の目的を達成するための必要な処分を命ずることができる。

前項の命令をなす場合においては、予め事件関係人の意見を聞かなければならない。

委員会は必要があると認めるときは、何時でも第一項の命令を変更し又はこれを取消すことができる。

第一項の命令は、事件の裁定があったときは、その効力を失う。」

それより前の法案をさかのぼっていても、1947年1月17日付法案、1947年1月1日から15日の間と考えられる法案、1947年1月1日付「法律案」、及び1946年12月20日付「独占等の禁止制限に関する法律案」のいずれにもこれに類似する規定はみられない。

1月17日付法案のこの規定は、この法律案に手書きで大幅な修正が加えられる。その原稿をそのまま清書したのが1月20日付「法律案」である。その該当箇所は次のとおりである。

「第四十六條 独占禁止委員会は、この法律の目的を達成するため緊急な必要があると認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権を以て、事業者に対し、第四條、第五條又は第十八條の規定に違反する疑のある行為を、裁定があるまで一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取消し若しくは変更することができる。

前項の命令は裁定を以てこれをなす。この裁定に対しては不服を申立て

ることができない。」

1月22日付「試案」は条文番号を移動させただけで、中身はこれをそのまま引き継いでいる。

「第五十條 獨占禁止委員会は、この法律の目的を達成するため緊急な必要があると認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権を以て、事業者に対し、第四條、第五條又は第十八條の規定に違反する疑のある行為を、裁定があるまで一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取消し若しくは変更することができる。

前項の命令は裁定を以てこれをなす。この裁定に対しては不服を申立てることができない。」

1947年1月23日付「『私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』立案要旨」は、この命令について次のような解説を置いている。

「(七) 委員会は〇〇前は緊急命令を発し得ることとしたこと。(第五十條乃至第五十二條)

(註)「カйм」案等においては、委員会が獨立機關なること、強力な〇〇の権限を与えること、緊急命令の処分権を与えることについて特に強調していること。」

これは、委員会が裁定(1月22日付「試案」の該当条文における文言からは「立案要旨の「〇〇」は裁定である)の前に緊急停止命令を出すことができるとしており、「カйм」案が緊急命令の処分権を与えることを強調していることを参考として、委員会が獨立機關であることから、委員会に強力な権限を与えるものであるとしているのである。

この規定は、司令部に提出する1月28日付「試案」に引き継がれる。

「第五十一條 獨占禁止委員会は、この法律の目的を達成するため緊急な必要があると認めるときは、何時でも利害関係人の申立により又は職権を以て、事業者に対し、第四條、第五條又は第十四條の規定に違反する疑のある行為を、裁定があるまで一時停止すべきことを命じ又はその命令を取消し、若しくは変更することができる。

前項の命令は裁定を以てこれをなす。この裁定に対しては不服を申立てることができない。」

1947年2月4日付「Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of lawful trade; Tentative Draft」は次のとおり規定する。上記「試案」の忠実な英訳である。

「Article 51. In case it is deemed of urgent necessity for the accomplishment of the aims of this law, the Antitrust Commission may at any time upon complaint from the interested party, or on its own authority, order temporary suspension, pending the reaching of its decision, of such activities as are suspected of violation of the provisions of Article 4, 5 or 18, or revoke

or modify said order.

The order mentioned in the preceding paragraph shall be issued as a decision. No objection may be raised to this decision.」

1947年2月13日付「独占禁止委員会事務局制度（案）」は、委員会が裁定により命令を発することを前提として、緊急停止命令の手続、様式について記載をしている。すなわち、「裁定部」「（二）検察課」に次の記述がある。

「（２）緊急停止命令を発する必要ありと認むるときは停止せしむべき行為，其の理由其の他裁定の内容たるべき事項を文書に記載し委員会に上申すること（第五十一條，第五十三條）」

1947年2月22日付及び25日付「修正試案」でもこの規定は引き継がれる。

「第五十六條 独占禁止委員会は，この法律の目的を達成するため緊急な必要があると認めるときは，何時でも利害関係人の申立により又は職権を以て，事業者に対し第三條，第四條，第五條又は第十七條の規定に違反する疑のある行為を，裁定があるまで一時停止すべきことを命じ，その命令を取消し，若しくは，変更することができる。

前項の命令は，裁定を以て，これをする。この裁定に対しては，不服を申立てることができない。」

ところが，興味深いことに，1947年2月24日付「Revised draft」においては，元の文章の上に，緊急命令を委員会の裁定によるのではなく，利害関係人又は委員会の申立てに基づき，「裁判所(Court)」の命令によってなすことをうかがわせる英文が手書きで加えられている。

「Article 56. The Antitrust Commission may, when deemed of urgent necessity in order to achieve the aims of this law, at any time, upon complaint from the interested party or on its own authority, 【手書きで「may apply to Court form,」を書き加えている】 order an entrepreneur to temporary suspend, pending the reaching of its decision, such an act that is suspected to be in violation of the provisions of Article 3, Article 4, Article 5, or Article 17, or may revoke or modify said order.

An order as provided for by the preceding paragraph shall as issued as a decision. No objection shall be raised against the decision.」

また，その直後の「temporary suspend」及び「reaching of its decision」に手書きで下線が書かれている。これらの下線の意味及びこのように緊急命令を発する者が，委員会から「裁判所」に変更になった経緯や理由は不明であるが，ここで緊急停止命令の位置付けに関して裁判所との関係で何らかの見解が示されたことがうかがわれる。さらに，これは「裁判所」及び東京高裁の位置付けに関する議論とも関係しそうである。そのためか，1947年3月6日付「第二次修正試案」では，緊急停止命令の規定が置かれていない。

このような経緯から、1947年3月9日付「第三次修正案」は大きく変わる。

「第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会又は利害関係人の申立により、事業者に対し、第三條及び第四條の規定又は第十八條の規定に違反する疑のある行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の裁定に係る訴訟
- 二 第二十四條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十六條 第六十三條第一項、第六十七條第一項、第八十九條及び第九十條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條 東京高等裁判所に第八十五條の訴訟事件及び前條に規定する事件のみを
取扱う裁判官の合議体を設ける。」

1947年3月9日付「第三次修正案」では、公正取引委員会又は利害関係者の申立てにより、「裁判所」が緊急停止命令を出すことができるとし、その「裁判所」は東京高等裁判所であるとし、手続は非訟事件手続法によることとし、原始独禁法の規定に近いものとなった。「裁判所」についても規定が置かれ、東京高裁が取り扱う事件が、「第八十五條」で定める三つの訴訟類型に加えて、「第八十六條」において緊急停止命令が含まれることとなった。なお、新しく加わった緊急停止命令等を内容とする事件等については、三つの訴訟類型において使用されている東京高裁に「属する」とは異なり、東京高裁の「専属管轄とする」という文言を使用している。この点については、本報告書の第四章第一節において詳しく検討する。

1947年3月11日付「Third Revised Draft」は以下のとおりである。

「Article 67. The Court 【手書きで下線が引かれている】 may, if deemed of urgent necessity, upon complaint of the Fair Trade Commission 【複数の文字を手書きで削除しているが、原文は読み取れない】 order an entrepreneur to temporarily cease an act suspected of violating the provisions of Article 3 and Article 4 or those of Article 18, may revoke or modify said order 【手書きで「, pending a hearing by the Commission」が書き加えられている】 .

Court action as provided for in the preceding paragraph shall be executed under the Simplified Litigation Procedure Law.

Article 86. Jurisdiction of primary trials of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by Article 24.
3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 90 and Article 91.

Article 87. Any case provided for by Paragraph 1 of Article 63 (including such a case 【手書きによる下線（並線）がある】 where said provisions are applied mutatis mutandis as in Paragraph 3 of Article 68) , Paragraph 1 of Article 67 and Article 98 shall become the exclusive 【手書きによる下線がある】 jurisdiction of the Tokyo High Court.

Article 88. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article 86 on one such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).」

「Article 67.」については、手書きによる削除がなされている。原文は確認できないが、次に見る同じ日付の「第四次修正案」に「又は利害関係人」が記載されており、これが手書きにより削除されていること及び上記の条文の変遷から、米国側が「又は利害関係人」を削除するよう指示し、日本側がこれに従ったことで、利害関係人は緊急停止命令を申し立てられなくなったという経緯が推測される。また、手書きで「, pending a hearing by the Commission」が記載されていることから、米国側は公聴会等の手続を検討していたことも伺われる。さらに、「Article 67.」の冒頭の「Court」に手書きで下線が引かれていることは、委員会ではなく裁判所が命令を出す制度としたことが条文に反映しているかを確認する等したのであろう。なお、「Article 67.」は、他の多くの手書きがなされている条文と同じく、全体に括弧（[]）が付されている。

1947年3月11日付「第四次修正案」は次のとおりである。

「第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会又は利害関係人の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第八十六條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十四條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第九十條及び第九十一條の罪に係る訴訟

第八十七條 第六十三條第一項，（第六十八條第三項で準用する場合を含む。）第六十七條第一項，第九十八條及び第九十九條に規定する事件は，東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十八條 東京高等裁判所に第八十六條の訴訟事件及び前條に規定する事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。」

この「第四次修正案」は，裁定が審決に変更されたこと及び条文番号の変更を除いて「第三次修正案」を実質的に引き継いでいる。

1947年3月15日付「第五次修正案」は次のように規定する。

「第六十六條 裁判所は，緊急の必要があると認めるときは，公正取引委員会の申立てにより，事業者に対し，私的独占，不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止すべきことを命じ，又はその命令を取り消し，若しくは変更することができる。

第六十一條第二項の規定は，前項の規定による裁判に，これを準用する。

第八十四條 左の各号の一に該当する訴訟については，第一審の裁判権は，東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十八條及び第八十九條の罪に係る訴訟

第八十五條 第六十一條第一項，第六十二條第一項（第六十七條第二項で準用する場合を含む。）第六十六條第一項，第九十六條及び第九十七條に規定する事件は，東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十六條 東京高等裁判所に第八十四條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の裁判官の員数は，これを五人とする。」

ここでは，「第四次修正案」の修正部分に記されたように，緊急停止命令の申立権者について，利害関係人が削除され，公正取引委員会のみとなるという重要な変更がなされている。

1947年3月15日付「Bill」は，「第五次修正案」の修正箇所を反映したものとなっている。「Bill」にはその上にサルウィンの手書き修正がなされているバージョンがあるが，そこにおいても修正を加えることはなされていない。

「Article 67. The Court may, if deemed of urgent necessity, upon complaint of the Fair Trade Commission order an entrepreneur temporarily to cease an act suspected of private monopolization, unreasonable restraints of trade and unfair methods of competition or 3. may revoke or modify its said order.

The provisions of paragraph 2 of the Article 62 shall apply mutatis mutandis to the court action stipulated in the preceding paragraph.

Article 85. Jurisdiction of primarily trials of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by Article 25.
3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 89 and Article 90?

Article 86. Any case provided for by Paragraph 1 of Article 62, Paragraph 1 of Article 63, (including such a case where said provisions are applied mutatis mutandis in Paragraph 2 of Article 68) , Paragraph 1 of Article 67 and Article 97 shall become the exclusive jurisdiction of the Tokyo High Court.

Article 87. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article 85 on one such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).」

原始独禁法は、これを受けて次のとおり規定する。

「第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第二項 第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。」

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十六條 第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項で準用する場合を含む。）第六十七條第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第二項 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。」

(小括)

「カйм」案は緊急停止命令について特別の規定は置いていなかった。すなわち、三人委員会が、不公正な競争方法が行われており、裁判手続をなすことが公益にかなうと信じるときはその者に起訴状を発行送達し、弁論を開く旨を告知し、訴追された者は、訴追された慣行をなすことの中止命令を三人委員会が発しない理由を述べることができ、一定の手続の後中止命令を行為者に送付できるとし、さらに、三人委員会の命令が履行されない場合は反トラスト裁判所が審査し命令を肯定、修正、棄却できることとしていた。

当初の一連の法律案には緊急停止命令等の制度はみられないが、1947年1月15日付「法律案」において初めて類似の規定が現れ、委員会は、裁定前にも緊急な必要があると認めるときは必要な処分ができるとした。この法案の制度には、①利害関係人の申立により又は職権によること、②命令を出すのは委員会であり、裁判所は手続に関与しないこと、④事件関係人の意見を聞かなければならないこと等に特徴がある。この特徴は、文言の変遷を経ながらも、司令部に提出した1月28日付「試案」に引き継がれた。この立法趣旨は、1月23日付「立案要旨」にみられ、委員会は、裁定の前に緊急停止命令を出すことができるとしたこと、これは「カйм」案が緊急命令の処分権を与えることを強調していることを参考として、委員会が独立機関であることから、委員会に強力な権限を与えるものであるとしている。

上記の特徴については、その後、米国側の指示によるものと推測されるが、二点の大きな変更が加えられた。まず、2月24日付「Revised draft」であり、そこには、②について、緊急命令を委員会によるのではなく、利害関係人又は委員会の申し立てに基づき、「裁判所(Court)」の命令によってなすことをうかがわせる英文が手書きで加えられている。これを受け、3月9日付「第三次修正案」では、公正取引委員会又は利害関係者の申し立てにより、「裁判所」が緊急停止命令を出すことができるとし、その「裁判所」は東京高等裁判所であるとした。第二に、3月11日付「Third Revised Draft」について、従来規定のあった「又は利害関係人」が手書きにより削除され、①にあった利害関係人による緊急停止命令を申し立てる制度が米国側の修正意見によってなくなったことが推測される。

このような経緯を経て、原始独禁法における緊急停止命令の制度が形成された。

第三節 公取委内手続

以下では、違反行為に対する公正取引委員会の最終的判断が下されるまでの委員会内部における手続について、その原始独禁法制定に至るまでの変遷を検討する。特に、公取委による事件の端緒及び当該事件に対する調査権限等の過程（前節）を経た後の手続について検討する。

1946年10月2日付「独占の禁圧（不正）競争の防止を実施する機構（案）」では、「二．3．権限：イ．」及び「ロ．」において、違反行為の「事実の有無及びその法律違反である可否かを審理し及び判定すること」とされている。

また、1946 年 1 0 月 8 日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」においても、「第一．三．（二）（３）権限」の「１．」が違反行為の「事実の有無及び法律違反であるか否かを審理判定する」としている。

以上からは、まず、委員会を法の実施機構として位置付けるという点が確認される。この点は、これ以降の諸法案における「組織」に係る最初の条文において、委員会が法運用の主体であるという規定が定められることによって明らかとなる。そして、同時に、委員会が、問題となった事実を審査して違反行為の有無に係る法解釈を行うという点も確認される。

また、1946 年 1 0 月 2 日付「獨占の禁圧（不正）競争の防止を実施する機構（案）」では、委員会内部での最終的決定に至るまでのプロセスについて、「二．４．運用：ロ．」において、以下のように指摘している。

「獨占禁圧委員会の〇〇は公開とする。但し、〇〇の公開が著しく営業上の〇〇を侵すべき場合においては、関係人の請求により、委員長及び委員の多数意見をもって、公開しないことができる。」

続けて、「二．４．運用：ニ．」では、以下のような指摘がある。

「政府は、獨占禁圧委員会の決定が、法令の規定に違反し、又は公益を害すると認めるときには、再議に付することができる。」

そして、この資料の改定版である 1946 年 1 0 月 7 日付「獨占の禁圧不正競争の防止を実施する機構（改正案）」では、上記の規定は変更されることなく継承された。

「獨占禁圧委員会の議事は公開とする。但し、議事の公開が著しく営業上の秘密を侵すべき場合においては、関係人の請求により、委員長及び委員の多数意見をもって、公開しないことができる。」

「政府は、獨占禁圧委員会の決定が、法令の規定に違反し、又は公益を害すると認めるときには、再議に付することができる。」

ここでは、委員会の最終的決定に至るまでのプロセスの公開性を定め、かつ、その「決定」に対する不服申立制度が置かれたことが確認される。もっとも、後者については、政府が主体となっている点に特徴があるが、これはそれ以降の立法過程において削除されることになる。

そして、1946 年 1 2 月 2 0 日付「法律案」では、「第六章」において、委員会の判断の効力について初めて以下のように規定された（当該法律案の原型である 1946 年 1 2 月 1 0 日付「法律案」では、以下の規定に類する内容を持つ規定は確認されない）。

「第三十二條 獨占禁止委員会が、この法律の規定に基いてなした命令、確認その他の処分は、〇の法令の規定に拘らず、その効力を有する。

第三十三條 政府は、獨占禁止委員会の命令、確認その他の処分が、公共の利益に反するものと認めたときは、当該命令、確認その他の処分のあった日より三十日以内に、獨占禁止委員会に対して、異議の申立をすることができる。

独占禁止委員会は、前項の異議の申立に対して、決定をなさなければならない。

第一項の規定による異議の申立のあったときは、独占禁止委員会の命令、確認その他の処分は、その執行を停止される。」

このように、1946年12月20日付「法律案」では、委員会の処分等に対して政府が異議申立てをすることによって、委員会の処分等の執行が停止されることになると規定されていた。しかしながら、「公共の利益に反する」場合が、どのような場合なのか、また、この時点において実体規定に定められた「公共の利益」要件（「取引の不当な制限」は「事業者が、自己又は他人の事業者に対して、その方法、経路その他当該事業者の態様又は行為を制約している状態であって、公共の利益に反するものをいう」と定義されている）との関係はどのように解されるのかについては不明である。

その後、1947年1月1日付「法律案」（下書き版・清書版）では、初めて、委員会内部における処分等の判断形成のプロセスとしての合議に関する規定が設けられた。

1947年1月1日付「法律案」（下書き版）では、第一項において「委員会の決議、認定、確認その他の処分（以下、「処分」という。）又は命令は、委員長及び委員三名以上列席し、その合議によって、これを定める。」とし、第二項においては、「委員会の決議は、過半数による。意見同数のときは、委員長の決するところによる。」と規定した。

この下書き版は、手書きで修正が施されており、その清書版である「第六章」の「独占禁止委員会」では、以下のような内容の規定となった。

「第二十九條 独占禁止委員会の認定、確認又は命令は、委員長及び委員三名以上列席し、その合議によって、これを定める。

独占禁止委員会の決議は、過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。」

なお、政府が、委員会の判断が「公共の利益に反すると認めた」場合における異議申立て及び委員会の命令の執行停止に関する規定（第三十五條（下書き版では第三十四條））も確認される（若干の文言の修正は行われたが、内容は1946年12月20日付「法律案」と変わらない）。

この時期までは、委員会内部の手続規定については、検討された形跡が諸法案においてほとんど確認されない。研究途上であったと考えられる。

そして、1947年1月1日から15日の間の法案と考えられる日付不明の「法律案」は、「第六章」の「独占禁止委員会」において、原始独禁法の原型に若干であるが近づいた。

「第二十九條 独占禁止委員会が事件の裁定を行うには委員（委員長を含む。）の会議に依らなければならない。

会議は委員長及び委員半数以上出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数をもってこれを決する。可否同数のときは委員長

の決するところによる。

已むを得ない事情の為委員長が出席できない場合に備へ予め独占禁止委員会の決議により、委員に於ても委員長を代理する順位を定める。

第三十六條 独占禁止委員会の会議はこれを公開しない。但し独占禁止委員会が公益上必要があると認めるとき又は事件関係人の請求があるときは会議を公開することができる。

第三十八條 独占禁止委員会が事件の裁定をなさんとするときは予め事件関係人の意見を聴かなければならない。

第三十九條 事件の裁定は文書をもってこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

裁定は事件関係人に裁定書の謄本を送達するに依り其の効力を生ずる。」

この日付不明の「法律案」では、以下の点が重要である。

第一に、委員会の最終的判断を「裁定」という法形式にしたことである。

第二に、委員会の最終判断である「裁定」に係る会議を原則公開しないことが明文化された。これは、後述の1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案 二二，一，七）」（下書き版・清書版）における以下のような指摘を反映させたものと考えることができる。

「第七 独占禁止委員会の会議はこれを公開しない。但し独占禁止委員会が公益上必要があると認めるとき又は事件関係人の請求があるときは会議を公開することができる。」

当該規定については、これを委員会の審査段階の会議と理解するのか、又は委員会の裁定を行う会議と理解するのかで理解が分かれる可能性がある。しかしながら、後述のように、委員会内部手続の公開性に関してこの二つが区別して規定されていることを考えると、この時点では後者であると考えられる。そして、1947年2月25日付「修正試案」の清書版においてただし書部分が削除されるまで、原則非公開が継承されていく。

第三に、事件当事者である事件関係人の意見を予め聴取するという手続保障規定が挿入されたことである。これ以降、事件関係人に対する意見聴取をはじめとする手続的保障の基本的姿勢に変更はない。

第四に、裁定書を明文化し、その効力発生日を特定させたことである。

他方、委員会の裁定に対する政府の対応の問題については、これまでの政府と委員会という関係ではなく、「第七章」の「訴訟及損害賠償」において、委員会の裁定に不服のある事件関係人と同列に規定したことで、以下のように司法機関である裁判所を介した関係になった。すなわち、これは「訴訟」という章において整理されていることから、委員会内部における手続から離れたということになる。

「第四十七條 政府は独占禁止委員会の裁定が、公共の利益に反すると認めたときは、裁判所に出訴することができる。

前項の場合には前條【本稿執筆注：前條第一項の但書は、「一ヶ月」（なお、手書きで横の「三十日」とある）の出訴制限期間、第二項は、委員会を被告とすることを内容とする条文である）】の規定を準用する。」

このような出訴が行われた後の手続としては（もっとも、出訴をなすには訴状を裁判所「又は」委員会に提出することが義務付けられているため、出訴を受けたのが委員会の場合であれば、問題となった事件の記録に訴状を添付し裁判所に送付しなければならない、また、出訴を受けたのが裁判所の場合であれば、委員会に当該事件の記録の送付を求めなければならないと規定されている（「第四十九條」）、委員会が出訴を理由あるものと認めれば裁定を更正しなければならない、逆に理由がないと認める場合には意見を付けて裁判所に事件を送付しなければならないとされている（「第五十一條」）。

そして、委員会が行う裁定の効力については、「第五十二條」が、「適法な出訴は裁定の効力を停止せしめる効果を有する」（第1項）としており、さらに、裁判所が委員会や「利害関係人の申立に依り又は職権をもって事件関係人に対し裁定の全部又は一部に従ふべきことを命じ其の他必要な処分をなすことができる」（第2項）としている。

その上で、「第五十七條」では、裁判所が委員会の裁定を「相当とするときは出訴を棄却しなければならない」（第1項）、「裁定が其の理由に依れば不当なる場合においても他の理由に依り正当なるときも亦同様とする」（第2項）と規定している（その後、まず、第二項が削除され、最終的にこの内容の規定全体が削除されることとなる）。

以上の委員会の裁定に対する政府の対応のみを内容とする規定は、この「法律案」以降確認されない。

なお、時系列的には、約一か月後の資料となるが、1947年2月6日付「独占禁止法案に関する G・H・Q 側意見」では、G・H・Q 側意見として、「裁判所その他手続に関するもの」という項目の中に、「4、行政官庁が裁定不服の時出訴しうる規定は削除すること」という記述が確認される。これに対して日本側の「答弁及理由」としては、「4、賛成。但し、行政官庁はいつでも事件関係人として参加できるやうにすること。」と記述されていることから、「政府」等を特に取り出して規定化することは米国側のみならず日本側も採用しなかったのである。

また、1947年2月5日－12日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」では、司令部意見として、「十二、行政官庁が独占禁止委員会の裁定に不服の場合、裁判所に出訴できる旨の規定を削除すること。」という文章が確認される。

同様に、1947年2月5日付英語資料でも、「8) Suit against Commission by State Minister to reverse its order.」という文章が確認され、本規定に対して米国側が何らかの意見を持っていたことは明らかである。

以上の結果として日本側は、1947年3月15日付「第五次修正案」に対する1947年3月24日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」において、「各省大臣は本法案第五十九条、第六十条に規定するとおり委員会に意見を述べ又は事件関係人と

して裁判手続に参加し、公共性を代表して委員会の下す判断に意向を反映させることができるものである」との結論に至った。

そして、裁定手続の変遷に戻れば、1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案【本稿執筆者注：空欄】二二，一，七）」（下書き版・清書版）では、委員会内部の手続（裁定手続）に関して、これまでの諸「法律案」と大きな違いはない。もっとも、事件関係人の手続的保障については、以下のような言及を要する。

すなわち、下書き版では、以下のような内容の規定に対して手書きで削除線が引かれており、その後の清書版では削除されているという点である。

「独占禁止委員会は事件の関係人に対して其の意見を陳述する機会を〇〇した後でなければ、当該事件について裁定をすることはできない。」

もっとも、1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案【本稿執筆者注：空欄】二二，一，七）」の下書き版と清書版の両方には「第九」として、「独占禁止委員会が事件の裁定をなさんとするときは、予め事件関係人の意見を聴かなければならない。」とする文章が確認されることから、清書版において削除された上記の内容の文章は、確認の意味で記述されただけであって、法案にどうしても必要であるとは理解されなかったと考えられる。

その後、1947年1月17日付「法律案」（下書き版）では、以下のようにこれまでの諸「法律案」を継承していることが確認される（1947年1月15日付「法律案」の手書き版と清書版も資料として存在しているが、それらにおいては組織と手続に係る諸規定に該当する部分の資料は確認されない）。

「第三十九条 委員会が事件の裁定を行うには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び委員半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

第四十五条 委員会が事件の裁定をなさんとするときは、予め事件関係人の意見を聴かなければならない。

第四十六条 事件の裁定は文書をもってこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

第四十七条 裁定は事件関係人に裁定書の謄本を送達することによりその効力を生ずる。

裁定は前項の謄本の送達があった日から三十日を経過したときは確定する。但し適法な出訴があったときはこの限りでない。」

なお、清書版においても、手書きで、「第三十九条」の第2項の「委員半数以上」を「半

数以上の委員」と修正する内容の文言を移動させる矢印があり、また、「第四十七條」の第1項の「送達することにより」を「送達したとき」に訂正している。

そして、委員会による緊急停止命令の執行停止を受けるための事件関係人による保証金等の供託等に関する諸規定（「第四十七條等」）が、この1947年1月20日付「法律案」（下書き版）において確認される。これ以降、修正や追加等を経ながらも、原始独禁法制定に至るまで、委員会による緊急停止命令及び最終的判断（原始独禁法の場合は審決）が確定するまで執行が免れる規定として残ることになる。

1947年1月20日付「法律案」（下書き版）では、「第六章」の「独占禁止委員会（仮称）」において、新しく「第二節」の「裁定手続及び権限」が設けられ、以下の諸規定が設けられた。これが清書版にも反映されている。

「第三十七條 事件が判断をなすに熟するときは独占禁止委員会は事件の裁定をなさなければならない。」

第三十八條 独占禁止委員会が裁定をなすには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十三條 委員会が裁定をなさうとするときは、予め事件関係人の意見を聴かななければならない。

第四十四條 裁定は文書をもってこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

第四十五條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

裁定は前項の謄本が到達した日から三十日を経過したときは確定する。
但し適法な出訴があったときはこの限りでない。」

ここでは、第一に、「第三十七條」に規定された内容が重要である。

裁定手続の開始は、「利害関係人の申立又は委員会の職権により行われる（「第七條」）。そして、「熟するとき」という委員会の裁量も存在するが、委員会による裁定義務という規定の位置付けが重要となる。このように裁定義務と解する場合、利害関係人の申立てを直ちに裁定を請求する権利として位置付けているとも理解することができる。さらに、例えば、違反事実なしという内容等の裁定に不服の場合は「裁判所」への出訴も可能である（「第八章」の「訴訟」における「第五十九條」以下）。

しかしながら、裁定義務が生じる場合が「事件が判断をなすに熟するとき」という文言に依拠している以上、極めてあいまいであって上記のように本規定を位置付けることはできないという批判がなされても反論し難い。

また、第二に、これまで「送達したとき」に裁定の効力が生ずるとした点を、「到達したとき」にて変更した点も確認される。この時期になぜ変更されたのかは不明であるが（送達とすると発信主義とも解されうることからそのような用語の使用を避けたという可能性も考えられる）、これ以降は到達主義をとることが確定した。

そして、1947 年 1 月 22 日付「試案」では、「第六章」の「独占禁止委員会」において、1947 年 1 月 20 日付「法律案」で新設された「第二節」の「裁定手続及び権限」という文言が削除されている。

「第四十一條 事件が判断をなすに熟するときは、独占禁止委員会は事件の裁定をなさなければならない。

第四十二條 独占禁止委員会が裁定をなすには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十七條 独占禁止委員会が裁定をなさうとするときは、予め事件関係人の意見を聴かななければならない。

第四十八條 裁定は文書をもってこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

第四十九條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

裁定は前項の謄本が到達した日から三十日を経過したときは確定する。但し適法な出訴があったときはこの限りでない。」

この「試案」の諸規定に関して規定の根拠を説明する 1947 年 1 月 23 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案立案要旨」では、「六.」の「(六)」において、以下のような記述が確認される。

「委員会のなす裁定について、会議の方法、事実調査の方法、裁定手続、効力発生の時期を規定したこと。（第四十一條乃至第四十九條）」

また、（内容からこの頃に作成されたと考えられる）日付不明の「独占禁止草案要綱（案）（司法省）」では、条文番号等はないが、条文化を行うにあたり留意すべき点を列挙している。その中において、特に、「第【本稿執筆者注：空欄】章」の「権限」とする項目の「第十三」では、以下のような文章が確認される。

「委員会は、第【本稿執筆者注：空欄】條乃至第【本稿執筆者注：空欄】條に違反する行為がある疑のある場合においては、これを調査し、違反行為のあることを確認した場合において、その旨の査定をなし且つ必要があると認めたときに違反者に対し、左の事項を命ずることができる。」

日本側のうち司法省は、委員会の行う最終的判断として「裁定」という文言を使用せず、法に違反する行為の「査定」という文言を使用しているが、ほぼ同じ内容であるといえよう。もっとも、1月22日付「試案」における「判断をなすに熟するとき」という点については、明確な定義を与えていない。

この1月22日付「試案」に基づき、日本側は、司令部に提出する法律案を作成し、1947年1月28日付「試案—司令部に提出するもの」を作成した。そこでは、「第七章」の「独占禁止委員会」において、1947年1月22日付「試案」（清書版）の内容をそのまま継承している。

「第三十九條 事件が判断をなすに熟するときは、独占禁止委員会は事件の裁定をなさなければならない。

第四十條 独占禁止委員会が裁定をなすには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十五條 独占禁止委員会が裁定をなさうとするときは、予め事件関係人の意見を聴かななければならない。

第四十六條 裁定は文書を以てこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

第四十七條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。裁定は前項の謄本が到達した日から三十日を経過したときは確定する。但し適法な出訴があったときはこの限りでない。」

この「試案」を英語に訳した法案が、1947年2月4日付「Tentative Draft」であり、「Chapter VII. The Antitrust Commission」が以下のように規定している。

「Article 39. When a case is brought to a point for conclusion, the Antitrust Commission shall make a decision on the case.

Article 40. A decision by the Antitrust Commission shall be made at a meeting of the Chairman and other members. The meeting may not be opened unless attended by the Chairman and three (3) or more of the other members. The proceedings of the Antitrust Commission shall be decided by a majority vote. In case the notes are evenly divided the Chairman shall cast the deciding vote.

Article 45. The Antitrust Commission shall hear the opinions of the parties concerned in a case, prior to making a decision thereon.

Article 46. The decision of the Antitrust Commission shall be put in writing

together with the reasons therefore, and the Chairman shall sign it and affix his seal thereto.

Article 47. The decision shall take effect when copies thereof are served upon the parties to the case. The decision shall become final after a period of thirty (30) days from the date of the serving of the copies mentioned in the preceding paragraph. Provided that foregoing shall not apply to such cases wherefor a legitimate appeal has been made.」

以上の英語版は、日本語版がほぼ忠実に英語に訳されている。

その後、1947年2月7日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）では、米国側の意見と考えられる以下のような記述が確認される。委員会内部の最終的決定に係る手続保障の詳細化を図る端緒となったと考えることができる。

「The Antitrust Commission shall have the authority to conduct public hearings to determine whether a particular defendant has violated the Antitrust.」

「The Commission and defendant shall be entitled to subpoena and to examine witnesses.」

この点に関して留意すべきは、これらの記述は、「2. Procedure and Practice before the Antitrust Court.」とされた項目の中で言及されたということである。

一つ目の文章に関しては、委員会内部の最終的な決定過程での手続的保障を、二つ目の文章に関しては、委員会が違反行為を認定し、排除措置命令（a cease-and-desist order）を行なった場合に、反トラスト裁判所（the Antitrust Court）に当該事件での被告（defendant）が上訴（appeal）することができるということを前提に、委員会の判断に対する司法機関への不服申立てに至るまでの手続における指摘という点でも重要であろう。

そして、1947年2月22日付「修正試案」（清書版）は、「第八章」の「独占禁止委員会」（「第二節」の「裁定手続」）において以下のように規定した。

「第四十二条 独占禁止委員会は、第七條、第八條第一項、第十六條又は第十八條の規定による利害関係人の申立があつたときは、速やかに必要な調査をし、事件が判断をするに熟するときは事件の裁定をしなければならない。

前項の規定は、独占禁止委員会が職権を以て、第七條、第八條第一項、第十六條又は第十八條二規定する措置を命じようとする場合、又は、第六條第一項、第十條第一項但書若しくは第十三條の許可若しくは認可をしようとする場合に、これを準用する。

第四十三条 独占禁止委員会が裁定をしようとするとき、予め事件関係人の意見を聴かなければならない。

第四十五条 独占禁止委員会の審問は、○を公開しなければならない。但し事業者の事業上の秘密を守るため又は、公益上必要があると認めるときは、審問を公開しないことができる。

第四十七條 獨占禁止委員会が裁定をなすには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び三人以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十八條 獨占禁止委員会の会議は、これを公開しない。但し、公益上必要があると認めるときは、会議を公開することができる。

第四十九條 裁定は文書によって行い、裁定書にはその理由を附し、委員長及び裁定をした委員がこれに署名捺印しなければならない。

第五十條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到着したときに、その効力を生ずる。

第五十一條 獨占禁止委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、裁定の結果について関係のある第三者を事件関係人として裁定手続に参加させることができる。但し、予め事件関係人及び当該第三者を審問しなければならない。

第五十二條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、事件関係人として裁定手続に参加し、又は獨占禁止委員会に対し意見を述べるができる。」

この「修正試案」（清書版）では、第一に、実体規定において規定されていた事件の端緒について、利害関係人の申立や委員会の職権によるものと明確にし、これまでと同様に、「判断をするに熟するとき」の委員会に対する裁定義務を規定している。

第二に、委員会の判断を決する際の会議開催要件として、これまで半数以上とされていた委員の数を三人以上と人数を明確に決定した。

第三に、「第四十五條」において初めて「審問」という文言が登場した。ここでいう「審問」は何を意味しているのか。すなわち、この「第二節」の「裁定手続」において登場する「審問」という文言に関して、この規定より条文番号の若い箇所（「第四十四條第一項第一号」）において、委員会が裁定を行うために必要な調査をするための一つの方法としての事件関係人等に対する「審問」という文言があるのみである。この事件関係人等の「審問」の公開を意味しているのか、又は、委員会が裁定の判断を行う際のプロセスである裁定手続における別の意味での「審問」を意味しているのかが問題となる。

当該「第四十五條」を法案全体から見ると、委員会の行う裁定に係る過程におけるそれとしてとらえるべきである。また、「第四十八條」との関係では、同条が「審問」と「会議」を区別していることからそのような説明が可能ではないだろうか。そう解することで、この「修正試案」において、委員会内部での最終的決定に至るまでのプロセスとしての「審問」と、委員会の最終的な意思決定の場としての「会議」の区別が確定したといえる。

第四に、「公益上必要がある」場合に、関係団体等の裁定手続への参加を規定し、問題と

なった行為を行なった当事者のみならず、「裁定の結果について関係のある」第三者等を裁定手続に加える諸規定を追加し、裁定手続の適正化を図っている。

なお、この関係団体の裁定手続への参加に係る規定は既に委員会の判断に不服がある場合に裁判所に出訴するという訴訟手続の中で、裁判所の許可を得た上で口頭弁論に参加して意見を述べることができるという形で既に条文化されていたものを委員会内部の手続にも採用したと考えられる。この制度の出発点は、1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案【本稿執筆者注：空欄】二二，一，七）」（下書き版・清書版）の「第【本稿執筆者注：空欄】章【本稿執筆者注：空欄】訴訟及損害賠償，第七」において「関係官庁及び団体は裁判所の許可を得て其の代理人をして口頭弁論に立合はせ意見を述べさせることができる。」としていた点である。もっとも、「修正試案」では、第三者等の裁定手続への参加については、委員会の判断によることとしており、また、あらかじめ当該第三者への審問があるとしていることにも留意が必要である。

第五に、これまで委員長のみが裁定書へ署名捺印することとなっていたのが、裁定をした委員も署名捺印することとなった。

そして、この1947年2月22日付「修正試案」（清書版）に対して更に手書きで訂正等を行った1947年2月25日付「修正試案」（下書き版）では、上記の諸規定の条文番号が一部変更され、また、一部の文言等が削除等されたことが確認できる。

しかしながら、委員会の会議の公開についての規定では、1947年2月22日付「修正試案」（清書版）が、「公益上必要があると認めるとき」は会議を公開するというただし書を挿入していたが、1947年2月25日付「修正試案」（下書き版）において、手書きで削除線がこの部分に対して引かれた。ただし書を削除し、絶対的な非公開を意図するこの規定は、原始独禁法においても「第五十六條」において継承されている。

このような手書き修正を反映させたのが、1947年2月25日付「修正試案」（清書版）であり、「第八章」の「独占禁止委員会」（「第二節」の「裁定手続」）において以下のように規定した。

「第四十二條 独占禁止委員会は、第七條，第八條第一項，又は第十八條の規定による利害関係人の申立があつたときは、速やかに必要な調査をし、事件が判断をするに熟するときは事件の裁定をしなければならない。

前項の規定は、独占禁止委員会が職権を以て、第七條，第八條第一項，若しくは第十八條二規定する措置を命じようとする場合，又は，第六條第一項，第十條第一項但書若しくは第十三條第一項の許可若しくは認可をしようとする場合に，これを準用する。

第四十四條 独占禁止委員会の審問は，これを公開しなければならない。但し事業者の事業上の秘密を保ち，又は公益上必要があると認めるときは，審問を公開しないことができる。

第四十六條 独占禁止委員会が裁定をしようとするとき、予め事件関係人の意見を聴かなければならない。

第四十七條 独占禁止委員会が裁定をするには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

会議は、委員長及び三人以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十八條 独占禁止委員会の会議は、これを公開しない。

第四十九條 裁定は文書によって行い、裁定書にはその理由を附し、委員長及び裁定をした委員がこれに署名捺印しなければならない。

第五十條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したきに、その効力を生ずる。

第五十一條 独占禁止委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、裁定の結果について関係のある第三者を事件関係人として裁定手続に参加させることができる。但し、予め事件関係人及び当該第三者を審問しなければならない。

第五十二條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、事件関係人として裁定手続に参加し、又は独占禁止委員会に対し意見を述べることができる。」

この英語版が、1947年2月24日付「Revised Draft」であり、「Chapter 8. The Antitrust Commission Section 2. Procedure for Decisions.」において以下のように規定している。

なお、この英語版には「24th Feb. 1947.」と「25th February 1947.」という二つのバージョンがあるが、後者には委員会内部手続の関係する部分において手書き等の修正が確認されないが、前者においては修正が確認されることから、前者を以下に取り上げることにする。

「Article 42. The Anti-trust Commission shall, in case it receives a complaint from an interested party in accordance with the provisions of Article 7, Paragraph 1 of Article 8, or Article 18, immediately conduct necessary investigations and, when the case is brought to a point where a conclusion may be reached, it shall render a decision on the case. 【手書きが確認されるが判読困難】

The provisions of the preceding paragraph shall be applied mutatis mutandis to such a case whereby the Anti-trust Commission, on its own authority, would order such steps as provided for by the provisions of Article 7, Paragraph 1 of Article 8, or Article 18, or to such a case whereby it, on its own authority, would grant permission or approval as

provided for by the provisions of Paragraph 1 of Article 6, the proviso of Paragraph 1 of Article 10, or Paragraph 1 of Article 13. 【手書きで
「Is this necessary?」】

Article 44. Hearings of the Anti-trust Commission shall be public. Provided that, in case the Anti-trust Commission deems it necessary for the purpose of protecting the trade secrets of an entrepreneur or in the public interest, it may close a hearing to the public.

Article 46. The Anti-trust Commission shall, when it is to render a decision, hear beforehand the view of such persons that are connected with the case.

【手書きで, 「Decision shall come after public hearing, at which party has an opportunity to be heard and present his evidence and be embodied in a written order accompanied by finding of facts conclusions of law.」を挿入】

Article 47. Decisions of the Anti-trust Commission shall be made at a meeting of the Chairman and other commissioners.

A meeting shall not be opened unless attended by the chairman and three (3) or more of the commissioners.

The proceedings of the Anti-trust Commission votes are evenly divided, the Chairman shall have the power to decide.

Article 48. Meetings of the Anti-trust Commission shall not be opened to the public.

Article 49. Decisions shall be rendered in writing together with the reasons therefore, and the chairman and the Commissioners participating in the decision shall sign them and affix their scale thereto. 【手書きで
「incorporate (本稿執筆者注: ママ) order-finding and conclusions of law
及び minority opinions」が確認される】

Article 50. Decisions shall take effect from the time copies thereof are served upon the parties connected with the case.

Article 51. The Anti-trust Commission may, if deemed necessary on its own authority, require the participation as a party connected with the case of a third party interested in the result of the decision in the procedure for decisions. Provided that it shall question in hearing beforehand the parties connected with the case and the said third party.

Article 52. Any government office or public organization concerned with the case may, if deemed necessary in the public interest participate as a party connected with the case in the procedure for decisions, or may express

its views to the Anti-trust Commission.]

この英語版に記載されている手書きによる挿入等は、米国側意見であると考えられる。

第一に、「Article 49.」では、委員会の裁定における少数意見に関する指摘がなされている。委員会裁定において少数意見の附記すべきことを示唆していると考えられる。

なお、少数意見については、1947年2月5日—12日付「独占禁止法に対する修正意見(一)」の「37.」において、米国側が「独占禁止委員会の事務局の内規(例えば、1. 少数意見の公表(以下、略))」と指摘していることが確認される。米国側の意見について日本側が先の「修正試案」において反映させなかったことに対して再度米国側が要求したと考えられる。

第二に、「Article. 46.」では、事件関係人への事前の意見の聴取に加えて、事件関係人に対して事件関係人自らが証拠を提出する機会を与えるべき旨指摘されている点が重要である。

これら二つの点は日本側の下記の「第二次修正試案」に反映されている。

また、判読が困難であるが、「Article 42.」における手書きは、以下の「第二次修正試案」につながる委員会の裁定義務について修正を行うべき旨の米国側の意見が表明されていると考えることができる。

そして、1947年3月6日付「第二次修正試案」では、「第八章」の「公正取引委員会」(「第二節」の「処分手続」)において以下のように規定された。

「第四十七條 何人でも、この法律に反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、事実を報告し、事実を調査して、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項の規定する報告があったときは、公正取引委員会は事件について必要な調査をしなければならない。

第五十條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、若しくは不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いてゐると認める場合、又は不当な事業能力の較差があると認める場合は、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の場合において、事件を審問手続に附することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引員会は、当該事件について審問手続を開始することができる。

第五十一條 審問手続は、事業者に審問開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十三條 事件関係人又はその代理人は、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第十八條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つこれを立証する資料を提出し又は必要な調査を求めることができる。

第五十四條 公正取引委員会の審問は、これを公開しなければならない。但し事業者の事業上の秘密を保ち、又は公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

第五十五條 公正取引委員会は、審問をした後事業者が、私的独占をし若しくは不当な取引制限をし若しくは不公正な競争方法を用いてゐると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、裁定を以て、事件関係人に対し第〇條、第〇條第一項又は第〇〇條に規定する措置を命じなければならない。

第五十八條 裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない【本稿執筆者注：ママ】。
第三十六條第一項及び第二項の規定【本稿執筆者注：これまでは手続の「第二節」において整理されていた委員会の議決方法に係る規定は、これまでの内容をほぼ変更せずに「第一節」の「組織及び権限」に移動となった。】は、前項の合議にこれを準用する。

第五十九條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第六十條 裁定は、文書によってこれを行い、裁定書にはその理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。
裁定書には、少数意見を附記しなければならない。

第六十一條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

第六十二條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、裁定の結果について関係のある第三者を、事件関係人として裁定手続に参加させることができる。但し、予め事件関係人及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十三條 公正取引委員会は、公益上必要があると認めるときは、職権で関係のある公務所又は公共的な団体を事件関係人として裁定手続に参加させることができる。

第六十四條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を支持するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。」

第一に、事件の端緒をこれまでの利害関係人や委員会自体の職権から、「何人でも」と変更することによって広く本法に係る事案のすくいあげを図ったといえる。そして、このような事案の報告に対する委員会による調査義務を規定することで、委員会が「判断の熟するとき」に決定（裁定）を行うという裁量制度を廃した。

同時に、これまで委員会による事件の取扱いにおいて、裁定義務としながらも委員会の「判断の熟するとき」という委員会の裁量性を前提とした規定となっていたことから生じる本法の執行の曖昧さを排除したといえる。

このような変更は、先の手書き修正部分は手書きのため判読困難であるが、2月4日付

「Tentative Draft」における「Article 42.」に手書きでなされた米国側意見を反映していると考えられる。また、当該規定は、現行の独禁法第45条にある委員会の報告制度・調査義務の規定ができる出発点となり、原始独禁法の条文（「第四十五條」）へと至ったと考えられる。

第二に、事件関係人の手続的保障として、事件関係人のみならず、その代理人を含めたこと、そして、事件関係人とその代理人が、委員会による措置の命令が不当である旨の主張立証と委員会による必要な調査を要求することができるとした。これまでのあらかじめ意見を聴取することだけに限定されず、能動的に事件関係人が手続過程に参加するという趣旨が明確化されたと理解できる。

この点も、2月4日付「Tentative Draft」における「Article 46.」の手書きによる米国側意見をそのままではないが参考にしていると考えられる。

第三に、裁定書に少数意見の附記が義務づけられた。これは、2月4日付「Tentative Draft」における「Article 49.」の手書きによる米国側の意見を反映させたといえる。

もっとも、事実認定と法令の適用について、米国側意見はこの時点では採用されていない。

第四に、「公益上」の必要性及び職権によるという限定的ではあるが、裁定手続への参加の範囲をこれまでよりも拡大させている。

第五に、この第二次修正試案において初めて委員会による勧告制度が登場した。勧告制度は平成17年改正により廃止されるまで独禁法に存在した制度である。

なぜこの時期において勧告制度が委員会による裁定手続の中に挿入されたのであろうか。

1947年2月13日付「独占禁止委員会事務局制度（案）」では、委員会事務局体制の中に「裁定部」を設置し、その中に「（一）審査課」を置くとしているが、当該課の機能の一つとして、以下のような記述が確認される。

「(b) 十四條の違反行為にして極めて軽微なるときは違反者に対し正式の裁定に依らず爾後当該行為を中止すべき誓約書を当該違反者より徴するのみにて裁定手続を中止すべきこと及び其の理由は文書を以て委員会に上申すること」

そして、これとは対照的に、以下の手続も指摘されている。

「(c) 違反行為の疑濃厚なる場合（十四條違反に付ては（b）の場合を除き）には聴取及び予備調査の結果を文書として檢察課に回付すること及び第五十一條の緊急停止命令を発する必要ありと認むる場合には其の旨特に附記すること」

また、同じ「裁定部」の「（二）檢察課」の機能の一つとして、「（一）審査課」と同様に、以下のような指摘がなされている。

「(ハ) 第十四條の違反行為にして極めて軽微なりと認めたるときは正式の裁定手続に依らずして事件を処理すべき旨及び其の理由を附し調書と共に審査課に差戻すこと（審査課は差戻を受けた事件に付き（一）の（ロ）の（b）の手続をなすこと）」

そして、「（三）裁定課」においても、檢察課より送付された調書、関係事業者の抗弁書及び弁論書から判断して、「(b) 第十四條の違反行為にして極めて軽微なるものと認めたる

ときは（二）の（ハ）に準じ事件を審査課に差戻すこと」としている。

以上の記述からは、勧告という文言を使用していないが、考え方としては極めて類似している手続を事務局内部において行うことを想定していると考えられるのではないだろうか。このように考えると、当該手続の対象となる行為類型は限定されているものの、違反行為であるが、それが極めて軽微である場合に、正式手続を経ないで迅速に違反行為を除去し得る手続的枠組みを構築しようと意図していたと考えられる。

このような理解は、立法担当者又は立法関係者による原始独禁法制定直後の解説書においても確認することができる。

例えば、石井良三『独占禁止法』338頁（海口書店、1947年）（初版）では、「事件を審判手続に付する必要がないと認めるときは（中略）即ち、勧告手続は、事業者の同意を要件とする略式手続である。」としている。続けて、「事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、一事業者が勧告を応諾しないとき、応諾する見込みのないことが事件の経過に徴して明かな場合、事案が重大で、その影響が多方面に及ぶような場合がこれに当るであろう。一審判手続を開始しなければならない。」と指摘しているのである。

また、商工省企画室『独占禁止法の解説』52頁（時事通信社、1947年）では、「けだし、本法違反の事実があっても、軽微なものについて煩雑な手続をおこなったり、強いて強制的な措置をとったりすることは、できれば避けることが望ましいからである。事業者は勧告によって、法律の適用、事件の判断についての委員会の意向を知ることができ、たとえ応諾しないときでも、次の審判手続における争の論点が明確になり、審判手続を合理的に進めることができるであろうし、この制度の意味はそうとう大なるものがあると考えられる。」としている。

そして、公正取引委員会事務局編『改正独占禁止法解説』159頁、167頁（時事通信社、1949年）においても、「この手続をとりうべき場合については別段制限はない。事実及び法律の適用について争がない場合に限るべき根拠もない。（中略）実際は主として争のない場合に限られることとなるであろう。」とされ、続けて、1949年に導入された同意審決が新たに規定された文脈において、「場合によっては、審判手続を経ないで審決を受ける方が被審人にとってもかえって有利なことがある（中略）審判開始決定書に記載された事実につき別段争いはなく、法律の適用も相当であると認められる場合には、審判手続を経ないで速やかに審決を受ける方が、むしろ時日と費用を節約する意味において、かえって有利な場合もありうる（中略）このような場合に公正取引委員会の側からの前述の第四十八条による勧告があれば（以下、略）」とされていることにも留意しなければならない。

最後に、大橋光雄『独占禁止法の改正と進展』142頁（日本経済新聞社、1949年）では、1949年において同意審決が新たに規定された文脈において、「正式の審決に至るまでに被疑者が違反事実及び法律の適用を認めて公正取引委員会の要求する如き排除措置に応ずることを申出でれば、正式の審判手続を省略し、審決を為すことは訴訟経済から云って適当で

ある。」としていることも同じ趣旨であろう。

確かに、「第二次修正試案」では、審問を開始して審問手続に入った後、違反ありとの裁定を行うという手続的流れは確認される。しかしながら、勧告を行った後の手続が整備されていない。このような状態は、これ以降の法案においても続くこととなる。

また、委員会は、公共の利益に適合した場合に審問手続を開始することができるとしているが、この公共の利益という文言が実体規定における同じ文言とどのような関係にあるのかについては資料において確認できない。

そして、1947年3月9日付「第三次修正案」では、以下のように規定されている。

「第四十四條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十七條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、若しくは不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いてゐると認める場合、又は不当な事業能力の較差があると認める場合は、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の場合において、事件を審問手続に附することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審問手続を開始することができる。

第四十八條 審問手続は、事業者に審問開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 事件関係人又はその代理人は、審問に応じて公正取引委員会が当該事件について第六條、第七條第一項又は第十九條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、又は必要な調査を求めることができる。

第五十一條 審問は、これを公開しなければならない。但し事業者の事業上の秘密を保ち、又は公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

第五十二條 公正取引委員会は、審問をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、裁定を以て、事件関係人に対し第六條、第七條第一項又は第十九條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十三條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 裁定は、文書によってこれを行い、裁定書には公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

裁定書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、裁定の結果について関係のある第三者を、事件関係人として裁定手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事件関係人及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、事件関係人として裁定手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を支持するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。」

この「第三次修正案」では、「Revised Draft」の「Article 49.」において指摘された裁定書への事実認定及び法令の適用が日本語版において明記された。

なお、「第三次修正案」において、少数意見の取扱いが、裁定書に附記する義務から「附記することができる」という文言に変更されている。

「第三次修正案」の後、1947年3月11日付「Third Revised Draft」では、以下のよう

「Article 44. Any person may, when he considers that a violation of the provisions of this law exists, report said fact to the Fair trade Commission and demand necessary measures to be taken.

In case such a report as provided for by the preceding paragraph is received, the Fair Trade Commission shall make necessary investigation with respect to the case.

Article 47. The Fair Trade Commission may when it deems that an entrepreneur has effected a private monopolization or has undertaken an unreasonable restraint of trade or has employed unfair methods of competition, or when it deems that undue substantial disparities in bargaining power exist, recommend said entrepreneur to take suitable measures.

With respect to any case coming under the preceding paragraph, the Fair Trade Commission may, in case it deems that to put the case to the procedure of the hearing would be in the public interest, open proceedings to hear the said case in a hearing. 【手書きが確認されるが判読困難】

Article 48. The procedure of a hearing shall commence from the time a notice of decision to open proceedings of a hearing is sent to an entrepreneur.

Article 50. Any party connected with a case or his proxy may, in a hearing give reason why an order of the Fair Trade Commission with respect to said case ordering certain measures to be taken under the provisions of Article 6, Paragraph 6, Paragraph 1 of Article 7 or Article 19 is unreasonable, and he may submit such evidence to prove his reasons or demand necessary investigation. 【全体を手書きで複数の×印, 手書きも確認されるが判読困難】

Article 51. All hearings shall be open. However, in case it is deemed necessary to protect the trade secrets of an entrepreneur or necessary in the public interest, a hearing may be closed to the general public.

Article 52. The Fair Trade Commission shall, when it is deemed, after a hearing, than an entrepreneur has effected private monopolization, has undertaken an unreasonable restraint of trade, or has employed unfair methods of competition or that substantial disparities in bargaining power exist, by a decision, order the party connected with the case to take such measures as provided for by Article 6, Paragraph 1 of Article 7 or Article 19.

Article 55. Decisions shall be 【資料の経年変化で判読困難】 other commissioners.

The provisions of 【資料の経年変化で判読困難】 shall apply mutatis mutandis to 【資料の経年変化で判読困難】 in the preceding paragraph.

Article 56. Meetings of the Fair trade Commission shall not be opened to the public.

Article 57. Decisions shall be rendered in writing together with such finding of fact made by the Fair Trade Commission and application of Law thereto, and the Chairman and the commissioners attending the meeting shall sign them and affix their seal thereto. A minority opinion may be attached to the written decision.

Article 58. Decisions shall take effect from the time copies thereof are served upon the parties connected with a case.

Article 59. The Fair Trade Commission may, if deemed, necessary, on its own authority, require a third party interested in the result of the decision to participate in the proceedings for a decision as a party. Provided that it shall previously interrogate the entrepreneur and said third party.

Article 60. Any government office of public organization concerned with a case may, if necessary in the public interest, participate in the proceedings for a decision as a party connected with the case. 【手書きが確認されるが判読困難】

Article 61. Any government office or public organization concerned with a case may, in order to protect the public interest, express its views to the fair Trade Commission.」

以上の「Third Revised Draft」には、特に手書きによるコメントが多く確認される。いずれも資料の経年変化等により判読が極めて困難である。もっとも、「Article 50.」において、事件関係人の委員会内部での手続における手続的保障について何らかの米国側の意見表明があったということとはできるであろうし、「Article 47.」では、後の「第五次修正案」との関係で、勧告制度における勧告後の手続に関する指摘であるという想像が可能であるが、確定的な事はいえない。

そして、同日の 1947 年 3 月 11 日付「第四次修正案」では、以下のように規定している。

「第四十四條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十七條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、若しくは不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の場合において、事件を審判手続に附することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

第四十八條 審判手続は、事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 事件関係人又はその代理人は、審判に際して公正取引委員会が当該事件について第六條、第七條第一項又は第十九條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、又は必要な調査を求めることができる。

第五十一條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

第五十二條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取

引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事件関係人に対し第六條、第七條第一項又は第十九條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十三條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によってこれを行い、審決書には公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

審決書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條 審決は、事件関係人に審決書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権を以て、審決の結果について関係のある第三者を、事件関係人として審決手続に参加されることができる。但し、あらかじめ事件関係人及び当該第三者の審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、事件関係人として審決手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。」

この「第四次修正案」では、先の英語版の米国側の指摘を反映はしていない。しかしながら、日本語表記において、これまでの「審問」と「裁定」が、「審判」と「審決」に変更されている。

そして、1947年3月15日付「第五次修正案」において、勧告制度が大きくその内容を修正され、原始独禁法の文言にほぼ近づいた。

「第四十五條 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

前項の規定による勧告があったときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

事業者が勧告に応諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に附することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十一條 事件関係人又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、又は公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

事件関係人は、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

第五十二條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

審判には、速記者を立会させて○陳述を筆記させなければならない。

第五十三條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事件関係人に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十四條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十五條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十六條 審決は、文書によってこれを行い、審決書には公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

審決書には、少数意見を附記することができる。

第五十七條 審決は、事件関係人に審決書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

第五十八條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果に

ついて関係のある第三者を事件関係人として審判手続に参加されることができる。但し、あらかじめ事件関係人及び当該第三者を審訊しなければならない。

第五十九條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、事件関係人として審判手続に参加することができる。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。」

第一に、勧告制度が大きく変更された。

これまでは委員会からの勧告が行われた後の手続が整備されていなかった。そこで、この「第五次修正案」において、勧告を受けた事業者が、当該勧告を応諾するか否かを直ちに委員会に通知する制度が作られている。そして、応諾した場合は、委員会は、勧告と趣旨の審決（いわゆる勧告審決）を行うこととなる。

そして、審判手続に移行する手続的な流れとしては、まず、問題となっている事案が委員会によって「公共の利益に適合する」と認められることが必要である。勧告と審判開始決定との手続的關係は原始独禁法においても明確に規定されていないが、これは、事件が重大で「公共の利益に適合する」ことが明白なために勧告を行わないで審判開始決定に入る場合と、勧告をしたが応諾をしなかった場合の両方において、審判手続に移行することが想定されているようにも考えられる。この点について、石井良三『獨占禁止法』338 頁（海峽書店、1947 年）（初版）では、「事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、一事業者が勧告を応諾しないとき、応諾する見込のないことが事件の経過に徴して明かな場合、事案が重大で、その影響が多方面に及ぶような場合がこれに當るであらう。一審判手続を開始しなければならない。」としている。「公共の利益に適合する」という要件の解釈自体はともかく、手続上は、勧告しない場合と勧告し不応諾であった場合の両方が審判手続に移行するものと理解して差し支えないようである。

第二に、事件関係人又はその選任した代理人による委員会内部の手続における手続的保障の内容が格段に詳細となった。

第三に、上記には引用していないが、この「第五次修正案」において初めて、事件関係人等が審判開始決定書を受け取った場合に遅滞なく公取委に答弁書を提出する義務が新設されている（第 50 條第 3 項）。

そして、1947 年 3 月 15 日付「Bill」では、以下のように規定されている。「Bill」については、複数の資料が存在し、どれが最終版であるかを特定することは極めて困難ではある。

なお、「Bill」の条文番号は、上記の「第五次修正案」と微妙に異なっているが、これは、企業結合における一つの条文番号を英語版「Bill」では省略しているからである。

さらに、「Bill」の「Article 51.」において事業者の審判開始決定書に対する答弁書の提出

を定めた規定は、「第五次修正案」では、「第五十條第三項」に規定されていたものである。それが、原始独禁法では、「Bill」と同様に「第五十一條」に規定されているのである。条文番号については、原始独禁法の完成直前まで変更が繰り返されたことになる。

「Article 45. Any person may, when he considers that a violation of the provisions of this law exists, report said fact to the Fair Trade Commission and demand necessary measures to be taken.

In case such a report as provided for by the preceding paragraph is received, the Fair Trade Commission shall make necessary investigation with respect to the case.

Article 48. The Fair Trade Commission may when it deems that an entrepreneur has effected a private monopolization or has undertaken an unreasonable restraint of trade or has employed unfair methods of competition, or when it deems that undue substantial disparities in bargaining power exist, recommend said entrepreneur to take suitable measures.

In case a recommendation has been made pursuant to the provisions of the preceding paragraph, the entrepreneur shall notify the Fair Trade Commission whether or not he will accept the with recommendation.

In case the entrepreneur has accepted the recommendation, the Fair Trade Commission may pass a decision along the lines of the recommendation without having hearing proceedings.

Article 49. With respect to any case coming under the Paragraph 1 of the preceding Article, The Fair Trade Commission may, in case it deems that to put the case to the procedure of a hearing would be in the public interest, open proceedings to hear the said case in a hearing.

The procedure of a hearing shall commence from the time a notice of decision to open proceedings of a hearing is sent to an entrepreneur.

Article 51. An entrepreneur shall without delay, upon receipt of the delivery of the 【notice of decision to open proceeding for a hearing- file an answer 手書きで挿入して, 当該部分の submit its defence に削除線】 against it to the fair Trade Commission.

Article 52. An entrepreneur of his agent may, in the hearing, state its reasons 【the を why an に手書きで修正】 order of the Fair Trade Commission to take measures in the particular case pursuant to the provisions of Article 7, paragraph 1 of Article 8 or Article 20 【is を would be に手書きで修正】 unjust, submit supporting evidence, demand of the Fair Trade Commission to interrogate necessary witnesses, to order expert testimony

of experts, to order holders of accounting books and other goods to submit them or to make necessary spot investigation and examine aspects of operation and property, accounting books or other goods, to interrogate witnesses or experts who have been ordered to attend the hearing by the Fair Trade Commission.

An entrepreneur may appoint an attorney or other appropriate as his agent.

Article 53. All hearings shall be open. However, in case it is deemed necessary to protect the trade secrets of an entrepreneur or necessary in the public interest, a hearing may be closed to the general public.

A stenographer shall attend all hearings to record the statements made.

Article 54. The Fair Trade Commission shall, when it is deemed, after a hearing, that an entrepreneur has effected private monopolization, has undertaken an unreasonable restraint of trade, or has employed unfair methods of competition or that substantial disparities in bargaining power exist, by a decision, order the party connected with the case to take such measures as provided for by Article 7, Paragraph 1 of Article 8 or Article 20.

Article 55. Decisions shall be made by a meeting of a Chairman and other commissioners.

The provisions of Paragraph 1 and Paragraph 2 of Article 34 shall apply mutatis mutandis to such a meeting as provided for in the preceding paragraph.

Article 56. Meetings of the Fair Trade Commission shall not be opened to the public.

Article 57. Decisions shall be rendered in writing together with such finding of fact made by the Fair Trade Commission and application of Law thereto, and the Chairman and the commissioners attending the meeting shall sign them and affix their seal thereto.

【The を A に手書き修正】 minority opinion may be attached to the written decision.

Article 58. Decisions shall take effect from the time copies thereof are served upon the entrepreneur.

Article 59. The Fair Trade Commission may, if deemed, necessary, on its own authority, require a third party interested in the result of the decision to participate in the proceedings for a decision as a party. Provided

that it shall previously interrogate the entrepreneur and said third party.

Article 60. Any government office of public organization concerned with a case may, if necessary in the public interest, participate in the proceedings for a decision as a party.

Article 61. Any government office or public organization concerned with a case may, in order to protect the public interest, express its views to the Fair Trade Commission.]

下記の原始独禁法に対する『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案の理由説明（委員会用）」では、特に、誰でも委員会へ違反行為を報告することができるとした理由について、「委員会の窓口を広く国民に開放致しました。」と明確にしている。同時に、委員会の審決が「公共の利益に重大な関係がある」ことから「関係官庁等は委員会に対して意見を述べ、又は事件関係人として審判手続に参加することができることと致しました。」と説明している。

そして、原始独禁法は以下のとおりである。

「第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第二項 前項の規定による勧告があったときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

第三項 事業者が勧告に應諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

第二項 審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭すべき旨を附記しなければならない。

第二項 審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十一條 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十二條 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずること

が不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

第二項 事業者は、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

第五十三條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

第二項 審判には、速記者を立ち会わせて、陳述を筆記させなければならない。

第五十四條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事業者に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第二項 第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によってこれを行い、審決書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

第二項 審決書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條 審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。」

(小括)

個別具体的事案に対する委員会の調査が開始された後、委員会内部における事案処理手続に関しては、原始独禁法では、第一に、適正手続の確保、第二に、委員会が最終的判断を行うまでのプロセス、第三に、2005年において廃止された勧告制度が重要である。

第一の点については、1946 年末まで委員会内部における手続規定について検討されたという形跡が資料においてほとんど確認できない。委員会内部の手続に係る適正手続の確保については、1947 年 1 月 7 日付の司法省作成の法案を出発点にして、問題となった相手方に最終的判断を下す前に意見を聴くという枠組みを構築し、詳細な規定が追加されるようになった。

第二の点については、まず、委員会の最終的判断と政府との関係である。原始独禁法制定過程の初期においては、委員会の判断に対して政府が異議申立てを行うことができ、委員会の当該判断の執行が停止されることから、委員会の最終的判断の決定プロセスに政府の介入が許されていた。その後、委員会の最終的判断に対して裁判所への提訴が規定されることに伴い、政府による委員会の判断に対する異議申立ても委員会内の手続から離れて訴訟手続の中に包含されることとなる。しかしながら、米国側が、行政官庁が委員会の判断に対する不服を裁判所に訴訟として提起する規定の削除を主張し、日本側も、事件関係人としての訴訟参加の可能性を指摘しつつも、特に「政府」だけを取り出して委員会の判断に対する裁判所への訴訟提起を規定することはしない旨の主張を行っている。このような訴訟参加という形は原始独禁法において規定されている（例えば、「第五十九條」等）。

次いで、委員会が個別具体的事案に対して判断を行うという規定の書き振りである。すなわち、1947 年 3 月 6 日付「第二次修正試案」を境に、それ以前は「判断が熟するとき」に判断を行う義務を委員会が負うとしていた点を、申立てに対して委員会が調査開始義務を負い、その後下記の勧告制度等の手続を経るという規定に変更したことで、委員会が判断を行う際の裁量を排除したという点が重要である。

第三の点については、勧告制度が 1947 年 3 月 6 日付「第二次修正試案」において突如として登場したことが重要である。この法案以前に直接的に勧告制度を示唆するような記述を含む資料は確認されていない。また、法案に直接規定されたことから、勧告制度が日本側の発案であると考えられる。なお、米国側は、日本側が作成した英語版の法案に対して手書きで何らかの意見を述べているが、「第二次修正試案」以降、勧告制度自体に大きな変更等は確認できず、米国側の勧告制度に対する考えは資料からは不明である。

そこで、勧告制度の登場した理由としては、本法に違反する行為は認定されるが、その程度が極めて軽微であり、適正手続の保障等慎重な手続を経るよりは迅速に当該違反行為を除去できるような手続の枠組みの必要性に求めることになろう。委員会内部において二つの手続を条文化したことは、訴訟経済という観点から日本側の立法担当者による独自の制度設計であるといえる。

第四節 公取委の構成

前節までは、委員会の位置付けを明らかにした上で、委員会にかかわる手続的側面を中心にその原始独禁法制定までの経緯を検討した。以下では、委員会の組織としての側面に係る変遷を検討する。注目する点は、主に、委員会の委員の資格に関するものである。

前述のように「カイク」案では「三人委員会」が法執行機関として規定されていた（「第十八條」第9項）。そして、司法次官と二名の司法大臣補佐官の三人から三人委員会が構成されると規定されていた（「第十八條」第2項第5号）。

そこで、この司法次官と司法大臣補佐官についてであるが、「カイク」案は「第十八條」第1項第2号と「第十八條」第2項第2号にその資格を規定しているのである。

「その資格は、日本市民にして、三十五才以上なること、心身健全にして孰れの国たるを問はず定評ある法律学校を卒業し法律に造詣深くその生涯の主たる部分を法曹界に過ごし、善良なる道徳的性格を有し、政治的性質を有するものを除き過去十年の間刑事上の有罪判決を受けたことのなきこととする。」

以上の諸要件では、特に法曹の資格を有する者という専門性と、35才という年齢に下限を設けている点が特徴的である。

そして、両者には、それぞれ「第十八條」第1項第7号と「第十八條」第2項第3号において、「その任期は心身共に本法に依る職責を果すことが出来且熱心に果たしてゐる限り在職期間満了すべき六十五才の停年に達する迄の期間に及ぶ。」と規定し、定年を定めているのである。

1946年10月2日付「獨占の禁圧【欄外に手書きで挿入指示「不正」】競争の防止を実施する機構（案）」では、委員会の組織的構成を以下のように考えている。なお、【】の中は、10月7日付「(改正案)」の内容を追加している。

「2、組織

イ、獨占禁圧委員会は、委員長一名及び委員八名をもって、これを構成する。

ロ、委員長及び委員は、内閣総理大臣が、参議院の同意を得て、これを任命する。【ロ、委員長及び委員は関係事項に精通する経済関係官庁官吏、法律家、経済団体の役員及び学者の各グループ中より一、二名宛選抜任命すること。但し其の在任期間中は他の職務又は事業を行ってはならない。】

ハ、委員長及び委員の任期は、七年及び三年とし、委員は、一年にその三分の二つ交代するものとする。但し、重任を妨げない。【ハ、任期満了前の解任は本人の同意ある場合の外は本人が刑事犯罪又は職責違反の行為を為し、且其の解任に参議院の同意を得たる場合に限る。】

ニ、委員長及び委員の任期満了前の解任は、委員長又は委員の同意のある場合を除くの外、参議院の議決によらなければ、これを行ふことができない。【ニ、委員長及び委員は、内閣総理大臣が、参議院の同意を得て、これを任命する。】

【ホ、委員長及び委員の任期は、七年及び三年とし、委員は、一年にその三分の一つ交代するものとする。但し、重任を妨げない。】

【ヘ、委員長及び委員の任期満了前の解任は、委員長又は委員の同意のある場合を除く外、参議院の議決によらなければ、これを行ふことができない。】

特に、委員会を構成する委員の資格として、官僚・法曹資格者・経営者・学識者のグループ化を行い、その中から平等に同じ人数を選ぶとしている点が特徴的である。この点は、法曹資格者に限定した委員構成を採用する「カイク」案と大きく異なるのである。また、「カイク」案のような年齢に関する記述はない。

委員会を構成する委員の資格については、1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」でも記載が確認できる。なお、【】の中は、下書き版から新たに追加された内容である。

「(二) 経済秩序委員会【独占禁圧委員会】（仮称）」

(2) 組織

- 1 少数の委員を以て組織する。
- 2 委員は経済界の見識ある人物、経済関係の有能な学者、経済関係官庁官吏及び【司法官弁護士その他の：削除されている】法律家から選ぶこととし、関係事項に精通して而も公正な人物を選ぶべきである。本案の如く法律家に限ることは適當でない。
- 3 任命方法、身分、任期等については、国会の信頼を得、而も時々の政情に左右されない等の考慮を払って定める。」

日本側は基本的に委員会の委員を法曹資格者に限定することには否定的であったことが確認される。もっとも、文言から明らかなように、このことは法曹資格者を委員としないことを意味するものではない。

1946年10月8日付「カイク試案に対する司法省意見」は、より詳細な委員会の構成について、以下のように記述している。

「二 三人委員会に対する意見」

【本稿執筆者注：中略】

- (2) 委員は五名位を適當と考へる。(三人は事務広汎なるため過少と思はれる。)
- (3) 委員長は司法次官に準ずる別途に新設する官吏を充てる。
- (4) 委員の地位身分の保障は試案の通りであるが停年制の外に相當期間の任期を置き再任制等に付いては研究する。」

なお、前述したが、「カイク」案を整理要約した1946年10月9日付「経済秩序に関する示唆の要綱」では、以下のような記述が確認される。

「第十八節 施行」

(一) 司法次官

- (1) 本法によって特別に設けられた官職であつて、定員一名、本法において特に他に委任することをしていない本法諸規定の施行及び監理の任に當る。
- (2) 総理大臣が任命し、参議員において十分完全〇公開の討論の後多数決により確認されることを要する。
- (3) その資格としては、日本国民、三十五才以上、心身健全、何れの国たるとを問

わず定評ある法律学校の卒業者，法律に造詣深くその生涯の主たる部分を法曹界に過ごして来たこと，善良な道徳的性格を有すること，政治犯罪を除いて有罪判決を受けたことがないことを要件とする。

(4) 他の地位につくこと，株式等を所有すること，他から報酬を受けることを禁じられる。

(5) 身分保障がある。停年は六十六才である。

(6) 年俸五万円，退職後の年金二万五千元

(二) 司法次官補

(1) 本法により特別に設置された，定員二名，司法次官が任命し，参議院により公開討論の上確定されることを要する。

(2) 資格，任期，身分等は司法次官同様，但し年俸四万円，退職後の年金二万円

(3) 司法次官補は三人委員会の一員たるほか，会社監督の任を命ずる。

(三) 三人委員会

(1) 本法により創設される国家委員機関であつて，司法次官及び二名の司法次官補をもって構成する。

(2) 三人委員会の職務は本法第一条乃至第二十條の規定及びこれが改正規定を監理施行するに在る。

(3) 司法次官が議長となり多数決で決定する。

(4) 三人委員会の二名の委員が，参議院に対して，他の一名が無能，懈怠，又は違法行為ある旨文書で提出し参議院の公聴会で右有罪が判明すれば，即時解任される。」

以上のような委員会の委員に係る構成は，1946年11月4日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」において以下のとおり規定された。

「第二十七， 独占禁圧委員会は，委員長一名及び委員若干名を以て，これを組織すること。

委員長及び委員は，産業経済に関し学識経験のある者及び関係官庁の官吏の中から，内閣総理大臣が，国会の同意を得て，これを任命すること。

第二十八， 委員長及び委員の任期は，七年及び三年とすること。

委員は，毎年その三分の一宛交代するものとする。

委員長及び委員は，独占禁圧委員会の決議により，心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては，国会の議決によらなければ，その任期満了前には罷免されないこと。」

上記「法律案要綱」に修正等を施した1946年11月8日付「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」は以下のように規定している。

「第二十七， 独占禁圧委員会は，委員長一名及び委員若干名を以て，これを組織すること。

委員長及び委員は、学識経験のある者及び関係官庁の官吏の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命すること。

第二十八、 委員長及び委員の任期は、七年及び三年とすること。

委員は、毎年その三分の一宛交代するものとする。

委員長及び委員は、独占禁止委員会の決議により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、国会の議決によらなければ、その任期満了前には罷免されないこと。」

この法案では、これまでの日本側の委員の構成に係る見解のうち、官僚及び学識経験者という点が反映されている。しかしながら、11月4日付「法律案要綱」では「産業経済に関」する学識経験者としていたが、単に学識経験者へと修正したのである。当初は主に経済学等を専門とする学識経験を想定していたと考えられる。この文言を見る限り、「カーム」案が委員の資格として必須としていた法曹資格者は含まれていないことになる。

その後、1946年11月20日付「不正競争の防止及び独占の禁止に関する要綱案に対する修正意見」が「司法省刑事局経済課長」の「斉藤三郎」から「経済安定本部第一部 橋本事務官殿」宛てに以下のような内容で送付されている。

「一、司法省意見を参考意見として記載せられたものを左の如く訂正せられ〇〇・・・
機構について

独占禁止委員会は司法大臣の監理に属せしめ、且委員の身分を保障し本法の公正な運用を期するものとする。

委員の資格は法律に通暁するものを以て充て、経済専門家をそのブレーンとして附属せしめるものとする。」

この司法省意見において初めて委員会の所属が司法大臣として提案されたのである。また、委員としては再度法律を専門とする者を中心に構成するとともに、「経済専門家」についても言及している点は興味深い。

1946年12月10日付「法律案」は、委員の構成に関して、先の法案から更に官僚を削除し、学識経験者のみに限定しており、上記の司法省意見をほぼ反映させたものであるといえる。もっとも、法律に関する学識経験を含めている点は、これに法曹資格者を含めと解することも想定していたか否かについては資料の文言のみからは判断できない。

「第三十條 独占禁止委員会は、委員長一名、委員六名を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、法律又は経済に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第三十一條 委員長の任期は十年とする。

委員の任期は六年とし、毎年その三分の一宛交代するものとする。

委員長及び委員は、独占禁止委員会の決議により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合を除いては、国会の決議によらなければ罷免されることがない。」

1946年12月11日付「Outline」は、前日付「法律案」の内容を簡潔に記述している。

「ii Qualifications of member

Persons of learning and experience in the legal and economic fields.

iii Status of member

The status of the Committee member shall be guaranteed.

iv Appointment

The members of the Committee shall be recommended by the Prime Minister and appointed by him with the consent of the Diet.」

「VI Offices

A central office shall be established in Tokyo and branch offices in important localities.」

その後、1946年12月2日からの一連の「要綱」では、「第八」の「機構」（「一」の「委員会」）において、「（一）委員会の構成」・「（二）委員の資格」・「（三）委員の身分」・「（四）委員の選任」・「（五）委員会の権限」について、それぞれ法案作成のための諸見解が整理されている。以下では、特に、「（二）委員の資格」についてのみ記述する。

第一に、12月2日付「要綱」においては、「甲案」は、「三十五才以上で、法律を専攻し、法律に通曉している者」とされており、「乙案」は、「（A説）法律及び経済について学識経験ある者」と「（B説）法律に通曉する者を以て充て、経済の専門家をそのブレインとして附属せしめるものとする」という二つの見解が併記されている。前者は12月11日付「Outline」、後者は前述の司法省意見に示された内容である。

第二に、12月5日付「要綱」は、「甲案」をより詳細に「一定年齢以上で、法律を専攻し、法律に通曉し、且従来主として法律事務に従事して来た者。」とし、その一方で、「乙案」は、先の「（A説）」を採用して、「法律及び経済について学識経験ある者」とした。

もっとも、同日の12月5日付「乙案の別案」という司法省意見では、「（二）委員の資格」として、再度「法律に通曉する者を以て充て、経済の専門家をそのブレインとして附属せしめるものとする（司法省）」という主張を行っていることが確認できる。これは、第一章第一節でみた「公正取引委員会の位置付け」に関する見解の対立を反映したものであると考えられる。

第三に、12月7日付「独占禁止制度要綱に関する件（註 司令部に提出するもの）」は、「（二）委員の資格」について「法律及び経済について学識経験ある者」と記述している。

そして、一連の「要綱」の最終案である12月14日付「要綱（未定稿）」では、まず、「参考」として、「一定年齢以上で、法律を専攻し、法律に通曉し、且従来主として法律事務に従事して来た者。」とし、「規定要旨」を「法律及び経済について学識経験ある者」とした。

このような「要綱」を受けて、1946年12月20日付「（資料）独占禁止制度において問題となる諸項目」は、「第七」の「実施の機構」に関する「（一）委員会」という項目にお

いて、今後は、「(2)委員の資格」として、「学識経験（法律家 経済人等）」や「年令等」を考えていかなければならないとしていることが確認される。

同日付の1946年12月20日付「法律案」は、委員の資格に関して「要綱」に沿った内容の規定を置いた。また、委員会の人数が初めて定められた。

「第二十九條 独占禁止委員会は、委員長一名、委員六名を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、法律又は経済に関する學識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第三十條 委員長の任期は十年とする。

委員の任期は六年とし、毎年その三分の一宛交代するものとする。

委員長及び委員は、独占禁止委員会の決議により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合を除いては、国会の決議によらなければ罷免されることがない。」

そして、日付不明の「独占禁止草案要綱（案）（司法省）」では、以下のような規定が提案されている。この日付不明の資料において初めて委員会の組織としての様々な諸規定が新たに追加され、これを受けて下記の翌年1月1日付「法律案」が作成されたと考えることができる。加えて、下記の1月1日付「法律案」の「第二十九條」が委員の独立した職権行使について初めて規定したことも、この資料の内容を反映させたと考えることができる。

「第二 独占禁止委員会に、委員長一人及び委員四人を置く。

独占禁止委員会に、調査官及び書記を置く。その員数及び職務は命令を以てこれを定める。

第三 委員長及び委員は、内閣総理大臣が、予め参議院の詮衡した者のうちから、これを任命する。

第四 委員長及び委員は、その就任にあたって、「良心に従ひ、何ものをも恐れずまた何ものにも惑はされず、忠実且つ公正に自己の職責を完うすることを誓ふ」旨の宣誓をしなければならない。

第五 委員長及び委員は、在職中左の行為をしてはならない。

- 一 公然政治に関与すること。
- 二 政党その他政治上の団体の団体員となり、または都道府県市町村の議員となること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行ふこと。
- 四 報酬を受けて他の職務に従事すること。

第六 委員長及び委員の任期は十年とする。但し再任を妨げない。

年齢が六十五年に達したときは、退任する。

第七 委員長又は委員が、心神の故障のため職務を執ることができい場合、刑法の宣告を受けた場合において、他の委員長及び委員の承諾があるときは、内閣総理大

臣は、その委員長及び委員を解任することができる。

前項の解任は、参議院の異議があるときは、これを取消さねばならない。

委員長及び委員は、第一項の場合を除くの外、任期満了前その意に反して罷免されることがない。

第八 委員長及び委員の受ける報酬及び退職金については、命令を以てこれを定める。

第九 委員長は、委員会の会務を総理する。

委員長は、予め委員のうちから委員長が故障ある場合において、委員長の代理する者を定めなければならない。

第十 委員会の査定又は処分は、この法律で別段の定をなす場合を除くの外、委員長及び委員を合せ三人以上の列席しその合議によって定める。

議決は、過半数による。意見が同数であるときは委員長の意見による。

第十一 委員長又は委員が職務を執ることのできない場合は、命令を以てこれを定める。

第十二 調査官及び書記は、委員長が任命する。」

そして、1947年1月1日付「法律案」（下書き版）からは、委員会の構成に関して更に詳細な諸規定を定めることとなった。

「第二十六條 独占禁止委員会は、委員長一名、委員六名を以てこれを組織する。

委員長及び委員は、法律又は経済に関する學識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第二十七條 委員長の任期は十年とする。但し委員の委員の任期は六年とし、毎年その三分の二ずつ交代する。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときは、退任する。

第二十八條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、国会の同意を得なければ、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 刑事事件に関し起訴されたとき

三 独占禁止委員会の〇〇により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

第二十九條 委員長及び委員は、その良心に従ひ、独立してその職権を行ひ、日本国憲法及びこの法律にのみ拘束される。

第二十九條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

第三十條 委員会の決議、認定、確認その他の処分は、委員長及び委員三名以上列席し、その合議によって、これを定める。

委員会の決議は、過半数による。意見同数のときは、委員長の決するところによる。

第三十一條 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を附置し、これに所要

の職員を置く。

第三十二條 委員会の議事、方法、公告その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の規程を以てこれを定めることができる。

第三十三條 委員長、委員その他委員会の職員は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。」

1947年1月1日付「法律案」(清書版)では、以下のように、条文番号を変更し、委員長及び委員の再任を認め、独立した職権行使に関する下書き版の「第二十九條」を削除し、複数の新しい規定の挿入等を内容とする修正を行った。委員会の独立した職権行使に係る文言がこの「法律案」では規定されていないが、次の法案において委員会の所属に関する規定において再度盛り込まれることになる。

「第二十五條 独占禁止委員会は、委員長一名、委員六名を以てこれを組織する。

委員長及び委員は、法律又は経済に関する學識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第二十六條 委員長の任期は十年とし、再任されることができる。

委員の任期は六年とし、毎年その三分の二ずつ交代し、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときは、退任する。

第二十七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、国会の同意を得なければ、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 刑事事件に関し起訴されたとき

三 独占禁止委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

第二十八條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

第二十九條 独占禁止委員会の認定、確認又は命令は、委員長及び委員三名以上列席し、その合議によって、これを定める。

独占禁止委員会の決議は、過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三十條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、これに所要の職員を置く。

第三十一條 独占禁止委員会の費用及び委員長、委員の報酬、退職金に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十二條 独占禁止委員会の議事、事務局の構成その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の規程を以てこれを定めることができる。

第三十三條 この法律の規定により独占禁止委員会のなすべき公告に関し必要な事項は、命令で定める。

第三十四條 委員長、委員その他独占禁止委員会の職員は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。」

1947年1月1日から1月15日までの間の法案資料では以下のように規定されていた。

「第二十五條 独占禁止委員会は、委員長一名、委員六名を以てこれを組織する。

委員長及び委員は、法律又は経済に関する學識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。衆議院又は参議院の何れか一方が同意を拒む場合には内閣総理大臣は修【本稿執筆者注：ママ】補者を改めなければならない。

第二十六條 委員長の任期は十年とし、再任されることができる。

委員の任期は六年とし、毎年その三分の二ずつ交代し再任されることができる。

委員長及び委員は、年齢が六十五年に達したときは、退任する。

第二十七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、国会の同意を得なければ、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 刑事事件に関し起訴されたとき
- 三 独占禁止委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

委員長及び委員の弾劾については裁判官の弾劾に関する規程を準用する。

第二十八條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

第二十九條 独占禁止委員会が事件の裁定を行うには委員（委員長を含む。）の会議に依らなければならない。

会議は委員長及び委員半数以上出席しなければ、これを開くことができない。

委員会の議事は過半数をもってこれを決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

已むを得ない事情の爲委員長が出席できない場合に備へ予め独占禁止委員会の決議により委員に於いても委員長を代理する順位を定める。

第三十條 裁判所職員の除斥に関する民事訴訟法の規定は独占禁止委員会の職員にこれを準用する。」

1947年1月17日付「法律案」（下書き版）は以下のとおりである。もともと、下書き版のこの資料には修正等は全く行われていない。

「第二十六條 委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する學識経験のあるもののうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十七條 委員長及び委員の任期は五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第二十八條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 罰金以上の刑に処せられたとき

三 委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

委員会が前項第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

第二十九條 前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。

第三十條 委員長及び委員の報酬は、在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十一條 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を附置し、調査官その他の所要の職員を置く。

第三十二條 委員長、委員その他の委員会の職員（以下委員会の職員という。）は、在任中左の行為を行ってはならない。

一 商業を営むことその他金銭上の利益を目的とする業務に従事すること。

二 報酬を受けて他の職務に従事すること。

第三十三條 委員会の職員又は職員であった者は其の職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。

第三十四條 委員長は、委員会の会務を総理し、会を代表する。

委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障のある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。」

その一方で、1947年1月17日付「法律案」（清書版）と位置付けられる資料には、手書きの修正が施されている。これは、下記の1947年1月20日付「法律案」（下書き版）とも共通する内容を含んでいる。

「第二十六條 委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する學識経験のあるもののうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十七條 委員長及び委員の任期は五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したとき【「は」に削除線を引き、手書きで「には」】、退官する。

第二十八條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 【「罰金」に削除線を引き、手書きで「禁錮」】以上の刑に処せられたとき

三 委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

委員会が前項第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。【文頭に手書きで「一項」】

第二十九條 前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。【文頭に手書きで「三項」】

前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。【文頭に手書きで「二項」】

第三十條 委員長及び委員の報酬は、【手書きで判読困難な文章が挿入されている】在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十一條 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を附置し、調査官その他の所要の職員を置く。

第三十二條 委員長、委員その他【手書きで判読困難な文章が挿入されている】の委員会の職員（以下委員会の職員という。）は、在【「職」に削除線を引き、手書きで「任」】中左の行為を【「行ってはならない」に削除線を引き、手書きで「する事ができない」】。

一 商業を営むことその他金銭上の利益を目的とする業務に従事すること。

二 報酬を受けて他の職務に従事すること。

第三十三條 委員会の職員又は職員であった者は其の職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。

第三十四條 委員長は、委員会の会務を総理し、会を代表する。

委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障のある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。」

以上の修正等は、1947年1月20日付「法律案」（下書き版）においてもその大部分において共通するものであることが確認できる。

「第二十八條 【手書きで「独占禁止」を追加し、以下のすべての場合にも適用】委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する學識経験のあるもののうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十九條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十條 委員長及び委員は任期を五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したとき【手書きで「に」】は、退官する。

第三十一條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 【手書きで「禁錮」】以上に関し起訴されたとき
- 三 委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

【手書きで「第三十二條 独占禁止」】委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

【手書きで「前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。」】

前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、【手書きで「命令を以てこれを定める。」】

【手書きで「前項の報酬は、」】在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他の所要の職員を置く。

第三十五條 委員長、委員その他【手書きで「命令を以て定める独占禁止」】委員会の職員は、在任中左の行為を【手書きで「なすことができない」】。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと
- 二 司法大臣の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者はその職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。」

これらの修正を 1947 年 1 月 20 日付「法律案」（清書版）は反映させている。

「第二十八條 独占禁止委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する學識経験のあるもののうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十九條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十條 委員長及び委員は任期を五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第三十一條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 三 委員会により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

第三十二條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。

前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他の所要の職員を置く。

第三十五條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと
- 二 司法大臣の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であった者はその職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。」

その後、1947年1月22日付「試案」（下書き版）は、若干の文言の修正を行ったが、1月20日付「法律案」（清書版）の内容を継承した。

「第二十八條 独占禁止委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十九條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十條 委員長及び委員は、その任期を五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第三十一條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 禁錮以上の刑に処せられたとき

三 委員会により、心身の故障のため、職務を執ることができないと決定されたとき

第三十二條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。

前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

第三十五條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと。

二 司法大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用してはならない。」

そして、1947年1月22日付「試案」（清書版）では以下のように規定された。

「第二十八條 独占禁止委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十九條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委

員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十條 委員長及び委員は、その任期を五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第三十一條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

一 公の弾劾を受けたとき

二 禁錮以上の刑に処せられたとき

三 委員会により、心身の故障のため、職務を執ることができないと決定されたとき

第三十二條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。

前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

第三十五條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと。

二 司法大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であった者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用してはならない。」

1947年1月23日付『『私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』立案要旨』の「六、第六章『独占禁止委員会』において」では、以下のような説明が確認できる。

「(二) 委員長、委員について、

(イ) 任免、任期、停年、報酬を規定し、(第二十八條乃至第三十三條)

(ロ) 身分を官吏としたこと。(第三十條)

(三) 事務局を附置することとしたこと。(第三十四條)

(四) 委員長、委員、職員の政治活動、営利行為等の禁止を規定したこと。(第三十五條、第三十六條)

(註)「カイク」案等においては、委員会が獨立機関なること、強力な〇〇の権限を与えること、緊急命令の処分権を与えることについて特に強調していること。」

そして、司令部に提出する 1947 年 1 月 28 日付「試案」(下書き版)は、1 月 22 日付「試案」の条文番号を変更する修正を行ったにすぎない。したがって、下記の下書き版の内容はそのまま 1947 年 1 月 28 日付「試案」(清書版)に継承された。

「第二十六條 独占禁止委員会は、委員七名で、これを組織する。

委員は、法律又は經濟に関する學識經驗のある者のうちから、内閣總理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

内閣總理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十七條 委員長は、独占禁止委員会の会務を總理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第二十八條 委員長及び委員はその任期を五年とし、再任されることができる。

委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第二十九條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 三 独占禁止委員会により、心身の故障のため、職務をとることができないと決定されたとき

第三十條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員の一致がなければならない。

前條第一号の弾劾手續については、裁判官弾劾法を準用する。

前條第二号及び第三号の場合においては、内閣總理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十一條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十二條 独占禁止委員会の事務を処理するため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

第三十三條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと。
- 二 司法大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十四條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。」

そして、1947年2月4日付「Tentative Draft」は以下のとおりほぼ忠実な英語訳を行っている。

「Article 26. The Antitrust Commission shall be composed of seven (7) members.

The members shall be appointed by the Prime Minister with the consent of the Diet from among persons of Learning and experience in the legal and economic fields.

The Prime Minister shall appoint a chairman from the Antitrust Commission from among the members.

Article 27. The chairman shall preside over the affairs of the Antitrust Commission and shall represent the Antitrust Commission.

The Antitrust Commission shall have a person selected in advance from among the members, who will act in place of the chairman in the case he is incapacitated.

Article 28. The term of office for the chairman and other members of the Antitrust Commission shall be five (5) years, and reappointment may be made.

The chairman and other members of the Antitrust Commission shall retire from office on reaching the age of sixty-five (65).

Article 29. The chairman or any other member shall not be removed from office against his will except in any one of the following cases:

1. When he has been subjected to public impeachment.
2. When he has been sentenced to a penalty heavier than imprisonment
3. When the Antitrust Commission has decided that he is incapable of discharging his duties on account of physical or mental disabilities.

Article 30. The decision as mentioned in item 3 of the preceding Article shall have unanimous concurrence of all members of the Antitrust Commission with the exception of the member in question.

As regards to the impeachment procedure under item 1. of the preceding Article, the Law relating to Impeachment of judges shall be applied *mutatis mutandis*.

In case of item 2 or 3 of the preceding Article, the Prime Minister shall remove from office the chairman or member involved.

Article 31. The emoluments for the chairman and other members shall be fixed by order.

The emoluments mentioned in the preceding Paragraph shall not be reduced against the will of the recipients during their tenure of office.

Article 32. In order to execute the business of the Antitrust Commission, a staff office shall be established and attached to it.

Secretaries and other necessary personnel shall be maintained.

Article 33. The chairman and other members; as well as staff personnel of the Antitrust Commission to be appointed by Order, shall not engage in the following activities.

1. To become a member of the Diet or that of an assembly of the local public entity, or to participate publicly and positively in political activities.
2. To engage in any other remunerative work except in such cases as permitted by the Minister of Justice.
3. To engage in commerce, or any other occupation for pecuniary gain.

Article 34. The members and staff personnel of the Antitrust Commission or the person who have held such positions in the Antitrust Commission shall not divulge or make surreptitious use of the trade secrets of entrepreneurs which they may have learned in the course of the execution of official duties.]

そして、1947年2月上旬からの米国側と日本側の集中的な交渉においては、委員の資格等もその議論の対象となっていた。

1947年2月5日—12日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」では、以下の点が指摘されている。

「4 独占禁止委員会の委員は2年毎に交代する制度とすること。

右委員の資格（年齢、学歴、政党関係）を規定すること。

5 右委員の欠員の場合の措置を規定すること。」

「35 独占禁止委員会に計理士、弁護士を雇用する旨の規定を設けること。」

委員の資格として、「（年齢、学歴、政党関係）」の中でも特に「政党関係」が指摘されている点は、これまで日本側が想定していない要件である。

この修正意見のモデルであると考えられる1947年2月5日付の英文のチェックリストは以下のような指摘を行っている。

「10 同一条件による内閣総理大臣による委員会の委員の指名」

「16 委員会が訴訟を取扱う場合における訴訟弁護士をもつ規定の欠如（どのような訴訟類型か検討必要）」

「25 委員会の委員がすべて同じ政党のメンバーか否か」

このような指摘の中でも、「政党関係」が委員の資格の要件として考慮されていること、

そして、法曹資格者（訴訟弁護士）に関する規定の欠如が指摘されていることが重要である。

また、1947 年 2 月 6 日付「独占禁止法案に関する G・H・Q・側意見」では、米国側と日本側の意見が対立していることが確認できる。

「GHQ 側意見

2. 委員の交代は一部宛行うこと。且資格に、年令、教育程度、所属政党をうたうこと。

答弁及理由

賛成。但教育程度、所属政党を○すはをかしい。

GHQ 側意見

3. 委員に缺員を生じたときの規定がない。

答弁及理由

任命手続と同様でゆく。」

以上の米国側と日本側との意見の相違は、委員の資格として学歴や「政党関係」を要件とするか否かという点である。

そして、1947 年 2 月 22 日付「修正試案」（清書版）は、以下のとおり米国側と日本側の交渉を反映させた内容の規定となっている。すなわち、委員の資格として年齢の下限を 35 才としたこと、委員会の事務局に所属する職員の中に、法曹資格者である最高検察庁検事及び東京高等検察庁検事を置くようにしたことが重要である。

「第二十八條 独占禁止委員会は、官吏の身分を有する委員七名を以て、これを組織する。

委員は、年令が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第二十九條 委員の任期を五年とする。但し、この法律施行後最初に委員となる者の任期は、その一人は三年、二人は四年、一人は五年、二人は六年、一人は七年とし、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は再任されることができる。

委員は、年令が六十五年に達したときには退官する。

国会閉会中に委員の任期が満了した場合又は缺員を生じた場合の措置については、命令を以てこれを定める。

第三十條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

- 一 懲戒処分によって免官されるとき
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 三 独占禁止委員会により、心身の故障のため、職務を執ることができないと

決定されたとき

第三十一條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をするには、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十二條 内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

前項の職員として最高検察庁検事、東京高等検察庁検事各一名を置かなければならない。

第三十五條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。」

その後、1947年2月25日付「修正試案」（下書き版）では、上記の2月22日付「修正試案」（清書版）に対して、委員の任期の年数の変更等を含む若干の文言の修正を行った。そして、これらの修正等を反映させたのが、1947年2月25日付「修正試案」（清書版）である。

「第二十八條 独占禁止委員会は、委員七名を以て、これを組織する。

委員は、年令が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

委員は官吏とする。

第二十九條 委員の任期を五年とする。但し、この法律施行後最初に委員となる者の任期は、内閣総理大臣の定める所により、その一人は一年、二人は二年、一人は三年、二人は四年、一人は五年とし、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は再任されることができる。

委員は、年令が六十五年に達したときには退官する。

国会閉会中に委員の任期が満了した場合又は缺員を生じた場合の措置については、命令を以てこれを定める。

第三十條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 免官の懲戒処分を受けたとき
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 三 独占禁止委員会により、心身の故障のため、職務を執ることができないと決定されたとき

第三十一條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をするには、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十二條 内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十三條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

前項の職員には、最高検察庁検事、東京高等検察庁検事各一名を加へなければならない。

第三十五條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十六條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。」

1947年2月24日付「Revised Draft」は、以下のとおりほぼ忠実に英語訳を行っているが、手書きによる多数の修正が行われている。

「Article 28. The Antitrust Commission shall be composed of seven (7) commissioners.

The commissioners shall be appointed by the Prime Minister with the consent of the Diet 【手書きで「Diet」の説明として、「Both houses, No just

the House of Representatives」が確認できる】 from among persons whose age is thirty-five (35) years or more and who are learning and experience in the legal and economic fields. 【欄外に手書きで, 「not more than three from any one political party」が確認できる】

The commissioners shall be deemed to be civil service employees.

Article 29. The term of office for the commissioner shall be five (5) years.

However, the initial term of office for those to be appointed after the enforcement of this law shall, in accordance with appointments to be made by the Prime Minister, be one (1) year for one commissioner, four (4) years for two (2) commissioners, three (3) years for years for one (1) commissioner, four (4) years for two (2) commissioners and five (5) years for one (1) commissioner. The term of office for a commissioner who has been appointed to fill a vacancy shall be the balance of the term of office for his predecessor.

A commissioner may be reappointed.

A commissioner shall retire from office upon reaching the age of sixty-five (65) years.

Steps to be taken when a commissioner finishes his term of office or when a vacancy occurs during the period of time that the Diet is in recess, shall be provided for by separate order.

Article 30. A commissioner shall not be removed, against his will, from office, during his tenure of office except in any one of the following cases:

1. When he has been dismissed from civil service by public impeachment.
2. When he has been sentenced to a penalty heavier than imprisonment.

【手書きで, 「imprisonment plus fine or 判読困難な二つの単語」が確認される】

3. When the Antitrust Commission has decided that he is incapable of discharging his duties on account of physical or mental disabilities.

【手書きで, 「4. When he has been convicted of violating 判読困難な複数の単語 this Act.」が確認される】

Article 31. The Antitrust Commission shall with respect to such a decision as provided for by the items of the preceding paragraph, make it with the unanimous concurrence of all the commissioners except that of the commissioner in question.

With respect to such a case as providing for by item 2 or item 3 of the preceding article, the Prime minister shall remove from office.

Article 32. The Prime Minister shall appoint a chairman of the Antitrust Commission from among the commission and represent it.

The chairman shall preside over the affairs of the Antitrust Commission and represent it.

The Antitrust Commission shall select in advance a person from among the commissioners who will act in place of the chairman in case he is incapacitated.

Article 33. The emoluments for the chairman and other commissioners shall be prescribed by separate order. 【条文番号においてチェック印が確認される】

The emoluments mentioned in the preceding Paragraph shall not be reduced against the will of the recipients during their tenure of office.

Article 34. In order to execute the business of the Antitrust Commission, a staff office shall be established and attached to it. Secretaries and other necessary personnel shall be maintained.

At least one (1) public prosecutor each from among the public prosecutors of the Supreme Public prosecutors office and of the Tokyo High Public Prosecutors office shall be included in the personnel as provided for by the preceding article. 【手書きで、「ADD – Commission may engage or hire 判読困難な単語一つ of attorneys to conduct all legal business, appeals from its orders, except criminal prosecution.」が確認される】

Article 35. The chairman and other commissioners; as well as staff personnel of the Antitrust Commission designated by separate order, shall not engage in the following activities.

1. To become a member of the Diet or that of an assembly of the local public entity, or to participate publicly and positively in political activities.
2. To engage in any other remunerative work except in such cases as permitted by the Prime Minister.
3. To engage in commerce, or any other occupation for pecuniary gain.

Article 36. Staff personnel of the Antitrust Commission or the person who have held such positions in the Antitrust Commission shall not divulge or make surreptitious use of the trade secrets of entrepreneurs which they may have learned in the course of the execution of official duties.」

以上の手書きによる修正等では、特に委員の資格として前述した米国側の意見である「政党関係」を要件とすべきとする点が重要である。この手書きによる指摘は下記の「第二次

修正試案」において反映されているからである。また、法曹資格者を職員の中に含めなければならないとしていたが、これまでは検察官に限定していたところ、「Commission may engage or hire 判読困難な単語一つ of attorneys to conduct all legal business, appeals from its orders, except criminal prosecution」として、米国側から何らかの追加が指摘されていると考えられる。この点も下記の「第二次修正試案」において反映されている。

そして、1947年3月6日付「第二次修正試案」は、上記の米国側の手書きによる意見（「政党関係」と法曹資格者としての弁護士を職員に加えること）を反映させ、以下のように新しく規定を追加して、より詳細な内容となっている。

「第三十一條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年令が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

委員のうち同一政党に属するものは三人を超えてはならない。

委員は官吏とする。

第三十二條 委員の任期は、五年とする。但し、この法律施行後の最初に委員となる者の任期は、その一人は三年、二人は四年、一人は五年、二人は六年、一人は七年とし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は再任されることができる。

委員は年令が六十五年に達したときには退官する。

国会閉会の場合、又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき、又は缺員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

独占禁止委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は有価証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

第三十三條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産の宣告を受けたとき

二 懲戒免官の処分を受けたとき

三 禁錮以上の刑に処せられたとき

四 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定されたとき

第三十四條 前條第一号、第三号又は第四号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十五條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、予め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十六條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事

を開き議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十三條第四号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十七條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

前項の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十八條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員には、最高検察庁検事、東京高等検察庁検事、弁護士又は弁護士資格を有するものを加えなければならない。

第三十九條 委員長、委員その他命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号に掲げる行為をすることができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をする事。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第四十條 前條に掲げる者は、事件に関する事実の有無又は法律の適用について、みだりに意見を發表してはならない。

第四十一條 公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他にもらし、又は窃用してはならない。」

そして、1947年3月9日付「第三次修正案」は、ほぼ「第二次修正試案」の内容を継承している。

「第二十八條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年令が三十五年以上で、法律又は經濟に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、國會の同意を得て、これを任命する。

委員のうち、同一政党に所属する者は、三人を超えてはならない。

委員は、これを官吏とする。

第二十九條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員は、年令が六十五年に達したときには退官する。

國會閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産の宣告を受けたとき
- 二 懲戒免官の処分を受けたとき
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき
- 四 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定されたとき

第三十一條 前條第一項又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十二條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

公正取引委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

第三十三條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十四條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、弁護士又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十五條 委員長、委員職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十六條 委員長、委員その他命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十七條 前條に掲げる者は、事件に関する事実の有無又は法律の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十八條 公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の職員であった者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。」

1947年3月11日付「Third Revised Draft」は、手書きによる修正が数多く確認できるが、そのほとんどは判読困難である。

「Article 28. The Fair Trade Commission shall be composed of seven (7) Commissioners.

The commissioners shall be appointed by the Prime Minister with the consent of the Diet 【手書きで「both houses」が確認できる】 from among persons whose age is thirty-five (35) years old and who are of learning and experience in legal or economic fields.

【手書きで「No more than three (3) members of (1) political party shall be included among the commissioners.」の全体に斜線が引かれており、また、欄外に判読困難な手書き文章が確認できる】

The commissioners shall be deemed to be civil service officials.

Article 29. The term of office for the commissioners shall be five (5) years.

The term of office for a commissioner who has been appointed to fill a vacancy shall be the remainder of the term of office for his predecessor.

1. A commissioner may be reappointed

2. A commissioner shall retire from office upon reaching the age of sixty-five (65) years. 【手書きで欄外に「What about 判読困難な単語一つ expiring of different 判読困難な単語一つ See Supp Provisions」が確認される】

Steps to be taken when a commissioner finishes his term of office or when a vacancy occurs during the period of time that the Diet is in recess or the House of Representatives is dissolved, shall be provided for by separate order.

Article 30. A commissioner shall not be removed, against his will, from office during his tenure of office except in such a case coming under any one of the following items:

1. When he has been declared legally incompetent or quasi-incompetent.
【手書きで「1.」の前に×印が確認できる】
2. When he has been declared from civil service by judgement.
3. When he has been sentenced for a violation of the provisions of this law.
4. When he has been sentenced to a criminal penalty 【手書きで「heavier than imprisonment.」に斜線が引かれ、判読困難な文章が挿入されている】
5. When the Fair Trade Commission has decided that he is incapable of discharging his duties on account of physical or mental disabilities.
【手書きで「5.」の前に×印が確認でき、手書きで欄外に「See HCLC articles」が確認できる】

Article 31. With respect to such a case as provided for by item 1 or Item 3 to Item 5 inclusive of the preceding article, the Prime Minister shall remove from office the commissioner involved.

Article 32. The Prime Minister shall appoint a Chairman of the Fair Trade Commission from among the commissioners.

The Chairman shall preside over the affairs of the Fair Trade Commission and represent it.

The Fair Trade Commission shall select in advance a person from among the commissioners who will act in place of the Chairman in case he is incapacitated. 【手書きで欄外に「substitute for chairman」が確認できる】

The Chairman and other commissioners of the Fair Trade Commission may attend the meetings of the Holding Company Liquidation Commission or those of the Securities Coordinating Liquidation Committee and express their views. 【手書きで欄外に「判読困難な単語一つ with HCLC」が確認できる】

Article 33. Meetings of the Fair Trade Commission shall not be opened nor decisions be made without the attendance of the Chairman and three (3) or more of the commissioners. 【判読困難な複数の文章が確認できる】

The proceedings of the Fair Trade Commission shall be decided by a majority vote. In case the votes are evenly divided, the Chairman shall have the power to decide.

Decisions of the Fair Trade Commission with respect to the provisions of Item 5 of Article 31 shall be made notwithstanding the provisions of the preceding paragraph with the unanimous concurrence of all the

commissioners except that of the commissioner involved.

Article 34. In order to execute the business of the Fair Trade Commission, a staff office shall be established and attached to it, and necessary personnel shall be maintained. 【本条全体に対して判読困難な文章が確認できる】

Personnel provided for in the preceding paragraph shall be civil service employees.

Public prosecutors, attorneys practicing at the time of appointment and those qualified to become attorneys shall be included in the personnel as provided for by Paragraph 1 of this Article.

Duties of public prosecutors included in the personnel shall be confined to criminal offences in violation of provisions of this law.

Article 35. Emoluments of the Chairman, other commissioners and personnel shall be prescribed by separate order.

Emoluments of the Chairman and other commissioners shall not be reduced in amount against the will of the recipients during their tenure of office.

【手書きで欄外に判読困難な文章が確認できる】

Article 36. The Chairman and other commissioners as well as such personnel of the Fair Trade Commission as designated by separate order shall not engage in the following activities.

1. To become a member of the Diet or that of an assembly of ordinary local public bodies or to engage actively in political activities.
2. To engage in any other remunerative duties except in such a case as permitted by the Prime Minister.
3. To engage in commerce or any other occupation for pecuniary gain.

Article 37. Persons provided for in the preceding for in the preceding Article shall not express their views to the public on the existence or non-existence of facts pertaining to a case, or on the application of law to a case. However, the foregoing shall not apply where provided for in this law and publication of conclusions reached in critical studies on this law. 【手書きで欄外に判読困難な文章が確認できる】

Article 38. The Chairman and other commissioners and personnel of the Fair Trade Commission or persons who have held such positions in the Fair Trade Commission shall not divulge or make surreptitious use of trade secrets of entrepreneurs, which they may have acquired in course of execution of their duties.」

以上の英文法案に対する手書きによる修正の中で、特に、「政党関係」を削除するという

趣旨の修正が重要であり、下記の「第四次修正案」において反映されているのである。

そして、1947年3月11日付「第四次修正案」は以下のように規定した。

「第二十九條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

委員は、これを官吏とする。

第三十條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員は、年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十一條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

第三十二條 前條第一項又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

公正取引委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることができる

第三十四條 公正取引委員会は、委員長又は委員長を代理する者及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十一條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十六條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員その他命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十八條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。」

そして、1947年3月15日付「第五次修正案」は、以下のとおり規定している。

「第二十九條 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

委員は、これを官吏とする。

第三十條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員は、年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十一條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合
- 二 懲戒免官の処分を受けた場合
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合
- 四 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

第三十二條 前條第一項又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかななければならない。

公正取引委員会の委員長及び委員は、持株会社整理委員会又は証券処理調整協議会の会議に出席して意見を述べることができる。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長又は委員長を代理する者及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

公正取引委員会が第三十一條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十六條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員その他命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の（議：→会）員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事す

ること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十八條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員その他公正取引委員会の職員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。」

1947年3月15日付「Bill」は、「Chapter 8. The Fair Trade Commission」の「Section 1. Organisation and Powers.」において以下のように規定している。

「Article 29. The Fair Trade Commission shall be composed of seven (7) Commissioners.

The commissioners shall be appointed by the Prime Minister with the consent of the House of Representatives from among persons whose age is thirty-five (35) years old and who are of learning and experience in legal or economic fields.

The commissioners shall be civil service officials.

Article 30. The term of office for the commissioners shall be five (5) years.

The term of office for a commissioner who has been appointed to fill a vacancy shall be the remainder of the term of office for his predecessor.

1. A commissioner may be reappointed
2. A commissioner shall retire from office upon reaching the age of sixty-five (65) years.

Measures to be taken when a commissioner finishes his term of office or when a vacancy occurs during the period of time that the Diet is in recess or the House of Representatives is dissolved, shall be provided for by separate order.

Article 31. A commissioner shall not be removed, against his will, from office during his tenure of office except in such a case coming under any one of the following items:

1. When he has been declared legally incompetent or quasi-incompetent.
2. When he has been declared from civil service by judgement.
3. When he has been sentenced for a violation of the provisions of this law.
4. When he has been sentenced to a criminal penalty heavier than imprisonment.

5. When the Fair Trade Commission has decided that he is incapable of discharging his duties on account of physical or mental disabilities.

Article 32. With respect to such a case as provided for by item 1 or Item 3 to Item 5 inclusive of the preceding article, the Prime Minister shall remove from office the commissioner involved.

Article 33. The Prime Minister shall appoint a Chairman of the Fair Trade Commission from among the commissioners.

The Chairman shall preside over the affairs of the Fair Trade Commission and represent it.

The Fair Trade Commission shall select in advance a person from among the commissioners who will act in place of the Chairman in case he is incapacitated.

The Chairman and other commissioners may attend the meetings of the Holding Company liquidation Commission or those of the Securities Coordinating Liquidation Committee and express their views. 【手書きで欄外に「判読困難な単語一つ to supplementary provisions」が確認できる】

Article 34. Meetings of the Fair Trade Commission shall not be opened nor decisions be made without the attendance of the Chairman and three (3) or more of the commissioners.

The proceedings of the Fair Trade Commissioner shall be decided by a majority vote. In case the votes are evenly divided, the Chairman shall have the power to decide.

Decisions of the Fair Trade Commission with respect to the provisions of Item 5 of Article 31 shall be made notwithstanding the provisions of the preceding paragraph with the unanimous concurrence of all the commissioners except that of the commissioner involved.

Article 35. In order to execute the business of the Fair Trade Commission, a staff office shall be established and attached to it, and necessary personnel shall be maintained. 【手書きで欄外に「Final examination by separate regulators.」が確認できる】

Personnel provided for in the preceding paragraph shall be civil service officials.

Public prosecutors, attorneys practicing at the time of appointment and those qualified to become attorneys shall be included in the personnel as provided for by Paragraph 1.

Duties of public prosecutors included in the personnel shall be

confined to criminal offences in violation of provisions of this law.

Article 36. Emoluments of the Chairman, other commissioners and personnel shall be prescribed by separate order.

Emoluments of the Chairman and other commissioners shall not be reduced in amount against the will of the recipients during their tenure of office.

Article 37. The Chairman and other commissioners as well as such personnel of the Fair Trade Commission as designated by separate order shall not engage in the following activities.

1. To become a member of the Diet or that of an assembly of ordinary local public bodies or to engage actively in political activities.
2. To engage in any other remunerative duties except in such a case as permitted by the Prime Minister.
3. To engage in commerce or any other occupation for pecuniary gain.

Article 38. Persons provided for in the preceding for in the preceding Article shall not express their views to the public on the existence or non-existence of facts pertaining to a case, or on the application of law to a case. However, the foregoing shall not apply where provided for in this law and publication of conclusions reached in critical studies on this law.

Article 39. The Chairman and other commissioners and personnel of the Fair Trade Commission or persons who have held such positions in the Fair Trade Commission shall not divulge or make surreptitious use of trade secrets of entrepreneurs, which they may have acquired in course of execution of their duties.」

そして、1947年3月24日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」では、以下のような説明がなされている。

「十五. 委員は如何なる方面から任命するかの予定

本法案第二十九条に規定する通り法律又は経済に関する学識経験ある者というのが委員たるべき基本条件である。実体が複雑で且つ利害関係の錯綜せる経済事象の一々に具体的な判断が下される重要な職務に当るもの故、委員の有能さと、公平さとは、〇つながり完備していなければならない。有能さは勿論であるが、公平さを期すためにも、慎重に考へられるわけで、〇らく経済学者、法律学者、経済司法行政の経験者、議員等の方面から選ばれるであらうし、又議員については、有力な政党から公平に選ばれるであろうと予想される。

十六. 公正取引委員会の機構

七人の委員はそこから命ぜられる委員長を中心として合議制により凡ての委員会の意思決定を行うのであり、この旨は審決については本法案第五十四条、その他については第三十四条に規定せられているが、複雑な経済事象の実体を把握し、必要な措置の内容を決定するためには、〇〇な調査と研究が行われねばならず、夫に審決手続を実行するための裁判所的機構が必要である。従って委員会の機構は形式的には、内容的にも極めて膨大なものとならう。即ち本法案第三十五条に基き事務局を附置し所要の職員を置くのであるが、事務局の構成としては、経済実態、経済法制度の調査、研究に当る部課、認可申請届出を受理審理する部課、事件の調査、審判、審決までを所管する部課、訴訟の当事者となりその他裁判所との関係进行处理する部課、本法違反の事実を刑事裁判所へ告発する部課等が置かれることとならう。又而して事務の運営については本法案、第六十九条、第七十五条によって審判手続の罰則事件処理手続、事務処理手続、その他委員会の内部規律が定められ、委員会事務の為の整備が行われる訳である。」

同様の説明は、『『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案理由（本会議用）』においても確認できる。

「この法律の運用につきましては、特に、公正取引委員会と称する合議体の行政官庁を設け、その委員と致しましては、経済問題、法律問題に通じ、且つ、国民の信頼する人物を、衆議院の同意を得て任命することと致しました。」

また別の箇所は以下のように説明している。

「公正取引委員会の最も著しい特色は、その委員として、衆議院の同意を得て、最も国民的信頼のある人物を選任致すことと、委員がこの法律を運用するに当りまして、独立してその職権を行うことであります。」

そして、原始独禁法は、「第八章」の「公正取引委員会」（「第一節」の「組織及び権限」）において、以下のように規定した。

「第二十九条 公正取引委員会は、委員七人を以て、これを組織する。

第二項 委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、衆議院の同意を得て、これを任命する。

第三項 委員は、これを官吏とする。

第三十条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二項 委員は、再任されることができる。

第三項 委員は、年齢が六十五年に達したときには、その地位を退く。

第四項 国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、命令を以てこれを定める。

第三十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合
- 二 懲戒免官の処分を受けた場合
- 三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合
- 四 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 五 公正取引委員会により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

第三十二條 前條第一項又は第三号から第五号までの場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

第二項 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

第三項 公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第二項 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三項 公正取引委員会が第三十一條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

第二項 前項の職員は、これを官吏とする。

第三項 第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

第四項 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十六條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

第二項 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の会員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十八條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並に委員長、委員又は公正取引委員会の職員であった者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。」

(小括)

委員会の組織的側面については、第一に、委員会を構成する委員の資格要件の問題、第二に、独禁法執行に関する組織として検察との関係が重要である。

第一の点については、委員の下限年齢と政党に関する要件が特に注目される。

下限年齢の要件については、「カйм」案において既に「三十五才以上」という文言が登場し、その後この下限年齢の要件は削除されたが、1947年2月22日付「修正試案」において再度規定され、原始独禁法に継承された。このような要件が復活した経緯は、「修正試案」の直前の2月上旬からの米国側と日本側との集中的な交渉において、米国側が委員の資格について年齢を問うていたことに対して、日本側が賛成する旨の主張を行ったことによる。したがって、米国側の意見が採用されたことになる。もっとも、「カйм」案及び「修正試案」において、なぜ「三十五才」が基準となったかについては不明である。

政党に関する資格要件については、上記の2月上旬に米国側が主張したことが確認される。その際の日本側の答弁は反対であった。しかしながら、1947年2月24日付「Revised Draft」においては、米国側による修正意見として手書きで政党に係る資格要件が記されており、以降、「第二次修正試案」と「第三次修正案」、「Third Revised Draft」において政党に係る資格要件が規定されていた。もっとも、「Third Revised Draft」では同規定への米国側自身によると考えられる削除線が引かれており、その後の「第四次修正案」からは政党に係る資格要件は規定から削除されている。削除された理由は資料からは不明である。

第二の点については、委員会内部（事務局）において検事等法曹資格を有する者を含めるという規定が重要である。

「カйм」案では、委員会の委員自体が法曹資格者でなければならないとする規定であったが、日本側は原始独禁法制定過程の当初より法曹資格者に限定しないで、経済にかかわる専門家も委員の資格要件の一つとして挙げていた。この点は、結局のところ、「法律又は経済に関する」学識経験者と規定されることから日本側の意見が採用されたことになる。その一方で、委員会内部において事務局が設置されたことに伴い、1947年2月上旬の弁護士を雇用することという米国側の意見が確認できる。また、2月22日付「修正試案」において、初めて事務局に検事を計二名置くことが義務付けされた。これを契機に、その後、事務局に検事だけでなく、弁護士や弁護士資格を有する者として法曹資格者が加えられた。特に検事が配置された理由としては、同時期に後述の委員会の専属告発制度において、検

事を配置することで事前に委員会内で検察側との調整を行い、起訴裁量主義と起訴強制の問題を回避するためであると考えられる。

以上のような委員会の組織に関する諸規定については、特に米国側と日本側が対立した点はなく、それよりも、委員会が裁判所における訴訟の当事者となった場合の委員会内部（事務局）における検察との関係が、委員会の組織的特徴であると考えられる。

第四章 独占禁止法の司法制度

第一節 裁判所

以下では、原始独禁法制定過程の初期において検討されていた反トラスト裁判所の設置に関する議論を出発点に、公取委審決、独禁法上の損害賠償、刑事罰の原始独禁法上重要な三つの訴訟が東京高裁の「第一審の裁判権」に「属する」という内容の規定を中心に、独禁法と裁判所の関係を検討する。

反トラスト裁判所は、反トラスト法に係る諸事案のみを取り扱う特別裁判所を意味している。結論的にはこのような反トラスト裁判所は、日本国憲法が特別裁判所の設置を認めないという問題を克服できずに創設されなかった。したがって、反トラスト裁判所については、米国側と日本側のそれぞれの内部資料として、又は、両者の交渉に関する会議議事録として様々な主張がなされていたことが確認されるわけであるが、一度として米国側と日本側の間でやりとりされた諸法案に具体的に規定されることはなかった。

すなわち、米国側が原始独禁法制定過程の初期において構想していた反トラスト裁判所を巡っては、米国側と日本側の実質的議論の中心は、憲法問題を回避して、いかに反トラスト事案を専門的に取り扱う裁判所制度を構築するかという点であった。この点は、後述する原始独禁法に関わる民事事件及び刑事事件における委員会と裁判所等との関係に関する議論が複雑化していたこととも関係する。

そして、米国側と日本側の間の交渉の結果、東京高裁に三つの訴訟類型の「第一審の裁判権」を属させるという内容の規定が、原始独禁法制定過程の終期に当たる 1947 年 2 月 22 日付「修正試案」において初めて条文化されて登場したのである。原始独禁法における独禁法と裁判所の関係は、米国側と日本側、そして、日本側内部における交渉の妥協点として規定されたのである。

まず、「カイク」案では、「第十八条」の「執行」において、特別裁判所（special court）としての「反トラスト裁判所（the Antitrust and Fair Trades Practice Court）」を新たに創設することを規定している。

この内容については、「カイク」案を整理分析した日本側の資料である 1946 年 10 月 9 日付「経済秩序に関する示唆の要綱」が、「第十八節. (三)」の「三人委員会」において、以下のように指摘している。

「(7) 三人委員会の命令を施行し、修正し又は棄却する権限は獨占禁圧裁判所の専轄に属し、その判決は最終審である。但し憲法上の問題に関するときは最高裁判所に上告することが出来る。」

「カイク」案が構想していた反トラスト裁判所は、委員会の判断を司法的に執行するという最終審として位置付けられているのである。

また、「(四)」の「獨占禁圧及び公正取引保持裁判所」では「(1)本法によって設設【本稿執筆者注：ママ】される特別裁判所であって終身官たる三名の判事から構成される。」と

あるように、「カйм」案は「三人委員会」と「反トラスト裁判所」の二つの組織を想定していたことが確認される。しかしながら、その後の議論では、日本側の主張のとおり、反トラスト裁判所という特別裁判所の設置は特別裁判所の設置を禁じる（憲法第七十六条第二項）憲法上の問題を回避できず、例えば、「三人委員会」の判断に対する不服申立てを提起する裁判所の在り方が問われることとなるのである。

日本側による「カйм」案の評価は以下のように否定的である。

すなわち、1946年10月2日付「獨占の禁圧【欄外に手書きで挿入指示「不正】競争の防止を実施する機構(案)」では、日本側は次のような意見を述べていることが確認される。

「2. 同様に、裁判機構についても、改正憲法の規定に従ひ、獨占の禁圧及び不正競争の防止に関する法律の違反に関する民事又は刑事の訴訟は、通常の司法裁判所の管轄としなければならない。このために特別の裁判所を設けることは、正しくない。獨占禁圧裁判所を設けて、本法に関する訴訟をその専属管轄とするカйм案は、この点において適當でない。」

このように特別裁判所設置を規定していた「カйм」案に反対し、続けて、「三.」の「司法裁判所」という項目において、次のように指摘している。

「3. 司法裁判所の訴訟手続は通常の訴訟と同様とする。

4. 司法裁判所の訴訟は二審とする。」

特に、司法裁判所の訴訟を二審とするという意味は、同じ資料の「一. 1.」における行政に属する委員会の判断が国会に対する責任として国务大臣が負うとする文脈において、「三人委員会の行ふ処分又は決定に対して、裁判所への上訴を認めてゐる場合は、司法裁判の前審としての地位に在るものと」考慮できるとしており、委員会の判断等を第一審として位置付ける考え方に対応している。この文言は、当該「(案)」を受けた1946年10月7日付「獨占の禁圧不正競争の防止を実施する機構(改正案)」においても継承されている。

日本側は原始独禁法制定過程の初期より特別裁判所としての反トラスト裁判所の設置に反対し、独禁法にかかわる訴訟事件は通常の裁判所による審理に服すると明確に意思を表明していたのである。

同様に、1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見(案)」では、「実施の機構」という項目において、委員会の記述の後に以下のような記述が確認される（以下の引用はDに拠る）。

「又、獨占禁圧裁判所は、改正憲法第七十条第二項前段に『特別裁判所は、これを設置することが出来ない。』とあるところに反するのではないかと云う疑がある。

従って、本案に示唆された趣旨を生かしつつ別の機構を考えねばならない。これについては研究を要し直ちに意見を纏めることは出来ないが左記の如き機構も一案と考える。」

すなわち、日本側は、憲法上の問題から特別裁判所の設置は不可能であるという共通了解をして、このことを前提に法案の作成等をしていたことが確認される。したがって、日

本側としては、これ以降は米国側の特別裁判所設置という主張に対していかにして譲歩を獲得するかということに力点を置くことになる。なお、資料の別バージョン（A 及び C）では、特別裁判所の設置は憲法に「反する」と断定している。

その具体的内容については、上記資料が「司法裁判所」という項目において以下の点を指摘している（B 及び D では「(1)」であるが、A 及び C では「(2)」である）。

「特別裁判所は設けないが、主要都市の一ヶ所又は数ヶ所に特別の部を設けて、本法に関する訴訟を専門に取扱わしめる。」

すなわち、通常の裁判所に特別部を設けることで米国側の反トラスト裁判所の趣旨を継承させようと考えていたのであろう。

そして、続けて、「(3)」(公取委資料及び法制局資料では「(4)」となっている)は以下のとおりである。

「司法裁判所に於ける訴訟手続は通常の手続と同様にする。」

これらの記述においても、委員会の判断に対する裁判所への出訴を前提とする考え方、そして、裁判所における訴訟手続について、反トラスト裁判所を設置しないことを前提に特別裁判所的な要素を排除して、通常の裁判所に特別部を設置することを想定していることが確認できる。

通常の裁判所をより具体的に指摘しているのは、1947 年 10 月 8 日付「カイク試案に対する司法省意見」の「三. 裁判所に対する意見」における以下の記述である。

「(2)管轄裁判所は高等裁判所（改正憲法に於ける下級裁判所の一）となる。」

この日本側の司法省意見では、明確に、独禁法に係る訴訟一般について、裁判所を「高等裁判所」と限定している。

その後、1946 年 1 月 4 日付「独占禁圧並に不正競争防止に関する法律案要綱」では、次のような規定が確認できる。

「第三十三 独占禁圧委員会の決定又は処分に不服のある者（主務大臣を含む。）は、司法裁判所に出訴することができること。」

この「要綱」は、1 月 8 日付「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」の下書き版である。当該規定「第三十三」については、内容には修正等を行われず、手書きで番号のみを「第三十二」と修正した。通常の裁判所への訴訟の提起を内容とする規定であって、特別裁判所に関する記述はない。

そして、1946 年 1 月 2 日から始まる一連の「要綱」では、「**法案の立案に先立ち、その構想を明確にする為に作成した**」とあるように、「米国の立法例」、日本の事情を考慮しつつ主として取締りの徹底の観点から立案した「甲案」、そして、取締りの徹底を期待しながらも日本の事情を考慮したとする折衷案としての「乙案」が併記されている。

これらの「要綱」の中で最初に位置付けられる 1 月 2 日付「要綱」における「第八.」の「機構」では、「二、裁判機関」の「(一) 裁判所」及び「(二) 訴訟手続」において、それぞれ以下のように整理されている。

「甲案」は以下のとおりである。

「最終審裁判所として、独占禁止裁判といふ特別裁判所を設ける。」

「特別の手続を設ける」

「乙案」は以下のとおりである。

「一般の司法裁判所の管轄とし、必要に応じ特別の部を設ける。」

(A 説) 右 (五) 委員会の権限の (2) の (A 説) に述べた関係【本稿執筆注：民事事件における委員会の判断を待って裁判所に訴訟提起・刑事事件における委員会の告発を待って罪を論じる】以外には特別の手続は設けない。

(B 説) 全く特別の手続」

その後、「甲案」が「参考」とされるにとどまり、「乙案」が「規定要旨」となり、結局は、「乙案」の「(A) 説」に基づき、「一般の司法裁判所の管轄」の下に「特別の部を設ける」方向性で法案作成が本格的に開始されることになったと考えられる。

なお、1946 年 1 2 月 5 日付「乙案の別案」とされる資料では、特に「(二) 訴訟手続」において、「全く特別の手続を設けない (司法省)」という司法省の意見が記述されている。これは、当該資料において司法省の他の意見として、先の民事及び刑事事件における委員会の判断を前提とすることに反対して、検事局と裁判所が独自に事件に対して対応できることが主張されている点と併せて考える必要がある。しかしながら、司法省が反対意見を出した事実はこれ以降は確認されていない。

以上の諸資料からは、日本側においては、委員会の判断に不服がある場合に、裁判所に訴訟を提起するという制度構築に関しては共通理解が存在したことになる。

もともと、裁判所が、東京高裁を意味しているのか、又は、具体的には地方裁判所を意味する通常の裁判所を意味しているのかについて、単に裁判所と表現するにとどまり明らかではない。また、審決前置主義や専属告発制度を前提とする訴訟事件に関する裁判所における手続等の規定は整備されていない。

しかしながら、この時点で日本側内部において反トラスト裁判所に関する議論が終了したとは考えられない。

例えば、第一に、1946 年 1 2 月 2 0 日付「(資料) 独占禁止制度において問題となる諸項目」では、「特別裁判所を設けるか否か等」という記述が確認される。

また、第二に、日付不明であるが、司法省作成の『独占禁止裁判所』を創設することの可否について (会議資料民四課印)」という資料において、下級裁判所における特別裁判所設置がかなり詳細な検討と伴に主張されていたことが確認される。

「(一) 独占禁止裁判所自体の問題

反トラスト法の制定に関連して所謂反トラスト裁判所を下級裁判所の一種として創設すべきかどうかといふ問題があつて、総司令部の主任係官は、初め強く反トラスト裁判所の設置を要求してゐたのであるが、交渉の結果現在のところ、東京高等裁判所に特別部を設けて反トラスト事件に専従せしめ他の事件は取扱はせないことを法律を

以て規定すれば、強いて反トラスト裁判所を設けなくともよい、といふことになってゐる。なお此の問題については、交渉の便宜上伏せてあるが、総司令部は東京高等裁判所の特別部の裁判に対しては、憲法違反を理由とする場合に限り最高裁判所に上告を許し、一般の上告はこれを許さない建前を堅持してゐるから、この点についても訴訟法上の重大な特例を設けなければならないことになる。この上告制限の点については交渉の余地はあるまいかと思はれる。

右の点を考慮すると、特別部制度は余りに変則に過ぎて妥当を欠き、むしろ日本側としては下級裁判所の一種として独占禁止裁判所を設置すべきではあるまいか。その理由は、

- (1) 上告を制限する以上、部の構成は少くとも五人の裁判官の会議体でなければならぬ（独占禁止委員会は四人の委員の会議体である）而も反トラスト法は恒久法であるから十五人の構成員より成り、反トラスト事件のみを取扱い、その裁判に対しては上告を許さない部を同一裁判所内に法律上恒久的に設置することになる。この実質は特別部とゆ【本稿執筆者注：ママ】うよりは、むしろ特別裁判所であり、裁判所法全体の体系に合致しない。なお特別部制度の難点の一つは特別部の判事の転所及配置の点について長期の継続勤務を法的に保証することが不可能であり、司令部保管の所謂専門的な優秀裁判官の要求○法的に副へえないうらみがあることである。

反トラスト法は、今後の「経済憲法」であり、その運用の如何は日本経済全般に対して決定的な影響を及ぼすのみならず、反トラスト裁判は専ら公益保持の見地から私法関係に干与するのであるから、裁判の重要性から云つても、また裁判の性質からみても、下級裁判所として独立せしめるに足るだけの実質を備へてゐるものと思はれる。

- (3) 実際的な見地からしても、反トラスト事件のみを取扱い他の事件は一切取扱はない判事が少くとも十名乃至十五名（全国を管理するのであるから二部又は三部は必要たらう）居り、これに相当数の調査官其他の職員がつくとすれば、これを同一裁判所の特別部として存置することは、裁判行政の上からも如何かと思はれる。又、独占禁止委員会が二部、十数課より成る大組織となる予定であるから、委員会の上訴期間は、これを特別部とするよりも独立の裁判所をすることが望ましい。

備考

反トラスト裁判所を設置する場合においても、裁判官の任用資格は高等裁判所の判事の任用資格に準ずるものとする予定であり、この点は総司令部においても異存はあるまいと推察される。

(二) 問題の発展性

(1) 家事審判所

独占禁止裁判所を独立の下級裁判所とするならば、家事審判所も、従来のいきさつを捨て、民事地方裁判所と刑事地方裁判所を分離したと同じ考へ方で地方裁判所に準ずる下級裁判所として独立の存在を与へるべきである。新憲法の施行に伴ひ家族制度が変革されるのであるから、家事審判所を独立裁判所をして格上げする実質的な理由は十分であろう。而も実際的な見地からしても、家事審判所を地方裁判所に準ずる独立裁判所とすることは極めて望ましいことであり、司法部に人材を吸収し、将来司法の權威を重からしめるためにも是非必要であらうと思はれる。

(2) 特殊な下級裁判所（特別裁判所）一般の問題について

独占禁止裁判所と家事裁判所は、下級裁判所とし、これを独立せしむべきものとするならば、予め特別裁判所一般の問題について態度をきめる必要があらう。

司法の健やかな社会化と専門化は絶対に必要であり、又必然でもある。そして、これは法曹の責任であり法曹の素質、教養の向上を待つて初めて可能であることも亦異論がない。問題は専らその実現の方法と時期如何の点であり、三つの考方が対立する。

A 説

専門部制度により適当に運用せば足り、特別裁判所を設ける必要はない。

この考方は従来の司法部に対する愛着心がその根底をなしてゐるように思はれる。過去の実績に徴して、その実現に不安があるのみならず、司法部に対する従前の非難を強め、勢の赴くところは、却て逆の結果を招く危険がある。

B 説

法曹の素質が向上し且つ専門部が名実共に特別裁判所の実質を備へたときに順次、これを独立裁判所とすべきである。

現在、反トラスト裁判所内家事審判所を独立裁判所とすることは時期尚早であるのみならず、次の理由により不適當である。

(イ) 行政官庁その他の方面から、労働裁判所、経済裁判所等の特別裁判所を設置せよとの要求があつた場合に、これを拒否することができなくなる

(ロ) 最高裁判所の手の届かない行政官庁的な裁判所が濫立して、司法の統一性を害する危険がある

(ハ) 行政裁判所を司法裁判所に吸収した理由がたたない。

(ニ) 任用資格を変更せず、最高裁判所の統制に服するものとするならば、特別裁判所を設置する実質的な理由がない

C 説

反トラスト裁判所に限り、此の際、これを独立裁判所とし、その他は必要に応じてB説によりて措置すべきである。

【B説の(イ)に対して】現在その必要を認めない。眞に必要な事態が発生すれば下級裁判所の一種として裁判所法中に取り入れて可。

する手続に関する必要な事項は命令で定めるとしか規定していない（「第三十八條」）。

なお、1947年12月20日付「法律案」の原型である12月10日付「法律案」の「第三十二條」及び12月20日付「法律案」の「第三十六條」において、刑事事件における委員会の専属告発制度が規定されているが、これらは、委員会内部の手続に係る「章」の中に組み込まれて規定されている。その一方で、民事事件における委員会の審決前置主義について関係する規定はこの段階では規定されていない（12月10日付「法律案」に「損害賠償」という手書きが確認され、12月20日付「法律案」に損害賠償を請求することができるという規定のみが確認されるだけである）。

その後、1947年1月1日付「法律案」（下書き版）では、上記の「法律案」の構成を引き継ぎ、以下のように規定した（第二項では、裁判所への提訴による委員会の処分の執行に係る停止等が定められているが、以下では触れない）。

「第三十五条 独占禁止委員会の処分に対して、不服のある利害関係人は、当該処分のあった日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。」

そして、手書きで修正が施され、清書版では、以下のような文言になった。

「第三十六條 独占禁止委員会の認定、確認又は命令に対して、不服のある利害関係人は、当該認定、確認又は命令のあった日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。」

依然として、委員会の判断に対する不服申立てとして、裁判所への提訴に係る規定だけがある。

しかしながら、1947年1月1日から15日の間と考えられる日付不明の法案では大きな変化が確認される。そこでは、これまで委員会の内部手続の項に整理されていた裁判所への提訴に係る規定が新たに「第七章【本稿執筆者注：空欄】訴訟及損害賠償」という項に再整理され、提訴された裁判所における訴訟手続もかなりの程度詳細に規定されるようになったのである。

「第四十六條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し裁定書の謄本の送達があった日から一ヶ月【本稿執筆者注：手書きで「三十日」という記述が確認される】を経過したときは此の限りではない。

前項の出訴については独占禁止委員会をもって被告とする。

第四十八條 出訴をなすには訴状を裁判所又は独占禁止委員会に提出しなければならない。

第四十九條 独占禁止委員会が出訴を受けたときは、当該事件の記録に訴状を添付して、遅滞なくこれを裁判所に送附しなければならない。

裁判所が出訴を受けたときは遅滞なく、独占禁止委員会に対する当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第五十條 裁判所が出訴を受けた場合において適当と認めるときは事件を独占禁止委

員会に送付することができる。

第五十一條 独占禁止委員会が出訴を受け又は前條の規定に依り事件の送付を受けた場合において出訴を理由があると認めたときは、其の裁定を更正しなければならない。

出訴を理由がないと認めるときは意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第五十二條 適法な出訴は裁定の効力を停止せしめる効果を有する。

裁判所は独占禁止委員会若しくは利害関係人の申立に依り又は職権をもって事件関係人に対し裁定の全部又は一部従うべきことを命じ其の他必要な処分をなすことができる。

第五十三條 関係官庁又は団体は裁判所の許可を得て其の代理人をして口頭弁論に立ち合わせ意見を述べさせることができる。

第五十四條 請求の認諾及び裁判上の自白に関する民事訴訟法の規定はこれを適用しない。

第五十五條 裁判所は職権をもって必要な証拠調をなし且つ当事者が主張しない事実を斟酌することができる。

第五十六條 裁判所は本法の目的を達するため必要があると認めるときは当事者の申立にない事項について裁判をなすことができる。

第五十七條 裁判所は独占禁止委員会の裁定を相当とするときは出訴を棄却しなければならない。裁定が其の理由に依れば不當なる場合においても他の理由に依り正当なるときも亦同様とする。」

以上の裁判所への提訴と、その後の裁判所と委員会との関係にも言及した詳細な規定は、1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案二二，一，七）」のうちの「第【本稿執筆者注：空欄】章【本稿執筆者注：空欄】訴訟及損害賠償」の内容を部分的に反映させたものと位置付けられる。この「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案二二，一，七）」は次のように規定している。

「第一 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し裁定書の謄本の送達があった日から一ヶ月を経過したときは此の限りではない。

前項の出訴については独占禁止委員会をもって被告とする。

第二 出訴をなすには訴状を裁判所又は独占禁止委員会に提出しなければならない。

第三 独占禁止委員会が出訴を受けたときは、当該事件の記録に訴状を添付して、遅滞なくこれを裁判所に送附しなければならない。

裁判所が出訴を受けたときは、遅滞なく、独占禁止委員会に対する当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第四 裁判所が出訴を受けた場合において適当と認めるときは事件を独占禁止委員会に送付することができる。

第五 独占禁止委員会が出訴を受け又は前條の規定に依り事件の送付を受けた場合において出訴を理由があると認めたときは、其の裁定を更正しなければならない。

出訴を理由がないと認めるときは意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第六 適法な出訴は裁定の効力を停止せしめる効果を有する。

裁判所は独占禁止委員会若しくは利害関係人の申立に依り又は職権をもって事件関係人に対し裁定の全部又は一部従うべきことを命じ其の他必要な処分をなすことができる。

第七 関係官庁又は団体は裁判所の許可を得て其の代理人をして口頭弁論に立ち合わせ意見を述べさせることができる。

第八 請求の認諾及び裁判上の自白に関する民事訴訟法の規定はこれを適用しない。

第九 裁判所は職権をもって必要な証拠調をなし且つ当事者が主張しない事実を斟酌することができる。

第十 裁判所は本法の目的を達するため必要があると認めるときは当事者の申立にない事項について裁判をなすことができる。

第十一 裁判所は独占禁止委員会の裁定を相当とするときは出訴を棄却しなければならない。裁定が其の理由に依れば不當なる場合においても他の理由に依り正当なるときも亦同様とする。

第十二 裁判所は独占禁止委員会の裁定を不当とするときは、これを取消し本法の目的を達するため必要があるときは当事者に対し判決をもって本法に違反する行為を排除するため適当な処分を命じなければならない。

第十三 出訴及び其の裁判については本法に別段の定ある場合を除く外民事訴訟法の規定を準備【本稿執筆者注：ママ】する。

【本稿執筆者注：第十四は損害賠償に関する規定】

第十五 本章の出訴の件は東京高等裁判所の専任管轄とする。」

1月7日付の司法省による法案資料が、日付不明の法案に反映された部分としては、第一に、東京高裁への提訴後の手続として、一般的な司法手続を採用したこと、第二に、裁判所の職権による調査及び判断を認めたことである。

その一方で、上記の法案に反映されていない部分としては、第一に、本法違反に対しては、裁判所が判決によって処分をしなければならない義務が課されたこと、第二に、民事訴訟法の規定が準用されることを明文化したこと、第三に、委員会の判断に対する不服申立と、損害賠償訴訟の二つの事件に関して、提訴を行う裁判所を東京高裁の「専任管轄」としたことである。

もっとも、これ以降の法案では、反映されていない部分についても条文番号が割り振ら

れている諸規定がある。したがって、単純に上記の日付不明の法案ではその部分の資料が欠落していると考えるべきなのか、そうではなく、特に損害賠償訴訟の東京高裁への専属管轄に対する日本側の抵抗を考えるとあえて規定しなかったのか、資料からは不明である。

1947年1月17日付「法律案」（下書き版のみで、清書版も資料としては存在するが、以下に引用する諸規定の部分は資料として欠落している）では、「第八章【本稿執筆者注：空欄】訴訟」として、先の日付不明の法案における損害賠償に関する諸規定が本章から削除された点が、1月7日付の司法省の法案資料とは異なり特徴的である。

「第五十三條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し裁定書の謄本の送達があった日から三十日を経過したときは此の限りではない。

【手書きで「第六十六條一項」とあり、これまでの資料では政府による委員会の判断に対する不服としての裁判所への出訴に係る規定であったものが、「関係大臣は委員会の裁定を不当と認めるときは、前項の期〇内に限り裁判所に出訴することができる。」という規定として「第二項」に挿入されていることが確認される。なお、当初の「第六十六條」及びその第二項「前項の出訴については第五十二條乃至前條の規定を準用する。」には削除線が引かれている。

前【手書きで「二」が挿入されている】項の出訴については独占禁止委員会をもって被告とする。

第五十四條 出訴をなすには訴状を裁判所又は委員会に提出しなければならない。

第五十五條 委員会が出訴を受けたときは、当該事件の記録に訴状を添付して、遅滞なくこれを裁判所に送附しなければならない。

裁判所が出訴を受けたときは遅滞なく、委員会に対する当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第五十六條 裁判所が出訴を受けた場合において適当と認めるときは事件を委員会に送付することができる。

第五十七條 委員会が出訴を受け又は前條の規定に依り事件の送付を受けた場合において出訴を理由があると認めたときは、委員会は、其の裁定を更正しなければならない。

出訴を理由がないと認めるときは意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第五十八條 裁判所は必要と認めた【手書きで「た」を「る」に修正】ときは何時でも、【手書きで「利害関係人の」を挿入】申立により又は職権をもって、委員会の裁定の執行【手書きで「の」を挿入】停止その他必要な処分を命じ又その命令を取消しまたは変更することができる。

前項の裁判は口頭弁論を経ないでこれをなすことができる。この裁判に

対しては不服を申立てることができない。

第五十九條 関係官庁又は団体は、裁判所の許可を得て、口頭弁論に立合ひ意見を述べることができる。

第六十條 請求の認諾及び裁判上の自白に関する民事訴訟法の規定はこれを適用しない。

第六十一條 裁判所は職権をもって必要な証拠調をなし且つ当事者が主張しない事実を斟酌することができる。【手書きで、「但しその事実及び証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。」が挿入されている。】

第六十二條 裁判所は本法の目的を達するため必要があると認めるときは当事者の申立てない事項について裁判をなすことができる。

第六十三條 裁判所は委員会の裁定を相当とするときは出訴を棄却しなければならない。【「裁定が其の理由に依れば不當なる場合においても他の理由に依り正当なるときも亦同様とする。」に削除線が引かれている。】

第六十四條 裁判所は、委員会の裁定【手書きで「の内容」を「を以て命じた処分」に訂正】を不当とするときは、【手書きで「これ」を「裁定」に訂正】を取消し、判決を以て、目的を達するため必要な処分を命じなければならない。

第六十五條 出訴及びその裁判については、本法に【手書きで、「別段の定ある場合」を「特別の定あるもの」に訂正】を除く外民事訴訟法の規定を準備【本稿執筆者注：ママ】する。

【本稿執筆者注：「第六十六條」は前記「第五十三條」に移動される矢印が手書きで挿入されており、「第六十七條」は損害賠償に係る規定であり、「第七章」に独立させる内容の手書きが確認できる。】

第六十八條 本章の出訴事件は東京高等裁判所の専属管轄とする。【手書きで「(八章の最後)が挿入されているが、この意味は「第八章」の「訴訟」ということである】

この「法律案」では、以下の点が新たに定められた。

第一に、裁判所による委員会の命令等の執行停止を新たに規定し、これまでの適法な出訴による裁定の効力停止については、裁定書送付に伴う裁定の効力に関する「第四十七條」に移動させた。

第二に、違反行為に対する裁判所の処分義務がなくなり、委員会の判断が不当な場合における是正目的の処分義務に変更された。

第三に、職権による証拠調べ等をする際に、裁判所が当事者の意見を聴く義務が置かれた。

第四に、東京高裁の専属管轄の範囲が明示された。特に、1月7日付の司法省による法案資料において東京高裁の専属管轄として明示されていた委員会判断に対する不服申立訴訟と損害賠償訴訟のうち、後者が削除された点が興味深い。すなわち、損害賠償訴訟は、「第

六十五條」に基づいて、通常の裁判所において審理されるのである。

これについては、以下の二点に留意が必要である。

第一に、委員会の裁定に対する不服申立訴訟のみが東京高裁の専属管轄とされた点については、資料からは明確な根拠を見出せない。

第二に、この時期の法案によれば、独禁法上の損害賠償請求訴訟の管轄は、後述のように単に裁判所としているだけであり、全国の地方裁判所において提訴が可能であると考えることができる。すなわち、この時期の法案では、損害賠償に関する後述の審決前置主義を内容とする規定が既に定められており、この審決前置を前提とすれば、一般民事裁判所である地方裁判所においても損害賠償のみの問題として取り扱うことが十分に可能であると判断された結果なのであろう（詳細な検討は、後述の損害賠償制度の章を参照）。

そして、1947年1月20日付「法律案」（下書き版）では、「第八章」を「訴訟」として、条文番号を修正した上で、出訴期限を送達から到達に訂正したほかは、おおむね上記の手書きによる訂正を反映させたものとなっている。この点について、送達が発信主義を意味しているのか確定的なことはいえないが、到達という文言に変更することによって、到達主義を明確化させたことに意味があると考えられる。

これを受けた同日付「法律案」（清書版）は以下のとおりである。

「第五十九條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときはこの限りではない。

関係大臣は委員会の裁定を不当と認めるときは裁判所に出訴することができる。

前二項の出訴については独占禁止委員会をもって被告とする。

第六十條 出訴をなすには訴状を裁判所又は独占禁止委員会に提出しなければならない。

第六十一條 独占禁止委員会が出訴を受けたときは、当該事件の記録に訴状を添付して、遅滞なくこれを裁判所に送附しなければならない。

裁判所が出訴を受けたときは、遅滞なく独占禁止委員会に対する当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第六十二條 裁判所が出訴を受けた場合において適当と認めるときは事件を独占禁止委員会に送付することができる。

第六十三條 独占禁止委員会が出訴を受け又は前條の規定により事件の送付を受けた場合において、出訴を理由があると認めたときは、独占禁止委員会は、その裁定を更正しなければならない。

出訴を理由がないと認めるときは意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第六十四條 裁判所は必要と認めるときは何時でも、利害関係人の申立により又は職

権をもって、独占禁止委員会の裁定の執行の停止その他必要な処分を命じ又その命令を取消し又は変更することができる。

前項の裁判は口頭弁論を経ないでこれをなすことができる。この裁判に対しては不服を申立てることができない。

第六十五條 関係公務所又は公共的な団体は、裁判所の許可を得て、口頭弁論に立合ひ意見を述べることができる。

第六十六條 請求の認諾及び裁判上の自白に関する民事訴訟法の規定はこれを適用しない。

第六十七條 裁判所は職権をもって必要な証拠調をなし且つ当事者が主張しない事実を斟酌することができる。

但しその事実及び証拠調の結果について当事者の意見を聴かなければならない。

第六十八條 裁判所は本法の目的を達するため必要があると認めるときは当事者の申立てない事項について裁判をなすことができる。

第六十九條 裁判所は、独占禁止委員会の裁定を相当とするときは出訴を棄却しなければならない。

第七十條 裁判所は、委員会の裁定を以て命じた処分を不当とするときは、裁定を取消し、判決を以て、この法律の目的を達するため必要な処分を命じなければならない。

第七十一條 出訴及びその裁判については、この法律に別段の定めがある場合を除く外、民事訴訟法の規定を準用する。

第七十二條 本章の出訴事件は東京高等裁判所の専属管轄とする。」

繰り返しになるが、「第七十二條」の規定する出訴事件は、委員会の裁定に対する不服申立訴訟のみがその対象とされている。したがって、それ以外の裁判所への訴訟提起、例えば、損害賠償訴訟事件については、「第七十一條」が適用されることになり、損害賠償訴訟事件は地方裁判所において審理が行われることになると考えられる。

そして、1947年1月22日付「試案」（下書き版）では、諸規定の実質的な内容には影響のない若干の文言の修正がなされたほか、以下の規定が手書きで新たに挿入された（このことによって当該条文番号以降の条文番号も変更されている）。

「第六十五條 裁判所は、必要があると認めるときは、職権を以て、訴訟の結果につき関係のある第三者を訴訟に参加させることができる。

裁判所は、前項の規定によって決定をなす前に、当事者及び第三者を審問しなければならない。」

同日付の清書版にも上記の新しい規定は反映されている。

翌日の1月23日付の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案立案要旨」の「八.」では、以下のように「試案」に関する説明がなされている。

「(一) 出訴手続、裁判所の緊急処分命令の〇〇、裁判手続を規定したこと。(第五十九條乃至第七十二條)

(二) 出訴事件を東京高等裁判所の専属管轄にしたこと。(第七十二條)」

その後、1947年1月28日付「試案」(下書き版)では、手書きで、条文番号が変更され、委員会の裁定に対する保証金等の支払いによる執行の免除に関する規定が新たに挿入されたほかは大きな変更はないが、次の二つの点が特に重要である。

第一に、会社の合併無効等の訴えの提起に係る諸規定が、委員会の裁定取消訴訟の直後に、そして、これまで委員会の裁定取消訴訟に対する東京高裁の「専属管轄」に係る規定の前に規定されたことである。その後、米国側の意見を受けて削除されることになる。

第二に、罰則に係る諸規定の最後の「第九十條」に、罰則に係る事件を東京高裁の「専属管轄」とするという規定が新たに追加されたことである。

東京高裁の「専属管轄」の範囲が、これまでの委員会の裁定取消等訴訟だけでなく、合併無効の訴えと罰則に係る刑事事件にも拡大したのである。

以下が手書きでの挿入部分である。

「第七十二條 会社の合併が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合においては、利害関係人又は独占禁止委員会は、合併の無効の訴を提起することができる。

第七十三條 利害関係人から前条の訴が提起されたときは、裁判所は遅滞なく独占禁止委員会に対し訴状を添付してその旨を通知し、当該合併が不当な独占又は取引の不当な制限に該当するかどうかについて、独占禁止委員会の意見を求めなければならない。

第七十四條 前二条の規定は、会社の設立又は資本の増加が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合に、これを準用する。

第七十五條 役員の兼任が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合においては、利害関係人又は独占禁止委員会は、株主総会又は社員総会における役員選任決議の無効確認の訴を提起することができる。

第七十三條の規定は、利害関係人から前項の訴が提起された場合に、これを準用する。

第七十六條 第六十三條乃至第六十六條の規定は、第七十二條、第七十四條又は前条の訴についてこれを準用する。

第七十七條 本章の訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第七十八條 営業の全部又は一部の譲渡、営業の全部の賃貸、経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他の法律行為が第四条、第五条又は第十四條の規定に違反して無効な場合においては、本法に別段の定めのある場合を除く外、当該行為が同條の規定に違反する行為である旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、何人も裁判上

その無効を主張することができない。」

「第九十條 本章の罪及び過料の事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。」

1947年1月28日付「試案」(清書版)は、このような新しい諸規定の挿入をそのまま反映させている。この「試案」によって、東京高裁の「専属管轄」は、委員会の裁定に対する不服申立てに係る訴訟、合併無効等の訴、罰則に係る事件に拡大された。

そして、1947年2月4日付「Tentative Draft」は、(1)手書きによる修正等が施されたバージョンと、(2)それを反映させたバージョンがある。以下では、(2)の「Chapter VIII. Legal Procedure.」を引用するが、(1)における修正等も適宜挿入する。

「Article 57. Any party having an objection to the decision of the Antitrust Commission may institute a suit before the Court, except 【(1)において手書きで「in」を挿入し(2)において反映】 such cases where 【(1)において「thirty」を手書きで挿入して(2)で反映】 (30) days have elapsed from the date on which a copy of the decision was served upon him.

【The Minister of State concerned may, if he deems the decision of the Antitrust Commission to be improper, institute a suit before the Court within the period of time as provided for in the preceding Paragraph.

In the suits instituted as under the preceding two Paragraphs, the Antitrust Commission shall be the defendant. (1)において以下を一括りにして「Out」と横に手書き挿入も(2)では反映されず】

Article 58. In order to institute a suit, the suitor shall file a bill of complaint with the Antitrust Commission or with the Court.

Article 59. When a suit has been brought before the Antitrust Commission, it shall without delay transmit to the Court the record of the case together with the bill of complaint.

When a suit has been brought before the Court, it shall without delay call on the Antitrust Commission for the record of the case.

Article 60. When a suit has been brought before the Court, it may, if deemed appropriate, transmit the case to the Antitrust Commission.

Article 61. In case, when a suit is brought the Antitrust Commission, or a case has been transmitted to it under the provisions of the preceding Article, and the Antitrust Commission deems the suit to be warranted, it shall modify its decision.

In case the Antitrust Commission deems the suit to be unwarranted, it shall transmit the case together with its views to the court

Article 62. The Court, if deemed necessary, may at any time on complaint from the interested party, or on its own authority, order the suspension of

the execution of the Antitrust Commission' s decision or any other necessary dispositions, or cancel or modify its orders.

The Court action mentioned in the preceding Paragraph may be taken without going through a hearing. No objection may be raised to this court action.

Article 63. The Court, if deemed necessary, may on its own authority cause third parties interested in the results of 【(1)で「a」を挿入し, (2)で反映】 suit to participate in said suit.

Prior to making a decision as provided for by the preceding Paragraph, the Court shall question the parties to the case as well as the third parties.

Article 64. Any government office or public organization concerned with the case may, with the permission of the Court, attend the hearings and state its views.

Article 65. The provisions of the Civil Procedure Code relating to acceptance of claims and confessions in Court shall not be applied.

Article 66. The Court may on its own authority examine the necessary evidence and consider facts not asserted by the parties to the case. However, it shall hear the views of the parties to the case with regard to such facts and the results of such examination of evidence.

Article 67. The Court may, if it deems it necessary for the accomplishment of the aims of this law, adjudicate with respect to matters not complained of ny the parties concerned.

Article 68. If the Court deems the disposition ordered under the decision of the Antitrust Commission to be appropriate, it shall dismiss the suit.

Article 69. If the Court deems the disposition ordered under the decision of the Antitrust Commission to be inappropriate, it shall abrogate the decision, and order such necessary disposition for the accomplishment of the aims of this law.

Article 70. The provisions of Article 48 to Article 50 inclusive, shall apply mutatis mutandis to such cases, coming under the preceding Article.

Article 71. With regard to the institution of suits and trials, the provisions of the civil Procedure Code shall apply mutatis mutandis, unless otherwise provided for in this law.

Article 72. When a merger of companies falls within the scope of unreasonable monopolization or unreasonable restraints of trade, the interested party

or the Antitrust Commission may institute a suit for invalidation of said merger.

Article 73. When the suit mentioned in the preceding Article is instituted, the Court shall without delay send to the Antitrust Commission a notification thereof together with the bill of complaint, ask for its opinion as to whether or not the said merger falls within the scope of unreasonable monopolization or unreasonable restraints of trade.

Article 74. The provisions of the preceding two Articles shall apply mutatis mutandis to such cases where the establishment or the increase of capital of a company falls within the scope of unreasonable monopolization or unreasonable restraints of trade.

Article 75. In the cases where an interlocking directorate falls within the scope of unreasonable monopolization or unreasonable restraints of trade, the interested party, or the Antitrust Commission may institute a suit for invalidation of the vote of the general meeting of stockholders or partnership shareholders, by which such selection or appointment of officers was made.

The provisions of Article 73 shall apply mutatis mutandis in such cases where the suit mentioned in the preceding paragraph is instituted by the interested party.

Article 76. The provisions of Article 63 to Article 66 inclusive, shall apply mutatis mutandis to the suit mentioned in Article 72, Article 74, or in the preceding Article.

Article 77. The Tokyo High Court shall have an exclusive jurisdiction over all suits under this chapter. 【(1)で空欄に「special panel」と手書きで記述】

Article 78. In the cases where transfer of all or part of a business, commissioning of operation of a business, a contract with another person to pool all business profits and losses, or any other legal act violates the provisions of Article 4, Article 5 or Article 14, and is therefore void, no person may assert the invalidity in Court of said legal act until after the decision of the Antitrust Commission or the judgement of the court that the said legal act is a violation of the provisions of the said Articles, has become final, unless otherwise provided for in this law.

【(1)で空欄に手書きがあるも判読困難】

Article 90. The Tokyo High Court shall have an exclusive jurisdiction over all criminal cases and non-criminal fines under this Chapter.]

これは、1947年1月28日付の司令部に提出する「試案」を極めて忠実に英語訳したものと考えられる。

もっとも、東京高裁の「専属管轄」を定める規定において、「special panel」が手書きで挿入されているが、それはその後の東京高裁内における特別部設置につながる記述である。これが日本側からの発案なのか米国側の意見なのかは不明であるが、両者が東京高裁における特別部設置に異論を唱えなかったことは確認できる。

そして、罰則に係る事件が東京高裁の専属管轄となっている点も英語訳に反映されている。

その後、1947年2月上旬から下旬にかけての米国側と日本側の間の集中的な交渉において、損害賠償訴訟に関する議論を中心として複雑化していくこととなる。

1947年2月5日—12日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」では、司令部の意見として、以下の諸事項が列挙されている。

- 「二、 独占禁止裁判所は独占裁判所とすること。但し、東京高等裁判所に特別の部を設置し、これに代へるも差支へなきこと
- 三、 独占禁止法に関係ある一切の民事事件を独占禁止裁判所をして取り扱はせること。
- 八、 損害賠償に関する裁判は民事裁判所の管轄としないこと。
- 十二、 行政官庁が独占禁止委員会の裁定に不服の場合、裁判所に出訴できる旨の規定を削除すること。
- 二十二、 合併が不当な独占に該当する場合、独占禁止委員会が無効の訴をなし得るは不可なること。
- 二十九、 独占禁止委員会の裁判は公表することとする。
- 三十、 憲法関係の事件について、最高裁判所に出訴されるものは、手続上の優先権を与えること。」

このような米国側の意見は、第一に、一方で、明らかに特別裁判所としての反トラスト裁判所の設置を求めたものであるが、他方で、（おそらく憲法上の問題を認識して）東京高裁に特別部を設置するという代替案も示している点で、日本側との最終的調整を行う姿勢を示した表現であると考えられる。すなわち、名称はともかく、米国側が特別裁判所設置から大幅に譲歩して、東京高裁に特別部を設けるという選択肢を自ら指摘している点は、それまでの「カйм」案を強調してきた米国側の大きな方針転換であるといえる。

第二に、損害賠償訴訟を含め独禁法に係る一切の民事事件を特定の裁判所に集中させるという米国側意見が、その後の東京高裁中心主義の起点の一つと考えることができる。これまで日本側は、損害賠償訴訟について、司法省が原始独禁法の制定当初において東京高裁の専属管轄という法案を出していたが（例えば、1947年1月7日付の司法省による法案資料）、直後の資料として確認できる日本側作成の1月17日付「法律案」には採用されず、当該「法律案」は、損害賠償訴訟について通常の裁判所である地方裁判所の裁判管轄とし

ていた。司法省の考え方が日本側内部でなぜ採用されなかったのか、そして、以下で確認されるように、その後の司法省は損害賠償訴訟に関して、通常の裁判所による審理を主張しているが、このような考え方の変化はどのようにして生じたのかは、資料からは現時点では不明である。

第三に、日本側の取り込んだ複数の規定（関係大臣による裁判所への出訴、委員会による合併無効の訴え提起）を削除する旨の意見が出されており、これらは日本側が受け入れ結局は法案化されていない。他方、憲法関係の事件の上告における優先権に関する規定の挿入に関しては、これ以降作成された法案には盛り込まれることとなった。

なお、特別裁判所に関しては、上記の米国側の修正意見のモデルであると考えられる 1947 年 2 月 5 日付の英語版のチェックリストでは、「2 3. 反トラスト裁判所を設置しない理由」という指摘が確認できる。

その後、1947 年 2 月 6 日に行われた米国側と日本側の立法担当者間の会議議事録（CONFERENCE NOTES）では主に組織と手続に関する交渉が行われた。

なお、引用中の「1st」とは、当該資料において「1st DRAFT」と表記されているバージョンであり、「2nd」とは、同様に「2nd DRAFT」と表記されているバージョンである。様々な修正等が施されているが、基本的な内容について大幅な変更は確認できない。

まず、独立した反トラスト裁判所（「Separate Antitrust Court.」）について、米国側及び日本側の合意内容として以下が指摘されている。

「1. Separate Antitrust Court.

It was agreed in principle that [the:2nd] trial of antitrust cases should be before judges who hear antitrust matters to the exclusion of all other courts and all other types of litigation. [a.:2nd] Those present did not [support:1st, favor:2nd] the establishment of a separate antitrust court. [The objection was based on :1st, The reason assigned was:2nd] the fact that the Government Section has instructed the Japanese Government to [blank of avoiding:1st, avoid:2nd] the creation of special courts, but rather [merging:1st, merge:2nd] their functions with regular tribunals.

[b.:2nd] Those present agreed that a special antitrust branch or division should be created within the high court of Tokyo. They stated that, in their opinion, this could only be [done:1st, accomplished:2nd] by the Supreme Court exercising its rule-making power under the [constitution. They stated that, in their opinion, it would be unconstitutional for the Diet to do so by statute because it would invade the rule-making power of the Supreme Court.:1st, Constitution; and that it would be unconstitutional for the Diet to do so by statute.:2nd]

[c.:2nd] In the course of the discussion, it was noted that [, as a practical

matter, :2nd] the interested ministries could [not:2nd] undertake to bind the Supreme Court - [upon:1st, beyond:2nd] informal assurances - [in regard to their cooperating:1st, that it would cooperate:2nd] in issuing the necessary rules to create a special antitrust [commission:1st, branch:2nd] in the High Court of Tokyo. [It was further observed:1st, In addition, it was pointed out:2nd] that the present Supreme Court [would:1st] pass out of existence in May 1947 when the new [constitution:1st, Constitution:2nd] goes into effect. At that time a new Supreme Court will be constituted.」

以上のように、反トラスト訴訟はそれに特化した裁判官が審理を行うという点について日米で合意をし、これを前提にして、最高裁がその規則制定権に基づいて反トラスト法に特化した特別の部を東京高裁に設置することに合意したのである。そして、国会が特別法等によって特別裁判所を設置することが採用しなかったのは、日本側が、憲法との関係からできないとしたためであった。

第二に、反トラスト裁判所における手続と運用（「**Procedure and Practice before the Antitrust Court.**」）という項目では、委員会の排除措置命令に不服であれば反トラスト裁判所へ提訴できるとし、さらに、反トラスト裁判所が取り扱う事案及び最高裁との関係を以下のように指摘している。

「c. The defendant shall have a right to prosecute an appeal to the Antitrust Court from a cease-and-desist order.」

「f. Injured parties shall have a right to institute an action before the Antitrust Court for assessment of damages - after the Commission shall have issued a cease and desist order and any appeal therefrom shall have been finally disposed of.」

「g. All criminal prosecutions shall be tried before the Antitrust Court.」

「h. The judgment of the Antitrust Court in civil and criminal actions shall be final - there being no further appeals except on constitutional questions to the Supreme Court.」

すなわち、独禁法上の損害賠償訴訟（後述の審決前置主義についても同時に記載している）及び刑事事件も反トラスト裁判所（上記の日米の議論の経緯から、東京高裁の特別部を意味すると考えられる）の取り扱う事案であると記載しているのである。また、憲法問題に関してのみは最高裁に上告できるとしている。

この会議議事録によって、特に米国側の考える東京高裁中心主義の枠組みが形成され、東京高裁が取り扱う事案の具体的内容が明らかとなったと考えられる。特に、損害賠償訴訟については、その後も下記のように日本側が抵抗するが、最終的には米国側意見が法案に反映されることとなる。

また、1947年2月6日付「独占禁止法案に関する G・H・Q 側意見」においては、日本側の意見として次のような点が確認される（同じ数字の上段が「G・H・Q・側意見」、下段

が日本側の「答弁及理由」)。

「1, 特別裁判所を是非置くこと。且つ其の裁判所は民事についても獨占禁止法関係は全部扱うこと。

1, 憲法との関係に於て GHQ の態度を〇〇にしてほしい。
特別裁判所の設置には賛成である。」

「3, 損害賠償も特別裁判所で扱うこと。

3, 一般民事との相殺関係もありこれの実現は困難」

「4, 行政官庁が裁定不服の時出訴しうる規定は削除すること

4, 賛成。但し, 行政官庁はいつでも事件関係人として参加できるやうにすること。」

「6, 憲法との関係に於ける最高裁判所の審査に優先権を与へること

6, 最高裁判所が決定すべきことで本法に規定する〇りでない」

この資料によって, この時点における日本側の考えが明らかとなる。

第一に, 特別裁判所の設置については, 先の資料において米国側が特別裁判所の設置又は東京高裁に特別部の設置の選択肢を示しているにもかかわらず, また, 上記の会議議事録における米国側と日本側の立法担当者間の合意があるにもかかわらず, 米国側は特別裁判所設置を要請し, 日本側が特別裁判所の設置に賛成の意思を示している。しかしながら, 日本側としては憲法問題が最も大きな懸念事項であることを明確にしている以上, この点に係る米国側の最終的な判断を米国側に委ねているとも読むことができる書き振りである。

第二に, 日本側は, 明確に, 民事事件は通常の裁判所により審理すべきであるという態度で臨んでおり, 米国側と意見が対立している。

第三に, 先の資料においても米国側が指摘していた行政官庁による裁判所への提訴については, 日本側も米国側の意見に賛成の意思を示している。

また, 1947 年 2 月 10 日付「獨占禁止法案に関する G. H. Q. との折衝(2)」では, 以下のような記述が確認される。

「二 特別裁判所について。【本稿執筆注：空欄】設置するなら特別法でゆく。」

この段階でも, 特別裁判所の設置の可能性が検討されていることが確認される。

以上のような米国側と日本側の間で揺れ動いていた特別裁判所設置に関する問題は, 以下の 1947 年 2 月 12 日付の会議議事録 (CONFERENCE NOTES) において, 両者が特別裁判所設置という考えを完全に否定し, 東京高裁における特別部設置という点で合意したことが確認できる。

「1. Separate Antitrust Judicial Body

It was agreed that a separate antitrust panel of judges should be created in the High Court of Tokyo and, further, that this could constitutionally be accomplished by Act of the Diet.

Note: It appeared that the Legislative Bureau had suggested the foregoing solution, and that the Ministry of Justice receded from its previous view

that the creation of a special branch could only be undertaken by the Supreme Court - i.e., that an Act of the Diet would invade the Supreme Court's rule-making power.

Our previous understanding was confirmed that exclusive antitrust jurisdiction should be vested in the special panel - i.e., exclusive of other courts and of all other types of litigation.]

すなわち、東京高裁における特別部設置が憲法に適合すること、そして、特別法による特別裁判所の設置は最高裁の規則制定権を侵害することから憲法上認められない点が確認されたのである。

このようにして、その後の 1947 年 2 月 22 日付「修正試案」(清書版)において、三つの訴訟類型を東京高裁の「第一審の裁判権」に「属する」と規定され、そして、東京高裁にこれらの訴訟類型を専門に取り扱う特別部を設置することで「反トラスト裁判所」に係る問題は決着したのである。

しかしながら、同じ会議議事録の以下の記述からは、損害賠償に係る訴訟に関して、依然として米国側と日本側の間の合意がなされていないことが確認される。

「It was reported that the Ministry of Justice favored having the trial of private damage suits, based on antitrust violations, in the regular courts instead of the High Court of Tokyo. Its view apparently was premised on the fact that antitrust violators might conceivably have counter- or cross-claims, falling within the jurisdictional competence of the ordinary courts. We pointed out that the trial of private damage claims created by the antitrust Act should not be subject to ordinary counter-claim.

Assurances were received that the point would be satisfactorily straightened out so that statutory antitrust claims would be triable in the High Court of Tokyo - free of counter- or cross-claims.]

後述の求意見制度と本報告書最後の補論においても上記資料を再度言及することになるが、まず、日本側のうち司法省は、以前の見解(1947 年 1 月 7 日付の司法省による法案資料)とは異なり、独禁法違反に基づく私的損害賠償訴訟は、東京高裁でなく通常の裁判所で行うべきであるとしている。このような主張は、独禁法の違反行為者が反訴及び cross-claim(交差請求)を行う場合、これらの請求は、特別裁判所や一部の裁判所の管轄ではなく、通常の「裁判所」の裁判管轄に属するものであるとの日本側の理解が前提となつて主張されていると指摘している。

しかしながら、米国側は、独禁法に基づく私的損害賠償請求は、通常の反訴には当てはまらないことから、東京高裁においても、反訴や cross-claim に関係なく独禁法上の損害賠償請求訴訟は審理が可能であると主張しているのである。

原始独禁法では、独禁法上の損害賠償訴訟は東京高裁にその「第一審の裁判権」を属さ

せることとなり、米国側の意見が法案化されることになる。留意すべきは、日本側の司法省の考え方の変化、そして、後述の求意見制度との関係である。この点については本報告書最後の補論において検討する。

その後、1947年2月13日付「独占禁止法案に関する G, H, Q との折衝(3)」において、以下の記述のように、日本側が民事事件、特に損害賠償に係る訴訟の管轄について譲歩する姿勢が確認される。

「二、損害賠償についても専属管轄とすること。 強硬ならば固執しない。」

これによって、独禁法上の損害賠償請求訴訟は東京高裁において取り扱われることが決定したと考えられる。もっとも、日本側の主張した上述の法的問題をどのように解決したのかについて、資料からは不明である。

そして、1947年2月22日付「修正試案」（清書版）において、「第九章」の「訴訟」では、以下のように規定された。

「第六十四條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し、裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときはこの限りはない。

前項の訴については独占禁止委員会を以て被告とする。

第六十五條 訴を起すには、訴状を裁判所に提出しなければならない。

裁判所が訴を受けたときは、遅滞なく独占禁止委員会に対して当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第六十六條 裁判所が出訴を受けた場合において、適当と認めるときは、事件を独占禁止委員会に送付することができる。

独占禁止委員会は、前項の規定により事件の送付を受けた場合において、訴を理由があると認めるときは、その裁定を更正し、訴を理由がないと認めるときは、意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第六十七條 裁判所は必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権を以て、独占禁止委員会の裁定の執行の停止その他必要な処分を命じ、その命令を取消し若しくは変更することができる。

前項の裁判は、口頭弁論を経ないで、これを行うことができる。この裁判に対しては不服を申立てることができない。

第六十八條 裁判所は、この法律の目的を達するため必要があると認めるときは、当事者の申立てない事項についても裁判を行うことができる。

第六十九條 裁判所は、独占禁止委員会の裁定を不当とするときは裁定を取消し、事件を独占禁止委員会に差戻し、又は裁定を以て、不服申立の限度に拘束されることなくこの法律の目的を達成するため必要な処分を命じなければならない。

第五十三條乃至第五十五條の規定は裁判所が前項の処分を命ずる場合に

これを準用する。

第七十一條 左の各号に該当する訴訟については、第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。

- 一、 独占禁止委員会の裁定に係る訴訟
- 二、 第二十四條の損害賠償に係る訴訟
- 三、 第【本稿執筆者注：空欄】の罪に係る訴訟

東京高等裁判所に前項の訴訟のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

第七十二條 東京高等裁判所が前條の訴訟事件を取扱う場合には、合議体の員数は、裁判所法第二十一條第二項本文の規定に拘らず、五人とする。

前項の合議体は、これを独占禁止部と称する。

第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とするに限り、上告をすることができる。」

当該「修正試案」では、2月上旬からの交渉を反映した構成を採用している。それまで置かれていた、政府、関係大臣による委員会の判断への不服を内容とする裁判所への提訴に係る規定を削除し、合併等の無効の訴えを委員会が提起するという内容の規定も削除した（なお、「第七十條」は、損害賠償に係る規定であり、後述の審決前置主義及び求意見制度の項において言及する）。

そして、最も重要な点は、東京高裁に「第一審の裁判権」が「属する」ものとして三つの訴訟類型が明記されたことである。これまでの委員会の裁定取消訴訟と罰則に係る事件について、東京高裁の「専属管轄」と規定されていたものに、米国側と日本側の交渉の結果としての独禁法上の損害賠償訴訟を加えて、一つの規定にこれらを組み込んだのである。さらに、この「修正試案」以降は「第一審の裁判権」が「属する」となり、これまで使用されていた「専属管轄」という文言は使用されなくなった。このような使用する文言の違いがどのような意味を持つのかについては、本報告書の最後にある補論において言及する。

その後、手書きによる修正が施されている資料では、上記の諸規定の条文番号が変更されたことが確認されるが、内容に大きな修正はない。

そして、条文番号等の変更を反映させた1947年2月25日付「修正試案」では、引き続き、「専属管轄」ではなく、「属する」という文言を使用している。

「第六十四條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に訴を起すことができる。但し、裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときはこの限りはない。

前項の訴については独占禁止委員会を以て被告とする。

第六十五條 訴を起すには、訴状を裁判所に提出しなければならない。

裁判所が訴を受けたときは、遅滞なく独占禁止委員会に対して当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第六十六條 裁判所が出訴を受けた場合において、適当と認めるときは、事件を独占禁止委員会に送付することができる。

独占禁止委員会は、前項の規定により事件の送付を受けた場合において、訴を理由があると認めるときは、その裁定を更正し、訴を理由がないと認めるときは、意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第六十七條 【手書きで、「第六十四條第一項の訴の提起は、独占禁止委員会の裁定の執行を停止しない。但し、」が挿入されている。なお、22日版の手書きで説明もある「六十七条は〇〇〇〇法特例法 第十二条〇〇旨の規定がありますから削除とって下〇〇ても〇〇ですか、事〇の必要性から〇〇〇〇する方が適当かとも思います。〇〇するとせば、特例法の方が、文句が若干変わりましたのでこれに〇せて左のように修正行います。】裁判所は必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権を以て、独占禁止委員会の裁定の執行の停止その他必要な処分を命じ、その命令を取消し若しくは変更することができる。

前項の裁判は、口頭弁論を経ないで、これを行うことができる。この裁判に対しては不服を申立てることができない。

第六十八條 裁判所は、この法律の目的を達するため必要があると認めるときは、当事者の申立てない事項についても裁判をすることができる。

第六十九條 裁判所は、独占禁止委員会の裁定を不当とするときは裁定を取消し、事件を独占禁止委員会に差戻し、又は裁定を以て、不服申立の限度に拘束されることなくこの法律の目的を達成するため必要な処分を命じなければならない。

第五十三條から第五十五條までの規定は裁判所が前項の処分を命ずる場合にこれを準用する。

第七十一條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。

- 一、 独占禁止委員会の裁定に係る訴訟
- 二、 第二十四條の損害賠償に係る訴訟
- 三、 第七十四條及第七十五條の罪に係る訴訟

第七十二條 東京高等裁判所に前條の訴訟のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の員数は、裁判所法第二十一條第二項本文の規定に拘らず、五人とする。

第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不當であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

1947年2月24日付「Revised Draft」では条文番号は変更されたが、文言はほぼ忠実に

英語に訳されている。

「Article 64. Any party involved in a case having objection to a decision of the Antitrust Commission may institute a suit a before the court. 【手書きで「However, 判読困難な複数の単語 or unless bond post as aforementioned.」が確認されるが、これ以降の諸法案ではこの手書き部分に該当するような文言は確認されない】 Provided the foregoing shall not apply when thirty (30) days have elapsed since the day on which a copy of the decision was served.

In suits instituted under the preceding paragraph, the Antitrust Commission shall be defendant.

Article 65. In order to institute a suit, the suitor shall file a bill of complaint with the court.

When a suit is received by the court, it shall without delay call on the Antitrust Commission for transmission of the records of the case concerned.

Article 66. In case the Court receives a suit, it may, if deemed appropriate, transmit the case to the Antitrust Commission.

In case the Antitrust Commission receives transmission of a case in accordance with the provisions of the preceding paragraph, it shall, when it deems the suit to be warranted, modify its decision and, when it deems it to be unwarranted, it shall retransmit the case together with its view to the court.

Article 67. Institution of a suit as provided for by paragraph 1 of Article 64 shall not suspend the execution of a decision of the Antitrust Commission. Provided that the Court may, if deemed necessary, at any time, upon complaint for the interested party or on its own authority, order suspension of execution of a decision of the Antitrust Commission.

The court action provided for in the preceding paragraph may be taken with holding a hearing. No objection may be raised to this court action.

Article 68. The Court may, if deemed necessary for attaining the aims of this law, adjudicate on matters not complained of by the parties concerned.

Article 69. The court shall, if it deems the decision of the Antitrust Commission to be in appropriate, abrogate the said decision, refer the case back to the Antitrust Commission, or order by judgement such necessary dispositions for attaining the aims of this law without being, bound

within the limitations of the compliant.

The provisions of Article 53 to article 55 inclusive shall be applied *mutatis mutandis* to such an order of disposition by the Court as provided for by the preceding paragraph.

Article 71. Jurisdiction of original trials of a suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court.

1. a suit instituted in concern to a decision of the Antitrust Commission.
2. a suit instituted in concern to indemnification of damage as provided for by Article 24.
3. a suit in concern to an offence as provided for by Article 74 and Article 75.

Article 72. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively such suits as provided for by the preceding Article shall be established within the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the preceding paragraph shall, notwithstanding the provisions of the principal provision of Paragraph 2 of Article 21 of the Judicial Court Law, be five(5). 【手書きで「The jurisdiction of the Ct to modify or set aside orders of 以下判読困難」が確認される】

Article. 73. With regard to a trial as provided for by the preceding Article, no appeal shall be allowed except on grounds that an undue judgement was made during the said trial as to the application of law, ordinance or order, regulation or disposition on its constitutional aspect.」

特に、「第一審の裁判権」を「Jurisdiction of original trials」と英語に訳し、「属する」を「shall rest with」と英語に訳している点は興味深い。「exclusive jurisdiction」は使用されていない。

そして、1947年3月6日付「第二次修正試案」においても条文番号は変更されたが文言は継承されているが、一部に新しい規定が登場する。

「第七十五條 公正取引委員会の裁定に不服のある事件関係人は、裁判所に訴を提起することができる。但し、裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十六條 訴の提起があったときは、裁判所は遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第七十七條 裁判所は、適当と認めるときは、事件を公正取引委員会に送付することができる。

公正取引委員会は、前項の規定により事件の送付を受けた場合において、訴を理由があると認めるときは、その裁定を更正し、訴を理由がないと認めるときは、意見を附けて事件を裁判所に送付しなければならない

第七十八條 第六十二條第二項の訴の提起は、公正取引委員会の裁定の執行を停止しない。但し裁判所は必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権で、決定を以て公正取引委員会の裁定の執行の停止その他必要な処分を命じ又は、その処分を取り消し若しくは変更することができる。

第七十九條 裁判所は、公正取引委員会の裁定が、左の各号の一に該当する場合には、これを取り消し、又は変更することができる。

- 一 裁定の基礎となった事実誤認があるとき
- 二 裁定が法令に違反するとき
- 三 裁定の内容が不当であるとき

第八十條 裁判所は、公正取引委員会の裁定を取り消し、又は変更することを相当と認めるときは、事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第八十二條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一、 公正取引委員会の裁定に係る訴訟
- 二、 第二十七條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三、 第八十五條及び第八十六條の罪に係る訴訟

第八十三條 東京高等裁判所に前條の訴訟事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。前項の合議体の員数は、裁判所法第二十一條第二項本文の規定にかかわらず、これを五人とする。

第八十四條 第八十二條の訴訟事件に関する裁判に対しては、その裁判においてした法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

特に、裁判所が委員会の判断を取り消し、又は、変更することができる場合を三つに類型化している点が、この「第二次修正試案」において追加されている。この点については、この時期に規定が追加されたのかを示す資料は見付からない。しかしながら、次の「第三次修正案」において、実質的証拠原則が採用されると同時に、求意見制度が導入され、訴訟において裁判所に提出できる証拠に係る新しい規定が追加されていることと併せて考えると、とりわけ実質的証拠原則との関係で裁判所（東京高裁）の権限及び手続の整備が行われたためと考えられる。

そして、1947年3月9日付「第三次修正案」では、内容について修正等を行われず、上記の条文番号が変更されただけである。

しかしながら、第一に、東京高裁が取り扱う事件が、三つの訴訟類型に加えて、以下のとおり新しく規定された。

「第八十六條 第六十三條第一項、第六十七條第一項、第八十九條及び第九十條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。」

新しく加わった事件は、緊急停止命令を内容とする事件であるが、三つの訴訟類型において使用されている東京高裁に「属する」とは異なり、東京高裁の「専属管轄とする」という文言を使用している点は重要であると考えられる。

第二に、以下のような裁判所への新証拠提出に関する規定も新しく加わった。

「第八十一條の二 原告は、左の各号の一、に該当する場合に限り、裁判所に対し、新しい証拠の申し出をすることができる。

一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を取り調べなかったとき

二 公正取引委員会の審問に際して、重大なる過失がなくて、当該証拠を提出することができなかったとき

前項各号に掲げる場合においては、原告において、これを説明しなければならない。

裁判所は、第一項の規定による証拠を取り調べる必要を認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。」

特に、裁判所が委員会に事件を差し戻すという制度を採用したという点は、委員会の独禁法執行に係る専門的機関としての位置付けを重要視している結果であると考えられる。

その後、1947年3月11日付「Third Revised Draft」では以下のように規定された。

「Article 77. Any person having objection to a decision of the Fair Trade Commission may institute a suit for revocation or modification of such decision before the Court. Provided the forgoing shall not apply when thirty (30) days have elapsed since the day on which the decision has become effective.

In suits instituted under the preceding paragraph, the Fair Trade Commission shall be the defendant.

Article 78. In case a suit is received by the Court, it shall without delay call on the Fair Trade Commission for transmission of the reports of the case concerned. 【判読困難な文章が確認される】

Article 79. In case the Court receives a suit it may, if deemed appropriate, transmit the case to the Fair Trade Commission. 【全体に×印がある】

In case the Fair Trade Commission receives transmission of case in accordance with the provisions of the preceding paragraph, it shall, when it deems the suit to be warranted, modify its decision and, when if deems

it to be unwarranted, it shall retransmit the case together with its opinion to the Court. 【「Article 82.」の後へ移動という矢印が確認される】

Article 80. Institution of a suit as provided for by Paragraph 1 of Article 77 shall not suspend the execution of a decision of the Fair Trade Commission. Provided that the Court may, if deemed necessary, at any time, upon complaint from the interested party or on its own authority, order suspension of execution of the whole or a part of a decision of the Fair Trade Commission, or may revoke or modify such Court action.

Article 82. A complainant of the Commission may plead to the Court to submit new evidence only in such a case as coming under any one of the following items: 【手書きで, 「evidence is 判読困難な単語一つ to the issues」が確認される】

1. In case the Fair Trade Commission 【「failed to examine」の全体に削除線が引かれており, 手書きで「excluded」が確認される】, without good cause, said evidence.
2. In case, at a hearing of the Fair Trade Commission, it was impossible to submit said evidence, 【「without negligence on part of the complainant.」全体に削除線が引かれており, 手書きで「because it was 判読困難な複数の単語」が確認される】

In either of the two cases provided for by both items of preceding paragraph, the party shall bear the burden of showing good cause for the reasons thereof.

In case the Court deems it that a necessity for examining such evidence as provided for in the preceding paragraph exists, it shall return the case back to the Fair Trade Commission and order it to take suitable measures after examining said evidence.

Article 83. The Court may revoke or modify any decision of the Fair Trade Commission when it comes under any one of the following items:

1. In case the facts upon which the decision is based are not supported by substantial evidence.
2. In case the decision is contrary to law.
3. In case the contents of the decision are arbitrary or 【判読困難な単語が一つ.】

Article 84. The Court may, when it deems that a decision should be revoked or modified, return the case to the Fair Trade Commission. 【全体に×印がつけられており, 判読困難な手書きが確認される】

Article 86. Jurisdiction of primary trials of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by Article 24.
3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 90 and Article 91.

Article 87. Any case provided for by Paragraph 1 of Article 63 (including such a cases where said provisions are applied mutatis mutandis in Paragraph 3 of Article 68) , Paragraph 1 of Article 67 and Article 98 shall become the exclusive jurisdiction of the Tokyo High Court.

Article 88. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article 86 and such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).

Article 89. No appeal shall be allowed against court precedings 【本稿執筆者注 : ママ】 on such cases as provide for in the preceding Article except on grounds that an 【手書きで「undue」が「mistaken (判読困難)」に修正されている】 judgement was made during the said court precedings 【本稿執筆者注 : ママ】 as to whether any law, ordinance or order, regulation or disposition was in conformity with the Constitution. 【手書きで「the constitutional 判読困難な単語一つ the party were isolated」が記述されている】」

「Third Revised Draft」では、「第一審の裁判権」を「Jurisdiction of primary trials」と英語に訳し、さらに、「属する」を「shall rest with」とする一方で、新たに挿入された規定において使用されている「専属管轄とする」を「shall become the exclusive jurisdiction」と英語に訳している。なぜこのような文言の相違が生じたのか、「属する」と「専属管轄」の理解が異なっていることに基づくからとすれば、どのように違うのか資料からは不明である。

なお、「第三次修正案」において追加された新証拠の提出に係る規定も組み込まれている。

その後、1947年3月11日付「第四次修正案」において公正取引委員会の「裁定」が「審決」に変更される等、若干の修正や追加等が確認される。しかしながら、「属する」と「専属管轄」という文言及び内容について大きな変更はない。

そして、1947年3月15日付「第五次修正案」においても、条文番号が法律全体の関係から変更されたほかは、東京高裁中心主義に係る規定に大きな変更点は確認できない。

「第七十六條 公正取引委員会の審決に不服のある事件関係人は、裁判所に訴を提起することができる。但し、審決書の謄本が到達した日から三十日を経過したときは、この限りでない。

前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十七條 訴の提起があったときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

第七十八條 第七十六條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の審決の執行を停止しない。但し、裁判上は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその処分を取り消し、若しくは変更することができる。

第八十條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に係りのある新しい証拠の申出をすることができる。

- 一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかった場合
- 二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかったことについて過失がなかった場合

前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を説明しなければならない。

裁判所は、第一項の規定による新しい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

第八十一條 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該当する場合には、これを取り消し、又は変更することができる。

- 一 審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合
- 二 審決が法令に違反する場合
- 三 審決の内容が偏頗又は不当である場合

第八十二條 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当と認めるときは、変更すべき点を指示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

公正取引委員会は、前項の規定により事件の差戻を受けた場合において、訴を理由があると認めるときは、その審決を更正し、訴を理由がないと認めるときは、意見を附けて事件を裁判所に送付しなければならない。

第八十四條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十八條及び第八十九條の罪に係る訴訟

第八十五條 第六十一條第一項、第六十二條第一項（第六十七條第二項で準用する場合を含む。）第六十六條第一項、第九十六條及び第九十七條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十六條 東京高等裁判所に第八十四條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十七條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

もつとも、以下の点は、「Third Revised Draft」において手書きで修正された米国側意見と考えられる内容が反映されている。委員会の判断に不服のある事件関係人による提訴があったとき、裁判所は委員会に当該事件の記録の送付を求める義務があるが、この記録について、括弧書きではあるが、「(事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)」が挿入された（「第七十七條」）。

さらに、それまで提訴された裁判所は、裁判所の裁量（「適当と認めるときは」）によって事件を委員会に送付して、委員会が当該提訴に対して理由があるかないかの判断を行うとしていた規定を削除した（「第四次修正案」では、「第七十九條」）。提訴に対する委員会による二度目の判断を挟むことなく、まずは、委員会の原判断に対する裁判所の司法判断（取消し又は変更等）に委ねる趣旨が明確になった。

その一方で、裁判所が委員会の判断を変更する場合に、変更すべき点を指示して事件を委員会に差し戻すという規定を新たに追加して（「第八十二條」第一項）、委員会の判断を裁判所の判断の後に移動させた。

なお、「第五次修正案」は、委員会は、差し戻しを受けた場合の対応としては、それまでと同様、訴えに理由があれば委員会の判断を更正し、理由がない場合は意見を裁判所に送付する制度を残していたが（「第八十二條」第二項）、原始独禁法においては、第一項のみを維持して第二項は削除されている。

さらに、新証拠の提出に係る規定については、それまで重過失が要件とされていた点を過失に変更している。

1947年3月15日付「Bill」では以下のように規定されている。

「Article 77. Any person having objection to a decision of the Fair Trade Commission may institute a suit for revocation or modification of such decision before the Court. Provided the forgoing shall not apply when thirty (30) days have elapsed since the day on which the decision has become effective.

In suits instituted under the preceding paragraph, the Fair Trade Commission shall be the defendant.

Article 78. In case a suit is received by the Court, it shall without delay call on the Fair Trade Commission for transmission of the reports of the case concerned. (including testimonies of parties, concerned with a case, witnesses or experts and stenographic records and everything else that be used as evidence in court).

Article 79. Institution of a suit as provided for by Paragraph 1 of Article 77 shall not suspend the execution of a decision of the Fair Trade Commission. Provided that the Court may, if deemed necessary, at any time, upon complaint from the interested party or on its own authority, order suspension of execution of the whole or a part of a decision of the Fair Trade Commission, or may revoke or modify such Court action.

Article 81. A party may plead to the Court to submit new evidence only in such a case as coming under any one of the following items:

1. In case the Fair Trade Commission failed to take cognizance of, without good cause, said evidence.
2. In case, at a hearing of the Fair Trade Commission, it was impossible to submit said evidence, without negligence on part of the party.

In either of the two cases provided for by both items of preceding paragraph, the party shall bear the burden of showing good cause for the reasons thereof.

In case the Court deems it that a necessity for examining such evidence as provided for in the preceding paragraph exists, it shall return the case back to the Fair Trade Commission and order it to take suitable measures after examining said evidence.

Article 83. The Court may revoke or modify any decision of the Fair Trade Commission when it comes under any one of the following items:

1. In case the facts upon which the decision is based are not supported by substantial evidence.
2. In case the decision is contrary to law.
3. In case the contents of the decision are arbitrary or unjust.

Article 85. Jurisdiction of primary trials of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by

Article 25.

3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 89 and Article 90.

Article 86. Any case provided for by Paragraph 1 of Article 62, Paragraph 1 of Article 63, (including such a case where said provisions are applied *mutatis mutandis* in Paragraph 2 of Article 68) , Paragraph 1 of Article 67 and Article 97 shall become the exclusive jurisdiction of the Tokyo High Court.

Article 87. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article 85 on one such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).

Article 88. No appeal shall be allowed against court proceedings in such cases as provide for in the preceding Article except on grounds that an undue judgement was made during the said Court proceedings as to whether any law, ordinance or order, regulation or disposition was in conformity with the Constitution.」

しかしながら、「Bill」の中でも、日本語の逐語訳ではなく、諸規定の要旨を記載しているバージョン（前述のサルウィンの論文に掲載されているバージョン）では、経年変化で判読が極めて困難であるが、まず、東京高裁に「属する」とする三つの訴訟類型について、「Exclusive Jurisdiction of the High Court of Tokyo」として、以下のように、上記「Bill」とは少し異なる表現を用いている。

「The High Court of Tokyo shall have exclusive jurisdiction over all suits involving decisions of the Fair Trade Commission, claims for private damages under Article 25, and criminal prosecutions under Articles 89 and 90.」

また、委員会による緊急停止命令等に係る訴訟に関する規定では、東京高裁の「専属管轄」と表現されているが、英語では、「Additional Jurisdiction of the High Court of Tokyo」とその要旨を表現しており、当該規定は、「The High Court of Tokyo shall have exclusive jurisdiction over」という文章から始まっている。

これらのことから、法案自体では日本語と英語が「属する」と「専属管轄」について明確に分けて文言を使用しているが、上記の英語の要旨では同じ「exclusive jurisdiction」と表現している。後者は単なる要旨にすぎないのであって、両者は同じことを意味しているとも考えられるが、諸法案の作成経緯からはそのように断定はできないと考えられる。

その一方で、日付不明であるが『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案の理由説明（本会議用）」とする下記の原始独禁法に対する説明文書では、「訴訟」

の章の説明として、以下のように、三つの訴訟類型を「すべて東京高等裁判所の特別の部において取扱うこと」にしたという解釈を明確に示している。

「公正取引委員会の審決に対する不服の訴訟事件及びこの法律に関する刑事訴訟事件等の取扱いにつきましては、他の訴訟事件の取扱と相当異った取扱を致すことを規定致してをります。而してこの法律の適用に関する諸問題は複雑且つ機微な経済問題である関係上、特に専門【本稿執筆者注：ママ】の裁判官による裁判を適当とするために、東京高等裁判所に特別の部を設けまして、この法律に関する事件は、一般の裁判所において取扱うことなく、すべて東京高等裁判所の特別の部において取扱うことに致しました。」

また、「(委員会用)」とする上記と同様の説明文書においても、特に三つの訴訟類型について以下のような説明が行われている。

「この法律に関する事件は特別の性質を有する関係上、東京高等裁判所に特別の部を設け、公正取引委員会に対する不服の訴、違反行為に因る損害賠償の訴、違反行為に関する刑事事件等この法律に特有な事件は、総べて、この特別の部において一元的に審理裁判を致すこととし、練達な専門【本稿執筆者注：ママ】的な裁判官によって迅速適確に、而も統一ある裁判をなし得ることを期してをります。」

このように、前者と後者の資料では若干の文言の相違は確認できるものの、特に前者の資料が、(損害賠償訴訟は「等」に含まれていると考えられる)訴訟をすべて東京高裁において取り扱うという解釈を示している。

そして、原始独禁法における該当箇所は以下のとおりである。

「第八十五条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十九条及び第九十条の罪に係る訴訟

第八十六条 第六十二条第一項、第六十三条第一項（第六十八条第二項で準用する場合を含む。）第六十七条第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七条 東京高等裁判所に、第八十五条に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第二項 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。」

(小括)

独禁法と裁判所との関係は、原始独禁法制定過程では、第一に、特別裁判所設置という憲法問題と、その回避方法としての東京高裁における特別部設置、第二に、東京高裁において取り扱う独禁法上の訴訟類型が大きな論点である。

第一の点については、「カイク」案が提示した反トラスト裁判所は、反トラスト法に係る

諸事案のみを取り扱う特別裁判所であって、日本側は「カイク」案の提示を受けてすぐに憲法上特別裁判所の設置が許されないことから「カイク」案の考え方を否定している。また、米国側もこの点を認識しており、独禁法の司法制度に関しては、原始独禁法制定過程の初期の段階で既に実質的議論は憲法問題を回避した上で、独禁法事案を専門的に取り扱う裁判所制度をどのように制度設計するかという点に絞られていたといえる。

日本側の司法省は、司法裁判所の訴訟手続を通常の訴訟と同様にした上で、第二審と位置付けて、特に高等裁判所を管轄裁判所とすると指摘した。その後、1946年末まで、立法作業や法案では特別裁判所に関する言及は一切行われておらず、特別裁判所設置はその構想自体も否定されたようにも考えられるが、司法省内部では依然として選択肢の一つとして特別裁判所設置に関する議論を行っていたことが確認される。

しかしながら、1946年末まで法案上何ら東京高裁について言及する資料はほとんどなく、独禁法の司法制度に関しては研究途上であったといえることができる。

そして、第二の点については、1947年に入ってから、1月7日付の司法省作成の法案において委員会判断に対する不服申立訴訟及び独禁法上の損害賠償訴訟を東京高裁の「専任管轄」とすることが初めて規定された。もっとも、その後の法案では、独禁法上の損害賠償訴訟は通常の裁判所において審理されると修正され、また、会社の合併無効等の訴えや、罰則に係る事件が新たに東京高裁の「専属管轄」と規定された。いずれにしても、東京高裁に独禁法の専門的事案を取り扱わせるという方向性については米国側も日本側も合意しており、問題は、取り扱う訴訟類型なのである。

1947年2月上旬からの米国側と日本側の集中的な交渉の場において、独禁法上の損害賠償訴訟に関する議論を中心に東京高裁に取り扱わせる独禁法事案について規定の変遷が複雑化していった。すなわち、米国側は独禁法に関連するすべての民事事件を東京高裁で取り扱わせることを主張し、日本側は「一般民事との相殺関係」の観点から反対していたが、その後日本側が大きく譲歩した結果、独禁法上の損害賠償訴訟が東京高裁で取り扱うこととなった。その結果、2月22日付「修正試案」において先に規定されていた委員会判断への不服申立て、罰則に係る事件と併せて三訴訟類型が東京高裁の「第一審の裁判権」に「属する」と規定された（合併無効等の訴えは削除された）。その後、裁判所による緊急停止命令等が東京高裁の「専属管轄」とされることとなった。このように、東京高裁を中心とした司法制度は、一部米国側の主張を受け入れる形で規定されることとなったのである。

第二節 実質的証拠原則

実質的証拠原則については、法案に条文化されたのが原始独禁法制定過程の終期（1947年3月6日）である。法案に規定されるまでは、日本側の内部において様々な対立等があったことが確認される。

「カイク」案では、まず、「第十八條」の「(三十六)」において、以下のように規定され

ていた。

「反トラスト裁判所又は三人委員会の判決決定若は命令は実質的証拠に基づき又は之に依り理由づけられるときは之を終局的なものとする。(…shall be conclusive when based on or supported by substantial evidence.)」

次いで、「第十八條」の「(三十七)」は、以下のとおりである。

「反トラスト裁判所若は三人委員会の事実認定は他の如何なる訴訟に於てもその付随的争点として攻撃することを得ない。(Findings of the Antitrust Court or Triumvirate can not be attacked collaterally in any other action.)」

このように「カйм」案は、前者につき実質的証拠原則を採用し、後者につき、反トラスト裁判所又は委員会の事実認定に強力な法的拘束力を与えたことになる。

そして、1946年10月2日付「獨占の禁圧（不正）競争の防止を実施する機構（案）」においても、「三．2．」が、「カйм」案と同様の考え方を示していることが確認される。

「司法裁判所においては、獨占禁止委員会の事実に関する判定は、これを覆すことはできない。」

この理解は、上記「(案)」を受けた1946年10月7日付「獨占の禁圧不正競争の防止を実施する機構（改正案）」においても継承されている。

また、1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」では、「第一．三（三）（3）」において、以下のように指摘している。

「裁判所は委員会の事実に関する認定はこれを覆すことが出来ないことにしたいが、この点は、尚、研究を要する。但し、裁判所が独自の立場で事実認定を行ふ権能を有する場合においても、實際上委員会の判定が尊重せられるであろう。」

委員会の事実認定に対する裁判所の判断について、表現がこれまでの資料よりも、前者の后者に対する「拘束力」について穏やかになったが、依然として「カйм」案の考え方を継承していると考えられる。

なお、同日付の同じ「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」をタイトルとする資料であるが、その前段階の下書きと解される旧大蔵省資料においては、「第一．三．（三）（2）」において、より簡潔な表現となっていた。

「独自の立場で事実認定を行ふ権能を有するけれども、實際上委員会の判定が尊重せられるであらう。」

また、「カйм」案の内容を整理した資料であつて、「カйм」案に対する日本側の理解を確認することができる1946年10月9日付「経済秩序に関する示唆の要綱」では、「第十八節」の「(三)（6）」において「三人委員会の事実に関する判定は、実質的証拠によって支持される限り決定的である。」としている。

以上からは、原始独禁法制定当初における「カйм」案と日本側の立法担当者が、裁判所による独自の事実認定を肯定しながらも、委員会の事実認定に事実上の拘束力を与えることを肯定しており、これを法に組み入れようとしていたといえる。

もつとも、後述の審決前置主義と同様に、このような実質的証拠原則に対しては、原始独禁法制定過程の初期においては、日本側の内部において反対意見も存在した。

すなわち、司法省の意見である 1946 年 1 0 月 8 日付「カイク試案に対する司法省意見」が、「三. (4)」において以下のように述べている。

「三人委員会的事实認定に法律上特別の効力を付与することは認め難い。」

また、例えば、1946 年 1 2 月 2 日からの一連の「要綱」では、「第八. 一. (五) 甲案 (2) : 最終的事実認定をなす権限」において、実質的証拠原則のみに特化した議論ではないが、民事事件及び刑事事件について言及されている。民事事件との関係では裁判所に提訴する前に委員会の判断を待つべきか否かという審決前置主義、そして、刑事事件との関係では委員会の告発を待つて罪を論ずるべきか否かという専属告発主義の在り方が問われていた（これらの点についてはそれぞれの項で詳細に検討する）。

その中で、司法省としては、1946 年 1 2 月 5 日付「乙案の別案」を提示している。そこでは、「出訴は委員会に関係なく行ふことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する（司法省）」と主張していたのである。

しかしながら、司法省による実質的証拠原則への反対が明確に確認される資料はこれ以外には見いだせない。後述の審決前置主義とも関係するが、第一に、委員会の判断に不服があれば（自身の「管轄下」の）裁判所に対して出訴できる制度を構築していること、そして、第二に、後述するように、実質的証拠の有無の判断を裁判所が行うということからも、実質的証拠原則を採用しても（自身の「管轄下」の）裁判所による判断に対する悪影響はないと判断したと考えられる。

これ以降、1947 年 2 月上旬からの米国側と日本側の立法担当者による集中した交渉期間に至るまで実質的証拠原則に関する資料は確認されない。1947 年 3 月 6 日付「第三次修正案」まで、日本側が作成した日本語版及び英語版の諸法案にも実質的証拠原則が盛り込まれることはなかった。

そして、1947 年 2 月上旬からの米国側と日本側の立法担当者による集中した交渉の間では、米国側においても、例えば、1947 年 2 月 6 日に開催された会議の議事録（CONFERENCE NOTES）の「2nd DRAFT」において、「In Passing upon appeals, the Antitrust Court shall be bound by the findings of fact made by the Commission where they are supported by substantial evidence.」という実質的証拠原則を支持する認識を持っていたことが確認される。

このように実質的証拠原則が法案上に現れることは永らくなかった。初めて現れたのは、1947 年 3 月 9 日付「第三次修正案」である。

「第三次修正案」では、以下のように規定されていた。

「第八十一條 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証すべき実質的な証拠があるときには、裁判所を羈束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所においてこれを判断する

ものとする。」

その後、1947年3月11日付「Third Revised Draft」では、以下のように規定されている。

「Article 81. Finding of facts made by the Fair Trade Commission, when substantial evidence exists to prove said finding, shall be binding on the Court. Whether such substantial evidence as provided for in the preceding paragraph exists or not shall be judged by the court.」

そして、同日付「第四次修正案」においても若干の文言の変更はあるが内容自体は継承された。

「第八十一條 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を羈束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。」

しかしながら、1947年3月15日付「第五次修正案」は以下のとおり規定し、注意を要する。

「第七十九條 第七十六條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を羈束する。

前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。」

第一に、「第七十六條第一項に規定する訴訟」とは、公正取引委員会の審決に対して不服のある事件関係人による裁判所への訴訟提起に基づく訴訟である。独禁法に係る訴訟には、この時点において、他にも損害賠償訴訟や刑事罰に係る訴訟も存在する。特に、委員会の判断の是非を問う訴訟のみに限定して実質的証拠原則が明確化された。

この点について、石井良三『獨占禁止法』352頁（註）（海口書店、1947年）（初版）では、「第八〇條が、特に『第七七條第一項に規定する訴訟』といているのは、本法違反事件の刑事訴訟には、本條の特例を適用しないことを明にする趣旨である。」としている。その他の、例えば、損害賠償請求訴訟については、刑事訴訟とは異なる制度背景として、後述の審決前置主義が規定されており、また、求意見制度も規定されている。損害賠償請求訴訟では、裁判所は、あくまでも私人の当事者間の具体的事件について、当該具体的事件に関係する委員会の判断を考慮するにとどまるものであり、自ら委員会の最終判断に至った証拠が実質的証拠か否かを判断するのではない。いわゆる行政処分等の取消訴訟にのみ実質的証拠原則が適用されることは当然の結果であろう。

そして、1947年3月15日付「Bill」では、以下のように規定された。

「Article 80. Finding of facts made by the Fair Trade Commission, when substantial evidence exists to prove said finding, shall be binding on the Court.

Whether such substantial evidence as provided for in the preceding paragraph exists or not shall be judged by the court.]

なお、別の「Bill」（日本語の逐語訳ではなく、諸規定の要旨を記載している）では、以下のように少し異なる表現を用いている。この資料は、経年変化のため正確な比較が困難ではあるが、原始独禁法の立法仮定に深く関与した米国側の人物（Lester N. Salwin）のその後発表された論文（Lester N. Salwin, Japanese Anti-Trust Legislation, 32 MINN. L. REV. 588 (1948)）に掲載されている原始独禁法と同一と考えられる。

「Findings of fact made by the Fair Trade Commission, where supported by substantial evidence, shall be binding upon the Hight Court of Tokyo. The Court shall determine whether or not such substantial evidence exists in the record.」

この文章は、「第五次修正案」における実質的証拠原則が、(1)東京高裁の管轄に属する(2)委員会の審決を取り消すという趣旨の訴訟のみに対して該当するという内容のうち、(1)のみを反映させているにとどまり、(2)が明示されていないが、要旨のみの記載という点からも、また、文章全体の意図からも他の「Bill」との内容的に大きな違いはないといえよう。

「in the record」という文言については、石井良三『獨占禁止法』353頁（海口書店、1947年）（初版）において、「ここに認定事実を立証すべき実質的証拠というのは（中略）裁判所をして当該認定事実が真正なりとの確信を生ぜしむるに足る証拠を意味」し、「事件に関する委員会の調査の結果は、当該事件の記録が裁判所に送付され」、「口頭弁論において提出され、証拠として援用された場合に、書証として裁判上の証拠となるものと解すべき」と指摘している点が重要となる。

そして、1947年3月24日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」では、「即ち行政機関であり乍ら独立して職権を行うことと事実認定が裁判を拘束すること」という記述が確認され、この書き振りからは、委員会の事実認定の極めて強い法的効力を想像することができるが、あくまでも、實際上裁判所が委員会の事実認定を尊重するという趣旨であると考えられる。

原始独禁法における該当箇所は以下のとおりである。

「第八十條 第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事實は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

第二項 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。」

（小括）

実質的証拠原則を定める規定は、原始独禁法制定過程の終期に初めて条文化されて以降、その他の規定との調整のため文言に修正はあるものの、原始独禁法の制定に至るまでほぼその内容に大きな変更はない。米国側も日本側も法案に規定されて以降、この点に関して深く議論をしていないようである。

その一方で、法案に規定される前においては、特別裁判所と委員会の事実認定に絶対的

法的拘束力を付与していた「カйм」案からの大幅な内容的後退や、委員会の事実認定に裁判所が拘束されることに関する司法省の反対等が確認される。

それでも、実質的証拠原則は、裁判所において委員会の事実認定が、「形式的」には裁判所により判断が行われると規定し、「実質的」には裁判所によって尊重されるという共通認識を前提に規定されたというべきであろう。

第三節 上告制度

以下では、原始独禁法において前述の東京高裁に専属管轄とされた事件が最高裁判所に対して上告できる制度について検討する。どのような理由により上告が可能であるかについて、憲法違反を理由とする場合のみとするか、法令一般違反を理由とする場合も含むのかについて原始独禁法制定直前に大きな変遷が確認できる。

「カйм」案では、反トラスト裁判所を原則終審としているが、「但し憲法上の問題については大審院之を再審する。」として実質的に憲法問題のみに限定した上告制度を採用していた。

日本側が上告制度に対して初めて言及したのは、1946年10月8日付「カйм試案に対する司法省意見」であると考えられる。そこでは、以下のような指摘がなされた。

「三 裁判所に対する意見

(中略)

(5) 高等裁判所の判決に対しては左の場合に限り最高裁判所に上告することを得しめる。

(イ) 憲法違反を理由とするとき。

(ロ) 判決に於ける法令の解釈適用に誤あることを理由とするとき」

そして、「カйм」案を日本側が整理してまとめた1946年10月9日付「経済秩序に関する示唆の要綱」では、「第十八節」の「施行」における「(三) 三人委員会」の項が以下のように記述している。

「三人委員会の命令を施行し、修正し又は棄却する権限は独占禁圧裁判所の専轄に属し、その判決は最終審である。但し憲法上の問題に関するときは最高裁判所に上告することが出来る。」

原始独禁法制定過程の初期においては、日本側（司法省）が上告をなし得る二つの理由を挙げていたことに対して、米国側（「カйм」案）は、憲法問題のみに限って上告を可能とするという異なる見解であることが確認される。

これ以降、1947年2月上旬からの米国側と日本側の立法担当者による集中した交渉期間に至るまで上告制度に関する資料は現段階では確認されない。同時に、この時期の諸法案においても条文化されておらず米国側と日本側との間での調整がついていなかったと考えられる。

そして、日付不明であるが（前述のとおり、反トラスト裁判所という特別裁判所の設置

については断念し、東京高裁における特別部設置で米国側が妥協しているという記述から確実に 1947 年 2 月上旬の交渉期間であると考えられる)、司法省作成と考えられる『独占禁止裁判所』を創設することの可否について(会議資料民四課印)」という資料では、米国側による反トラスト事件に特化した東京高裁での特別部設置を認めるという文脈において、以下のような記述が確認される。

「なお此の問題については、交渉の便宜上伏せてあるが、総司令部は東京高等裁判所の特別部の裁判に対しては、憲法違反を理由とする場合に限り最高裁判所に上告を許し、一般の上告はこれを許さない建前を堅持してゐるから、この点についても訴訟法上の重大な特例を設けなければならないことになる。この上告制限の点については交渉の余地はあるまいかと思はれる。」

その理由としては、日本側(司法省)は、米国側が主張する憲法問題のみに限った上告制度を前提とすると、以下のような理由により東京高裁での反トラスト事件に特化した特別部設置は無理であると考えているようである。

「上告を制限する以上、部の構成は少くとも五人の裁判官の会議体でなければなるまい(独占禁止委員会は四人の委員の会議体である)而も反トラスト法は恒久法であるから十五人の構成員より成り、反トラスト事件のみを取扱い、その裁判に対しては上告を許さない部を同一裁判所内に法律上恒久的に設置することになる。この実質は特別部とゆうよりは、むしろ特別裁判所であり、裁判所法全体の体系に合致しない。」

また、1947 年 2 月 5 日—12 日付「独占禁止法に対する修正意見(一)」では、以下のような米国側の意見が確認される。

「30. 憲法関係の事件について、最高裁判所に出訴されるものは、手続上の優先権を与えること。」

このような米国側の意見に対する日本側の対応としては、1947 年 2 月 6 日付「独占禁止法案に関する G・H・Q・側意見」が以下のように指摘している。

「GHQ 側意見

6. 憲法との関係に於ける最高裁判所の審査に優先権を与えること

答弁及理由

最高裁判所が決定すべきことで本法に規定する限りでない」

この点についても米国側と日本側では意見に対立が確認できる。もともと、最高裁における手続的優先権についてはこれ以降資料では確認できないため、これ以上論点とはならなかったと考えられる。

その後、上告制度に係る米国側と日本側の交渉においては、1947 年 2 月 6 日付の会議議事録(CONFERENCE NOTES)が米国側の意見と考えられる指摘を記述している。

「h. The judgment of the Antitrust Court in civil and criminal actions shall be final - there being no further appeals except on constitutional questions to the Supreme Court.」

この会議議事録は、「2nd DRAFT」と表記されている資料であるが、「1st DRAFT」では「except」の後に「only」が挿入されていた。この資料からは、米国側としては最高裁への上告を憲法問題に限定したいという主張が明確に確認できるのである。

これ以降は米国側と日本側の間に上告制度に係る交渉は現時点における資料の中からは確認できないが、前述の東京高裁に三つの訴訟類型の「第一審の裁判権」が「属する」と規定された 1947 年 2 月 2 日付「修正試案」（清書版）において初めて以下のように条文化され規定された。

「第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とするに限り、上告をすることができる。」

そして、若干の文言の追加を経て、1947 年 2 月 2 5 日付「修正試案」（清書版）に継承された。

「第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

1947 年 2 月 2 4 日付「Revised Draft」では、忠実な英語訳がなされた。

「Article 73. With respect to a trial as provided for by the preceding Article, no appeal shall be allowed except on grounds that undue judgment was made during the said trial as to the application of law, ordinance or order, regulation, or disposition on its constitutional aspect.」

1947 年 3 月 6 日付「第二次修正試案」は、文言等の修正を行いながらも、憲法問題に限定した上告制度という趣旨は継承している。

「第八十四條 第八十二條の訴訟事件に関する裁判に対しては、その裁判においてした法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

1947 年 3 月 9 日付「第三次修正案」においても同様である。

「第八十八條 第八十六條に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした裁判が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

もともと、1947 年 3 月 1 1 日付「Third Revised Draft」においては、タイプ打ちの英語版は極めて忠実に英語訳を行っているが、手書きによる修正が施されている。

「Article 89. No appeal shall be allowed against court proceedings in such cases as provided for in the preceding Article except on grounds that an undue 【手書きで「undue」に削除線が引かれ、「mistaken (error on)」が挿入されている】 judgement was made during said court proceedings as to whether any law, order, regulations or disposition was in conformity with the

Constitution. 【この規定の下に手書きで「the constituent 判読困難な単語一つ the party were violated.」が確認できるが意味は不明である】」

上記の手書きによる挿入部分は、米国側からの日本側が作成した憲法問題に限定された上告制度に対する何らかの意見表明であると考えられるが、確定的な内容は不明である。また、この「Third Revised Draft」直後の下記の「第五次修正案」はこの手書きを反映させる内容を含んでいない。

そして、同日付「第四次修正案」は、何の変更もなくこれまでの内容を継承している。

「第八十九條 前條に規定する事件に関する裁判に対してはその裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

また、1947年3月15日付「第五次修正案」も同様である。

「第八十七條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

これらの日本語版を英語訳した3月15日付「Bill」においても原則として忠実な英語訳が行われた。

「Article 88. No appeal shall be allowed against court proceedings in such cases as provided for in the preceding Article except on grounds that an undue judgement was made during said court proceedings as to whether any law, order, regulations or disposition was in conformity with the Constitution.」

その一方で、前述のサルウィン論文における原始独禁法の法案要旨と同一視できる「Bill」では異なる内容が記述されている。

「Article 88. Appeals to the Supreme Court.

The appeal shall lie from the judgment of the High Court of Tokyo to the Supreme Court except on the following grounds: (1) that the judgement was contrary to law; or (2) involved an unreasonable determination in regard to a law, order, regulation or disposition affecting the case being in conformity with the Constitution.」

特に、憲法問題のみを上告の理由とすることができるというこれまでの規定から、更に法令違反に対する上告を認めるという内容を新たに含んでいる点が注目される。確かに、原始独禁法も以下のように規定されていることから、この「Bill」と原始独禁法との間の整合性は説明が可能である。しかしながら、「第五次修正案」から原始独禁法に至るまでの極めて短い期間においてどのような意図のもとでこのような変更がなされたのかが問題となる。

そこで、1947年3月27日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）において確認さ

れる以下の記述を見る。

- 「1. On Tuesday, 25 March 1947, an extended conference was held with Mr. Howard Meyers, GS, for the purpose of reconsidering the advisability of changing Article 88 of the antitrust bill so that appeals would lie from the High Court of Tokyo to the Supreme Court, not only on constitutional questions but any assignments of error ("that the determination was contrary to law").
2. It was pointed out that vigorous administration of the antitrust law would be impeded by allowing two sets of appeals in every case, especially ordinary controversies involving mere conflicts of evidence where no constitutional issues were raised. It was also emphasized that individual rights were adequately protected by judicial review in the High Court of Tokyo; and that it was unrealistic to assume, first, that the Commission would abuse its authority and, secondly, that the Antitrust Court would fail to accord individuals the measure of judicial protection to which they were entitled.
3. Mr. Meyers supported the propriety of opening appeals on all questions to the Supreme Court by reference to the fact that executive agencies in Japan have over-reached their jurisdiction in the past at the expense of individual rights. In addition to the fact that the analogy was imperfect; that executive agencies have never been vigorous in enforcing a policy to protect small people; that it was necessary to set up a strong governmental organ to administer antitrust policies for that purpose; it was explained that because of the bare possibility that the Commission might abuse its authority, and the Antitrust Court fail to do its duty, the change requested by GS created the certainty of subjecting every antitrust case, especially the bulk of controversies involving mere conflicts of evidence, to two sets of appeals.
4. Mr. Meyers agreed to take the matter up with Colonel Kades, GS. After doing so, he reported that Kades had determined, upon reconsideration, to adhere to the change allowing appeals to the Supreme Court in all cases, even where no constitutional question was raised.」

この会議議事録は、資料の下部に「L.N.S」とあるように、サルウィンとの間で行われた会議のものである。主な論点である二とおりの上告制度を認めることについて、この会議議事録では、第一に、単なる証拠上の対立にまでも上告が認められることになると独禁法の積極的な運用ができなくなるおそれがあること、また、東京高裁の司法審査によって個人の権利は適切に保障されるはずであること、委員会が権限を濫用すると考えることは現実的でないこと、東京高裁が個人の保護を行わないとは考えられないことが強調され、法令違反による上告を認める必要はないと主張された。

しかし、これに対しては、日本の執行機関は過去において個人の権利を犠牲にして自己の権限拡張をしてきたという事実からすべての争点について最高裁への上告を認める必要があること、日本の執行機関が弱者を保護する政策を積極的にとってきたことはないこと、弱者保護目的のために反トラスト政策を執行する強力な政府組織を設立する必要があること、委員会が権限を濫用する可能性があり、かつ、東京高裁もその義務を履行しない可能性があるから、すべての反トラスト訴訟、とりわけ証拠上の対立を含む論争をも上告できるようにするために二つの上告制度を用意することが必要だと主張するのである。

このような主張が GS (Government Section) によってなされ、GS の判断によって最終的に原始独禁法に法令違反をも上告理由に取り入れる形で盛り込まれたことになる。

このような経緯を経て、原始独禁法は以下のように規定したのである。

「**第八十八條** 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合又はその判決が法令に違反することを理由とする場合に限り、上告することができる。」

(小括)

独禁法に係る事件の上告制度は、米国側の強い主張によって、原始独禁法制定の直前に憲法問題及び法令違反問題の二つの道が確保されたことになる。

もっとも、原始独禁法制定過程の初期では、「カイク」案は憲法問題のみを上告の対象としており、これに対して日本側である司法省意見は、憲法問題と法令違反の二つを上告の対象としていた。そして、その後の資料においても司法省は、米国側の主張する憲法問題のみを前提とした上告制度では東京高裁に反トラスト法に特化した特別部を設置することは困難であることを念頭に、米国側との交渉を行うことを想定していたことが考えられる。

しかしながら、諸法案では、憲法問題のみを前提とした上告制度を主張する米国側の意見が採用されることとなり、原始独禁法が 1947 年 3 月 31 日に可決成立する直前の 3 月 27 日まで憲法問題が唯一の上告制度であった。

それにもかかわらず、原始独禁法が憲法問題と法令違反を規定したことが米国側の強い主張によるものであるとする資料がある。米国側内部においてどのような考え方の転換があったのかは資料からは不明であるが、二つの上告制度の採用は、すべての争点に対して上告の可能性を開くという点が最終的に強力な要因となったようである。

第五章 独占禁止法と損害賠償制度

第一節 損害賠償制度の変遷

原始独禁法は、無過失損害賠償責任に関する規定を置いている。この規定は、現行の独禁法にも継承されている。原始独禁法の関連規定は次のとおりである。

「第二十五條 私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に対し、損害賠償の責に任ずる。

第二項 事業者は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二項 前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。

第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

第二項 前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のため裁判上主張された場合に、これを準用する。」

この制度は、いかにしてできたのだろうか。「カイク」案は、米国反トラスト法にならって三倍の賠償制度を設けていた。三倍の賠償制度についていかなる議論がなされ、いかなる経緯で採用されなかったのか、なぜ無過失責任なのかも検討する。なお、独禁法上の損害賠償訴訟が提起された際に問題となる求意見制度（原始独禁法「第八十四條」）については第三節において詳述する。

「カイク」案は、次のように三倍の損害賠償を置いていた。

「第十四條 三倍の損害賠償

本法の禁止する事項に依りその事業又は財産に損害を受けた者は、この損害を与へた者を発見してより五年以内何時にでも反トラスト裁判所に出訴しその受けたる損害の三倍、裁判所に報告する費用を含む裁判所の費用及び相当なる弁護人の報酬を回復する。但し弁護人の報酬は主たる賠償額が二万円を超えるときはその四分の一以上三分の一を以下の額に依り然らざるときは裁判所の裁量する額に依る。

第二項 損害の回復は現実の損害に限り、投機的な、因果関係の薄い或は偶発的な損害は之を回復出来ない。現実の損害とは合理的に推測又は相当確実な計測に基く事実の立証に依り確定せられたものである。」

この「カイク」案が米国反トラスト法にならったことについて、「カイク」案が出された

直後になされた研究によって日本側が確認していることが資料から判明している。

日付不明の「反トラスト法カイク氏試案要綱」は次のように、「カイク」案を要約し、注において米国の反トラスト諸法及び判例に従ったものとしている、

「第十四節 三倍額の賠償

本法の違反事件で損害を蒙ったものはその実際の損害額の三倍、裁判所にて要した費（報告費を含む）及弁護士の手数料を請求、賠償として受けとることができる。

損害は実際に受けた損害でなければならぬ。

註、本規定は米国の反トラスト諸法並に判例に従っているものである。」

1946年10月3日付の「カイク氏案と合衆国反トラスト法との対比」という商工省商務局財務課の名称が入っている資料でも、「十三、三倍求償」において、「カイク」案と反トラスト法を次のように対比している。すなわち、「カイク」案は「第十四節、本法違反被害者の損失三倍額の求償権を定む」とし、合衆国反トラスト法は、「シャーマン法第七條、クレイトン法第四條同趣旨の規定なり」としている。1946年10月9日付の「経済秩序に関する示唆の要綱」も「第十四節 三倍の損害賠償」を挙げている。

そして、その翌月の初めになされた日本側の立案作業においては、三倍の損害賠償制度が法案に取り込まれることとなる。

1946年11月8日付の「獨占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」は、次のようにされている。

「第二章 不正な競争行為

第三、 定義（略）

第四、 第三の行為により、その事業又は財産に損害を被った者は、その損害額の三倍に相当する額を賠償として請求することができること。【欄外に「民法に対する例外」と手書き記載】

第五、 第三の行為により損害を被った者の請求があったときは、獨占禁圧委員会は、第三の行為をした者に対し、その行為の差止又は被害者の営業上の信用を回復するのに必要な処置をとることを命ずることができること。【欄外に「1. S.E. 2. 原状回復」と手書き記載】

このように、損害賠償額については「カイク」案の内容を継承している。損害賠償の対象となっているのは「第三の行為」（不正な競争行為）に限定されており、不当な取引制限（第四章）、獨占（第五章）は対象外となっている。これは経済安定本部所蔵版と旧大蔵省所蔵版があるが、前者には、この「法律案要綱」が印刷された後に欄外に「民法に対する例外」と手書き記載がなされている。これは三倍の損害賠償が民法における原則が実損害賠償であることから、「民法に対する例外」と位置付けたと解されるが、これに加えて、故意過失及び権利侵害の要件を含めた民法上の不法行為責任の例外とすると解する余地もある。それはともあれ、「民法に対する例外」という位置付けは、後述のように（1947年2月

3日付の「不当な独占等を排除するために独占禁止委員会がなす措置の大綱（試案）」の箇所を参照）原始独禁法の法案説明にもみられ（そこでは故意過失とともに権利侵害の立証を要件としないと説明する）、当初から日本側の一貫した見解であったことがうかがえる。

この段階では、「不正な競争方法」が不正競争防止法に反する行為を独禁法に吸収するような形で規定されていたこと、民法の例外規定として三倍額賠償制度を導入したこと、そして、差止めと信用回復という制度を置いたことが特徴的である。

しかしながら、12月2日から始まる一連の「要綱」においては、三倍額損害賠償から実損害額賠償へと流れが変わっていく。12月2日付「要綱」は、次のようにしている。

まず、1946年11月8日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」と同じく、「第二 不正競争の禁止」においてのみ損害賠償制度を用意している。そこでは、「二」において「損害賠償」とし、「米国の立法例」について、「各法に於いて違法とされる行為によって損害を受けた者は、損害の三倍額の求償権をもつ。出訴先は巡回裁判所又は地区裁判所（シャーマン法第七條，クレイトン法第四條）」とし、米国法に近く「我国の事情を考慮しつつ取締の徹底に主眼点を置いて立案した」「甲案」では「シャーマン法，クレイトン法と同様に規定し，出訴先を独占禁止裁判所とする」とし、「取締の徹底を期しつつ我国の事情を考慮して折衷した」「乙案」では「被害者には民法の一般原則により損害額だけの求償権を持たしめる」としている。このように、「乙案」では実損害額賠償が採用されている。

なお、「不正競争の禁止」以外の「取引の不当な制限」、「不当な独占」、「独占を生ずる虞ある事項」について、民法上の損害賠償を許容するのかもしれないのが問題になる。この点に関して、「第八．機構」の「一，委員会（五）委員会の権限」に以下の記述がある。

「（A説）民事事件については，裁判所に出訴する前に本法に抵触してゐるや否かについて先づ委員会判定を受けるべきものとし，（以下，略）」「（B説）出訴は委員会に関係なく行ふことができ，而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する」

この「A説」にいう「民事事件」が「第二 不正競争の禁止」にいう損害賠償に限定する趣旨なのか、それ以外の民法上の損害賠償、更には相殺の抗弁など他の民事訴訟をも意味する趣旨なのかが問題になる。第二節で詳しく検討するように、「A説」と「B説」の対立が、独禁法に定められた損害賠償制度上の審決前置主義に係るものであることから、「第二」の「不正競争の禁止」にいう損害賠償に限定する趣旨である可能性が高く、11月8日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」に手書きされた「民法に対する例外」という理解、更にその後に紹介する資料が民法上の損害賠償請求を認めることを前提とすることから、それ以外の民法上の損害賠償等については、民事訴訟の一般原則によるものであると推測される。

さて、12月2日付「要綱」は、12月5日付、7日付に継承され、そして、14日付「要綱」では、「乙案」が「規定要旨」となり、日本側の意見となった。

しかしながら、日本側の内部においても上記の立場で統一されていたわけではない。「A

説」と「B説」が併記されている前述の出訴については、1946年12月5日付「乙案の別案」という資料で、司法省意見が以下のように指摘している。

「出訴は委員会に関係なく行うことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する（司法省）」

もつとも、このような司法省の反対意見はこの資料以外には確認されない。

いずれにせよ、損害賠償については、一連の「要綱」の作成過程で、乙案が「規定要旨」として採用されたことから、「カйм」案の三倍額賠償制度は退けられ、実損額賠償制度へと移行した。この後、三倍額賠償制度が法案に現れることはない。

まず、1946年12月10日付「独占等の禁止制限に関する法律案」には、損害賠償請求に関する規定が置かれていない。ただし、翌日（1946年12月11日）付「Outline of the Antitrust Law」には、次の記述がある。

「v 不公正な競争の禁止 (Prohibition of Unfair Competition)

2. 損害賠償請求

損害を受けた者は、民法の一般原則に沿って被った損害の賠償請求を行う権利を有する (Any injured person shall have the right to use for indemnification to the amount of damages suffered according to the general principle of the civil code)。」

「Outline」に損害賠償請求に関する記述があるにもかかわらず、その前日の「独占等の禁止制限に関する法律案」に記述がないことの理由は不明であるが、「民法の一般原則に沿って被った損害の賠償請求を行う権利を有する」のであるから、損害賠償請求について独禁法に記載する必要はないということであろう。すなわち、12月10日付「独占等の禁止制限に関する法律案」では民法の特則としての独禁法上の損害賠償制度は想定されてなかったのである。

次に、1946年12月20日付の「(資料) 独占禁止制度において問題となる諸項目」に「第六 措置」が置かれ、「(2) 罰則及び損害賠償」という項目のみが記載されている。

そして、1946年12月20日付「独占等の禁止制限に関する法律案」に、損害賠償制度が出現する。

「第七章 損害賠償及び罰則

第三十九條 この法律の規定に違反した行為をなした者は、その被害者に対して、当該行為に因って生じた損害を、賠償する責に任ずる。」

このように、損害賠償の対象行為も、「不正な競争行為」に限定するとされておらず、独禁法違反行為すべてとされている。その後の法案との対比で要件をみると、その後の法案で変遷がある故意過失の要件については、記載がなされていない。それは、原始独禁法にいう無過失責任を意味しているのか、この要件の中で民法の一般原則から故意過失を読み込む趣旨なのかは明らかでない（この点は、後述の「第三次修正案」において類似の要件に戻っており、この要件をどう理解するかは「第三次修正案」の理解にも関係する）。また、この規定を見るだけでは、民法の特則であるのか、単なる確認規定であるのかも必ずしも

明らかでない。

1946 年 1 月 1 日付「法律案」では、損害賠償制度が詳細になる。

「第七章 損害賠償

第四十一條 この法律に対する違反行為をなした者は、当該行為の被害者に対して、当該行為に因って生じた損害を、賠償する責に任ずる。

前項の規定により、被害者が損害の賠償を請求するのは、当該違反行為が、独占禁止委員会により、不当な独占若しくは取引の不当な制限を生じさせ若しくは生じさせる虞があると認定され又は不正な競争行為と確認され若しくは推定された場合に限る。」

この法案は、「第四十一條」第一項において、1946 年 1 月 20 日付「独占等の禁止制限に関する法律案」の「第三十九條」をほぼ継承しつつも、更に第二項を置いている。第二項では、委員会の審決の前置を想起させる表現となっており、実損害額賠償をする二十五条訴訟の原型が現れている。「要綱」の A 説の継承ともいえよう。ここでは、審決前置主義に関しては、「不当な独占」と「取引の不当な制限」については「生じさせ若しくは生じさせる虞があると認定され」とし、「不正な競争行為」については「確認され若しくは推定され」た場合としている。なお、手書き原稿では、元の文章に、「若しくは生じさせる虞があると認定され」及び「若しくは推定され」が括弧書きで追加され、この規定になっている。ここでも、故意過失の要件に関する記述はなされていない。

次に、司法省の作成した法案である 1947 年 1 月 7 日付の資料「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱（司法省民事局第四課試案）では、「第十四」に損害賠償訴訟に関する規定がある。

「第十四 事業者が不当な独占若しくは取引の不当な制限を生ぜしめ又は不正な競争方法をなした旨の独占禁止委員会の裁定が確定し又は其の旨の裁判所の判決が確定したときは其の事業者は、これに依り損害を蒙った者に対し連帯して其の損害を賠償する責に任ずる。但し事業者において故意又は過失のなかったことを証明したときは此の限りではない。

前項の責任は同項の裁定又は判決が確定した日より三年を経過した時は時効により消滅する。

第十五 本章の出訴の件は東京高等裁判所の専任管轄とする。」

ここでは、委員会の裁定が「確定」し、又は、その旨の裁判所の判決が「確定」したときとし、「確定」を要件とする原始独禁法の審決前置主義の考え方になった。ただし書では、故意過失について証明責任を転換している。時効の規定も置かれ、時効期間は三年となった。

1947 年 1 月 1 日から 15 日までの間のものである「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」は「第七章」に「訴訟及損害賠償」を置いているが、損害賠償に関する具体的な規定は存在しない。上記のように、司法省民事局第四課がこの部分の立案を担当

して、作業中であったからであろう。なお、この「法律案」と1947年1月7日付の「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱」の手書き原稿とは、隣の場所に保管されている（ただし、立法終了後に移動しこのようになった可能性は残る）。

その後の1947年1月17日付「法律案」には、「第七章」に「訴訟及び損害賠償」が置かれ、六十七条に規定を設けている。

「第六十七條 第二章又は第四章の規定に違反する行為をなした事業者は、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずる。但し事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

前項の損害賠償の請求権は事業者に前条に定める違反行為があった旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができない。

前項の請求権は同項の裁定又は判決が確定した日から1年を経過したときは時効に因って消滅する。

前項の請求権は同項の期間が経過するまでは時効に因って消滅しない。

第六十八条 本章の出訴事件は東京高等裁判所の専属管轄とする。」

ここでは、1947年1月7日付の資料である「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱」をより具体化した条文となっている。「第六十七條」第1項ただし書においては証明責任が転換され、2項においては審決前置主義が置かれ、3項では一年の時効の規定が置かれている。これまで三年であった時効期間が一年に短縮されたことが注目される。

1947年1月20日付「法律案」の下書き原稿は、二つ存在する。一つは、1月17日付「法律案」の「第六章」「独占禁止委員会（仮称）」以下24条以降（最後は67条）に手書き作成されたものであり、もう一つは1月17日付「法律案」の67条以降が貼り付けられ、それを手書き修正されたものである。いずれも67条の前に「第七章」と手書きされ、「損害賠償」という章の題名となっているが、内容的に、前者の方が古く、後者が1月20日付「法律案」により近いものである。

1947年1月20日付「法律案」には、このように複数の手書き修正版と清書版があるが、次のように規定している。

「第七章 損害賠償

第五十六條 第四條、第五條又は第十八條の規定に違反する行為をなした事業者は、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずる。但し事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第五十七條 前條の損害賠償の請求権は事業者は前條に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができない。

第五十八條 第五十六條の請求権は前條の裁定又は判決が確定した日から一年を経過したときは時効により消滅する。」

ここでは、「第七章」として損害賠償の章が独立した。それに伴い、一つの条文の下に三つの項に書き分けられていたものが、それぞれ三つの条文となっている。それ以外には、実質的な変更はなされていない。また、損害賠償が独立の章になったために、「本章の出訴事件は東京高等裁判所の専属管轄とする」という規定が、少なくとも直接には適用されないこととなった。1947年1月22日付「試案」は次のように規定する。ここでは実質的な変更はなされていない。

「第七章 損害賠償

第五十六條 第四條、第五條又は第十八條の規定に違反する行為をなした事業者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第五十七條 前條の損害賠償の請求権は、事業者に前條に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第五十八條 第五十六條の請求権は、前條の裁定又は判決が確定した日から一年を経過したときは、時効により消滅する。」

そして、司令部に提出する1947年1月28日付「試案」は、次のように規定する。ここでも変更はなされていない。ただし、「第六章」の「独占禁止委員会（仮称）」の前に移動して「第六章」となり、「第七章」が「独占禁止委員会」となった。

「第六章 損害賠償

第二十一條 第四條、第五條又は第十四條の規定に違反する行為をなした事業者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第二十二條 前條の損害賠償の請求権は、事業者に前條に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二十三條 第三十一條の請求権は前條の裁定又は判決が確定した日から一年を経過したときは、時効により消滅する。」

1947年1月23日付「『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』立案要旨」は、次のように、損害賠償義務を課したこと、それは「カイク」案を参考にしたものだと短く述べるのみである。三倍額賠償を採用しなかったことについても記述がない。

「七、第七章「損害賠償」において、違反行為者に損害賠償義務を課したこと。（第五十六條乃至第五十八條）

（註）「カイク」案を参考にしたこと。」

なお、1947年2月3日付「不当な独占等を排除する【のに必要な→ために独占禁止委員

会がなす】措置の大綱（試案）」という資料は、委員会が行った行政処分によって生じた損害について損害賠償請求の対象になるかを検討している。すなわち、この文章の最後に「（備考）」という欄を設けており、そこに次のように記している。なお、本資料は手書き版と清書版があるが、以下の引用部分における【】の中は前者が手書き版、後者が清書版の内容を示している。

「以上の措置によって、事業者又は事業者と取引した相手方に損失を負はせる場合がある。」

「(二) 事業者と取引した相手方の損失について

民法の損害賠償の規定によって、事業者から賠償させる【外ない：追加】のであるが、【特に：追加】較差の排除に関するような場合には、事業者に「故意又は過失によって他人の権利を侵害したもの」ということの困難な場合があると思はれるので、【その場合は、：削除】相手方に損害を負はせることのないような措置をとるべきである。」

民法上の不法行為による損害賠償制度では、「故意又は過失によって他人の権利を侵害したもの」ということの困難な場合があるので、相手方に損害を負わせることのないような措置を採るべきであるとしているのである。

なお、損害賠償とは離れるが、この措置の大綱（試案）は「該當行為の内容」、「この場合の措置」、「備考」と記述し、この「備考」には独禁法違反行為の私法上の効力に関する興味深い記述をもしている。すなわち、措置の大綱（試案）は、「不当な独占」の場合については、効力に関する記述をしていないが、「取引の不当な制限の場合（第七條の措置）」については、「この場合、契約又は協定は無効である。」とし、「事業能力の較差の場合（第八條第一項の措置）」については「事業能力の較差に係る法律行為は無効ではない。」とし、「不正な競争方法の場合（第十五條の措置）」については、「不法な競争方法を用いる行為は、当然に無効になるわけではない。相手方も亦加担の意思を以て取引すれば無効であるが、さうでなければ有効である。」とする。このように、独禁法違反行為の私法上の効力について記述した点、及び「取引の不当な制限」については契約、協定は無効であるとし、「不法な競争方法」については当然には無効とならないとしている点も重要であると考えられる。なお、原始独禁法の制定資料においては、独禁法違反行為の私法上の効力について記述する資料はほかには見付けることができない。

1947年2月4日付「Tentative Draft」は次のように規定している。1月28日付「試案」の忠実な英訳である。

「Chapter VI. Indemnification of Damages.

Article 21. An entrepreneur who has committed any act in violating 【「violating」を手書きで「violation of」に修正している】 the provisions of Article 4, 5 or 14, shall be responsible for indemnification of damages arising from such act, provided that in case the entrepreneur has given proof

that he said act was not done wilfully nor any mistake committed 【「nor any mistake committed」の上に手書きで削除線が引かれている】， the forgoing shall not 【「not」に手書きの下線が引かれている】 apply.

Article 22. The right to claim indemnification of damages as under the preceding Article may not be asserted asserted 【手書きで「asserted」に削除線】 in Court until after the decision of the Antitrust Commission, or the judgement of the Court, has become final that the entrepreneur is guilty of violating this law as stipulated in the preceding Article.

Article 23. The right to claim indemnification of damages under Article 21 shall expire by prescription of a period of one (1) year from the date on which the decision or the judgement mentioned in the preceding Article becomes final.」

ここに米国側との折衝が始まる。米国側との折衝では、損害賠償訴訟の管轄権（米国側は反トラスト特別裁判所とすることを求め、日本側は通常の民事裁判所によるという主張をした）、三倍額賠償、時効期間及び上告制限が問題となった。そのことを示す資料を以下に掲げる。なお、「Tentative Draft」の「Article 21.」において、「nor any mistake committed」の上に手書きで削除線が引かれているが、関係すると考えられる手書きの書き込みが、その後の1947年2月24日付「Revised draft」に出てきて、文言が修正されることとなる。

まず、1947年2月5日－12日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」には、次の記述がある。

「三 独占禁止法に関係ある一切の民事事件を独占禁止裁判所をして取り扱わせること。」

「八 損害賠償に関する裁判は民事裁判所の管轄としないこと。」

「三一 民事に関する損害賠償請求権の時効の規定を設けること。」

1947年2月6日付「独占禁止法案に関するG・H・Q・側意見」（商工省企画室）には、日本側の回答の原案が書かれている。その「裁判所その他手続に関するもの」に次の記述がある。

「GHQ 側意見

3. 損害賠償も特別裁判所で扱うこと。

答弁及理由

一般民事との相殺関係もありこれの実現は困難。」

ここでは、損害賠償も特別裁判所で扱うこととする米国側意見に対して、一般民事との相殺関係があることから、実現は困難としている。

1947年2月8日付「カイク氏案を変更した点及びその理由」は次のように記述している。ここでは、三倍額賠償制度によって被害者が儲けることはおかしいこと、三倍賠償制度、すなわち懲罰的損害賠償制度の懲罰的側面は刑罰によって行うとしていることなどが分か

る。

「損害賠償

1, 三倍を止め損害額文にする。

被害者が儲けるのは変であって、罰金でゆくべきである。

2, 五年の時効は一年にする。

長すぎる。」

時効についても、このように、時効の制度を設けること及びその期間について指摘されているが、「法律案」には既に時効の制度は置かれており、これ以降は時効の期間を何年にするかが争点となる（日本側はこれ以後一貫して一年を主張する）。

1947年2月6日付会議議事録(CONFERENCE NOTES)には、次のような記述がある。審決前置主義、民事及び刑事事件の上告制限（憲法問題に上告できる場合を限定）が話し合われたことが分かる。「2. Procedure and Practice before the Antitrust Court.」に次の記述がある。

「f. Injured parties shall have a right to institute an action before the [antitrust court:1st, Antitrust Court:2nd] for [the:1st] assessment of damages - after the [commission has:1st, Commission shall have:2nd] issued a cease and desist order and any appeal therefrom [has:1st, shall have:2nd] been finally disposed of.」

「h. The judgment of the [antitrust court:1st, Antitrust Court:2nd] in civil and criminal [and civil:1st] actions shall be final - there being no further appeals except [only:1st] on constitutional questions to the Supreme Court.」

1947年2月12日付会議議事録(CONFERENCE NOTES)（出席者は橋本、柏木）は、詳しい記述をしている。

「2. Private Damage Suits

It was reported that the Ministry of Justice favored having the trial of private damage suits, based on antitrust violations, in the regular courts instead of the High Court of Tokyo. Its view apparently was premised on the fact that antitrust violators might conceivably have counter- or cross-claims, falling within the jurisdictional competence of the ordinary courts. We pointed out that the trial of private damage claims created by the antitrust Act should not be subject to ordinary counter-claim.

Assurances were received that the point would be satisfactorily straightened out so that statutory antitrust claims would be triable in the High Court of Tokyo - free of counter- or cross-claims.」

これについては、第二節で検討する。そのほか、1947年2月13日付「獨占禁止法案に

関する G.H.Q.との折衝(3) (商工省企画室)」でも、「二、損賠賠償についても専属管轄とすること。」という米国側の意見に対して、「強硬ならば固執しない。」という記述が見られる。

「2PM conference Kashiwagi」という会議録にも、「1) separate antitrust court… b) private damage suit」という記述がある。

これらから、損害賠償訴訟の管轄裁判所について、米国側が東京高裁とし、司法省が通常の民事裁判所によるべきであるとは対立していることが分かる。この点については、第二節において詳しく検討する。

さて、このような折衝を経て、1947年2月22日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）」の原稿が作成された。これに対して修正が行われ、25日付「修正試案」となる。以下では22日付の原稿を本文に記載するが、【】の中において、前者を2月22日付の清書版、後者を25日付「修正試案」に反映される修正版として、【清書版・修正版】の形で表記している。「修正試案」は次のように規定している。

「第七章 損害賠償

第二十四條 第三條【、第四條、・から】第五條【まで：追加】又は第一七條の規定に違反する行為をした事業者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第二十五條 前條の損害賠償の請求権は、事業者が【同條に・第三條から第五條まで又は第一七條の】規定【する・に】違反【する：追加】行為をした旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した日から【一・三】年を経過したときは時効によ【り・って】消滅する。

第七十條 第二十四條の損害賠償に関する訴【訟の提起があった・が起された】ときは、裁判所は、遅滞なく、独占禁止委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、【第二十四・同】條に規定する違反行為の有無及び損害賠償の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、同條の損害賠償の請求が相殺のために主張された場合に、これを準用する。

第七十一條 左の各号【の一：追加】に該当する訴訟については、第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。

- 一、 独占禁止委員会の裁定に係る訴訟
- 二、 第二十四條の損害賠償に係る訴訟
- 三、 第【〇〇〇〇・七十四條及び第七十五條】の罪に係る訴訟

第二項・第七十二條】 東京高等裁判所に前【項・條】の訴訟のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由

とする【場合：追加】に限り、上告をすることができる。」

ここで大きな変更がなされている。第一に、審決前置主義に関する規定が削除された。第二に、「第二十四條」において時効期間が一年から三年へと延長された。第三に、「第七十條」に求意見制度及び相殺に関する規定が新設された。第四に、「第七十一條」に第一審裁判権の規定が置かれ、二十四条訴訟もこの対象になるとされた。第五に、「第七十三條」に上告制限の規定が置かれた。米国側の指摘を受けて変更したと考えられる。これらは、米国側との交渉の中で、審決前置主義、求意見制度、第一審裁判管轄権、通常の民事訴訟との関係などの制度設計が複雑に絡み合っていることを意味する。審決前置主義、求意見制度、第一審裁判管轄権、通常の民事訴訟がいかにかわって修正がなされたか及びその意味については、第二節、第三節において詳しく検討する。

1947年2月25日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(修正試案)」は、既に述べたように、結局以下のとおりになった。

「第二十四條 第三條から第五條まで又は第一七條の規定に違反する行為をした事業者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第二十五條 前條の損害賠償の請求権は、事業者が第三條から第五條まで又は第一七條の規定に違反する行為をした旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した日から三年を経過したときは時効によって消滅する。

第七十條 第二十四條の損害賠償に関する訴が起されたときは、裁判所は、遅滞なく、独占禁止委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及び損害賠償の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、同條の損害賠償の請求が相殺のために主張された場合に、これを準用する。

第七十一條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。

- 一、 独占禁止委員会の裁定に係る訴訟
- 二、 第二十四條の損害賠償に係る訴訟
- 三、 第七十四條及び第七十五條の罪に係る訴訟

第七十二條 東京高等裁判所に前條の訴訟のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の員数は、裁判所法第二十一條第二項本文の規定に拘らず、五人とする。

第七十三條 前條の裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

1947年2月24日付「Revised draft」は、次のように規定する。サルウィンのチェックがなされているが、大きな修正意見はみられない。

「Article 24. An entrepreneur, who has committed an act in violation of the provisions of Article 3 to Article 5 inclusive, or those of Article 17, shall be responsible for indemnification of 【手書きで「of」に下線がある】 damage caused by said act. Provided that the foregoing shall not apply to such a case where the entrepreneur has shown proof that the said act was not done wilfully nor due to gross negligence. 【手書きで「wilfully」と「gross negligence」に下線がある】

Article 25. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article shall expire by prescription of a period of time of one (1) year from the date 【手書きで「time of one (1) year from the date」に下線がある】 on which the decision of the Antitrust Commission 【手書きで「Antitrust Commission」に下線がある】 or the judgement of the Court declaring such an act of an entrepreneur to be in violation of the provisions of Article 3 to 5 inclusive or Article 17 becomes final. 【手書きで「final」にチェックがされている】

Article 70. When a claim suit for indemnification of damages as provided for by Article 24 has been instituted, the Court shall without delay deliver notification of the said fact together with the will of suit to the Antitrust Commission, and shall obtain the views of the Antitrust Commission with respect to whether a violation of the provisions of aforementioned Article exists or not and to the amount of damages to be indemnified.

The provisions of the preceding paragraph shall, in case the claim suit for indemnification of damages as provided for by Article 24 is based upon a counter or cross claim, be applied *mutatis mutandis*.

Article 71. Jurisdiction of original trials of a suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court.

1. a suit instituted in concern to a decision of the Antitrust Commission.
2. a suit instituted in concern to indemnification of damage as provided for by Article 34.
3. a suit in concern to an crime 【手書きで「crime」が「offence」に修正されている】 as provided for by Article 74 and Article 75.

Article 72. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively 【手書きで大量の文字が書き込まれているが、省略する】 such suits as provided for by the preceding Article shall be established within the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the preceding Paragraph

shall, notwithstanding the provisions of the principal provision of Paragraph 2 of Article 21 of the Judicial Court Law, be five(5).

Article 73. With respect to a trial as provided for by the preceding Article, no appeal shall be allowed except on grounds that undue judgment was made during the said trial as to the application of law, ordinance or order, regulation, or disposition on its constitutional aspect.]

この「Revised draft」では二十五条の時効期間が一年のままである。これは2月24日付となっているので、25日版の時効期間を三年とする修正が反映されていないのであろう。「Revised draft」の冒頭には「Salwin 28 Feb 47」という手書きがあり、サルウィンがこの「Revised draft」をチェックしたのが2月28日と推測される。次の法案（第二次修正試案）では時効期間が一年となっているが、これとサルウィンが時効期間を一年とする「Revised draft」に（下線は引きながらも）意見を述べなかったと推測されることから、日本側は一年としてよいと判断したのかもしれない。ただし、「Revised draft」には、2月24日の翌日の4日付のものもあり、そこでは時効期間が三年となっている。なお、「故意又は過失」は、「done wilfully nor due to gross negligence」という英語があてられ、「過失」が「negligence」ではなく「gross negligence」とされている点も興味深い。

1947年3月6日付「第二次修正試案」は次のように規定する。

「第七章 損害賠償

第二十七條 第八條から第十條まで（→の規定）又は第二十二條の規定に違反する行為をした事業者は、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りでない。

第二十八條 前項の（追加：規定による）損害賠償の請求権（→であって、第〇〇（原文ママ）条の規定による裁定が確定した事件に係るもの）は、（事業者が第三条から第五条まで又は第十七条の規定に違反する行為をした旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が→当該裁定が確定した日から、一年を経過したときは、時効により消滅する。

第八十一條 第二十七條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及びそれに因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十七條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十二條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の裁定に係る訴訟
- 二 第二十七條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十五條及び第八十六條の罪に係る訴訟

第八十三條 東京高等裁判所に前條の訴訟事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の裁判官の員数は、裁判所法第二十一條第二項本文の規定にかかわらず、これを五人とする。

第八十四條 第八十二條の訴訟事件に関する裁判に対しては、その裁判においてした法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断の不当であることを理由とする場合に限り、上告をすることができる。」

既に述べたように、ここでは時効期間が一年へと短縮されている。その理由を示唆するほかの資料は見付からなかった。また、「委員会の裁定又は裁判所の判決が確定」が、「委員会の裁定」が確定となり、判決の確定により時効期間が開始するという制度はなくなった。この変更の理由及び経緯を示す資料はないが、委員会の裁決が司法審査を受ける際にも、委員会の裁決を支持する判決が確定すれば委員会の採決は確定することから、「判決が確定」という要件を置く意味はないと考えたのかもしれない。

1947年3月9日付「第三次修正案」は次のように規定する。

「第七章 損害賠償

第二十四條 第三條、第四條又は第十八條の規定に違反する行為をした事業者は、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずる。

第二十五條 前項の規定による損害賠償の請求権であつて、第五十二條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から三年を経過したときは、時効により消滅する。

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の裁定に係る訴訟
- 二 第二十四條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十七條 東京高等裁判所に第八十五條の訴訟事件及び前條に規定する事件のみを取扱う裁判官の合議体を設ける。

前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八條 第八十六條に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした裁判が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

ここでは、時効期間が再び三年になっている。その経緯及び理由を示す資料はない。さらに、重大な変更点は、故意、過失の立証責任の転換に関する規定が削除され、更に故意、過失の要件そのものも規定されていないことである。このような規定の仕方は、1946年12月20日付「法律案」、及び1947年1月1日付「法律案」にまでさかのぼらなければ見出すことができないが、この経緯及び理由を示す資料は見付からない。第五次修正案につながる無過失責任制度をここにおいて採用したとも考えられるし、故意過失は民法709条の一般原則によるとしたとも考えられる。

1947年3月11日付「第四次修正案」は次のように規定する。

「第七章 損害賠償

第二十四條 私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、これに因って生じた損害を賠償する責に任ずる。

第二十五條 前條の規定による損害賠償の請求権であつて、第五十二條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。

第八十五條 第二十四條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴状を添附してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及びそれに因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十四條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十六條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十四條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第九十條及び第九十一條の罪に係る訴訟

第八十七條 第六十三條第一項、（第六十八條第三項で準用する場合を含む。）第六十七條第一項、第九十八條及び第九十九條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十九條 前條に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

ここでも、時効期間の三年は維持されている。また、審決前置主義及び故意過失に関する要件は削除されたままである。本文の条文の変遷から分かるように、審決前置主義及び故意過失に関する要件に大きな変更がなされるのは、次の「第五次修正案」である。その「第五次修正案」が作成される前に、米国側の動きがあったことを示す資料が存在する。

1947年3月11日付「Third Revised Draft」は次のように規定する。そこには、サルウ

インの手書き修正及びコメントが確認される。

「Article 24. An entrepreneur, who has committed an act in violation of the provisions of Article 3, Article 4, or those of Article 18, shall be responsible 【手書きで三文字追加されているが判読できない】 for indemnification of damage caused by said act. 【欄外に、手書きで「lack of wilfulness」, 「no defence 一文字不明」というメモがある】

Article 25. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article for such a case whose decision under the provisions of Article 52 has been declared final and conclusive shall expire by prescription within a period of three (3) years from the date on which said decision became final and conclusive. 【手書きで「decision became final and conclusive」に下線が引かれている】

Article 85. When a suit for indemnification of damages has been filed in accordance with the provisions of Article 25, the Court shall without delay notify the Fair Trade Commission of said fact together with the bill of suit, and shall obtain the opinion of the Fair Trade Commission with respect to whether an act in violation of the provisions of said Article took place or act and obtain its opinion on the amount of damages caused by said violation.

In case a claim for indemnification of damages in accordance with the provisions of Article 24 is being filed in Court in order to offset a cross or counter claim, the provisions of the preceding paragraph shall be up said *mutatis mutandis*. 【八十五条にはサルウィンによる大幅な手書き修正がある。これは第三節で検討する】

Article 86. Jurisdiction of primary trials of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by Article 24.
3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 90 and Article 91.

Article 88. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article 86 on one such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).」

Article 89. No appeal shall be allowed against court proceedings in such cases as provided for in the preceding Article except on grounds that an undue 【手書きで「undue」に削除線が引かれ、「mistaken (error on)」が挿入されている】 judgement was made during said court proceedings as to whether any law, order, regulations or disposition was in conformity with the Constitution. 【手書きで「the Constitutional rights of the party were violated」とある】」

ここでも、時効期間が三年に戻っている。「Article 24.」にサルウィンによる「lack of wilfulness」、「no defence 一文字不明」という手書きメモがあり、故意過失の要件について何らかの指摘をした可能性がある。後の条文の変遷、とりわけ「第五次修正案」の内容から推測すれば、故意の不存在は損害賠償請求に対する抗弁とはならないという意味であろうか。そのためかどうかについてそのほかに根拠となる資料はないが、次の「第五次修正案」では「第二十五條」第2項に、故意過失の証明責任を転換する従来の立法形式ではなく、無過失責任の規定が新設されることとなる。もっとも、「lack of wilfulness」、「no defence 一文字不明」からは、無過失責任でなく、「negligence」又は「gross negligence」による責任のみを認めるものとも推測でき、日米の考え方がこの段階で合致していたかは明らかでないが、後で見るように、次の「Bill」では日本語に対応した英文となる。

1947年3月15日付「第五次修正案」は、次のように規定する。

「第七章 損害賠償

第二十五條 私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に対し左損害賠償の責に任ずる。

事業者は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十三條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。

第八十三條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十四條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟

二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟

三 第八十八條及び第八十九條の罪に係る訴訟

第八十五條 第六十一條第一項、第六十二條第一項（第六十七條第二項で準用する場合を含む。）第六十六條第一項、第九十六條及び第九十七條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

ここにおいて、「第二十五條」に第2項が設けられ、無過失損害賠償責任の規定となった。さらに、審決前置主義の規定が復活した。これらの経緯及び理由は不明であるが、立法過程の最後の段階においてこれらが取り入れられたこととなる。

1947年3月15日付「Bill」は次のように規定する。

「Article 25. An entrepreneur, who has effected private monopolization or undertaken unreasonable restraints of trade or who has employed unfair methods of competition shall be liable for indemnification of damages caused by said act to the party who suffered damages.

An entrepreneur shall not be exempted from the liability prescribed in the preceding paragraph by certification of the non-existence of wilfulness or negligence on his part.

Article 26. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article may not be exercised at court until the decision under the provisions of Article 48, paragraph 3 or Article 52 has been declared final and conclusive.

The right stipulated in the preceding paragraph shall be barred by limitations after the elapse of three (3) years from the day the decision in said paragraph has become final and conclusive.

Article 84. When a suit for indemnification of damages has been filed in accordance with the provisions of Article 25, the Court shall without delay notify the Fair Trade Commission of said fact together with the bill of suit, and shall obtain the opinion of the Fair Trade Commission by said violation.

The case a claim for indemnification of damages in accordance with the provisions of Article 24 is being filed in Court in order to offset a cross or counter claim, the provisions of the preceding paragraph shall be up said mutatis mutandis. 【手書きのメモがあるが、この分析は第三節

に行っている】

Article 85. Jurisdiction of primarily trial of any suit coming under any one of the following items shall rest with the Tokyo High Court;

1. A suit in concern with a decision of the Fair Trade Commission.
2. A suit in concern with indemnification of damages as provided for by Article 25.
3. A suit in concern with an offence as provided for by Article 89 and Article 90.

Article 87. A panel of judges invested with the jurisdiction to hear exclusively all suit cases under Article ?? on one such cases as provided for by the preceding Article shall be established with the Tokyo High Court.

The number of judges of the panel provided for in the proceeding paragraph shall be five (5).

Article 88. No appeal shall be allowed against court proceedings in such cases as provided for in the preceding Article except on grounds that an undue judgement was made during said court proceedings as to whether any law, order, regulations or disposition was in conformity with the Constitution.」

この「Bill」は複数のバージョンがあり、手書きメモがなされているバージョンもあるが、そこでも「第二十五條」及び「第二十六條」については修正等されてない。

1947年3月24日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」は、次のように、「第二十五條」の損害賠償制度は、不正競争防止法と同じであり、民法709条の特例であると位置付けている。故意過失とともに、権利侵害要件について立証を要件としないとする点も注目される。

「第二、個別的問題

4. 不公正な競争方法によって、損害を受けたものは、相手方の故意又は過失に基くこと又は自己の権利を侵害されたことの立証を要件としないで、本法案第二十五条の規定によって損害賠償の請求をすることができる。この点は、不正競争防止法第一条の規定と同様である。従って民法第七百九条の特例をなすものである。」

原始独禁法の該当箇所は次のとおりである。

「第七章 損害賠償

第二十五條 私的独占若しくは不当な取引制限をし、又は不公正な競争方法を用いた事業者は、被害者に対し、損害賠償の責に任ずる。

第二項 事業者は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四

條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二項 前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。

第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

第二項 前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十七條 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第二項 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十七條 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第二項 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。」

(小括)

「カйм」案は、米国法にならって三倍の損害賠償を置いていた。

1946年11月8日付「獨占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」は、「不正な競争方法」に限定してではあるが、三倍額賠償制度を設けており、欄外の書き込みは「民法の例外」と位置付けている。そして、12月2日付「獨占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱(案)」は、不正競争の禁止に限定して、甲案を三倍賠償制度とし、乙案は民法の一般原則によるものとしていた。また、「機構」では、乙案において、「(A 説) 民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触してゐるや否かについて先づ委員会判定を受けるべきもの」と、「(B 説) 出訴は委員会に関係なく行ふことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する」ものを併記していた。そして、乙案が「規定要旨」として採用されたことから、「カйм」案の三倍額賠償制度は退けられ、実損額賠償制度へと移行した。1946年12月10日付「独占等の禁止制限に関する法律案」には、損害賠償請求に関する規定が置かれていないが、不正な競争行為については民法の一般原則により損害賠償請求ができるという趣旨であった。

12月20日付「法律案」は、損害賠償の規定を置き、「この法律の規定に違反した行為をなした者は、その被害者に対して、当該行為に因って生じた損害を、賠償する責に任ずる」とし、独禁法違反行為すべてを対象とし、故意過失の要件がないという特徴がある。1946年1月1日付「法律案」は、1項はこれを維持し、2項において、「独占禁止委員会に

より、不当な独占若しくは取引の不当な制限を生じさせ若しくは生じさせる虞があると認定され又は不正な競争行為と確認され若しくは推定された場合に限る」とし、審決前置主義の萌芽及び要綱のA説の継承がみられる。

1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱」では、規定が整備され、裁定・判決の前置主義、故意過失の立証責任の転換、三年の時効、東京高裁の「専任」管轄の規定が置かれた。1月15日付「法律案」には、「第七章」に「訴訟及び損害賠償」が置かれ、裁定・判決の前置主義、故意過失の立証責任の転換、一年の時効、東京高裁の専属管轄の規定が置かれた。1月20日付「法律案」では、「第七章」に「損害賠償」は置かれ、故意過失の立証責任の転換、裁定・判決の前置主義、一年の時効が置かれそれぞれが別の条となり三条になったが、東京高裁の専属管轄の規定はなくなった。司令部に提出する1月28日付「試案」は、この内容を維持しつつ、「第六章」「損害賠償」に移動し、「第七章」が「独占禁止委員会」となった。

試案が司令部に提出されると、米国側との折衝がなされ、損害賠償訴訟の管轄権（米国側は反トラスト特別裁判所とすることを求め、日本側は通常の民事裁判所によるという主張をした）、三倍額賠償、時効期間及び上告制限について活発なやりとりがなされる。米国側は、損害賠償も特別裁判所で扱うこととするのに対して、日本側は、一般民事との相殺関係があることから、実現は困難と主張した。三倍賠償については、日本側の資料には、被害者が儲けるのは変であって、罰則によるとの記述がある。三倍賠償は法案に現れることはなく、会議録にもほとんど記述がないことから、米国側も強く主張しなかったようである。時効については、米国側は五年の時効を一年にすべきだとし、日本側は長すぎると考えたが、三年で決着する。

2月25日付「修正試案」では、故意過失の立証責任、裁決・判決の確定後三年での時効、違反行為・損害額に関する求意見制度及び相殺に関する規定、一審裁判所を東京高裁とすること、及び上告制限が置かれた。他方、審決前置主義は削除されている。3月6日付「第二次修正試案」では、このうち時効が一年に短縮された。理由は不明であるが、サルウィンが一年と記載していた「Revised draft」にコメントしなかったからかもしれない。また、時効について「判決の確定」がなくなり、「委員会の裁定」の確定となった。3月9日付「第三次修正案」では時効期間が再び三年に変わっている。さらに、故意、過失の立証責任の転換に関する規定が削除され、更に故意、過失の要件そのものも規定されていない。第五次修正案につながる無過失責任制度をここにおいて採用したとも考えられるし、故意過失は民法709条の一般原則によるとしたとも考えられる。

3月15日付「第五次修正案」は、「第二十五條」に第2項が設けられ、無過失損害賠償責任の規定となった。さらに、審決前置主義の規定が復活した。これらの経緯及び理由は不明であるが、立法過程の最後の段階においてこれらを取り入れられたこととなる。無過失損害賠償責任の規定については、「第三次修正案」における故意、過失の立証責任の転換に関する規定の削除、及び、3月11日付「Third Revised Draft」においてサルウィンに

による手書きメモが関係している可能性がある。

3月24日付「法律案説明」は、「損害を受けたものは、相手方の故意又は過失に基くこと又は自己の権利を侵害されたことの立証を要件としないで、本法案第25条の規定によって損害賠償の請求をすることができる。この点は、不正競争防止法第一条の規定と同様である。従って民法第709条の特例をなすものである」としている。

なお、2月3日付「不当な独占等を排除する【のに必要な→ために独占禁止委員会がなす】措置の大綱（試案）」には独禁法違反行為の私法上の効力に関する記述がみられる。

第二節 審決前置主義

審決前置主義と呼ばれる考え方と、これを規定した条文については、原始独禁法の制定から現行法に至るまで、本規定の趣旨それ自体に変化はない。当該規定は、民事事件に係る損害賠償に関して、委員会の確定した「審決」（平成十七年改正後の現行法では、排除措置命令、それに代わる課徴金納付命令又は審決）がなければ独禁法上の損害賠償請求訴訟を提起することができないという内容を持つ。

このような規定は、原始独禁法制定過程の初期においても存在し、その後、前述の東京高裁中心主義や、後述の求意見制度とも連動した変遷を経て、原始独禁法に規定が置かれた。

「カйм」案では、「第十四條」において、損害を受けた者による裁判所への出訴を規定している。

「本法の禁止する事項に依りその事業又は財産に損害を受けた者は、この損害を与へた者を発見してより五年以内何時にても反トラスト裁判所に出訴しその受けたる損害の三倍、裁判所に報告する費用を含む裁判所の費用及び相当なる弁護人の報酬を回復する。但し弁護人の報酬は主たる賠償額が二万円を超えるときはその四分の一以上三分の一以下の額に依り然らざるときは裁判所の裁量する額に依る。

損害の恢復は現実の損害に限り、投機的な、因果関係の薄い或は偶発的な損害は之を恢復出来ない。現実の損害とは合理的に推測又は相当確実な計測に基づく事実の立証に依り確定せられたものである。」

これは、損害を受けた者に対して、加害者の発見を出訴時効の起算点としているが、委員会の判断等を待つことなくいつでも裁判所に提訴することができるとしている。このような委員会の判断後という点に係る出訴制限がない点が最も特徴的であり、司法による救済を充実させることを念頭に置いた規定であると考えられる。

もっとも、この時期の日本側は、審決前置主義に限らずこの損害賠償規定自体をどのようにとらえていたのかは不明である。例えば、上記「カйм」案に対する司法省による意見である1946年10月8日付「カйм試案に対する司法省意見」では何ら指摘がなされておらず、同日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」においても、損害賠償規定に

対する意見は確認されない。特に 1946 年 1 0 月 9 日付「経済秩序に関する示唆の要綱」では、「カイク」案の「第十四條」について「省略」と対応されているにとどまっている（その他の規定には詳細な意見が付されている）。

その後、1946 年 1 1 月 8 日付「獨占禁圧並に不正競争防止に関する法律案要綱」では、以下のように損害賠償額について「カイク」案の内容を継承しているが、審決前置主義に係る規定はない。

「第四、第三の行為により、その事業又は財産に損害を被った者は、その損害額の三倍に相当する額を賠償として請求することができること。」

なお、前述のように、損害賠償額については「カイク」案の内容を継承しているが、損害賠償の対象となっているのはあくまでも「第三の行為」に限定されており、本「法律案要綱」では、「不正な競争方法」となっている。そして、欄外に手書きで、「カイク十四節」として「請求権の始期、裁判の費用等は命令に譲る。」とある。

そして、上記「法律案要綱」の修正等を反映させた 1946 年 1 1 月 8 日付「不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案要綱」では文言に変更はない。なお、民法における実損に基づく考え方を原則としてとらえ、上記「第四」には、「損害額の三倍」の横に手書きで「民法に対する例外」という指摘がある。

以上のように、この時期においても審決前置主義を指摘するような資料は確認されない。

しかしながら、1946 年 1 2 月 2 日からの一連の「要綱」においては、米国における法体系とは別の日本の諸事情に照らして作成された「乙案」における「第八、機構」の「一、委員会（五）委員会の権限」に以下のような記述が確認される。

「（A 説）民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触してゐるや否かについて先づ委員会判定を受けるべきものとし、（以下、略）」

これが、1 2 月 5 日付、7 日付「要綱」にも継承され、1 4 日付の「要綱」では、「規定要旨」となり、日本側の意見となった。つまり、委員会による判断を裁判所への提訴に係る手続的要件として位置付けたのである。

しかしながら、日本側の内部においても上記の立場で統一されていたわけではない。

1946 年 1 2 月 5 日付「乙案の別案」という資料では、司法省意見が以下のように指摘している。

「出訴は委員会に関係なく行うことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する（司法省）」

もっとも、このような司法省の反対意見はこの資料以外には確認されない。司法省が委員会の権限に係る当該事項をどのような理由から納得したのかは不明である。例えば、委員会による判断を前提としても、裁判所への提訴は可能であることが影響したとも考えられる。

そして、日本側が作成した 1946 年 1 2 月 1 1 日付「Outline」では、「VII Organization 1. Committee v functions」という箇所において、以下の記述が確認される。

「iii. With regard to civil cases, the verdict of 【本稿執筆者注：ママ】 the Committee must first be obtained on whether or not there is any violation of the present law before a case is brought before the Court.」

すなわち、民事事件に関して、裁判所に出訴する前に現行法違反行為が存するか否かについての委員会の判定をまず得なければならないのである。一連の「要綱」の内容を反映した規定となっている。

しかしながら、1946年12月10日付「法律案」では、損害賠償自体の規定が盛り込まれておらず、「罰則」の最初に「損害賠償」という文言が手書きで挿入されているにすぎない。また、1946年12月10日付「法律案」を受けた1946年12月20日付「法律案」には、損害賠償規定は挿入されたが、審決前置主義に該当する規定は確認されない。

「Outline」では明確に示されている内容がその後の「法律案」には規定されていないが、その理由は不明である。

そして、1947年1月1日付「法律案」（下書き版）では、「第七章 損害賠償」において、以下のように、審決前置主義に類する規定を設けた。

「第四十条 【本稿執筆者注：第一項は略】

前項の規定により、被害者が損害の賠償を請求する場合は、当該違反行為が、独占禁止委員会により、不当な独占又は取引の不当な制限を生ぜしめる行為又は不正な競争行為と確認された場合に限る。」

そして、手書きの修正を受けて、清書版では以下ようになった。

「第四十一条 【本稿執筆者注：第一項は略】

前項の規定により、被害者が損害の賠償を請求するのは、当該違反行為が、独占禁止委員会により、不当な独占若しくは取引の不当な制限を生じさせ若しくは生じさせる虞があると認定され又は不正な競争行為と確認され若しくは推定された場合に限る。」

このように、被害者が損害賠償請求を提起するためには、その前に、独占禁止委員会の不当な独占及び取引の不当な制限の「認定」又は不正な競争方法の「確認」や「推定」がなされる必要があると初めて規定したのである。この場合、委員会の「認定」等の文言はそれぞれの実体規定の要件に対応させたものである。

その後、司法省の作成した法案である1947年1月7日付の資料「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱」では、「第十四」において損害賠償訴訟に関する規定がある。

「第十四 事業者が不当な独占若しくは取引の不当な制限を生ぜしめ又は不正な競争方法をなした旨の独占禁止委員会の裁定が確定し又は其の旨の裁判所の判決が確定したときは其の事業者は、これに依り損害を蒙った者に対し連帯して其の損害を賠償する責に任ずる。但し事業者において故意又は過失のなかったことを証明したときは此の限りではない。

前項の責任は同項の裁定又は判決が確定した日より三年を経過した時は時効により消滅する。」

この司法省の作成した法案では、損害賠償訴訟を提起できる場合として、委員会の裁定が確定した場合に加えて、裁判所の判決が確定した場合を追加した。この点はこれ以降の諸法案に継承していくこととなる（もともと、最終的に裁判所の「確定」した判決については削除される）。

その後、1947年1月15日付「法律案」を手書きで修正して、1947年1月17日付「法律案」の下書き版となる資料まで、損害賠償に係る規定に関する資料は欠落している。

1947年1月17日付「法律案」の下書き版では、それまで「訴訟及損害賠償」としていた章立てから、「第七章」として「損賠賠償」に独立させた。そして、以下のように規定した。

「前項の損害賠償の請求権は事業者に同項の違反行為があった旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができない。」

第一に、最終的に削除されるが、裁判所の判決が委員会の裁定に加えて規定された。

第二に、損害賠償請求権の出訴時効の起算点を委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した日として、時効を一年とした。本規定は、1月17日付「法律案」（下書き版）の段階において新たに追加されたが、もともとは、先の司法省の1947年1月7日付「独占禁止委員会の裁定手続【本稿執筆者注：空欄】出訴及損害賠償に関する要綱」における「訴訟及損害賠償」の「第十四」が、損害賠償責任は「裁定又は判決が確定した日より三年を経過した時は時効に依り消滅する。」としており、これを反映させたと考えられる。

また、1月7日から1月17日までの間に時効期間が三年から一年に変更されたが、この間の損害賠償に係る規定の法案の資料が欠落しており何時一年となったのかは不明である。

この1月17日付「法律案」（下書き版）には手書きによる修正等が行われ、その修正等を反映させた清書版では、以下のように規定された。

「第【本稿執筆者注：空欄】条 前条の損害賠償の請求権は事業者に前条に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができない。」

そして、1月20日付「法律案」（下書き版）では、以下のように規定された。

「第五十七条 前条の損害賠償の請求権は事業者に前条に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ裁判上これを主張することができない。」

1947年1月20日付「法律案」の清書版において、この内容が反映され、その後、1947年1月22日付「試案」（下書き版及び清書版）にはほぼその文言が継承された。なお、翌日の1月23日付「立案要旨」では、単に「違反行為者に損害賠償義務を課したこと。」と述べているだけで、審決前置主義に関する説明等は確認できない。

そして、1947年1月28日付司令部に提出する「試案」では、実体規定の直後の「第六章」に「損害賠償」という章を設けて、条文番号を大きく変更させたが（「第二十二條」になった）、内容に変更はない。

「第二十二條 前條の損害賠償の請求権は、事業者に前條に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二十三條 第二十一條の請求権は、前條の裁定又は判決が確定した日から一年を経過したときは、時効により消滅する。」

同様に、1947年2月4日付「Tentative Draft」にも、「Chapter VI. Indemnification of Damages.」において以下のように規定された。

「Article 22. The right to claim indemnification of damages as under the preceding Article may not be asserted in Court until after the decision of the Antitrust Commission, or the judgement of the Court, has become final that the entrepreneur is guilty of violating this law as stipulated in the preceding Article.」

その後、1947年2月上旬から下旬にかけて米国側と日本側の間で集中的に交渉が行われたが、その中でも審決前置主義に関して言及がなされたことが確認できる資料がある。

1947年2月6日付で開催された交渉に関する会議議事録（CONFERENCE NOTES）では、「2. Procedure and Practice before the Antitrust Court」において以下のような記述が確認される。

「f. Injured parties shall have a right to institute an action before the Antitrust Court for assessment of damages - after the Commission shall have issued a cease and desist order and any appeal therefrom shall have been finally disposed of.」

すなわち、損害を受けた当事者による反トラスト裁判所への損害賠償請求訴訟は、委員会の排除措置命令と当該命令に対する取消訴訟が提起された場合の裁判所による委員会の行った命令に対する判断が行われた後であり、これに対する出訴がない場合に可能であるという趣旨の記述である。

なお、米国側の意見として、1947年2月5日—12日付「独占禁止法に対する修正意見（一）」においては、以下の記述が見られる。

「民事に関する損害賠償請求権の時効の規定を設けること。」

この点は、既に規定されており、これ以降このような指摘はない。

また、1947年2月8日付「カйм氏案を変更した点及びその理由」では、五年の時効は長すぎるので一年にするという趣旨の記述が確認される。これについても、既に規定されているが、この期間についてはこれ以降修正が加えられることとなる。

その後、1947年2月22日付「修正試案」（清書版）では、大きな変更がなされた。すなわち、委員会による裁定と裁判所の判決の「確定」からの時効規定は、ほぼそのままの文

言どおり維持されたが、委員会の審決前置に係る規定が削除されたのである。

この「修正試案」は、同時に、後述の求意見制度と、前述した東京高裁中心主義を内容とする規定が初めて登場した法案であり、したがって、これら三つの規定の関係が極めて重要となる。すなわち、独禁法上の損害賠償請求訴訟は、前述の東京高裁中心主義の規定からは、東京高裁に対して提起することになり、また、裁判所は後述の求意見制度に基づいて委員会に違反行為の有無と損害額について意見を求める義務がある。これは、独禁法上の損害賠償訴訟において審決前置主義を採用しないが、当該訴訟を東京高裁に属させ、委員会に違反行為の有無と損害額について意見を求めなければならないとすることで、委員会の判断と裁判所の判断の間に整合性を確保すること、より具体的には、独禁法上の損害賠償訴訟における委員会の権限の維持を図ったと考えることができる。

このように、審決前置主義に係る規定が削除されることへの対応として、他の二つの規定（求意見制度と東京高裁中心主義）が採用されたとの説明には一定の合理性はあると考えられるが、審決前置主義に係る規定が削除されたという事実それ自体の理由は不明である。

審決前置主義を内容とする規定が削除された上記の 1947 年 1 月 28 日付「修正試案」の内容は、1947 年 2 月 25 日付「修正試案」（なお、この下書き版で、時効期間がこれまでの一年から三年に変更されるが、以下の引用は清書版による）、そして、2 月 24 日付「Revised Draft」（手書き修正等が行われているバージョン（時効期間が一年となっている）とそうではないバージョン（時効期間が三年となっている）があるが、以下では後者を引用する）において以下のように規定された。

「第二十五条 前條の損害賠償の請求権は、事業者が第三條から第五條まで又は第一七條の規定に違反する行為をした旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した日から、三年を経過したときは時効によって消滅する。」

「Article 25. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article shall expire by prescription within a period of three (3) years from the date on which the decision of the Anti-trust Commission or the verdict of the Court declaring such an act of an entrepreneur to be in violation of the provisions of Article 3 to 5 inclusive, or Article 17 becomes final.」

その後、1947 年 3 月 6 日付「第二次修正試案」では、時効規定及び時効の起算点となる裁判所の判断に係る文言が以下のように変更された。

「第二十八条 前項の規定による損害賠償の請求権であって、第〇〇條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から一年を経過したときは、時効により消滅する。」

このように、時効期間が再度一年に変更され、それまでの裁判所による判決確定という要件が削除され、委員会の「裁定が確定した事件に係るものは」という委員会による「裁定」

の確定のみを時効の起算点とした。

その後、1947年3月9日付「第三次修正案」では、再度時効期間が三年に変更されたが、それ以外の内容に修正等を行われていない。

「第二十五條 前項【本稿執筆者注：ママ】の規定による損害賠償の請求権であって第五十二條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から三年を経過したときは、時効により消滅する。」

そして、「第三次修正案」の内容は、1947年3月11日付「Third Revised Draft」と、同日付「第四次修正案」において継承された。

「Article 25. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article for such a case whose decision under the provisions of Article 52 has been declared final and conclusive shall expire by prescription within a period of three (3) years from the date on which said decision became final and conclusive.」

「第二十五條 前條の規定による損害賠償の請求権であって、第五十二條の規定による裁定が確定した事件に係るものは、当該裁定が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。」

その後、1947年3月15日付「第五次修正案」では、再度審決前置主義を復活させ、以下のように規定した。

「第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十三條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。」

このように、「第五次修正案」において、委員会の審決確定後に独禁法上の損害賠償請求訴訟を提起することができるとする内容の規定を再度挿入した。更に言及するならば、これと同時に後述の求意見制度を内容とする規定においても、裁判所が委員会に意見を求める内容としての違反行為の有無が削除され、損害額についてのみ求意見の対象となった。このような修正については、審決前置主義に係る規定を削除しても、委員会に対して違反行為の有無や損害額といった問題となっている事案の法的判断それ自体を意見として求めなければならないのであり、結局のところ、審決前置主義と何ら異なる点が見出せないことを理由としているのではないかと考えられる。

そして、1947年3月15日付「Bill」は、以下のように規定した。

「Article 26. The right to claim indemnification of damages as provided for by the preceding Article may not be exercised at court until the decision under the provisions of Article 48, paragraph 3 or Article 52 has been declared final and conclusive.

The right stipulated in the preceding paragraph shall be barred by limitations after the elapse of three (3) years from the day the decision in said paragraph has become final and conclusive.」

複数のバージョンのある「Bill」ではあるが、当該規定については、要旨のバージョンを除いて文言に相違はなく、要旨のバージョンも内容が以下のように忠実に反映されており、原始独禁法に継承されたと考えられる。

「An injured party cannot sue for private damages until the Fair Trade Commission has rendered a decision that a violation exists under Article 48 and 52, and its order has become final and conclusive. His right to action expires three (3) years from the date that such decision becomes final.」

すなわち、原始独禁法では以下のように規定した。

「第七章 損害賠償

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は、第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二項 前項の請求権は、同項の審決が確定した日から三年を経過したときは、時効に因って消滅する。」

(小括)

独禁法上の損害賠償訴訟を裁判所に提起する場合に、委員会の確定した判断をその手続的要件として位置付ける審決前置主義は、原始独禁法制定過程の初期においては研究途上ということからか、言及はほとんどない。

この考え方の登場は、1946年12月上旬からの一連の「要綱」である。そこでは、審決前置主義と、審決前置主義に対する司法省の反対意見の両論が併記されているが、その後の諸法案では、審決前置主義が採用されることになる。審決前置主義の趣旨は、資料において明示されているわけではないが、委員会の強力な独禁法の法運用解釈を目指した法体系に照らすと、同一事件に対する委員会と裁判所の間で異なる判断が生じることを回避するためであると考えられる。

もっとも、司法省が作成した1947年1月7日付法案資料は、独禁法上の損害賠償訴訟の手続的要件としての委員会の確定した決定だけでなく、裁判所の確定した判決も含めて規定していた。最終的に裁判所の確定判決は削除されることとなるが、この点は逆に「形式上」委員会の確定した決定がない場合でも裁判所に民法上の損害賠償訴訟を提起できることを意味することになると考えられる。

その後、審決前置主義については、様々な法案に大きな変更が加えられることなく継承されることとなるが、2月22日付「修正試案」において削除されることになる。当該「修正試案」は、東京高裁に独禁法上の損害賠償訴訟を含めた三つの訴訟類型の第一審裁判権が属することとなり、後述の求意見制度が規定された法案である。実質的には求意見制度

によって審決前置主義の効果は維持されることとなるが、なぜ審決前置主義自体が削除されたのかについては資料からは不明である。

さらに、3月15日付「第五次修正案」において再度審決前置主義に係る規定が復活するが、その理由についても資料からは不明である。

第三節 求意見制度

求意見制度とは、独禁法上の損害賠償請求が裁判所に提起された場合において、裁判所は遅滞なく公取委に対し違反行為によって生じた損害の額について意見を求めなければならないという制度である。本規定の制定過程は、前述の審決前置主義と密接に関係しており、重要な変遷があったことが確認される。そして、原始独禁法に定められた本規定（「第八十四條」）は、改正されることなく現行法（「第八十四条」）に受け継がれている。

求意見制度が諸資料において登場したのが、1947年2月22日付「修正試案」であり、以下のように規定されている。この「修正試案」は、独禁法上の損害賠償訴訟は東京高裁にその「第一審の裁判権」が「属する」と規定し、また、同時に、それまで置かれていた審決前置主義に係る規定を削除した法案である。

「第七十條 第二十四条の損害賠償に関する訴訟の提起があったときは、裁判所は、遅滞なく、独占禁止委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、第二十四条に規定する違反行為の有無及び損害賠償の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、同條の損害賠償の請求が相殺のために主張された場合に、これを準用する。」

ここでは、裁判所は、独禁法上の損害賠償に関する訴えの提起を受けた際には、訴状を添付した上で遅滞なく委員会に通知して、意見を求めなければならないと規定されている。

そして、意見の内容については、損害賠償に係る条文（「第二十四条」）において「規定する違反行為の有無及び損害賠償の額について」であった。

また、第2項において、相殺のために独禁法上の損害賠償訴訟が提起された場合にも、「裁判所」は委員会に対して上記の意見の内容を求めなければならないとされている。法的論点としては、この相殺のための主張が具体的には相殺の抗弁や反訴を意味しているのか、そして、そのように解するならば、この主張に対する本訴は、上記の24条訴訟（現行法の25条訴訟）ではなく、通常の裁判所、すなわち地方裁判所や、東京高裁の特別部以外的高等裁判所に提訴されている場合ということになる。

そして、1947年2月25日付「修正試案」においても若干の文言の変更が行われたが、内容自体に変更はない。

「第七十條 第二十四条の損害賠償に関する訴が起されたときは、裁判所は、遅滞なく、独占禁止委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、同條に規定する違

反行為の有無及び損害賠償の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、同條の損害賠償の請求が相殺のために主張された場合に、これを準用する。」

この「修正試案」の英語版である 1947 年 2 月 24 日付「Revised Draft」は、以下のとおり規定している。

「Article 70. When a claim suit for indemnification of damages as provided for by Article 24 has been instituted, the Court shall without delay deliver notification of the said fact together with the bill of suit to the Anti-trust Commission, and shall obtain the views of the Anti-trust Commission with respect to whether a violation of the provisions of forementioned Article exists or not and to the amount of damages to be indemnified.

The provisions of the preceding paragraph shall, in case the claim suit for indemnification of damages as provided for by Article 24 is based upon a counter or cross claim, be applied mutatis mutandis.」

第一に、委員会に求める意見の内容は、(原始独禁法は損害賠償額であるが) 違反行為の有無及び損害賠償額の二つとされている。これは、この「修正試案」において独禁法上の損害賠償訴訟に対する委員会の審決前置に係る規定が削除されたことと密接に関係していると考えられる。すなわち、それまでは、委員会の確定した審決が存在していることが独禁法上の損害賠償訴訟を提起するための手続的要件とされていたが、審決前置に係る規定が削除された。そこで、これに対応するために、この求意見制度を創設することで、委員会の第一審的役割の維持を図り、実質的に委員会の判断と裁判所の判断に乖離が生じないようにしたと考えるられる。

第二に、第二項に係る英語訳に言及すると、日本語が単に「相殺のために」としている箇所を、「is based upon a counter or cross claim」とされている点が注目される。もっとも、もう一つのバージョンでは、「is for offsetting another claim」とされている。日本語版が単に「相殺のために」主張された場合としている点に対して、英語版が、主張の内容として「a counter or cross claim」を文言として規定しているという点が特徴的である。

これは、後述するように、独禁法上の損害賠償請求を相殺のために主張する場合、具体的には、相殺の抗弁や反訴として主張した際に求意見制度が適用される場合を日本側が想定していたと考えられるのである。

これはとりわけ、1947 年 2 月 6 日付「獨占禁止法案に関する G・H・Q・側意見」において、米国側が「損害賠償も特別裁判所で扱うこと。」と主張していた点に対して、日本側が、「一般民事との相殺関係もありこれの実現は困難」であるとする答弁を行ったことと関係する。

さらに、1947 年 2 月 12 日付の米国側と日本側の交渉の会議議事録 (CONFERENCE

NOTES) では、損害賠償訴訟に係る裁判管轄に関する論点に関する「2. Private Damage Suits」において、以下のような記述が確認される。

「It was reported that the Ministry of Justice favored having the trial of private damage suits, based on antitrust violations, in the regular courts instead of the High Court of Tokyo. Its view apparently was premised on the fact that antitrust violators might conceivably have counter- or cross-claims, falling within the jurisdictional competence of the ordinary courts. We pointed out that the trial of private damage claims created by the antitrust Act should not be subject to ordinary counter-claim.

Assurances were received that the point would be satisfactorily straightened out so that statutory antitrust claims would be triable in the High Court of Tokyo - free of counter- or cross-claims.」

前述のとおり、米国側と日本側の司法省の間で、独禁法上の損害賠償請求訴訟が、反訴等として主張される場合の理解が異なっていることが分かる。上記の「修正試案」に対する英語版の法案が、相殺のために主張する具体的方法として反訴等を規定していた点にもつながる。

もともと、英語版においても第2項は第1項を準用する規定である以上、第1項における「the Court」は英文上東京高裁と解するとすれば求意見の主体は東京高裁となる。

そして、1947年3月6日付「第二次修正試案」及び3月9日付「第三次修正案」（「第八十四條」）においても規定の内容は継承された。

「第八十一條 第二十七條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴状を添付してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及びそれに因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十七條の規定による損害賠償の請求が相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

「第八十四條 第二十四條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴状を添附してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及びそれに因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十四條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

また、1947年3月11日付「Third Revised Draft」も以下のように規定している。

「Article 85. When a suit for indemnification of damages has been filed in accordance with the provisions of Article 24, the Court shall without delay notify the Fair Trade Commission of said fact together with the bill of suit,

and【手書きで以下の「shall obtain the opinion of the Fair Trade Commission with respect to whether an act in violation of the provisions of said Article took place or act」に×印をつけている。】 and obtain its opinion on the amount of damages caused by said violation.

【手書きで、全体に×印をつけている。The case a claim for indemnification of damages in accordance with the provisions of Article 24 is being filed in Court in order to offset a cross or counter claim, the provisions of the preceding paragraph shall be up said mutatis mutandis.なお、欄外に Trial of private damages suits shall で始まる手書きが確認される。その後は, triable, subject to counterclaim or offsets と続けて、最後に other courts と終わっているようであるが、文章全体として判読困難である】

以上の手書き修正からは、第一に、第1項における委員会に求める意見の内容のうち違反行為の有無については削除することが米国側の意見として出されている。そして、この点は、3月15日付「第五次修正案」において反映されることとなった。

第二に、第2項における英語が法案の日本語版よりも詳細に規定しているという点である。前述の米国側と日本側のうちの司法省との意見の相違が依然として残っていることは手書き修正等から確認できるが、日本側が米国側に対して提出する法案の英語版において相殺のために裁判上主張される場合として、明確に「to offset a cross or counter claim」と表記している点が特徴的である。その一方で、英語版の第2項では、第一項の「the Court」に対応するためであろうか、初めて「in Court」が盛り込まれた。

また、判読が困難であるため推測の域を出ないが、第2項全体に対する米国側の否定的な意見が考えられる。しかしながら、第2項については、法案の日本語版と英語版においてこれ以降も文言を大きく変えずに残っている。米国側の意見に対して日本側がどのような対応をとったのか、また、その後の米国側の対応については不明である。

そして、1947年3月11日付「第四次修正案」においても条文番号が変更されただけで（第85条）内容に修正等はない。

「第八十五條 第二十四條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、訴状を添附してその旨を通知し、同條に規定する違反行為の有無及びそれに因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十四條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

その後、1947年3月15日付「第五次修正案」では、独禁法上の損害賠償訴訟の提起を受けた裁判所は遅滞なく公正取引委員会に意見を求めなければならないという制度自体の変更は行っていないが、その意見の内容が大きく修正された。

「第八十三條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

すなわち、「第五次修正案」の段階において、求意見の内容のうち、違反行為の有無が削除されたのである。これは、「第五次修正案」において、審決前置主義を内容とする条文が再度規定されたことを考え合わせると、審決が確定している事件について「裁判所」に提起された独禁法上の損害賠償訴訟の争点は、實際上、損害賠償額のみであるという考え方に基づいていると考えられる。

同日付「Bill」でもこの忠実に英語訳がなされ、原始独禁法の制定に至っている。

「Article 84. When a suit for indemnification of damages has been filed in accordance with the provisions of Article 25, the Court shall without delay notify the Fair Trade Commission of said fact together with the bill of suit, and shall obtain the opinion of the Fair Trade Commission with respect to the amount of damages caused by said violation.

The case a claim for indemnification of damages in accordance with the provisions of Article 24 is being filed in Court in order to off-set a cross or counter claim, the provisions of the preceding paragraph shall be up said mutatis mutandis.」

結局のところ、求意見制度の内容として、第1項において損害額のみとされたこと、そして、第2項における日本側の作成した英語の文言が法案の日本語版よりも依然として詳細であることがこの「Bill」の特徴であろう。

しかしながら、この「Bill」には複数のバージョンが存在する。

その中の一つでは、米国側が、第2項に対して「Antitrust suit not to be 【単語一つ判読困難】 in 【単語一つ判読困難】 counter claim」と手書きで記述していることが確認される。反トラスト法上の訴訟は反訴等と位置付けることはできないという内容と推測される。最終的に日本側の主張が通ったわけであるが、米国側がどのように理解していたのかについては不明である。

また、別のバージョン（前述のサルウィンの論文に掲載されているバージョン）では、「Article 84. Commission's View in Private Damage Suits.」において以下のような内容の要旨が確認できる。

「When a suit for private damages is filed by an injured party under Article 25, the High Court of Tokyo shall promptly call upon the Commission for its opinion as to the amount of damages caused by the violation in question.」

以上の英語からは、第一に、「裁判所」を「High Court of Tokyo」と特定して英訳してい

る点、第二に、第2項について英訳を行っていない点を確認できる。このような違いを要旨という観点からだけで説明できるかについては資料からは確定的なことはいえない。

そして、原始独禁法では以下のような規定となった。

「第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

第二項 前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。」

(小括)

当初、独禁法上の損害賠償訴訟が裁判所に提起された場合に、その裁判所は、委員会に対して意見を求めなければならないとする規定では、意見の内容は、違反行為の有無と違反行為によって生じた損害額であった。1947年2月22日付「修正試案」において初めて登場した規定である。当該法案では、東京高裁の特別部に三つの訴訟類型の第一審裁判権を付与した規定が新たに追加され、独禁法上の損害賠償訴訟を裁判所に提起する前提として、委員会等の確定した決定が存在することを規定する審決前置主義が削除された。

このような規定が登場した理由としては、委員会の確定した決定を前提としない独禁法上の損害賠償訴訟が、東京高裁に第一審裁判権が属するとされたことにかんがみて、委員会の判断と裁判所の判断との間に乖離が生じないことに求めることになる。実質的には審決前置主義と同様の効果をこの求意見制度に求めたものとも考えられる。

しかしながら、その後、3月15日付「第五次修正案」において審決前置主義が再度規定されたと同時に、求意見の内容として、違反行為の有無が削除され、違反行為により生じた損害額のみが意見を求める対象となった。おそらく、委員会の確定した決定が既に違反行為の有無について何らかの判断を示しており、残される損害賠償訴訟上の争点は損害額に限定されるという趣旨ではないかと考えられる。

いずれにしても、委員会と裁判所の判断との間に極力相違が生じないように配慮された趣旨に基づき規定されたといえる。

第六章 独占禁止法と刑事制度

第一節 罰則

罰則については、「カイク」案以降、特定の違反行為に対しては罰則を科すという考え方に変化はない。ただし、刑事罰としての懲役の期間、罰金の金額の変更、そして、原始独禁法制定の直前において不公正な競争方法について刑事罰の規定がなくなったという大きな変更はある。

特徴を概略すると、第一に、「カイク」案から 1947 年 1 月 1 日付「法律案」までの期間においては、行為類型ごとの罰則規定はなく、共通の内容の罰則が規定されており、第二に、一部の資料（1947 年 1 月 1 日付「法律案」）のみが行為類型ごとに異なる罰則を定めていたが、それ以降から原始独禁法に至るまでの諸資料においては、私的独占と不当な取引制限に対する罰則については合わせて同一の条文で定められている。以下では、罰則規定全体の枠組みの変遷が分かるように法案等諸資料を時系列に整理する。

そして、罰則とその内容について一通りその変遷を検討した後、特に、未遂罪について「(補論)」として言及を行う。未遂罪を定めた規定は、原始独禁法制定過程において一度登場した後に削除され、再度規定されて原始独禁法制定に至るという変遷を経ており、制定過程初期において米国側と日本側との間で問題となった独占化の企図に対する規制を設けるか否かという問題とも深く関係することから特に検討を行うこととする。

したがって、本節では、未遂罪に対する言及は最小限にとどめ、その後の「補論」において検討することになる。

なお、企業結合に関する罰則等については、本研究では企業結合に関する実体規定の検討を積み残しているため、以下では法案等において若干の指摘をするにとどめ、詳細な検討は今後の課題とする。

「カイク」案においては、規制対象となっている行為すべてに対して共通の内容の罰則が規定されていた。すなわち、「第十五條」に「罰則」として、以下のように規定していた。

「第十五條 会社、組合、協同組合其の他の法人が本法又は自由競争の奨励、促進、保護を目的とする其の他の法律の規定に違反するときは、この違反は亦右団体の個々の取締役、役員、代理人、代表者、専任の顧問又は使用人にして、右の違反の全部又は一部を構成する行為又は之に寄与する行為を認可した者、命令した者、勧告した者、知ってゐるに拘らず之を司法次官に書面を以て報告することを怠った者、或はその有する地位の故に知るべかりしものと推定せられる者又は為したる者の違反と看做す。かかる違反は罪を犯したものと見做し、先に列举した項目の孰れかの有罪判決に基き以上の者に対し一年以上三年以下の懲役及び五万円の罰金を科する。法人に対して罰金は五万円を下らず個人には五万円以下二万五千円を下らない。而して懲役も罰金も共に停止せられることはない。司法次官の勧告に基き、若は裁判所の発議に基き

法人が事業を遂行し又はその資産を処分する権利は六箇月乃至三年の間停止せられる。」

すなわち、自然人に対しては一年以上三年以下の懲役及び五万円の罰金、法人に対しては罰金を五万円以上、個人に対しては五万円以下二万五千元以上としていたのである。

さらに、「第十五條」の「第十三項」では、複数の規定に違反する行為に対しては、それが立証される限り、罰金を加算するという以下のような規定も置かれていた。

「第十三項 本法の一條以上又は一條の一部以上の違反があった旨立証せられるときは罰金の加算せられ且つ判決は加重せられる。」

日本側による「カйм」案を整理分析した 1946 年 1 0 月 9 日付「経済秩序に関する示唆の要綱」では、以下のように「カйм」案における罰則を説明している。

「十五（一）：法人等の違反行為は、法人等の違反行為でもあり、個々の役員や従業員の違反行為と看做す。

（三）：違反者には一年以上二年以下の禁錮又は法人は五万円、個人は二万五千元以上五万円以下の罰金に処す。その他営業権停止等、資産処分権の停止、特許権の取消、政府との契約禁止等の罰がある。」

このような併科規定は、日本側の法案においては、後述の 1947 年 1 月 1 日から 1 月 1 5 日の間と考えられる「法律案」において初めて置かれ、その後も条文番号は変わるが、その内容に修正は加えられず原始独禁法制定までに至る。

なお、「カйм」案では、懲役と罰金以外の罰則について、違反行為者に対する罰則として、政府との契約が一定期間（「六箇月乃至三年」）禁止され（第 5 項）、特許権等知的財産権の取消し（第 8 項等）も規定されていた。なお、違反行為を認定された外国会社に対する日本における一定期間（「十年間」）の業務停止も含まれていた（第 9 項）。

また、「カйм」案では、「第二條」において「独占を企図」することが「重大な犯罪を犯した」と規定され、同時に上記罰則の対象となっている。この点で問題となるのは、後述する未遂罪との関係である。

そして、1946 年 1 2 月 2 日から始まる日本側の一連の「要綱」においては、いずれの資料においても、ほとんどの行為類型において「罰則を適用する。」とだけ記述されている。なお、補論において詳細に検討するが、「要綱」では、特に「不当な独占を生ずる虞ある事項に対する措置」として罰則を指摘している。そこでは、日本側の結論として当該事項への直接的な罰則は設けずに、委員会の命令に従わない場合を罰則の対象としている点が特徴的であると考えられる。

1946 年 1 2 月 1 0 日付「法律案」では、文字等が極めて不鮮明ではあるが、初めて「第七章」において「罰則」が条文化された。

なお、行為者以外の法人と代表者等に対しても罰金を「第四十一條」が規定していることから、この「法律案」において両罰規定という発想が登場したといえる。これ以降、両罰規定に対しては、条文番号の変更はあるが、その内容に修正が加えられることなく、原

始独禁法制定に至ることになる。

「第三十七條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項の規定に違反して、不当な独占を生ぜしめた者
- 二 第十七條第一項の規定に違反して、取引の不当な制限を行った者
- 三 第十九條第一項の規定に違反して、不正な競争行為を行った者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第二項、第八條、第九條第二項、第十條第一項、第十一條第三項、第十七條第二項、第十八條第二項、第十九條第二項、第二十一條第一項又は第二十七條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者

【手書きで✓印が入れられ、「二 ○…○に違反して、○○を○○た者」全体に削除線が引かれている】

第三十九條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第○○條乃至第○○條の規定に違反して、役員の地位を兼ねた者

【手書きで「二 十五條」を挿入】

- 三 第十八條第一項の規定に違反して、○○○○に○○る○○について、契約又は行為をなした者

- 四 第○○條第一項の規定に違反して、契約をなした者

【手書きで、「五、○…○條」全体に削除線が引かれている】

第四十條 左の各号の一に該当する者は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第十六條の規定に違反して株式を有し又は議決権の行使の委任を受けた者
- 二 第○十○條の規定による報告を怠り若しくは○○の○○をなし又は○○委員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第四十一條 法【「○○○」にそれぞれ斜線が引かれている】人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の○○者が、その法人又は人の業務又は財産に○して前○條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。」

以上の罰則の構成は、第一に、まず、主要な違反行為に対する共通した懲役刑と罰金刑を定め（「第三十七條」）、次いで、これらに対する委員会の命令（措置）に違反する場合にも共通する懲役刑と罰金刑を定めている（「第三十八條」）。

第二に、詳細は検討しないが、企業結合に係る諸規定に違反する場合も罰則の対象となっている（「第三十八條」、「第三十九條」、「第四十條第一項」）。もっとも、実体規定においては不当な独占を生じさせるおそれがあることを要件とする企業結合に係る罰則について

は、委員会の措置命令に反する場合に罰則を科するという規定ぶりになっている。この点については、先の１２月上旬における一連の「要綱」において、不当な独占を生じさせるおそれに該当する事項に企業結合が含まれていること、そして、不当な独占を生じさせるおそれに対する措置のうちの一つである罰則において「直に罰則を適用することなく、独占禁止委員会の命令に従はない場合に罰則を適用する。」と指摘している点を反映している。

第三に、委員会の調査権限の行使等に対する違反行為も罰則の対象となっている（「第四十條」第２項）。

なお、1946年１２月１１日付「Outline」では、「Ⅱ不当な独占化の禁止（Prohibition of Unreasonable Monopolization）」、「Ⅳ不当な取引制限の禁止（Prohibition of unreasonable restraints of Trade）」、「Ⅴ不公正な競争の禁止（Prohibition of Unfair Competition）」のすべてにおいて「Penalties shall be applied.」としている。「Outline」という性格からであろう、罰則を適用することだけが規定されているにすぎない。

そして、先の１２月１０日付「法律案」に対する修正等を反映させた1947年１２月２０日付「法律案」では、「第七章」の「損害賠償及び罰則」において、以下のように規定した。

「第四十條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に処する。

- 一 第六條第一項の規定に違反して、不當な独占を生ぜしめた者
- 二 第十六條第一項の規定に違反して、取引の不當な制限を生ぜしめた者
- 三 第十九條第一項の規定に違反して、不正な競争行為をなした者

第四十一條 第六條第二項、第十六條第二項又は第十九條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者は、五年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第四十二條 第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十條第二項、第十一條第五項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者

第四十三條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項の規定に違反して、合併を行った者
- 二 第九條第一項の規定に違反して、資産を取得した者
- 三 第十條第一項の規定に違反して、兼業した者
- 四 第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得し又は議決権の行使の委任を受けた者
- 五 第十一條第一項の規定に違反して、社債等を取得した者
- 六 第十二條第一項の規定に違反して、第三者をして、株式若しくは社債等を取得せしめ又は議決権の行使の委任を受けしめた者
- 七 第十三條乃至第十五條の規定に違反して、役員の地位を兼ねた者

八 第十七條第一項の規定に違反して同項各号○…○で、契約又は行為をなした者

九 第十〇條第一項の規定に違反して、契約をなした者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は三千円以下の罰金に処する。

一 第十一條第四項但書又は第二十五條但書の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者

二 第三十七條の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をなし又は当該委員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前五條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。」

罰則全体に係る構成は、前の「法律案」と大きく変化した点はない（企業結合に係る違反行為が増えている）。

しかしながら、第一に、主要な違反行為に対してなされる委員会の命令（措置）に違反した場合の懲役刑と罰金刑の程度が、「三年」・「一万円」から「五年」・「三万円」に重くなっていること、第二に、「第四十二條」において、委員会の命令に従わなかった場合の罰則の内容が記されていない点を確認できる。第一の点については、12月10日付「法律案」において、主要な違反行為に対する罰則と、委員会の命令（措置）違反行為に対する罰則の差異が大きすぎると考えられたとも推測される。第二の点については、罰則の諸規定の作成を担当している司法省内部において見解が一致しなかったのかもしれないが、当該資料からその理由は不明である。

そして、1947年1月1日付「法律案」（下書き版）は、「第八章」の「罰則」において、以下のとおり規定した。

「第四十二條 第五條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会が認定した不當な独占を生ぜしめたものは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会が不當な独占を生じさせる虞があると認定した結合をした者

二 第八條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会が不當な独占を生じさせる虞があると認定された者

三 第十四條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会の認定した取引の不當な制限を生じさせた者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処

する。

- 一 第九條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、株式を有し又は株式の議決権の行使の委任を受けた者
- 二 第十三條第一項の規定に違反し、役員の地位を兼ねた者
- 三 第十六條第一項の規定に違反して契約若しくは合意又は行為をなし、独占禁止委員会により、取引の不当な制限を生じさせる虞があることを認定された者

前項の規定は、第一号【以下、空白】

第四十五條 第五條第二項、第六條、第七條第二項、第八條第二項又は第十四條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十六條 第九條第四項但書、第九條第五項（第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條において準用する場合を含む。）、第十六條第二項又は第一七條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十七條 正当な事由がなく○する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な事由がなく第三十九條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第四十八條 独占禁止委員会の委員長、委員その他の職員又は職員であつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏し又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十二條乃至第四十七條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第五十條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

- 一 第三十八條の規定により委員会の会議に出席を要求された場合において、正当の理由なくして出席しない者
- 二 同條の規定による報告、情報又は資料の提出を求められた場合において、其の提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若しくは資料の提出をした者

そして、1947年1月1日付「法律案」（清書版）は、上記の下書き版に部分的な修正を行い、以下のように規定した。

「第四十二條 第五條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会の認定した不当な独占を生じさせた者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項の規定に違反して結合し、独占禁止委員会により、不当な独占を生じさせる虞があることを認定された者
- 二 第八條第一項の規定に違反して資産を取得し、独占禁止委員会により、不当な独占を生じさせる虞があることを認定された者
- 三 第十四條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会の認定した取引の不当な制限を生じさせた者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）、第十條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）又は第十一條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、株式を有し又は株式の議決権の行使の委任を受けた者
- 二 第十三條第一項の規定に違反し、役員の地位を兼ねた者
- 三 第十六條第一項の規定に違反して契約若しくは合意又は行為をなし、独占禁止委員会により、取引の不当な制限を生じさせる虞があることを認定された者
- 四 第五十四條第一項（第五十五條及び第五十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、株式を処分せず又は議決権の行使の委任を受けている契約を解除しない者
- 五 第五十八條第一項の規定に違反し、役員の地位を辞さない者

第四十五條 第五條第二項、第六條、第七條第二項、第八條第二項又は第十四條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十六條 第九條第四項但書、第九條第五項（第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條において準用する場合を含む。）第十六條第二項又は第一七條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な事由がなく第三十九條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第四十八條 独占禁止委員会の委員長、委員その他の職員又は職員であった者は、そ

の職務に関し知り得た秘密を漏し又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十二條乃至第四十七條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第五十條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の科料に処する。

- 一 第三十八條の規定により委員会の会議に出席を要求された場合において、正当の理由なくして出席しない者
- 二 同條の規定による報告、情報又は資料の提出を求められた場合において、其の提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若しくは資料の提出をした者

第一に、不当な独占については、「第四十二條」において、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金となり、それまでの「法律案」と比べると刑罰が軽くなっている。

そして、第二に、不当な独占に対する未遂罪についても同額の罰則を科すことが規定された。これは、「第四十三條」において、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金とされていた取引の不当な制限よりも重い内容の罰則である。

第三に、取引の不当な制限に対する罰則には、「第四十四條」において、取引の不当な制限の「おそれ」に二年以下の懲役又は二万円以下の罰金が定められていた。これは、実体規定において、取引の不当な制限を生じさせる「おそれ」のある制限行為が規定されていたことに対応している。

第四に、不公正な競争方法に関しては、刑罰を科すというそれまでの姿勢から一転して、刑罰規定がなくなった。この1947年1月1日付「法律案」では、附則の「第五十二條」において、不正競争防止法を廃止すると規定しており、不公正な競争方法の定義に係る規定では、不正競争防止法において規制の対象とされている違反行為を独禁法に吸収するという形式で規定されている。「不正さ」という抽象度の高い行為を規制対象としたわけであるが、「不正さ」を強調することで、刑罰による対応をしないと判断したとも推測される。しかしながら、不正競争防止法に対する違反行為には罰則が用意されているのであるから、不正競争防止法が廃止され、それに含まれる規制対象の諸行為が独禁法に含まれたからといって罰則規定を廃止する根拠になるという理解は無理があると考えられる。

これ以降、罰則に関しては、1947年1月17日付「法律案」（下書き版）まで資料が欠落している。1月17日付「法律案」の下書き版において、「（作成中）」という記述が確認され、1947年1月20日付「法律案」（下書き版）において再度罰則の条文化がなされた。

もともと、罰則に係る1月1日から17日までの空白期間に何も資料がないというわけではない。

日付不明であるが、内閣法制局所蔵の資料で、おそらくこの期間において作成されたと考えられる法案資料として、「第八章」の「罰則」のみを記述した資料（下書き版、清書版）

が確認される。独禁法本体（主に実体規定）の作成作業チームと、罰則（手続全般）の作成作業チーム（おそらく司法省）が分かれていたことによると考えられる。

そこでは、以下のように、例えば、不当な独占と取引の不当な制限に対する罰則規定が一つの条文に統一された。これ以降、原始独禁法に至るまで、二つの違反行為に対する罰則規定は単一の条文により構成されることとなった。また、「第七十二條」と「第七十三條」において、「カйм」案に規定されていた特許権等取消し、政府との契約禁止期間、外国会社の業務禁止期間に関する罰則規定が新たに設けられている。

まず、下書き版を以下に引用する。

「第六十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十六條の規定に違反して、不正な競争をなした者

第七十一條 前二條の罪を犯した者には、その情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十二條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、裁判所は情状に因り、刑の言渡と同時に左の宣告をなすことができる。

- 一、六箇月以上三年以下の期間事業を停止又は事業資産の全部又は一部の処分の禁止をする旨、
- 二、違反に供せられた特許権を取消す旨但し、前項第二号の取消は特許権が犯人に属し、若しくはその共有に係り又は犯人のために、その情を知り乍ら、特許権の実施を許諾した者に属し若しくはその者の共有に係る場合に限る。

第七十三條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に十年以内の期間支店を設けられた支店を閉鎖する旨の言渡をなすことができる。

第七十四條 第三十三條の規定に違反し事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十五條 左の各号の一に該当するものは、これを六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十條の規定に違反して、報告をなさず又は虚偽の報告をなした者。
- 二、同條第三号の規定に違反して、物件の提出をなさぬ者。

三、同條第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第七十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十九條、第七十條又は前條第一号若しくは二号の違反行為をなしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第七十七條 第七條、第十二條又は第一七條の規定による委員会の命令に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第七十八條 第四十八條の規定による委員会の命令に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第七十九條 前二條に掲ぐる者が法人であるときは、法人の取締役其の他業務を執行する役員又は支配人に、これを適用する。

第八十條 第二十九條、第七十五條、第七十五條、第七十七條及び前の罪は第五十條の規定に基く委員会の告発を俟って論ずる。」

そして、清書版では、若干の文言等の修正が行われたが、大きな内容に関わる変更はなされずに、以下のように規定された。

「第六十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十六條の規定に違反して、不正な競争をなした者

第七十一條 前二條の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十二條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、裁判所は情状に因り、刑の言渡しと同時に左の宣告をなすことができる。

- 一、六箇月以上三年以下の期間事業の全部又は一部を停止又は事業資産の全部又は一部の処分の禁止をする旨、
 - 二、違反に供せられた特許権を取消す旨
- 但し、前項第二号の取消は特許権が犯人に属し、若しくはその共有に係り又は犯人のために、その情を知り乍ら、特許権の実施を許諾した者に属し若しくはその者の共有に係る場合に限る。

第七十三條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状に因り、刑の言渡しと同時に十年以内の期間日本

に設けられた支店を閉鎖する旨の言渡をなすことができる。

第七十四條 第三十三條の規定に違反し事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十五條 左の各号の一に該当するものは、これを六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十條の規定に違反して、報告をなさず又は虚偽の報告をなした者。
- 二、同條第三号の規定に違反して、物件の提出をなさぬ者。
- 三、同條第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第七十六條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第六十九條、第七十條又は前條第一号若しくは二号の違反行為をなしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第七十七條 第七條、第十二條又は第一七條の規定による委員会の命令に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第七十八條 第四十八條の規定による委員会の命令に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第七十九條 前二條に掲ぐる者が法人であるときは、法人の取締役其の他業務を執行する役員又は支配人に、これを適用する。

第八十條 第二十九條、第七十五條、第七十五條、第七十七條及び前の罪は第五十條の規定に基く委員会の告発を俟って論ずる。」

第一に、「第六十九條」は第一項において三年以下の懲役又は五万円以下の罰金、そして、第二項において未遂罪にも同様の罰則が規定した。これ以降、不当な独占と、取引の不当な制限に対する罰則の内容に変化はなく、ここで三年以下の懲役又は五万円以下の罰金とすることが確定した。この前の「法律案」よりも罰則の程度が更に軽くなっている。

第二に、不公正な競争方法に対しては、刑罰規定が復活し、「第七十條」の第二号において二年以下の懲役又は三万円以下の罰金と規定された。この法律案では、不公正な競争方法に係る不正競争防止法における違反行為が独禁法に吸収された形式で定義された先の1月1日付「法律案」から再度不正競争防止法的な行為類型が削除されたため、罰則規定が復活したとも考えられるが、前述したような疑問もあるため断定できない。

第三に、この「法律案」において初めて、共同行為に対して罰則が規定された（「第七十條」第一号）。この「法律案」の実体規定では、対価の決定・維持、生産数量・販売数量の制限、市場割当、技術の制限等の共同行為を禁止し、公共の利益に適合する場合のみ禁止の例外とする規定を新設しており、これに対応するためであろう。

第四に、繰り返すこととなるが、特許権等の取消し、政府との契約禁止、外国会社の業務禁止を内容とする罰則が規定された。

以上の罰則に係る諸規定に対して更に手書きで大きな修正等を行っている日付不明の資

料も確認できる。この資料では、一部の諸規定に係る資料が欠落してはいるが、下記の 1947 年 1 月 20 日付「法律案」（下書き版）とほぼ同じ内容の手書きによる修正等が行われている。

しかしながら、条文番号に関する手書きの修正について見ると、1947 年 1 月 20 日付「法律案」（下書き版）における条文番号に係る修正が、1947 年 1 月 20 日付「法律案」（清書版）に反映されていることから、当該日付不明の資料を 1947 年 1 月 20 日付「法律案」（下書き版）の更にその下書き版として位置付けて、以下に引用する。

「第六十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。【手書きで、「(研究)」と挿入】

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十六條の規定に違反して、不正な競争をなした者

第七十一條 第七條<十二>又は<一七>の規定により㊦のなした裁定が確定した場合

合において、その裁定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。【更に手書きが確認されるが判読困難】

第七十一條 前二條の罪を犯した者には、情状により、

【以下、資料が欠落しているが、直前の資料を用いて引用する。

懲役及び罰金を併科することができる。

第七十二條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、裁判所は情状に因り、刑の言渡しと同時に左の宣告をなすことができる。

- 一、六箇月以上三年以下の期間事業の全部又は一部を停止又は事業資産の全部又は一部の処分の禁止をする旨、
 - 二、違反に供せられた特許権を取消す旨
- 但し、前項第二号の取消は特許権が犯人に属し、若しくはその共有に係り又は犯人のために、その情を知り乍ら、特許権の実施を許諾した者に属し若しくはその者の共有に係る場合に限る。

第七十三條 第六十九條及び第七十條の場合に於て、その】

罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状により、刑の言渡しと同時に十年以内の期間を限り直接的であると間接的であるとを問はず当該法人の本邦内に於る事業活動を禁止する旨の言渡しをなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなした時は当該法人を五万円以下の罰

金に処する。【(〇〇者処罰を研究する事)と手書き挿入】

第七十四條 第三十三條の規定に違反し事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第七十五條 左の各号の一に該当するものは、これを六ヶ月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

一、第四十條の規定に違反して、虚偽の陳述をなし又は虚偽の報告をなしたとき。

二、同条同項の規定に違反して、虚偽の鑑定をなしたとき。

三、同条同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第七十六條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十九條、第七十條<七十>の二又は前條第一号若しくは【行間に「<七三>から<七五>まで、<七七>Ⅱ」と挿入】の違反行為をなしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

【矢印が引かれ、下記の「第八十條」が「第七十七條」に修正された規定から矢印がこの間に向けてきている】

第七十七條 第七條、第十二條又は第一七條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第七十八條 第四十八條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第七十九條 左の各号の一に該当するものは之を五万円以下の過料に処する。

一、正当な理由なくして<四一>一号の規定に違反して出頭せず又は報告をしない者

二、正当な理由がなく同条第二号の規定に違反して出頭せず又は鑑定しない者

三、正当な理由がなく同条三号の規定に違反して物件を提出しない者

第七十九條 前二條に掲ぐる者が法人であるときは、法人の取締役其の他業務を執行する役員又は支配人に、これを適用する。

第七十七條 第六十九條、第七十條、<七十>の二、第七十五條の罪は㊦委員会の告発を俟ってこれを論ずる。」

そして、1947年1月20日付「法律案」(下書き版)の「第九章」の「罰則」では、上記の日付不明の資料における手書き修正をより整理した形で手書き修正が加えられている。

「第七十三條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者

- 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十八條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者

第七十五條 第七條、第十二條又は第十九條の規定により独占禁止委員会のなした裁定が確定した場合において、その裁定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。第七十條の判決が確定した場合においてその判決に違反した者も同様とする。

第七十六條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

【特許権取消処分に係る規定について、手書きで削除線を全体に引いている。】

第七十七條 第七十三條から第七十五條までの場合に於て、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状により、刑の言渡しと同時に十年以内の期間を限り、直接であると間接であるとを問はず当該法人の本邦内における事業活動を禁止する旨の言渡をなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなしたときは当該法人を五万円以下の罰金に処する。

第七十八條 第三十六條の規定に違反し事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第七十九條 左の各号の一に該当するものは、これを六ヶ月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十一條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし又は虚偽の報告をなした者
- 二、同條同項の規定に違反して虚偽の鑑定をなした者
- 三、同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第八十條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十三條から第七十五條まで、第七十七條第二項又は前條第一号の違反行為をなしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十一條 第七十三條から第七十五條まで、第七十七條第二項及び第七十九條の罪は独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

第八十二條 第七條、第十二條又は第十九條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十三條 第四十六條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以

下の過料に処する。

第八十四条 左の各号の一に該当するものはこれを五万円以下の過料に処する。

- 一、 正当な理由がなくて第四十一条第一項第一号の規定に違反して出頭せず又は報告をしない者
- 二、 正当な理由がなくて同條同項第2号の規定に違反して出頭せず又は鑑定しない者
- 三、 正当な理由がなくて同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者

【以下の諸規定全体に斜線が引かれている。

第八十四條 前二條に掲ぐる者が法人であるときは、法人の取締役其の他業務を執行する役員又は支配人に、これを適用する。

第八十條 第六十九條、第七十條、第七十五條の罪は第五十條の規定による委員会の告発を俟って論ずる。】

そして、1947年1月20日付「法律案」（清書版）では以上のような修正等が反映されて規定されることとなった。

「第七十三條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十八條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者

第七十五條 第七條、第十二條又は第十九條の規定により独占禁止委員会のなした裁定が確定した場合において、その裁定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十條の判決が確定した場合においてその判決に違反した者も同様とする。

第七十六條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十七條 第七十三條から第七十五條までの場合に於て、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状により、刑の言渡しと同時に十年以内の期間を限り、直接であると間接であるとを問はず当該法人の本邦内における事業活動を禁止する旨の言渡しをなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなしたときは当該法人を五万円以下の

罰金に処する。

第七十八條 第三十六條の規定に違反し事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第七十九條 左の各号の一に該当するものは、これを六ヶ月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十一條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は虚偽の報告をなした者
- 二、同條同項第二号の規定に違反して虚偽の鑑定をなした者
- 三、同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第八十條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十三條から第七十五條まで、第七十七條第二項又は前條第一号の違反行為をなしたときには、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十一條 第七十三條から第七十五條まで、第七十七條第二項及び第七十九條の罪は独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

第八十二條 第七條、第十二條又は第一九條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十三條 第四十六條の規定による委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十四條 左の各号の一に該当するものはこれを五万円以下の過料に処する。

- 一、正当な理由がなくて第四十一條第一項第一号の規定に違反して出頭せず又は報告をしない者
- 二、正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭せず又は鑑定しない者
- 三、正当な理由がなくて同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者」

この「法律案」において罰則の構成がほぼ確定されたといつてよい。ただし、特許権等の取消に係る規定と政府との契約禁止に係る規定が削除されており、外国会社の業務禁止については規定が残っており、これらは更に変遷を経ることになる。

その後、1947年1月22日付「法律案」（下書き版）の「第九章」の「罰則」では、更に1月20日付「法律案」（清書版）への手書きによる条文番号の変更等条文構成の再整理が確認されるが、罰則の構成自体等大きな変更はない。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
- 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者

前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十五條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十八條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者

第七十六條 第七條、第十二條第一項又は第十九條の規定により事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた裁定又は判決が確定した場合において、その裁定又は判決に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

【第六十條の判決が確定した場合においてその判決に違反した者も同様とする。：削除線が引かれている】

第七十七條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十八條 第七十四條から第七十六條までの場合において、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状により、刑の言渡しと同時に十年以内の期間を限り、直接であると間接であるとを問はず、当該法人の本邦内における事業活動を禁止する旨の言渡しをなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなしたときは、当該法人を五万円以下の罰金に処する。

第七十九條 第三十六條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十五條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は報告をなさず若しくは虚偽の報告をなした者
- 二、同條同項第二号の規定に違反して虚偽の鑑定をなした者

【三 同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者：手書きで追加】

- 四、同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條第二項又は前條第一号の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十二條 第七十四條から第七十六條まで、第七十八條第二項及び第八十條の罪は独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第八十三條 第七條、第十二條第一項又は第十九條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十四條 第五十條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十五条 左の各号の一に該当するものはこれを五百円以下の過料に処する。

- 一、 正当な理由がなくて第四十五条第一項第一号の規定に違反して出頭しない者
- 二、 正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭せず又は鑑定しない者

【三、 正当な理由がなくて同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者：削除線が引かれている】

そして、1947年1月22日付「法律案」（清書版）の「第九章」の「罰則」に上記の修正等が反映された。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第七十五條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十八條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者

第七十六條 第七條、第十二條第一項又は第十九條の規定により事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた裁定又は判決が確定した場合において、その裁定又は判決に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七十七條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十八條 第七十四條から第七十六條までの場合において、その罪を犯した者が外国法人であるときは、裁判所は情状により、刑の言渡しと同時に十年以内の期間を限り、直接であると間接であるとを問はず、当該法人の本邦内における事業活動を禁止する旨の言渡しをなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなしたときは、当該法人を五万円以下の罰金に処する。

第七十九條 第三十六條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第八十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一、第四十五條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は報告をなさず若しくは虚偽の報告をなした者
- 二、同條同項第二号の規定に違反して虚偽の鑑定をなした者
- 三、同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者
- 四、同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條第二項又は前條第一号の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十二條 第七十四條から第七十六條まで、第七十八條第二項及び第八十條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第八十三條 第七條、第十二條第一項又は第十九條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十四條 第五十條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十五條 左の各号の一に該当するものはこれを五百円以下の過料に処する。

- 一、正当な理由がなくて第四十五條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者
- 二、正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭せず又は鑑定しない者」

そして、この 1947 年 1 月 22 日付「法律案」に対する翌日の 1947 年 1 月 23 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案立案要旨」の「四、第四章『不正な競争方法』において」という項には、次のような記述がなされている。

「(二) 違反行為は処罰されるものとし且つ委員会に、差止命令を発する権限を与えたこと(第十八條、第十九條)。

(註)『カイク』案は競争の実質の有無を問題とせず、不正競争方法自体をとり挙げて居り且つ不正競争方法に対し委員会が差止命令を発するにとどめてゐること。」

「不正な競争方法」に対して罰則を科すこと及びカイク案には罰則の規定がないことを確認したものと考えられる。

その後、1947 年 1 月 25 日付「緊急連絡」では、罰則等に係る修正案が、日本側の立法担当者の中心的人物であつた橋本龍雄(「橋本龍伍」の誤記であると考えられるが、C における清書版でも「橋本龍雄」となっている)から日本側の各省庁から派遣されている他の立法関係者に提示されている。この修正案は「又司法省から左記のような修正意見が出てをり」と指摘されていることから、司法省が日本側に示した意見を反映したものと考えられる。

まず、「緊急連絡」の下書き版を確認する。

「◎罰則修正案

左の通り改案致したいと思います

- (1) 第七十四條第二項削除
- (2) 第八十五條第二号の「又は鑑定しない者」と削り「出頭しない者」
- (3) 第八十條第二号の「違反して」の次に「鑑定をなさず又は」を加へる。
- (4) 裁定及判決の確定前の過料については考慮の〇〇〇する〇〇〇たいと思います。
【(4) 全体に削除線が引かれている】

(○) 第七十六條

第七條，第十二條第一項又は第十九條の規定による独占禁止委員会の確定裁定又は裁判所の確定判決に違反した者は，これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

5 第八十三條，第八十四條の存置の可否

(6) 『第五十二條ノ二を挿入する

第七條，第十二條第一項及び第十九條の規定による独占禁止委員会の裁定及び判決に，第五十一條及前條の規定を準用する。』の可否」

このような下書き版の内容について，清書版は，下書き版における上記「(4)」を削除し，整理番号をそれぞれ割り当て直ただけで，内容自体に変更はない。

そして，司令部に提出する1月28日付「法律案」(下書き版)の「第九章」の「罰則」では，「緊急連絡」を反映させた大きな修正及び「緊急連絡」にはない修正が行われた。

「第七十九條 左の各号の一に該当する者は，これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して，不当な独占をなした者
- 二 第五條の規定に違反して，取引の不当な制限をなした者

【前項の未遂罪は，これを罰する。：全体に削除線が引かれている】

第八十條 左の各号の一に該当する者は，これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して，共同行為をなした者
- 二 第十四條の規定に違反して，不正な競争方法を用いた者

第八十一條 第七條，第八條第一項又は第十五條の規定により事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた確定裁定又は確定判決に違反した者は，これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十二條 前三條の罪を犯した者には，情状により，懲役及び罰金を併科することができる。

【第七十八條 第七十四條から第七十六條までの場合において，その罪を犯した者が外国法人であるときは，裁判所は情状により，刑の言渡しと同時に十年以

内の期間を限り、直接であると間接であるとを問はず、当該法人の本邦内における事業活動を禁止する旨の言渡しをなすことができる。

前項の禁止に違反して事業活動をなしたときは、当該法人を五万円以下の罰金に処する。：全体に削除線が引かれている】

第八十三條 第三十四條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

一、第四十三條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は報告をなさず若しくは虚偽の報告をなした者

二、同條同項第二号の規定に違反して鑑定をなさず又は虚偽の鑑定をなした者

三、同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者

四、同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第八十五條 法人の代表者又は法人若しくは、人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十九條から第八十一條まで又は前條第一号の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十六條 第七十九條から第八十一條まで及び第八十四條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第八十七條 第七條、第八條第一項又は第十五條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十八條 第五十一條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十九條 左の各号の一に該当するものはこれを五百円以下の過料に処する。

一、正当な理由がなくて第四十三條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者

二、正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭しない者

第九十條 本章の罪及び過料の事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。」

そして、1947年1月28日付「試案」の清書版では、以上のような修正をすべて反映させている。

特に留意すべきは、「補論」で紹介するように、「緊急連絡」を受けて未遂罪に対する罰則規定を削除したのみならず、上記の「緊急連絡」にない修正として、外国会社に対する罰則規定を削除したことと、罰則に係る事件を東京高裁の専属管轄とするという新しい規定を追加した点である。

この「試案」を英語訳した 1947年2月4日付「Tentative Draft」の「Chapter IX.

Penalties.」では、以下のように規定された。

「Article 79. One, falling under either of the following items, shall be punished by penal servitude for not more than three (3) years, or by a fine of not more than fifty thousand (50,000) yen. 【欄外に手書きで「forfeiture patents barred form government」と判読困難な文章が一つある】

1. One who has perpetrated unreasonable monopolization in violation of the provisions of Article 4.
2. One who has perpetrated unreasonable restraints of trade in violation of the provisions of Article 5.

Article 80. One, falling under any one of the following heads items shall be punished by penal servitude for not more than two (2) years, or a fine of not more than twenty thousand (20,000) yen.

1. One who has participated in concerted activities in violation of the provisions of Article 6.
2. One who has resorted to unfair methods of competition in violation of the provisions of Article 14.

Article 81. One who has violated the final decision or the final judgement, ordering a specific disposition to the parties of the case, or the persons concerned, under the provisions of Article 7, Paragraph 1 of Article 8 or Article 15, shall be punished by penal servitude for not more than one (1) years or a fine of not more than ten thousand (10,000) yen.

Article 82. One who is guilty of any of the offences mentioned in the preceding three Articles, may, according to circumstances, be punished by both penal servitude and a fine.

Article 83. One who, in violation of the provisions of Article 34, has divulged or made surreptitious use of an entrepreneur' s trade secrets, shall be punished by penal servitude for not more then one (1) year or a fine of not more than five thousand (5,000) yen.

Article 84. One falling under any one of the following items, shall be punished by penal servitude for not more than six (6) months or a fine of not more than one thousand (1,000) yen.

1. One who is in violation of the provisions of item 1 of Paragraph 1 of Article 43, has made a false statement, or has failed to submit a report or has submitted a false report.
2. One who, in violation of item 2 of Paragraph 1 of Article 43, has failed to submit expert opinion or has given a false expert opinion.

3. One who, in violation of the provisions of item 3 of Paragraph 1 of Article 43, has failed to submit materials.

4. One who in violation of the provisions of item 4 of Paragraph 1 of Article 43, has refused, obstructed or evaded inspection.

Article 85. When a representative of a juristic person, or an agent, employee, or any person in the service of a juristic person or of an individual, has committed an offence coming under Article 79 to Article 81 inclusive, or under item 1 of the preceding Article, with regards to the business or property of said juristic person or individual, not only shall the offender be punished, but the said juristic person or the said individual shall also be fined as provided for under the respective Articles.

Article 86. The offences mentioned in Article 79 to Article 81 inclusive and Article 84, shall be prosecuted upon the filling of an accusation by the Antitrust Commission.

Article 87. One who violates the decision of the Antitrust Commission under the provision of Article 7, Paragraph 1 of Article 12 or Article 19, shall be penalized by a non-criminal fines of not more than fifty thousand (50,000) yen.

Article 88. One who violates the decision of the Antitrust Commission under the provision of Article 51, shall be penalized by a non-criminal fine or not more than thirty thousand (30,000) yen.

Article 89. One coming under either of the following items shall be penalized by a non-criminal fine of not more than five hundred (500) yen.

1. One who, in violation of the provisions of item 1 of Paragraph 1 of Article 45, fails to present himself without good cause.

2. One who in violation of the provisions of item 2 of Paragraph 1 of Article 45, fails to present himself without good cause.

Article 90. The Tokyo High Court shall have an exclusive jurisdiction over all criminal cases and non-criminal fines under this chapter.]

次の三点に留意が必要である。

第一に、1947 年 1 月 28 日付の司令部に提出する「法律案」と 1947 年 2 月 4 日付「Tentative Draft」においては、未遂罪に対する同様の罰則規定が削除されているが、後述の 1947 年 2 月 25 日付「修正試案」（下書き版）で復活している点である。この理由については資料等からは不明である。

第二に、1947 年 2 月 4 日付「Tentative Draft」においては、共同行為及び不公正な競争方法に対する罰則が、二年以下の懲役又は二万円以下の罰金となっており、1947 年 1 月 2

8日付「試案」に比べて罰金額が一万円ずつ減っている点である。しかしながら、「Tentative Draft」以降は日本語及び英語の整合性はとれており、この時期における日本語と英語の法律案の間の違いに大きな意味は見出し得ないのかもしれない。

第三に、一度削除された特許権取消し等の罰則について、米国側によるものと考えられる欄外への手書きがなされていることが確認される。1947年2月22日付「修正試案」(清書版)において特許権取消し等の罰則が再度規定されることにつながるものである。

その後、1947年2月上旬から下旬までは、実体規定と伴に組織・手続規定においても米国側と日本側の間で集中した交渉が行われたことが確認される。

第一に、1947年2月5日－12日付「独占禁止法に対する修正意見(一)」では、罰則について、懲役・禁錮・科料のほかに、政府契約への参加禁止や特許権没収等の実質的制裁を科することが主張されている。

第二に、1947年2月5日付の英語資料では、米国側の当時の立法担当者であるサルウィンが、懲役や罰金以外の罰則の欠如(特許取消し等)を指摘し、これを反映した1947年2月6日付「独占禁止法案に関するGHQ側意見」でも、GHQ側意見として、罰則に政府による入札への参加禁止、政府との請負契約の禁止、特許権の没収を加えることが主張され、この主張に対して日本側は、答弁及び理由において、前二者は可、後二者は反対という主張を行うこととしていた。

第三に、1947年2月8日付「カイク氏案を変更した点及びその理由」では、「3、特許実施上の制限を抜く。」ということに対して、「一般には特許法でやる。本法違反は本法でゆく。」としていること、また、「4、政府との契約禁止を抜く。」に対しては、「罰則としても、事柄としても変である。」とし、「7、本法違反の契約協定の基礎に使はれた特許権無効を抜く。」には、「特許法によるべきである。本法としては協定そのものを措置すれば足りる。」という諸記述が確認される。さらに、外国法人に対する罰則についても、「8、外国法人の本邦内業務禁止を抜く。」とする理由を「国内法人とつり合わない。」と主張しているのである。

以上から米国側は、通常の懲役や罰金といった刑事罰としての罰則に加えて、更に厳格な内容の処罰を「カイク」案以降も考えていた一方で、日本側は、通常の懲役や罰金以外の罰則の挿入には消極的であったと考えられる。しかしながら、原始独禁法では、特許権取消しと政府の入札への参加禁止が条文化され、一方、外国会社に対する罰則についてはその後法案に組み込まれることはなかった。

なお、1947年2月13日付「My Opinion on the Government Draft of the Anti-Trust Law.(Part II)」という文章が存在する。そこでは、「Goro Kashima」が、個人の意見と断りつつ、罰則に対する主張を行っている。なお、「Goro Kashima」という人物については前述した。この意見が参考にされたかどうかは不明であるが、日本側においても罰則の多様化により厳格な規律を求める意見があったことが確認されることは興味深い。

「3. The draft of the proposed law prescribes as sanctions for violations of its

provision two types of punishment only, namely fine and penal servitude. This is too narrow in scope as a disciplinary provision. I consider it desirable to revise the draft so as to empower the competent agency to suspend the business of the violating concern, cancel its business licenses, dissolve the company itself, and prohibit for a specified period its entrance into a contract with the government or participation in bids for government contract.]

このような交渉の結果、日本側は、1947年2月22日付「修正試案」(清書版)は、「第十章」の「罰則」において以下のように規定された。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條の規定に違反して、不当な独占をなした者
- 二 第四條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者

第七十五條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第六條の規定に違反して、国際的協定に加入し又は国際的契約をした者
- 三 第十條第一項又は第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得した者
- 四 第十二條の規定に違反して役員の地位を兼ねた者
- 五 第十四條の規定に違反して他の会社の営業全部を譲受けた者
- 六 第十五條の規定に違反した者
- 七 第十七條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者
- 八 第七條、第八條第一項又は第十六條又は第十八條の規定により事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた確定裁定又は確定判決に違反した者

第七十六條 前二條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十七條 第三十六條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十八條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は報告をなさず若しくは虚偽の報告をなした者
- 二 同條同項第二号の規定に違反して、鑑定をなさず又は虚偽の鑑定をなした者
- 三 同條同項第三号の規定に違反して、物件を提出しない者
- 四 同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第七十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十四條、第七十五條一号から三号まで若しくは五号から八号まで、×××又は前條第一号の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十條 第七十四條、第七十五條及び第七十八條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

第八十一條 第七條、第八條第一項、第十六條又は第十八條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十二條 第五十六條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十三條 左の各号の一に該当する者はこれを五百円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて第三十七條の規定に違反して報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 正当な理由がなくて第四十四條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者

三 正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭しない者

第八十四條 第七十四條又は第七十五條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、違反行為に供せられた特許権を取消す旨の宣告をなすことができる。但し、特許権が犯人に属し若しくはその共有に係り、又は犯人のために、その情を知り乍ら特許権の実施を許諾した者に属し若しくはその者の共有に係る場合に限る。

前項の判決が確定したときは、裁判所は判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の送達があったときは特許法第四十條第一項の取消があったものとする。

第八十五條 第七十四條又は第七十五條の罪に処せられた者は、判決確定後二年間は、會計法の規定によって政府の行う競争契約に加はることができない。」

以上を整理すると、第一に、「不当な独占」と「取引の不当な制限」に係る未遂罪については罰則規定が削除されたままである。

第二に、「第七十五條」において、それまでは、共同行為と不正な競争方法のみを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金という罰則の対象としていたところ、これらに加えて、特に企業結合自体、そして、委員会の確定裁定や裁判所の確定判決に対する違反行為も対象とされた。

第三に、新たに二つの罰則が追加された。第一は、一度は削除された裁判所による特許権の取消しであり、第二は、政府による入札への参加禁止である。これら二つの罰則は、

既に「カイク」案においても規定されていたものであり、また、先の2月上旬の米国側の意見として確認することができ、これらに対して日本側は前述のとおり反対の意思を示していたのであるが、米国側の意見に沿った法案作成を行ったと考えることができる。

なお、罰則に係る事件の東京高裁への「専属管轄」を定めた規定は削除され、他の類型とともに一括して「訴訟」の章において新たに規定された。

そして、1947年2月25日付「修正試案」(下書き版)では、手書きによる修正が多く行われた。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條又は第五條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第四條又は第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪はこれを罰する。

【第七十五條 一判読困難一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一、 第一七條の規定に違反して不正な競争方法を用いた者
- 二、 第七條、第八條第一項、又は第十八條の規定により、事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた裁定又は判決が確定した後において当該処分に従はない者：欄外に手書きで挿入】

第七十六條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、国際的協定に加入し又は国際的契約をした者
- 二 第九條の規定に違反して設立された会社の発起人となった者
- 三 第十條第一項又は第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得した者
- 四 第十二條の規定に違反して役員の地位を兼ねた者
- 五 第十四條の規定に違反して他の会社の営業全部を譲受けた者
- 六 第十五條の規定に違反した者

第七十七條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十八條 第三十六條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十九條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
- 二 同條同項第二号の規定に違反して、鑑定をせず又は虚偽の鑑定をした者
- 三 同條同項第三号の規定に違反して、物件を提出しない者

四 同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第八十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十四條、第七十五條、第七十六條第一号から第三号まで第五号若しくは第六号又は前條第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十一條 第七十四條及び第七十五條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

第八十二條 第七條、第八條第一項又は第十八條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十三條 第五十六條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十四條 左の各号の一に該当する者はこれを五百円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて第三十七條の規定に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者
- 二 正当な理由がなくて第四十三條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者
- 三 正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭しない者

第八十五條 第七十四條又は第七十五條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。

- 一 違反行為に供せられた特許権を取消す旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との契約をすることができない旨

但し、前項第一号の取消は、特許権が犯人に属してゐる場合に限る。

第一項第一号の取消の判決が確定したときは、裁判所は判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の送達があったときは特許法第四十條第一項の取消があったものとする。但し、同條第三項の規定は、この場合には適用しない。」

第一に、「不当な独占」と「取引の不当な制限」に係る未遂罪に対する罰則が再度規定された。

第二に、共同行為については、罰則の内容を三年以下の懲役又は五万円以下の罰金としてこれまでよりも加重させ、罰則の適用も未遂罪にまで拡大させた。

第三に、これまでは委員会の確定裁定と裁判所の確定判決に違反した者が罰則の対象とされていたが、これらの判断が確定した後に従わない場合という内容を変更して罰則の対象とした。このような変更は、単に「裁定に違反した」場合に係る罰則規定もあったため、

これら二つの規定の関係を整理したと考えられる。

第四に、国際協定に対して、それまで二年以下の懲役又は三万円以下の罰金としていたところ、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金へと刑罰を引き下げた。

第五に、企業結合への罰則の導入において、更に持株会社設立に対しても罰則を科している。

以上の修正等は 1947 年 2 月 25 日付「修正試案」（清書版）の「第十章」の「罰則」においてそのまま反映されている。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條又は第五條の規定に違反して、不當な独占をなした者
 - 二 第四條又は第五條の規定に違反して、取引の不當な制限をなした者
- 前項の未遂罪はこれを罰する。

第七十五條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七條の規定に違反して不正な競争方法を用いた者
- 二 第七條、第八條第一項、又は第十八條の規定により、事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた裁定又は判決が確定した後において当該処分に従はない者

第七十六條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、国際的協定に加入し又は国際的契約をした者
- 二 第九條の規定に違反して設立された会社の発起人となった者
- 三 第十條第一項又は第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得した者
- 四 第十二條の規定に違反して役員の地位を兼ねた者
- 五 第十四條の規定に違反して他の会社の営業全部を譲受けた者
- 六 第十五條の規定に違反した者

第七十七條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十八條 第三十六條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第七十九條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
- 二 同條同項第二号の規定に違反して、鑑定をせず又は虚偽の鑑定をした者
- 三 同條同項第三号の規定に違反して、物件を提出しない者

四 同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第八十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十四條、第七十五條、第七十六條第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は前條第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十一條 第七十四條及び第七十五條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

第八十二條 第七條、第八條第一項又は第十八條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十三條 第五十六條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十四條 左の各号の一に該当する者はこれを五百円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて第三十七條の規定に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者
- 二 正当な理由がなくて第四十三條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者
- 三 正当な理由がなくて同條同項第二号の規定に違反して出頭しない者

第八十五條 第七十四條又は第七十五條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。

- 一 違反行為に供せられた特許権を取消す旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との契約をすることができない旨

但し、前項第一号の取消は、特許権が犯人に属してゐる場合に限る。

第一項第一号の取消の判決が確定したときは、裁判所は判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の送達があったときは特許法第四十條第一項の取消があったものとする。但し、同條第三項の規定は、この場合には適用しない。」

そして、1947年2月24日付「Revised Draft」が日本側において作成され、「Chapter X. Penalties.」では日本語版が忠実に英語訳された（なお、2月25日付バージョンもあるが、内容は同じである）。

「Article 74. One coming under either of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand yen (¥50,000).

1. One who has perpetrated unreasonable monopolization in violation of

the provisions of Article 3 or Article 5.

2. One who has perpetrated unreasonable restraints of trade in violation of the provisions of Article 4 or Article 5.

Any attempted violation of the preceding Paragraph shall be punished.

Article 75. One coming under either of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than two (2) years or by a fine not more than thirty thousand yen (¥30,000).

1. one who has employed unfair methods of trade in violation of the provisions of Article 17.
2. one who has failed, after it becomes final and conclusive to abide by a decision or a verdict ordering a certain disposition to be imposed upon a party connected with the case or a party concerned in accordance with the provisions of Article 7, Paragraph 1 of Article 8, or Article 18.

Article 76. One coming under any one of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or by a fine not more than twenty thousand (20,000) yen.

1. one who has participated in or was a party to an international agreement or an internal contract.
2. one who become a promoter of a company established in violation of the provisions of Article 9.
3. one who has acquired stock in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 10 or Paragraph 1 of Article 11.
4. one who has held concurrently a position as an officer in another company in violation of the provisions of Article 12.
5. one who has received transfer of the whole business of another company in violation of the provisions of Article 14.
6. one who has violated the provisions of Article 15.

Article 77. One guilty of any one of the offences prescribed in the preceding three (3) Articles may, according to circumstances, be punished by both penal servitude and a fine.

Article 78. One who has divulged or made surreptitious use of trade secrets of entrepreneurs in violation of the provisions of Article 36 shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or fine not more than five thousand (5,000) yen.

Article 79. One coming under any one of the following items shall be punished

by a penal servitude for not more than six (6) months or a fine not more than one thousand yen (¥1,000).

1. one who has made a false statement, or has failed to submit a report or submitted a false report in violation of the provisions of Item 1 of Paragraph 1 of Article 43.
2. one who has failed to give expert testimony or has made false expert testimony in violation of the provisions of Item 2 of Paragraph 1 of Article 43.
3. one who has failed to submit mater or Articles in violation of the provisions of Item 3 of Paragraph 1 of Article 43.
4. one who has refused, obstructed, or evaded inspection in violation of the provisions of Item 4 of Paragraph 1 of Article 43.

Article. 80. When a representative of juridical person, or an agent, an employee, or any other person in the service of a juridical person or of an individual has committed an offense 【本稿執筆者注：ママ】 as provided for by Article 74, Article 75, Item 1 to Item 3 inclusive as well as Item 5 and Item 6 of Article 76, or Item 1 of the preceding Article, with respect to the business or property of said juridical person or said individual, not only shall the offender be punished but said juridical person or said individual shall also be punished by such fine as provided for by the respective Articles.

Article 81. Any offence as provided for by Article 74 or Article 75 shall be prosecuted after filling of an accusation by the Anti-trust Commission.

Article 82. One who has violated a decision of the Anti-trust Commission given in accordance with the provision of Article 7, Paragraph 1 of Article 8, or Article 16 shall be liable to a non-criminal fine not more than fifty thousand yen (¥50,000)

Article 83. One who has violated a decision of Anti-trust Commission given in accordance with the provisions of Article 56 shall be liable to a non-criminal fine not more than thirty thousand yen (¥30,000).

Article 84. One coming under any of the following items shall be liable a non-criminal fine for not more than five hundred (500) yen.

1. one who in violation of the provisions of Article 37, without good cause, fails to appear or to submit reports , information or other data, or submitted false reports, information or data.
2. one who, without good cause, fails to appear in violation of the

provisions of Item 1 of Paragraph 1 of Article 43.

3. one, who, without good cause, fails to appear in violation of the provisions of Item 2 of Paragraph 1 of Articles 43.

Article 85. With respect to such a case coming under Article 74 or 75, the Court may, according to circumstances, pronounce the following sentence as the same time as when punishment is passed.

1. cancellation of a patent used for the offense 【本稿執筆者注：ママ】.
2. prohibition of becoming a party to a government contract for a period of time not less than six (6) months and not more than three (3) years.

Provided that cancellation of a patent as prescribed by Item 1 of the preceding Paragraph shall be limited to such a case where the patent is held by the offender.

When the verdict pronouncing cancellation of a patent as provided for by Item 1 of Paragraph 1 of this Article becomes final and conclusive, the Court shall transmit a copy of the verdict to the President of the Bureau of Patents and Standards.

In case such a transmission as provided for by the preceding Paragraph has been executed, it shall be deemed that a cancellation as provided for by Paragraph 1 of Article 40 of the Patent Law has been effected. Provided that the provisions of Paragraph 3 of Article 40 of the Patent Law shall not be applied to the foregoing case.]

その後、米国側と日本側との間において英語及び日本語により作成された法律案のやりとりが数回行われた。

まず、1947年3月6日付「第二次修正試案」の「第十章」の「罰則」では、条文番号の修正が行われ、委員会の調査権限に係る違反行為に関する諸規定が整理されている。なお、特許権の取消しについては、裁判所から通知があった場合には特許標準局長官は取消しをする義務があるとされている点に特徴がある。さらに、前述した委員会の専属告発制度がより詳細な規定となった。

「第八十五條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條又は第十條の規定に違反して、不当な独占をした者
 - 二 第九條又は第十條の規定に違反して不当な取引制限をした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。

第八十六條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役、又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の規定に違反して不公正な競争方法を用いた者

- 二 第十二條、第十三條第一項又は第二十三條の規定により事件関係人又は當事者に対し一定の処分を命じた裁定又は判決が確定した故において當該処分に従はない者

第八十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條第一項の規定に違反して国際的協定に加入し、又は国際的契約をした者
- 二 第十四條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三 第十五條第一項又は第十六條第一項の規定に違反して株式を所有する者
- 四 第十七條の規定に違反して役員の地位に就いた者
- 五 第十九條第一項の規定に違反して他の会社の営業全部を譲受けた者
- 六 第二十條の規定に違反した者

第八十八條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八十九條 第四十一條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十條 第四十九條第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者。

第九十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十五條、第八十六條又は第八十七條第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十二條 第八十五條及び第八十六條の罪は、公正取引委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

前項の告発は文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第九十七條第一項第一号の宣告をするを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は公訴の提起があった後は、これを取消することができない。

第九十三條 第十二條、第十三條第一項若しくは第二十三條又は第【本稿執筆注：空欄】條第一項の規定による公正取引委員会の裁定又は裁判所の判決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但しその行為につき刑を科するべきときはこの限りでない。

第九十四條 会社の取締役若しくは業務を執行する無限責任社員又はこれらに準ずる者が第十一條第一項第二号但書の規定に違反して株式の処分を怠ったときは、これを五千元の過料に処する。

第九十五條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

- 一 第四十二條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者。
- 二 第四十八條第一項第一号の規定による公正取引委員会処分に違反して出頭せず、虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者。
- 三 第四十八條第一項第二号の規定による公正取引委員会の処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者。
- 四 第四十八條第一項第三号の規定による公正取引委員会の処分に違反して物件を提出しない者。

第九十六條 第八十五條又は第八十六條の場合において、裁判所は情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。但し第一号の宣告をするのはその特許権又は特許発明の実施権が犯人に属してゐる場合に限る。

- 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明権の実施を取消すべき旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との契約をすることができない旨

第一項第一号の宣告をした判決が確定したときは裁判所は判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の送達があつたときは特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取消さなければならない。」

1947年3月9日付「第三次修正案」（「第十章」の「罰則」）では、条文の文章構成が若干修正されている。

そして、国際的協定や国際的契約への加入等に対する罰則は二つに区分された（「第八十九條」と「第九十一條第一号」）。まず、当該協定や契約への加入等自体への罰則であり、これまでよりも罰則の程度が加重されている。次いで、当該協定や契約への加入等を考えている場合は委員会に認可申請が必要とされているが、この申請が一定の基準（「第五條第三項」）によって認可されない場合に、この委員会の決定に違反する行為への罰則である。

「第八十九條 第三條、第四條又は第五條第一項の規定に違反して、私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八條の規定に違反して不公正な競争方法を用いた者
- 二 第五十二條に規定する裁定が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の

罰金に処する。

- 一 第五條第三項の規定に違反して国際的協定に加入又は国際的契約をした者。
- 二 第八條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三 第九條第一項又は第十條の規定に違反して株式を所有する者
- 四 第十一條の規定に違反して社債を所有する者
- 五 第十二條の規定に違反して役員の地位に就いた者
- 六 第十三條の規定に違反して株式を所有する者
- 七 第十五條の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者
- 八 第十六條の規定に違反した者

第九十二條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十三條 第三十八條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十四條 第四十五條第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十九條、第九十條又は第九十一條第一号から第四号まで、第七号若しくは第八号の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

前項の告発は文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百一條第一項第一号の宣告をするのを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は公訴の提起があった後は、これを取消することができない。

第九十七條 第五十二條の規定による公正取引委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但しその行為につき刑を科するべきときはこの限りでない。

第九十八條 第六十七條の規定による裁判所の決定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十九條 第五十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、五千元以下の過料に処する。

第百條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

- 一 第三十九條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者。
- 二 第四十五條第一項第一号の規定による公正取引委員会処分に違反して出頭せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者。
- 三 第四十五條第一項第二号の規定による公正取引委員会の処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者。
- 四 第四十五條第一項第三号の規定による公正取引委員会の処分に違反して物件を提出しない者。

第百一條 第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。但し第一号の宣告をするのはその特許権又は特許発明の実施権が、犯人に属してゐる場合に限る。

- 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明権の実施を取り消さなければならない旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との間に契約をすることができない旨

第一項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の送達があったときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取消さなければならない。」

1947年3月11日付「第四次修正案」（「第十章」の「罰則」）は、条文番号は修正されているが、上記の諸法案の内容に変更を加えず継承している。

「第九十條 第三條、第四條又は第五條第一項の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八條の規定に違反して不公正な競争方法を用いた者
- 二 第五十二條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十二條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第二項の規定に違反して国際的協定に加入又は国際的契約をした者
- 二 第八條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三 第九條第一項又は第十條第一項若しくは第二項の規定に違反して株式を

所有した者

四 第十一條第一項の規定に違反して社債を所有した者

五 第十二條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六 第十三條の規定に違反して株式を所有した者

七 第十五條の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第十六條の規定に違反した者

第九十三條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十四條 第三十八條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十五條 第四十五條第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第九十條、第九十一條、第九十二條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで又は第九十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十七條 第九十條及び第九十一條の罪は、公正取引委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

前項の告発は文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第一百二條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。

第九十八條 第五十二條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

但し、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十九條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第一百條 第五十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、五千元以下の過料に処する。

第一百一條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第三十九條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出

した者。

- 二 第四十五條第一項第一号の規定による公正取引委員会処分に違反して出頭せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者。
- 三 第四十五條第一項第二号の規定による公正取引委員会の処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者。
- 四 第四十五條第一項第三号の規定による公正取引委員会の処分に違反して物件を提出しない者。

第百二條 第九十條又は第九十一條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の実施権が、犯人に属してゐる場合に限る。

- 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明権の実施を取り消さなければならない旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との間に契約をすることができない旨

前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の規定による送付があつたときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取消さなければならない。」

条文番号の修正に係る連続性の観点から、1947年3月11日付「Third Revised Draft」の「Chapter 10. Penalties.」は、先の「第四次修正案」の日本語版を英語訳していることが分かる。

「Article 90. Any-one who, in violation of the provisions of Article 3, Article 4 or Paragraph 1 of Article 5, effects a private monopolization or undertakes on unreasonable restraint of trade shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand (¥50,000) yen.

Any attempted offence of the preceding paragraph shall be punished.

Article 91. Any-one coming under either of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than two (2) years or by a fine not more than thirty thousand yen (¥30,000).

- 1. one who, in violation of the provisions of Article 18, has employed unfair methods of trade.
- 2. one who fails to abide by such a decision as provided for by, Article 52 after it became final and conclusive.

Article 92. Anyone coming under any one of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or by a fine not

more than twenty thousand yen (¥20,000).

1. one who, in violation of the provisions of Paragraph 3 of Article 5, participated in an international agreement or entered into an international contract.
2. one who, established a holding company in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 8.
3. one who owned stock in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 9 or those of Paragraph 1 or Paragraph 2 of Article 11.
4. one who owned debentures in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 11.
5. one who assumed a position as an officer of a company in violation of the provisions of Article 12.
6. one who owned stock in violation of the provisions of Article 13.
7. one who, in violation of the provisions of Article 15, received transfer of the whole or a part of the business of another company leased the whole business of another company, received entrustment of management of the whole business of another company or entered into a contract providing for a joint profit and loss account 【本稿執筆者注：ママ】 with another company.
8. one who violated the provisions of Article 16.

Article 93. Anyone guilty of any of the offences prescribed in the preceding three (3) Articles may, according to circumstances, be punished by both penal servitude and fine.

Article 94. Anyone who has violated the provisions of Article 38 shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or fine not more than five thousand yen (¥5,000).

Article 95. Anyone who, refuses, obstructs or evades such inspection as provided for by the provisions of item 4 of Paragraph 1 of Article 45 shall be punished by a penal servitude for not more than six (6) months or by fine not more than one thousand yen (¥1,000).

Article 96. When a representative of juridical person or an agent, an employee, or any other person in the service of a juridical person or an individual has committed a violation as provided for by Article 90, Article 90, Item 1 to Item 4 inclusive as well as Item 6 to Item 8 inclusive of Article 92, or Article 95 with respect to the business or property of said juridical person or individual, not only shall the offender be punished

but said juridical person or said individual shall also be punished by such fine as provided for by the respective Articles.

Article 97. Any offense 【本稿執筆者注：ママ】 under Article 90 or Article 91 shall be considered after filling of an accusation by the Fair Trade Commission.

Such accusation as provided for in the preceding paragraph shall be made in writing.

The Fair Trade Commission may, when filing such accusation as provided for in Paragraph 1 of this Article, in case it deems that such a sentence as provided for in Article 102 is called for with respect to an offense 【本稿執筆者注：ママ】 in said accusation, state said fact in such written accusation as provided for in this receding paragraph.

Such accusation as provided for by Paragraph 1 of this Article may not be revoked after institution of public prosecution.

Article 98. Anyone who has violated a decision given under Article 52 shall be liable to a non-criminal fine for not more than fifty thousand yen (¥50,000). Provided that the foregoing shall not apply when said act should be punished by criminal penalty.

Article 99. Anyone who has violated a decision given under Paragraph 1 of Article 67 shall be liable to a non-criminal fine for not more than thirty thousand yen (¥30,000).

Article 100. Anyone who has refused, obstructed or evaded such an inspection as provided for by Paragraph 2 of Article 54 shall be liable to a non-criminal fine for not more than five thousand yen (¥5,000).

Article 101. Anyone coming under any of the following items shall be liable a non-criminal fine for not more than five hundred yen (¥500).

1. one who, in violation of measures taken by the Fair Trade Commission in accordance with the provisions of Article 39, failed to appear, failed to submit reports, information or data, or submitted false reports, information or data.
2. one who, in violation of measures taken by the Fair Trade Commission in accordance with the provisions of Item 1 of Paragraph 1 of Article 45, failed to appear, gave false testimony, or failed to submit reports or submitted false reports.
3. one who, in violation of measures taken by the Fair Trade Commission in accordance with the provisions of Item 2 of Paragraph 1 Article 45, failed to appear, failed to give expert testimony or gave false

expert testimony.

4. one who, in violation of measures taken by the Fair Trade Commission in accordance with the provisions of Item 3 of Paragraph 1 Article 45, failed to submit matter.

Article 102. In such a case coming under Article 90 or Article 91, the Court may, according to circumstances, render the following sentences as the same time as when the verdict is given. Provided that such a sentence as coming under Item 1 shall issued only when said patent right, or licence right for patented invention belongs to the offender.

1. to sentence that said patent right or licence right for patented invention shall be revoked.
2. to sentence that becoming a party to a contract with the Government shall be prohibited for a period of not less than six (6) months and not more than three (3) years after the date when the verdict becomes final and conclusive.

In case a verdict including such a sentence as provided for by Item 1 of the preceding paragraph becomes final and conclusive, the Court shall transmit a copy of the verdict to the President of the Bureau of Patents and Standards.

The President of the Bureau of Patents and Standards shall, when he receives such a transmission as provided for by the preceding paragraph, revoke the patent under said patent rights or revoke said licence right for patented invention.」

1947年3月15日付「第五次修正案」の「第十章」の「罰則」においては、共同行為及び国際協定について、罰則の程度が変更された。すなわち、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金とする罰則を軽減する内容であり、同時に、これらの未遂罪に対する罰則の適用も削除した。

「第八十八條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者
- 二 第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入した者
- 三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

四 第十九條の規定に違反して不公正な競争方法を用いた者

五 第五十三條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者

三 第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し又は所有した者

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定により準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六 第十四條の規定に違反して株式を所有した者

七 第十六條の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第十七條の規定に違反した者

第九十一條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十二條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十三條 第四十六條第一項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十八條、第八十九條、第九十條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで又は第九十三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十五條 第八十八條及び第八十九條の罪は、公正取引委員会の告発を俟ってこれを論ずる。

前項の告発は文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第九十九條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。

第九十六條 第五十三條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

但し、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十七條 第六十六條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

- 一 第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者。
- 二 第四十六條第一項第一号の規定による公正取引委員会処分に違反して出頭せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者。
- 三 第四十六條第一項第二号の規定による公正取引委員会の処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者。
- 四 第四十六條第一項第三号の規定による公正取引委員会の処分に違反して物件を提出しない者。

第九十九條 第八十八條又は第八十九條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左の宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の実施権が、犯人に属してゐる場合に限る。

- 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明権の実施を取り消さなければならない旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間政府との間に契約をすることができない旨

前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

前項の規定による送付があつたときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取消さなければならない。」

この「第五次修正案」に対応する同日付「Bill」の「Chapter 10. Penalties.」では、条文番号において「第五次修正案」と相違がある。これは、「Bill」における企業結合の章において一つの条文番号が欠落しているためであり、本来であれば下記の「Bill」における条文番号は一つずつ繰り上げられ、「第五次修正案」と条文番号は揃う。

なお、「Bill」は複数バージョン存在し、それぞれにおいて若干の文言の違い等が確認はされるが、各々の規定の内容に影響を与える程度ではないため言及しない。

「Article 89. Any person who, in violation of the provisions of Article 3, effects a private monopolization or undertakes an unreasonable restraint of trade shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand (50,000) yen.

Any attempted offence of the preceding paragraph shall be punished.

Article 90. Any person coming under either of the following items shall be punished

by a penal servitude for not more than two (2) years or by a fine not more than thirty thousand (30,000) yen;

1. one who, in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 4, undertook a concerted action.
2. one who, in violation of the provisions of Article 5, establishes or organizes a juridical person or other organization or participates in such organisation.
3. one who, in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 6, participated in an agreement or entered into a contract.
4. one who, in violation of the provisions of Article 19 has employed unfair methods of trade. 【全体に削除線が引かれており, 「not 判読困難な単語一つ penalty」 や「判読困難な複数の単語 is penalized」といった手書きが確認できるが, 判読困難】
5. one who fails to abide by such a decision as provided for by Article 54 after it became final and conclusive.

Article 91. Any person coming under any one of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or by a fine not more than twenty thousand (20,000) yen.

1. one who, in violation of the provisions of Paragraph 3 or Paragraph 4 of Article 6, participated in an agreement or entered into a contract.
2. one who established a holding company in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 9.
3. one who acquired or owned stock in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 10 or Paragraph 1, Paragraph 2 or Paragraph 4 of Article 12.
4. one who owned debentures in violation of the provisions of Paragraph 1 of Article 12 or Paragraph 4 of Article 11 applied mutatis mutandis pursuant to the provisions of paragraph 2 of Article 12.
5. one who assumed a position as an officer of a company in violation of the provisions of Article 13.
6. one who acquired stock in violation of the provisions of Article 14.
7. one who, in violation of the provisions of Article 16, received transfer of the whole or a part of the business of another company, leased the whole business of another company received entrustment of management of the whole business of another company or entered into a contract providing for a joint profit and loss account with another company.

8. one who violated the provisions of Article 17.

Article 92. Any person guilty of any of the offences prescribed in the preceding three (3) Articles may, according to circumstances, be punished by both penal servitude and fine.

Article 93. Any person who has violated the provisions of Article 39 shall be punished by a penal servitude for not more than one (1) year or fine not more than five thousand (5,000) yen.

Article 94. Any person who refuses, obstructs or evades such inspection as provided for by the provisions of item 4 of Paragraph 1 or Paragraph 2 of Article 45 shall be punished by a penal servitude for not more than six (6) months or by a fine not more than one thousand (1000) yen.

Article 95. When a representative of juridical person or an agent, an employee, or any other person in the service of a juridical person or an individual has committed a violation as provided for by Article 89, Article 90, Item 1 to Item 4 inclusive as well as Item 6 to Item 8 inclusive of Article 91, or Article 94 with respect to the business or property of said juridical person or individual, not only shall the offender be punished but said juridical person or said individual shall also be punished by such fine as provided for by the respective Articles.

Article 96. Any offense 【本稿執筆者注：ママ】 under Article 89 or Article 90 shall be considered after filling of an accusation by the Fair Trade Commission.

Such accusation as provided for in the preceding paragraph shall be made in writing.

The Fair Trade Commission may, when filing such accusation as provided for in Paragraph 1, in case it deems that such a sentence as provided for in Item 1 of Paragraph 1 of Article 100 is called for with respect to an offence in said accusation, state said fact in such written accusation as provided for in this receding paragraph.

Such accusation as provided for by Paragraph 1 may not be revoked after institution of public prosecution.

Article 97. Anyone who has violated a decision given under Article 54 shall be liable to a non-criminal fine for not more than fifty thousand (50,000) yen. Provided that the foregoing shall not apply when said act should be punished by criminal penalty.

Article 98. Any person who has violated a decision given under Paragraph 1 of Article 67 shall be liable to a non-criminal fine for not more than thirty

thousand (30,000) yen.

Article 99. Any person coming under any of the following items shall be liable a non-criminal fine for not more than five hundred (500) yen.

1. one who, in violation of measures taken by the Fair Trade Commission in accordance with the provisions of Article 40, failed to appear, failed to submit reports, information or data, or submitted false reports, information or data.
2. one who, in violation of measures taken against the parties, concerned with the case and witnesses in accordance with the provisions of Item 1 of Paragraph 1 or Paragraph 2 of Article 46, failed to appear, does not give testimony, gave false testimony, or failed to submit reports or submitted false reports.
3. one, who, in violation of measures taken against an expert in accordance with the provisions of Item 2 of Paragraph 1 or Paragraph 2 Article 45, failed to appear, failed to give expert testimony or gave, false expert testimony.
4. one who, in violation of measures taken against a holder of goods in accordance with the provisions of Item 3 of Paragraph 1 or Paragraph 2 of Article 45, failed to submit such goods.

Article 100. In such a case coming under Article 89 or 90, the Court may, according to circumstances, render the following sentences as the same time as when the verdict was given. Provided that such a sentence as coming under Item 1 shall be issued only when said patent right, or licence right for patented invention belongs to the offender.

1. sentence to the effect that said patent right or licence right for patented invention shall be revoked.
2. to sentence to the effect that becoming a party to a contract with the Government shall be prohibited for a period of not less than six (6) months and not more than three (3) years after the date when the verdict became final and conclusive.

In case a verdict including such a sentence as provided for by Item 1 if the preceding paragraph becomes final and conclusive, the Court shall transmit a copy of the verdict to the President of the Bureau of Patents and Standards.

The President of the Bureau of Patents and Standards shall, when he receives such a transmission as provided for by the preceding Paragraph,

revoke the patent under said patent rights or revoke said licence right for patents invention.」

そして、原始独禁法においては、不公正な競争方法を除き罰則の内容は変更されず、不公正な競争方法については刑事罰そのものが削除された。「Bill」の上に、英語による「罰しない」という内容の手書き（米国側の意見と考えられる）がなされていることが確認される。不公正な競争方法に対する罰則規定は、米国側意見を受けて原始独禁法制定直前に削除されたことが判明したが、なぜ罰則規定を削除したのか諸資料からは理由は不明である。

この点は、商工省作成の 1947 年 3 月 24 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案説明」においても、次のような記述が確認されることから、日本側は最後まで不公正な競争方法に罰則を科すことを考えていたことになる。

「3. 事業者は、不公正な競争方法を用いてはならず、これを用いた行為があるときは本法案第二十条の規定によって公正取引委員会はその行為の差止を命ずることになっている。尚不公正な競争方法を用いた者には第八十九条で罰則を科せられる。」

これは上記 3 月 15 日付「第五次修正案」に対応した説明であり、この資料の後、米国側からの意見を受けて、原始独禁法のように罰則を科さないという結論に至ったことになる。

もともと、不公正な競争方法に対して差止を内容とする審決に違反した場合は、過料が課せられ（「第九十七條」）、その確定した審決に従わない場合は二年以下の懲役又は三万円以下の罰金が科せられるとしており（「第九十條第四項」）、不公正な競争方法それ自体への罰則ではなく、審決に対する違反行為は罰則の対象となっていた。

なお、不公正な競争方法に係る罰則規定の削除以外にも、条文番号の修正や「第九十八條」において「公正取引委員会の処分」としていた箇所を、例えば、第 1 号では「事件関係人又は参考人に対する」という文言の修正等「第五次修正案」や「Bill」から原始独禁法制定まで若干の修正が罰則においては確認される。

そして、原始独禁法は以下のとおりである。

「第十章 罰則

第八十九条 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二項 前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者
- 二 第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入した者
- 三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者

四 第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者

二 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者

三 第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して株式を取得し、又は所有した者

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六 第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得した者又は同條第四項の規定に違反して届出をしない者

七 第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第十七條の規定に違反した者

第九十二條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十三條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十四條 第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで又は第九十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

第二項 前項の告発は、文書を以てこれを行う。

第三項 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第四項 第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。

第九十七條 第四十八條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十八條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した者

二 第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三 第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

四 第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第百條 第八十九條又は第九十條の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の実施権が、犯人に属している場合に限る。

一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の実施権は取り消されるべき旨

二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間、政府との間に契約をすることができない旨

第二項 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

第三項 前項の規定による判決の謄本の送付があったときは、特許標準局長官は、その特許権の特許又は特許発明の実施権を取り消さなければならない。」

(小括)

独禁法違反行為に対して懲役刑及び罰金刑という内容の罰則を科するという基本的姿勢は、原始独禁法制定過程全体を通じて一貫している。米国側と日本側との間で対立した、そして、大きな変遷を経た論点としては、上記二つの罰則以外の罰則の採用に係る議論と、特に不公正な競争方法に対して罰則を科すか否かという点である。

前者については、特に、特許権の没収、政府との契約の禁止が米国側から主張され、日本側は、当初、特許権に係る問題は特許法で対応すること等反対意見を示していたが、結局は、日本側がこの二つの罰則を受け入れて法案に規定した。なお、当時の持株会社整理委員会の一委員が、個人的見解ではあるが、日本においても当時罰則の内容について、懲

役刑と罰金刑のみならず米国側が主張しているような多様な罰則を考えるべきであるという主張を行っていた。

米国側は更に外国企業の日本国内における営業活動の一定期間の禁止も主張していたが、これは日本企業とのバランスから最終的には採用されなかった。

不公正な競争方法に対する罰則については、なぜ 1947 年 3 月 15 日付「第五次修正案」において突然罰則が削除されたのか資料からは不明であるということだけが明らかである。不公正な競争方法が、私的独占や不当な取引制限と同様の悪性を有していない、私的独占と不当な取引制限が原始独禁法の規制の二本柱であり、その予防的規制規定として位置付けられる不公正な競争方法に対してまで罰則を科す必要はない等様々な推測は可能であるが、確定的なことは指摘できない。

（補論 未遂罪）

原始独禁法は、次のように、私的独占及び不当な取引制限について、未遂罪を罰ずる。この点は、現行法でも同様である。

「第八十九條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二項 前項の未遂罪は、これを罰ずる。」

なぜこのような規定ができたのであろうか。未遂罪を罰ずることは、「カイク」案が、シャーマン法二条に従って独占化の企図について刑罰を用意したことに対する日本側の疑義に端を発すると考えられる。

「カイク」案においては、規制対象となっている行為すべてに対して共通の内容の罰則が規定されていた。すなわち、「第十五條」に「罰則」として、以下のように規定していた。

「第十五條 会社、組合、協同組合その他の法人が本法又は自由競争の奨励、促進、保護を目的とするその他の法律の規定に違反するときは、この違反は亦右団体の個々の取締役、役員、代理人、代表者、専任の顧問又は使用人にして、右の違反の全部又は一部を構成する行為又は之に寄与する行為を認可した者、命令した者、勧告した者、知ってゐるに拘らず之を司法次官に書面を以て報告することを怠った者、或はその有する地位の故に知るべかりしものと推定せられる者又は為したる者の違反と看做す。かかる違反は罪を犯したものと見做し、先に列挙した項目の孰れかの有罪判決に基き以上の者に対し一年以上三年以下の懲役及び五万円の罰金を科する。法人に対して罰金は五万円を下らず個人には五万円以下二万五千円を下らない。而して懲役も罰金も共に停止せられることはない。司法次官の勧告に基き、若は裁判所の発議に基き法人が事業を遂行し又はその資産を処分する権利は六箇月乃至三年の間停止せられる。」

そして、「カイク」案では、「第二條」において「独占を企図」することが「重大な犯罪を犯した」と規定され、同時に上記罰則の対象となっている。「カイク」案が、シャーマン法2条に従って独占化の企図について刑罰を用意していたわけである。

その後、具体的な日付は不明であるが、1946年12月と記載されている「Questions Pertaining to the Interpretation of Anti-Trust Laws」という資料がある。これは、立法の初期の段階において、日本側が疑問に感じた点を米国側に質問したものであるが、そこでは次のような質問がなされている。なお、この質問に対して司令部がいかなる回答をしたか、そもそも回答をしたのかどうかは、資料がないため明らかでない。

「d. "Trust and Corporation Problem," by Seager & Gulick.

The above quotations contain quite convincing arguments. However, account has to be taken of the special condition of this country, where anything in the nature of morals outlawing trusts has been an utter stranger. It is considered therefore more practical that the application of the penal regulations be classified as follows. How is the idea?

- (1) Violators, who have brought about the status of "restraint of trade", will be punished according to penal regulations after the pattern of those of the Sherman Act, as they have already infringed upon the public interest.
- (2) Violators, who acted for the purpose of creating the status of "restraint of trade" or "monopoly" but have not succeeded in bringing about the intended status, (such as lowering standard of commodities, raised prices, etc.) will be given order to cease and desist from violations, by a certain administrative agent (for instance, the Anti-Monopoly Commission), and will be punished only when they fail to obey such an order.]

以上からは、トラストを違法とする道徳観になじんでいない我が国においては、不当な取引制限及び独占の状態を形成する目的で行為をしたにもかかわらず、その意図した状態をもたらすことに失敗した者に対しては、排除措置のみを命じることとし、その命令に従わなかったときにのみ罰則を科すことがより現実的であると考え、この考え方はどうかと問っている。日本側の考え方としては、独占化の企図に対して罰則を置くことをしないで、排除措置違反についてのみ罰則を置くことを意図している。

そして、1946年12月2日から始まる日本側の一連の「要綱」においては、いずれの資料においても、ほとんどの行為類型において「罰則を適用する。」とだけ記述されている。

もっとも、上記の日本側が米国側に問うた考え方が、「要綱」に反映されている箇所がある。すなわち、一連の「要綱」では、12月2日を除いて「不当な独占に対する措置」と別に「不当な獨占を生ずる虞ある事項に対する措置」の項目が置かれており、シャーマン法二条の独占化の企図の規制を法案化することが試みられていると解されるのである。ここで注目されるのは、それに対する罰則に関する記述の変遷である。

まず、12月2日付「要綱」では、「不当な独占に対する措置」として、「(一) 独占の排除」と「(二) 罰則」の項目を設け、後者の罰則について、米国法に忠実である「甲案」では、「罰則を適用する」とし、「乙案」でも、「罰則を適用する」としている。その一方で、「独占を生ずる虞のある事項の禁止」には、それ以降で確認できる「不当な独占を生ずる虞ある事項に対する措置」という項目がないのである。

次いで、12月5日付「要綱」では、「不当な独占に対する措置」については12月2日付と同じであるが、新たに「不当な独占を生ずる虞ある事項に対する措置」という項目を設け、「(一) 当該事項の排除」と「(二) 罰則」という内容を置いた。後者の罰則について、「米国の立法例」と「甲案」は空欄であり、記述が確認されないが、「乙案」では、「**直に罰則を適用することなく、独占禁止委員会の命令に従はない場合に罰則を適用する。**」という記述が確認される。

ここで、独占化の企図に対応する規制規定の法案化が図られたと考えることはできないか。以下では、当該項目に対する罰則に係る資料の該当部分のみについて言及する。

12月7日付「要綱」においても、「罰則を適用することなく、独占禁止委員会の命令に従はない場合に罰則を適用する」としている。

このような考え方が、最終的に、12月14日付「要綱」の「規定要旨」として、「直に罰則を適用することなく、独占禁止委員会の命令に従はない場合に罰則を適用する。」と記述されることになる。

このように、「要綱」の作成過程においては、「不当な独占を生ずる虞ある事項」に対して罰則を置くか否かを留保した初期の状態から、罰則を置かないで、委員会の命令に従わない場合にのみ罰則を適用することへと変遷したのである。ここに、上述の「**Questions Pertaining to the Interpretation of Anti-Trust Laws**」に示された考え方が実行されているのである。

そして、「要綱」の作成過程及びその後作成された法案においても、不当な独占を生じさせた者に対する罰則を規定した他、独占化の企図に対する規制として、事業能力の差別や企業結合が、不当な独占を生じさせるおそれがあると委員会が確認したときに行う措置命令に違反した者に対する罰則を規定している。

まず、1946年12月10日付「法律案」は、初めて「罰則」を「第七章」として独立して規定した。

「第三十七條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項の規定に違反して、不当な独占を生ぜしめた者
- 二 第十七條第一項の規定に違反して、取引の不当な制限を行った者
- 三 第十九條第一項の規定に違反して、不正な競争行為を行った者

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第二項、第八條、第九條第二項、第十條第一項、第十一條第三項、第十七條第二項、第十八條第二項、第十九條第二項、第二十一條第一項又は第二十七條第二項の規定に基く獨占禁止委員會の命令に違反した者【手書きで✓印が入れられ、「二 ○…○に違反して、○○を○○た者」全体に削除線が引かれている】

第三十九條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第○○條乃至第○○條の規定に違反して、役員の地位を兼ねた者【手書きで「二 十五條」を挿入】
- 三 第十八條第一項の規定に違反して、○○○○に○○る○○について、契約又は行為をなした者
- 四 第○○條第一項の規定に違反して、契約をなした者【手書きで、「五、○…○條」全体に削除線が引かれている】

第四十條 左の各号の一に該当する者は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第十六條の規定に違反して株式を有し又は議決権の行使の委任を受けた者
- 二 第○十○條の規定による報告を怠り若しくは○○の○○をなし又は○○委員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第四十一條 法【「○○○」にそれぞれ斜線が引かれている】人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の○○者が、その法人又は人の業務又は財産に○して前○條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。」

以上の罰則の構成からは、特に、不当な独占を生じさせるおそれのある行為に対する罰則について、先の12月上旬における一連の「要綱」において「直に罰則を適用することなく、独占禁止委員會の命令に従はない場合に罰則を適用する。」と指摘している点を反映している。

1946年12月11日付「Outline」では、すべての行為類型に対して「Penalties shall be applied.」としている。「Outline」である以上、罰則を適用することだけが規定されているにすぎない。

そして、先の12月10日付「法律案」に対する修正等を反映させた1947年12月20日付「法律案」は、以下のように規定した。

「第四十條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は五萬円以下の罰金に処する。

- 一 第六條第一項の規定に違反して、不當な独占を生ぜしめた者
- 二 第十六條第一項の規定に違反して、取引の不當な制限を生ぜしめた者
- 三 第十九條第一項の規定に違反して、不正な競争行為をなした者

第四十一條 第六條第二項、第十六條第二項又は第十九條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者は、五年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十條第二項、第十一條第五項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者

第四十三條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項の規定に違反して、合併を行った者
- 二 第九條第一項の規定に違反して、資産を取得した者
- 三 第十條第一項の規定に違反して、兼業した者
- 四 第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得し又は議決権の行使の委任を受けた者
- 五 第十一條第一項の規定に違反して、社債等を取得した者
- 六 第十二條第一項の規定に違反して、第三者をして、株式若しくは社債等を取得せしめ又は議決権の行使の委任を受けしめた者
- 七 第十三條乃至第十五條の規定に違反して、役員の地位を兼ねた者
- 八 第十七條第一項の規定に違反して同項各号○…○で、契約又は行為をなした者
- 九 第十〇條第一項の規定に違反して、契約をなした者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第十一條第四項但書又は第二十五條但書の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者
- 二 第三十七條の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をなし又は当該委員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前五條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。」

不当な独占を生じさせるおそれのある行為に対する罰則に係る構成は、企業結合に係る違反行為が増えているが、12月10日付「法律案」と大きく変化した点はない。

このように、1946年末までの日本側の考え方は、不当な独占を生じさせるおそれのある行為を「カイク」案における独占化の企図に対する規制として位置付けて、当該行為に対する罰則を委員会の措置命令違反に対してのみ置くものとしている。このような日本側の理解は、独占化の企図自体を罰則の対象と考える未遂罪とは異なるものであろうから、未遂罪を罰する規定はなかったといえる。

ところが、1947年1月1日付「法律案」（下書き版）は、「第八章」の「罰則」において、未遂罪を規定した。

「第四十二條 第五條第一項の規定に違反し、独占禁止委員が認定した不当な独占を生ぜしめたものは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。」

独占化の企図を独占化の未遂行為と位置付けて罰則を科すことと考えたのか、未遂罪が置かれた理由を示す資料は見付からない。さらに、1946年12月末まで、独占化の企図に対する規制を不当な独占を生じさせるおそれのある行為の規制と位置付けて、当該行為への罰則を委員会の措置命令違反のみに設定するという考え方は、1月1日付「法律案」においても継承されている（「第四十三條」第1号及び第2号、「第四十三條」等）。このことから、未遂罪が独占化の企図に対する直接的な罰則として新たに登場したといえるかもしれない。

これ以降、罰則に関しては、1947年1月17日付「法律案」（下書き版）まで資料が欠落している。1月17日付「法律案」の下書き版において、「（作成中）」という記述が確認され、1947年1月20日付「法律案」（下書き版）において再度罰則の条文化がなされた。

もっとも、罰則に係る1月1日から17日までの空白期間に何も資料がないというわけではない。

日付不明であるが、内閣法制局所蔵の資料で、おそらくこの期間において作成されたと考えられる法案資料が確認されるが、そこでは、不当な独占のみならず取引の不当な制限についても未遂罪を規定している。

「第六十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者

二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者

前項の未遂罪は、これを罰する。」

ところが、1947年1月28日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）—司令部に提出するもの」の下書き版において、突如、未遂罪の規定に対して手書きによる削除線が引かれ、清書版において未遂罪の規定がなくなることとなる。

この経緯は、第一節で説明したように、以下のようなものである。

1947年1月25日付「緊急連絡」では、罰則等に係る修正案が、日本側の立法担当者の中心的人物であった橋本龍雄（「橋本龍伍」の誤記であると考えられるが、清書版の（C）でも「橋本龍雄」となっている）から日本側の各省庁から派遣されている他の立法関係者に提示されている。この修正案は「又司法省から左記のような修正意見が出てをり」と指摘されていることから、司法省が日本側に示した意見を反映したものと考えられる。

まず、「緊急連絡」の下書き版である。

「◎罰則修正案

左の通り改案致したいと思います

(1) 第七十四條第二項削除【本稿執筆者注：以下，略】

すなわち、「(1)」では、未遂罪に対する罰則規定の削除を指摘しているのである。原始独禁法では未遂罪に対する罰則規定が復活して規定されているが、司令部に提出する「法律案」は、このような司法省からの意見を反映している。では、なぜこの時期において未遂罪に対する罰則に係る規定が削除されたのか。実体規定との関係に言及することが重要である。

第一に、1947年1月22日付「法律案」の「立案要旨」である翌日の資料では、「不当な独占」と「取引の不当な制限」に該当する行為は、「これを無効とし且つ処罰されるものとしたこと」と明示して、米国の反トラスト法を参考にしているとしながらも、続けて、以下のように指摘している（当該引用部分については、先に行った実体諸規定の研究当時と比べて、内容の検証の結果、判読した文字に若干の違いがある）。

「但し、本案は排除又は拘束する客観的事実を要すべき場合のみを規定するも、『カイク』案は排除又は拘束する目的又は意図のある場合を〇〇〇する。」

問題となる行為に係る当事者の目的や意図は、法適用を曖昧にすることから、米国反トラスト法及び「カイク」案において規定されていた独占化の企図に対する規制規定の導入は否定されたと考えられる。このような考え方に対応して、独占化の企図を「不当な独占」と「取引の不当な制限」の未遂と位置付けたと仮定するならば、それらの未遂罪に対する罰則規定が削除されたことも、独占化の企図は罰しないという立場を取ったものとして説明が可能である。

第二に、1947年2月8日付「カイク氏案を変更した点及びその理由」では、「独占企図」を削除するという記述が確認できる。その理由の一つに、「**独占は事業活動の拘束状態を結果的に予想する故、独占企図だけで罰するのは行過ぎ**」という指摘がある。この点も、第一の点と同様に、未遂罪に対する罰則規定が削除された理由となると考えられる。

そして、司令部に提出する1月28日付「試案」（下書き版）では、「緊急連絡」を反映させた大きな修正及び「緊急連絡」にはない修正が行われ、清書版に反映させた。

「第七十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
- 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者

【前項の未遂罪は、これを罰する。：全体に削除線が引かれている】

1月28日で未遂罪に対する罰則の規定が削除され、1947年2月4日付「Tentative Draft」の「Chapter IX. Penalties.」においても以下のように忠実な英語訳が行われている。

「Article 79. One, falling under either of the following items, shall be punished by penal servitude for not more than three (3) years, or by a fine of not more than fifty thousand (50,000) yen. 【欄外に手書きで「forfeiture

patents barred form government」と判読困難な文章が一つある】

1. One who has perpetrated unreasonable monopolization in violation of the provisions of Article 4.
2. One who has perpetrated unreasonable restraints of trade in violation of the provisions of Article 5.」

ところが、1947年2月25日付「修正試案」（下書き版）では、手書きによる修正が多く行われ、その中でも未遂罪の規定が再度復活したのである。

「第七十四條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條又は第五條の規定に違反して、不当な独占をなした者
 - 二 第四條又は第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者
- 前項の未遂罪はこれを罰する。」

この内容が、清書版にも継承され、これ以降、原始独禁法に至るまで未遂罪について変化はない。この時期になぜ未遂罪が再度規定されたのかについては、これ以降の諸資料からその根拠は見付からず、また、諸法案において未遂罪に関する手書きの修正等も確認できなかった。

1947年2月24日付「Revised draft」（もう一つの2月25日付のバージョンも同じ）では、以下のように規定しているが、未遂罪について上記の「修正試案」を忠実に英語訳したことが確認できる。

「Article 74. One coming under either of the following items shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand yen (¥50,000).

1. one who has perpetrated unreasonable monopolization in violation of the provisions of Article 3 or Article 5.
2. one who has perpetrated unreasonable restraints of trade in violation of the provisions of Article 4 or Article 5.

Any attempted violation of the preceding paragraph shall be punished.」

その後、1947年3月6日付「第二次修正試案」において同じ文言で引き継がれた。

「第八十五條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八條又は第十條の規定に違反して、不当な独占をした者
 - 二 第九條又は第十條の規定に違反して不当な取引制限をした者
- 前項の未遂罪は、これを罰する。」

1947年3月9日付「第三次修正案」では、文言が整理されたが、引き続き未遂罪は規定されている。

「第八十九條 第三條、第四條又は第五條第一項の規定に違反して私的独占又は不当な

取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。」

そして、1947年3月11日付「第四次修正案」では条文番号が変更されただけである。

「第九十條 第三條、第四條又は第五條第一項の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。」

1947年3月11日付「Third Revised Draft」は忠実な英語訳となっている。

「Article 90. Any-one who, in violation of the provisions of Article 3, Article 4 or Paragraph 1 of Article 5, effects a private monopolization or undertakes on unreasonable restraint of trade shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand (¥50,000) yen.

Any attempted offence of the preceding paragraph shall be punished.」

1947年3月15日付「第五次修正案」は、実体規定の変更に伴った修正を行っているが、未遂罪について何ら変更はない。

「第八十八條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。」

1947年3月15日付「Bill」も同様である。

「Article 89. Any person who, in violation of the provisions of Article 3, effects a private monopolization or undertakes on unreasonable restraint of trade shall be punished by a penal servitude for not more than three (3) years or by a fine not more than fifty thousand (50,000) yen.

Any attempted offence of the preceding paragraph shall be punished.」

このように、原始独禁法制定過程の終期においては、2月25日付「修正試案」において未遂罪が規定されてから当該条文には全く手書き等の修正が確認できず、以下の原始独禁法の制定に至るのである。

「第八十九條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の未遂罪は、これを罰する。」

(小括)

私的独占及び不当な取引制限に対する未遂罪は、一度法案において規定され、その後削除され、そして、再度規定されるという経緯を持つ。再度規定された理由は不明であるが、再度規定されるまでの日本側の未遂罪に対する理解とは異なるとらえ方により、新しい役割を期待されて規定された可能性も否定できない。

まず、「カイク」案では、いわゆる独占化の企図に対して罰則を科している一方で、日本側は、米国側に対して立法作業を行う上での米国反トラスト法に対する理解を問うた資料において、違反行為者が、自身が意図した結果にならなかった場合（未遂罪）に対しては、これに直接的に罰則を科するのではなく、当該違反行為者に排除措置を命じ、これに従わなかった場合に罰則を科すと主張している。このような独占化の企図に対する日本側の考え方は、一連の「要綱」における「不当な独占を生ずる虞ある事項に対する措置」として、委員会の命令に従わない場合にのみ罰則を適用するという理解に反映されている。そして、その後の1946年12月までの諸法案においても不当な独占を生じさせるおそれがあると委員会が判断した場合に行う処分等命令に従わない場合に罰則を規定しているのである。

以上からは、日本側は、独占化の企図に対する罰則を未遂罪とは異なった理解を示していることになる。

次いで、1947年1月1日付「法律案」では、これまでの独占化の企図に対する罰則としての委員会の処分等命令に従わない場合に対する罰則も残したまま、未遂罪が初めて規定された。独占化の企図自体への直接的な罰則の規定であり、「カイク」案とほぼ同じ構造となっていると考えられる。

しかしながら、違反行為者の目的や意図を規制基準とする独占化の企図に対する規制を否定した1月23日付「立案要旨」及び未遂罪の規定の削除を確認した1月25日付「緊急連絡」を受けた1月28日付「試案」においては、未遂罪を内容とする規定が削除された。日本側が、独占化の企図自体への規制を否定したことから、1月1日付「法律案」が採用した独占化の企図自体に対する直接的な罰則として位置付ける未遂罪も削除する必要があったと考えたのであろう。

そして、2月25日付「修正試案」において再度未遂罪が復活したが、1月1日付「法律案」が同時に規定していた「不当な独占を生ずる虞」に対する罰則規定を2月25日付「修正試案」は規定しておらず、これを1月1日付「法律案」と同じ独占化の企図に対する直接的な罰則として理解すべきなのか資料からは不明である。

第二節 専属告発制度

原始独禁法は、専属告発制度について、次のとおり規定している。

「第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは検事総長に告発しなければならない。

第二項 前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第二項 前項の告発は、文書を以てこれを行う。

第三項 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第四項 第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

専属告発制度は、現在の独禁法にも受け継がれている。委員会が検事総長に告発すること、検事総長は公訴を提起しない場合には理由をつけて文書により内閣総理大臣に報告すべきことなど、極めて重い手続が置かれている。この制度はどのような経緯により作られたのであろうか。

1946年10月8日付「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」では、「(二) 経済秩序委員会【独占禁圧委員会】（仮称）」の項目を設け、その「(3)権限」において、次のように記している。なお、本文は（案）であり、【】において（案）がなくなった完成版の文言を示している。

「口刑事上の処理

A【a】委員会は検事局に対し告発する。

B【b】本法に関する違反事件については検事局が直接発動することなく、必ず委員会の告発を俟つことを要するものとする。」

その英語版にも同じ記述がなされている。

「(b) Criminal Dispositions.

The Commission will report to the Procurator's Office. The Procurator's Office will not prosecute on its own initiative any case of violation of this law, but must always wait until a report is received from the Commission.」

このように、「経済秩序に関する示唆に対する意見（案）」は、検察庁は自らのイニシアティブでは起訴できないこと、起訴するには委員会の告発が必要であることを規定し、委員会による専属告発をこの段階で既に定めていた。

これに対し、司法省は専属告発制度に対して反対を表明する。1946年10月8日付の「カイク試案に対する司法省意見」は、次のように述べている。

「二 三人委員会に対する意見

(5) 委員会の権限は大要試案の通りとするも、

(iii) 公訴の提起は委員会の決議に基いて司法大臣が検事に指揮して之をなす（起訴命令）

（備考）

三人委員会を内閣直属機関たらしめる案（商工省案）の欠点は

- (1) 公訴提起の権限
 - (2) 強制捜査権及びカイク案にある検索による調査権及び審問並喚問権を有し得ない弱体の機関となる。
 - (3) 政変の影響が直接的である。
 - (4) 民事訴訟において三人委員会の事実認定に付或種の優越的効力を認めてゐる（カイク案）ことが認容されない。
- 点原案と著しい異った構想となる。」

この後の日付の法律案等には専属告発制度が一貫して記載されているが、これに対して司法省は専属告発制度及び起訴命令制度に明確に反対をする関係が続く。

1946年11月4日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」（下書き）は次のように規定する。

「第二十九、 独占禁圧委員会は、この法律の規定に対する違反行為があると認めるときには、検事局に対して、これを告発しなければならないこと。

この法律の規定に対する違反の罪は、前項の独占禁圧委員会の告発を俟て、これを論ずること。」

この「法律案要綱」に修正が行われた11月8日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」においては、専属告発制度に関して修正は行われていない。

「第二十九、 独占禁圧委員会は、この法律の規定に対する違反行為があると認めるときには、検事局に対して、これを告発しなければならないこと。

第二項 この法律の規定に対する違反の罪は、前項の独占禁圧委員会の告発を俟て、これを論ずること。」

ところが、1946年12月2日付「独占禁止制度要綱に関する件（案）」においては両論併記がなされる。すなわち、「第八（五）委員会の権限」において、次のように記している。

「(A 説) 民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触しているや否やについて先ず委員会の判定を受けるべきものとし、刑事事件については、委員会の告発を俟って罰を論ずるものとする。

(B 説) 出訴は委員会に関係なく行ふことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する。」

このように、12月2日付「独占禁止制度要綱に関する件（案）」は、B 説において専属告発制度を取らない説を併記しているのである。このように併記された理由は示されていないが、司法省の意見が取り入れられたものであると推測される。

その三日後である12月5日付バージョンである「独占禁止制度要綱に関する件（案）」では、次のように、A 説のみが記載され、B 説はこの本文からは姿を消す。

「民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触しているや否やについて先ず委員会の判定を受けるべきものとし、刑事事件については、委員会の請求を俟て罪

を論ずるものとする。」

しかし、同じ日付の「乙案の別案」が存在しており、「第八、機構（五）委員会の権限」において、次のように規定する。

「出訴は委員会に関係なく行ふことができ、而して検事局及び裁判所は全く独自の立場で発動し且判定する（司法省）」

末尾に括弧書きで司法省と書かれていることから、これは司法省の意見であることが明らかである。

法律案要綱の英語版である 1946 年 1 1 月 4 日付の「Outline of the Antitrust Law」においては、次のように規定し、「乙案の別案」に相当する記述は存在しない。

「V 権限

i 委員会は現行法のエンフォースメントに係る国家意思の決定と執行を行う。

ii 民事事件に関して、裁判所に出訴する前に現行法違反行為が存するか否かについての委員会の判定をまず得ることになる。刑事事件に関して、委員会による告発を待って訴追することになる (With regard to criminal cases, the application by the Committee must precede prosecution).」

1946 年 1 2 月 1 4 日付「独占禁止制度要綱に関する件（未定稿）」は、同日付の「要綱」になる。それらにもほぼ同じ記述がなされている。

「民事事件については、裁判所に出訴する前に本法に抵触しているや否やについて先ず委員会の判定を受けるべきものとし、刑事事件については、委員会の請求を俟って罪を論ずるものとする。」

時期が前後するが、この専属告発制度は、1946 年 1 2 月 1 0 日の「独占等の禁止制限に関する法律案」において条文の形で記載される。

「第三十二條 独占禁止委員会が、この法律の規定に基いて発した命令に対して違反行為が存することを認めたときは、この委員会は当該違反行為の責任者を告発することが出来る。

この法律に対する違反の罪は、前項の告発を俟って、これを論ずる。」

この規定は、基本的に、これまでの経緯を反映しているといえるが、幾つかの点で重要な変更がなされている。第一には、告発できるのは、「この法律の規定に基いて発した命令に対して違反行為が存することを認めたとき」となっている。先の 1 1 月 4 日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」は、独禁法違反行為があったときとしているのに対し、ここでは委員会が命令を発しこれに対する違反行為があったと認めたときとし、独禁法違反行為ではなく、委員会の命令に対する違反行為が刑事責任の対象とされているのであり、告発の射程及び刑事罰の対象となる行為が大きく限定されているようにみえる。もっとも、第一節でみたように、第 3 7 条では、不当な独占を生ぜしめた者、取引の不当な制限を生ぜしめた者、及び不正な競争行為をなした者を刑罰の対象としており、4 0 条からは刑罰の対象ともみえる。そうであるとする、3 2 条 2 項が「この法律に対する違

反の罪は」とするのは、第1項の告発と第2項の告発の二種類があるとする趣旨なのかもしれない。第二に、「告発することができる」としており、同じく11月8日付の「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」が「告発しなければならない」と告発義務としていたのと対照的である。

1946年12月20日付「独占等の禁止制限に関する法律」は、三十六条において次のように規定する。

「第三十六条 独占禁止委員会は、この法律の規定に基いてなした命令、確認その他の処分に対する違反が存在すること認めたときは、当該違反行為の責に任ずべき者を告発することができる。」

この法律に対する違反の罪は、前項の告発を俟って、これを論ずる。」

この規定は、細かい文言の違いはあるものの、1946年12月10日の「独占等の禁止制限に関する法律案」を継承している。

しかしながら、1947年1月1日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」は、次のように規定し、大きく変更され、1946年12月10日の「独占等の禁止制限に関する法律案」における変更点が基本的には元に戻っている。

「第三十七条 独占禁止委員会は、この法律又は独占禁止委員会の命令の違反行為が存することを確認したときは、当該違反行為の責に任ずべき者を告発しなければならない。」

この法律違反の罪は、前項の告発を待って、これを論ずる。」

この「法律案」には下書き版と清書版があるが、興味深いことに、下書き版の元の文章では「告発することができる」としていた。ところが、この下書き版に手書きで削除線が入って「しなければならない」に変更されている。また、委員会が告発しなければならないのは「この法律又は独占禁止委員会の命令の違反行為が存することを確認したとき」とされており、1946年12月10日付「独占等の禁止制限に関する法律案」と異なり、命令の違反行為があった場合のほか、独禁法の違反行為があった場合も対象とされており、1946年12月10日の「法律案」より分かりやすくなっている。このように大きな変更がなされた。

1947年1月1日から15日までの間のものと考えられる「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」も同一の規定を置いている。

「第四十三条 独占禁止委員会は、この法律又は独占禁止委員会の命令の違反行為が存することを確認したときは、当該違反行為の責に任ずべき者を告発しなければならない。」

この法律違反の罪は、前項の告発を待って、これを論ずる。」

1947年1月17日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」は、次のように規定する。

「第五十条 委員会は、この法律又は委員会の命令の違反行為が存すると思料するとき

は、検事総長に告発しなければならない。

第五十一條 検事総長は、この法律又は委員会の命令に違反する行為の存する疑があるときは委員会に対しその旨を通知して、その調査及び報告を求めることができる。」

この「法律案」には、罰則に関する規定がない。しかし、第一節において指摘したように、1月17日付「法律案」には、68条で終わり、その次に「第八章」として「罰則」がおかれ、「(作成中)」と記述されている。1947年1月20日付「法律案」(下書き版)において再度罰則の条文化がなされ、日付不明であるが、内閣法制局所蔵の資料で、おそらくこの期間において作成されたと考えられる法案資料として、「第八章」の「罰則」のみを記述した資料(下書き版、清書版)が確認される。そこには「第八章」として「罰則」がおかれ、69条以下へと続いている。その中に80条が置かれている。

「第八十條 第六十九條、第七十條、第七十五條の罪は第五十條の規定による委員会の告発を俟って論ずる。」

1947年1月17日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」は、このように見ると、次のように規定されていることになる。

「第五十條 委員会は、この法律又は委員会の命令の違反行為が存すると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第五十一條 検事総長は、この法律又は委員会の命令に違反する行為の存する疑があるときは委員会に対しその旨を通知して、その調査及び報告を求めることができる。」

「第八十條 第六十九條、第七十條、第七十五條の罪は第五十條の告発を俟ってこれを論ずる。」

1月17日付「法律案」では、第一に、「違反行為が存することを確認したときは」が「違反行為が存すると思料するときは」へと変更されている。第二に、告発の相手が検事総長とされるという大きな変更がなされた。第三に、検事総長が委員会に対して調査及び報告を求める制度が置かれている。「八十條」の内容は従来と同じであるが、刑罰の章に移された。

1947年1月20日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」はこれを引き継いで次のように規定する。

「第五十三條 独占禁止委員会は、この法律に定める犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第五十四條 検事総長は、この法律又は独占禁止委員会がこの法律に基いてなした命令に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対しその旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第八十一條 第七十三條から第七十五條まで、第七十七條第2【本稿執筆者注：ママ】項及び第七十九條の罪は独占禁止委員会の告発を俟ってこれを論ずる。」

「第五十三條」は、「この法律又は委員会の命令の違反行為」を「この法律に定める犯罪」と修正しているが、これは罰則の規定が整備され、「この法律又は委員会の命令の違反行為」が独禁法の罰則として規定されたために、書き換えただけであろう。「第五十四條」では、「疑いがあるとき」が「思料するとき」へと変更されている。

1947 年 1 月 22 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）」は次のように規定し、若干の文言の修正をしながら、そのまま引き継いでいる。

「第五十三條 独占禁止委員会は、この法律に定める犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第五十四條 検事総長は、この法律又は独占禁止委員会がこの法律に基いてなした命令に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対しその旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第八十二條 第七十四條から第七十六條まで、第七十八條第二項及び第八十條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。」

1947 年 1 月 23 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案」立案要旨」には、「九、第九章「雑則」（第七十四條乃至第八十五條）」において、「訴訟事件は独占禁止委員会の告発を俟って論ずることとしたこと。」とのみ記載されている。

1947 年 1 月 28 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）—司令部に提出するもの」は、次のように規定し、全く同じ規定となっている。

「第五十四條 独占禁止委員会は、この法律に定めのある犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第五十五條 検事総長は、この法律又は独占禁止委員会がこの法律に基づいてなした命令に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対しその旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第八十六條 第七十九條から第八十一條まで及び第八十四條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。」

1947 年 2 月 4 日付「Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of lawful trade; Tentative Draft」はこれを正確に英訳したものである。

「Article 54. If the Antitrust Commission considers that there exists a violation of this law, it shall file an accusation with the Public Procurator - general.

Article 55. If the Public Procurator - General considers there exists a violation of this law or of any order issued under this law by the Antitrust Commission, he may so notify the Antitrust Commission and require investigation and report on the results thereof.

Article 86. The offences mentioned in Article 79 to Article 81 inclusive and Article 84, shall be prosecuted upon the filing of an accusation by the

Antitrust Commission.]

こうして司令部に「Tentative Draft」が示されると、司令部は、委員会に起訴権を与えるか、さもなくば告発が行われた場合、起訴を強制する制度（起訴強制）を設けるべきであるという意見が出された。

すなわち、1947年2月5日－12日の「独占禁止法に対する修正意見（一）」では、「七」に、「独占禁止委員会に起訴権を与えること。即ち同委員会に専属検事を配置し、右検事が直接起訴するものとする。」という記述がなされている。

また、2月6日付「独占禁止法案に対するGHQ側意見」においても、「4. 委員会に起訴権をもたせるか或は、起訴強制にすること」とし、日本側の対応を示す「答弁及理由」においては「大問題故研究する」と記載されている。日本側、おそらくはとりわけ司法省は、深刻な問題ととらえたと推測される記述である。

1947年2月10日付「独占禁止法案に関するG. H. Q. との折衝（2）」では、さらに、「一、起訴強制の問題について。告発にも拘らず検事が不起訴にする場合は、内閣総理大臣に報告し、ここで調整をさせる。」という記述がある。

この点については、GHQ所蔵資料に詳しい経緯が書かれている。

すなわち、1947年2月6日付の会議議事録（CONFERENCE NOTES）において、次のように記述されている。引用部分における「1st」は「1st DRAFT WFM/VHK/LNS/l's [] February 1947」であり、「2nd」は「2nd DRAFT WFM/VHK/LNS/ws 7 February 1947」である。なお、出席者は、橋本（経済安定本部）、柏木（大蔵省）、石井（司法省民事局）、西田（同刑事局）であった。これらの末尾にはサルウィンを意味するL.N.S.が記されている。

「2. Procedure and Practice before the Antitrust Court.

g. All criminal prosecutions shall be tried before the [antitrust court:1st, Antitrust Court:2nd].」

「4. Legal Representation of the Commission in Criminal Prosecution.

[a. :2nd] Those present disapproved the suggestion that provision [shall:2nd] be made [that the commission:1st, for Commission to:2nd] be authorized to institute criminal prosecutions with its own staff of trial attorneys, or that it be mandatory for public prosecutors to do so upon the [Commission's:2nd] certification and request [of the commission:1st]. It was felt that the existing system under which public prosecutors are entitled to determine within their own discretion whether a matter should be prosecuted, was sufficient.

Those present indicated that the Japanese concept of justice included the right of public prosecutors to [determine:1st, decide:2nd] whether matters should be criminally prosecuted - on the general theory that they were impartial and peculiarly qualified to sift out cases that did not warrant prosecution because

the moving party was acting [willfully:1st, "willfully":2nd].

It was pointed out, and agreed on all sides, that the antitrust prosecutions represented something new in Japan which may involve complicated economic [factions:1st, facts:2nd] and situations, investigated over long periods of time, [that:1st, which:2nd] should be probed by expertly trained specialists in the first instance and tried by special antitrust judges in the final stages. It was agreed that the principle of having the final decision as to whether an antitrust prosecution should be instituted rests with expertly trained personnel was consistent with the idea of a separate commission and a separate antitrust court. Nevertheless, these present felt that the intervention of the public prosecutor was sufficient.

It was also pointed out that American antitrust experience had demonstrated that these best qualified to undertake criminal prosecutions were those who had worked up the case in the [investigation:1st, early:2nd] stages and had participated all along in its [investigation:2nd] preparation for trials and that it was entirely inadvisable, from the standpoint of proper administration to entrust the matter to ordinary prosecutors called in at the last moment.]

[b. It was agreed that the Procurator General shall be required to assign public prosecutors to the Commission for the purpose of consulting and working with it on matters ultimately forming the basis of criminal prosecutions.:2nd]]

上を要約したものと考えられる 1947 年 2 月 10 日付「Legal Representation of Antitrust Commission in Criminal Prosecutions」には次のように記されている。

「As to criminal prosecutions, the Commission shall certify to the Minister of Justice its request that such prosecutions be instituted. It shall thereupon be mandatory for the Minister of Justice to furnish the necessary legal services incident thereto, unless he determines that it would not be in the public interest to do so and incorporates his decision and supporting reasons therefore in a written report to the Prime Minister. 10 February 1947 L. N. S.」

すなわち、刑事事件の起訴の際には、委員会は、当該刑事事件を起訴するという委員会の要請を司法大臣に確認させなければならず、さらに、司法省は、起訴することが公益に合致しないと判断し、かつ、その決定とその根拠を書面により内閣総理大臣に提出しない限り、必要な法的サービス（起訴）を遂行することを強制されるべきであるとしている。そして、このような起訴強制制度を設ける根拠は、独禁法違反による起訴は、長期間の審査を要し、複雑な経済的要素や経済状況が関連した日本人には新しいものであり、事実審においては特別の訓練を受けた専門家が立証活動をし、独禁法を専門とする裁判官が判示すべきであること、独禁法違反の罪で起訴するか否かの最終判断は独禁法の専門的訓練を

受けた者が行うべきことは独立の委員会及び特別反トラスト裁判所という考え方と合致することにあり（ただし、検察官の最低限の介入はあるべきだと参加者は感じていた）、米国の経験も参考にされたことが分かる。

その後、会議議事録（CONFERENCE NOTES）とする資料が、1947年2月12日、14日、17日と確認される。これらにおいてこれまでの経緯をハドレーへの会談において報告したと推測されるものであるが、司法判断当局、損害賠償請求など様々な論点について記述している、その中で、2月12日付会議議事録に、次の記述がある。

「4. Criminal Prosecutions

a. It was agreed that it should be mandatory for the Procurator General to institute criminal proceedings upon certification and request of the Antitrust Commission, unless his refusal to do so, together with supporting reasons therefore, were embodied in a written report prepared for transmittal to the Prime Minister through the Minister of Justice.

b. Confirmation was made of our previous agreement that at least two public prosecutors should be assigned by the Procurator General to work and consult with the Antitrust Commission during the early pre-trial stages of antitrust cases.

【本稿執筆者注：中略】

2月17日付会議議事録には、次の記述がある。

「3 c. It was noted that when the work of the Antitrust Commission impinged on the judicial area, namely, criminal prosecutions, the Minister of Justice already had ample control, since trials would be handled by public prosecutors assigned by the Procurator General. If by "responsibility," the Minister of Justice desired to be in a position to have information and to comment on the activities of the Commission, he merely had to call for reports from his own public prosecutors. The latter would be assigned to assist and consult with the Commission on cases ultimately forming the basis of criminal prosecutions, and in the course of their work, could observe and attend public hearings and proceedings terminating in cease-and-desist orders.

【本稿執筆者注：以下、略】

このように、起訴強制を独禁法に取り入れるべきだとする米国側の主張は、日本の刑事手続の原則である検察官の起訴裁量主義に対する例外をどう設計するかという形で調整がなされた。そして、検事総長が起訴しない場合には内閣総理大臣に報告するという原始独禁法、そして現行法の制度ができたのである。そして、この起訴強制とのバランスを確保する制度として、二名以上の検察官を委員会に配置し、委員会と相談をすることとし、この検察官は司法大臣が任命することとなったのである。こうして、司法大臣は、起訴する義務を負うとともに、委員会の行動について情報収集し検察官を通じて意見を述べる機会

が与えられたのである。

この経緯については、手書きの会議メモにも、判読は困難であるが、項目が挙がっており、議論がなされたことが確認される。

「2PM conference Kashiwagi

2) Criminal prosecution

a) P. Gen. reason why to P.M. ...Minister of Justice」

日本側の資料では、1947年2月13日付の二つの資料にも記述が確認される。すなわち、「独占禁止委員会事務局制度（案）」は、「裁定部」の中の「(三) 裁定課」に関して、「(ハ) 第五十五條及第六十一條に関する事件に付ては（イ）の手續をなすと共に検事総長に報告すべき事項を文書を以て委員会に上申すること」とし、「獨占禁止法案に関する G.H.Q.との折衝(3)」は「一、起訴強制の問題について」、「前回の案を G.H.Q.は承認」としている。

このような経緯を受けて、1947年2月22日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）」が作成された。

「第六十條 独占禁止委員会は、この法律に定めのある犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の告発に係る事件については公訴を提起しない処分をしたときは、遅滞なく、その旨及び理由を、司法大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第六十一條 検事総長は、この法律の規定又は独占禁止委員会がこの法律の規定に基づいてした命令に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第八十一條 第七十四條から第七十五條及び第七十八條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。」

さらに、上記の経緯から、委員会に検事を置くという規定が「第三十四條」第2項に新設された。

「第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

前項の職員【として・には、】最高検察庁検事、東京高等検察庁検事各一名を【置か・加へ】なければならない。」

1947年2月24日付「Law relating to Prohibition of private monopoly and preservation of Fair Trade; Revised draft」は次のように規定する。

「Article 34. In order to execute the business of the Antitrust Commission, a staff office shall be established and attached to it. Secretaries and other necessary personnel shall be maintained. 【手書きで、「a staff office」及び「Secretaries and other necessary personnel」に括弧（[]）が付されている】

At least one (1) public prosecutor each form among the public prosecutors of the Supreme Public prosecutors office and of the Tokyo High Public Prosecutors office shall be included in the personnel as provided for by the preceding article. 【手書きで「ADD-See INSERT」とされ, 「Commission may engage or hire services of attorneys to conduct all legal business, appeals from its orders, except criminal prosecution」を加えている】

「Article 60. The Antitrust Commission shall, if it considers that a 【手書きで「criminal」と加えられている】 violation of this law exists, file on accusation with the Public Prosecutor - general. 【手書きで「criminal procedure」と記されている】 .

In case 【手書きで「the Prosecutor General determine that」と修正されている。元の文章の内容は確認できない】 case which is the subject of an accusation as provided for 【手書きで「by」が加えられている】 the preceding paragraph, 【手書きで「written」が加えられ, 更に数文字が記載されている。部分的に, 「on the ground that it would be」「to the public interest」が読み取れる, 全体は判読できない】 a report shall 【二文字判読不能】 without delay to the prime Minister through the Minister of Justice stating the said fact as well as the reasons therefore.

Article 61. In case the Public Prosecutor General considers that a violation of the 【手書きで「(criminal)」と加えられている】 provisions of this law or of an order issued under the provisions of this law by the Antitrust Commission 【手書きで「exists」が加えられている】, he may so notify the Antitrust Commission 【一文字判読不能】 and investigation and a report on the results therefore. 」

「Article 81. Any offenders provided for by Article 74 and Article 75 shall be liable to prosecution after the filling or on accusation by the Anti-trust Commission. 」

この1947年2月24日付「Revised draft」には, このようにサルウィンのものと解される手書き修正がなされている。この冒頭には「Salwin 28 Feb 47」とあることから, サルウィンが「Revised draft」のうえに2月28日に手書き修正をしたと解される。このうち, 「Article 60.」と「Article 61.」について修正したもののほとんどは形式的なものである。ただし, 「Article 60.」において内閣総理大臣への報告について「written」を加えており, 書面で行うことを求めている。これはこの後の規定に反映されていくこととなる。手書きで「(criminal)」と加えられているが, これはその後の条文には反映せず, 後で紹介する「Third Revised Draft」, 「Bill」でも同じ手書き修正がなされている。英語版ではこの修正が必要であるが, 日本語版では刑事事件であることは文言上明らかであるので日本側は

修正をしなかったのであろう。

また、「Article 34.」の手書き追加部分（「ADD-See INSERT」により追加された部分）は「Commission may engage or hire services of attorneys to conduct all legal business, appeals from its orders, except criminal prosecution」とあることは、その後の規定が、「最高検察庁検事、東京高等検察庁検事」のほかに、「弁護士又は弁護士資格を有するもの」が加えられる契機になったと考えられ、現行法につながる点で興味深い。

「Revised draft」の翌日である 1947 年 2 月 25 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）」は、次のように規定するが、文言を若干変更しているほか、実質的変更はなされていない。サルウィンの修正は、上記のように 2 月 28 日と考えられるため、この段階では米国側の意向は日本側に伝わってないと考えられるのである。

「第三十四條 独占禁止委員会の事務を処理させるため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

前項の職員には、最高検察庁検事、東京高等検察庁検事各一名以上を加へなければならない。」

「第六十條 独占禁止委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、遅滞なく、その旨及び理由を、司法大臣を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第六十一條 検事総長は、この法律の規定又は独占禁止委員会がこの法律の規定に基づいてした命令に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第七十二條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第八十一條 第七十四條及び第七十五條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。」

1947 年 3 月 6 日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第二次修正試案）」は、次のように規定する。

「第三十八條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員には、最高検察庁検事、東京高等検察庁検事、弁護士又は弁護士資格を有するものを加えなければならない。」

「第七十一條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をした

ときは、検事総長は、遅滞なく、その旨及びその理由を、司法大臣を経由して、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十二條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第九十二條 第八十五條及び第八十六條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

前項の告発は文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第九十七條第一項第一号の宣告をするを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

ここでは、「第三十八條」第2項において、「最高検察庁検事、東京高等検察庁検事、弁護士又は弁護士資格を有するものを加えなければならない」とし、「弁護士又は弁護士資格を有するもの」が加わっている。前述のサルウィンの指摘を受けたものである可能性がある。

また、「第九十二條」に第2項ないし第4項が加えられている。2項は告発は文章をもつて行うとし、3項は97条の特許の取消しの制度を受けたものであろう。なお、97条は対応する規定はなく、97条は96条の誤記と考えられる。さらに、「第九十二條」において第4項が設けられ、公訴の提起があった後は取り消すことができない旨の規定が加えられている。

2項ないし4項については「Revised draft」の「Article. 81」には手書きの書き込み等はなく、米国側の指示でできたことを示す資料は見付からなかった。日本側が自らのイニシアティブにより手続を整備した可能性が高いが、断定的なことはいえない。

1947年3月9日付「私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律(第三次修正案)」は、次のように規定する。

「第三十四條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、弁護士又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。」

「第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、その旨及びその理由を、司法大臣を経由して、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第九十六條 第九十條及び第九十一條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

前項の告発は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百一條第一項第一号の宣告をするのを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

ここでは、「第七十三條」第二項において、内閣総理大臣への報告は文書によるべきことが明示された。「Revised draft」の「Article 60.」において内閣総理大臣への報告について「written」を加えたことに対応する変更であろう。また、「第三十四條」について実質的な変更がなされている。すなわち、検察官と弁護士の職務を整理し、これまでの経緯からうかがえるように検察官の職務は犯罪に関するものに限られることを明示した。他方、弁護士の職務は限定されていない。それ以外には実質的な変更はない。

1947年3月11日付「私的独占の禁止その他公正取引の確保に関する法律（第四次修正案）」は、次のように規定する。

「第三十四條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。」

「第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求

めることができる。」

「第九十七條 第九十條及び第九十一條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

前項の告発は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百二條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。

第一項の告発は公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

ここでは、「第三十五條」第三項において、弁護士の資格について「任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者」へと変更された。弁護士資格に関する法技術的な理由からであろう。

「Salwin 11 March 47」という英文タイプの表示のある「Law relating to Prohibition of Private Monopoly and Methods of Preserving Fair Trade; Third Revised Draft」は、次のように規定する。この「Third Revised Draft」は、「第三次修正案」と「第四次修正案」の双方に共通する内容が掲載されており、これら二つの試案の間の時期にあったであろう法案の英語訳と考えられる。この英語版には、サルウィンによる手書きの修正がなされている。

「Article 34. In order to execute the business of the Fair Trade Commission, a staff office shall be established and attached to it, and necessary personnel shall be maintained.

Personnel as provided for in the preceding paragraph shall be deemed to be civil service employees.

Public prosecutors 【手書きにより消されており一文字不明であるが「or」か】、attorneys 【手書きで判読不明な文字が加えられているが、「practicing at the time of appointment and those qualified to become attorneys」につらなると考えられる単語がある】 shall be included in the personnel as provided for by Paragraph 1 of this Article.

Duties of public prosecutors included in the personnel shall be confined to criminal offences in violation of provisions of this law.」

「Article 73. The Fair Trade Commission shall, if it considers that a violation of the 【手書きで「criminal」が加えられている】provisions this law exists, file an accusation with the Public Prosecutor-General.

In case disposition has been made not to prosecute a case which is the

subject of such accusation as provided for in the preceding paragraph, the Public Prosecutor-general shall without delay submit, through the Minister of Justice, a written report, stating the said fact as well as reasons therefore, to the Prime Minister.

Article 74. In case the Public Prosecutor-General considers that a violation of the 【手書きで「criminal」が加えられている】provisions of this law exist, he may notify, the Fair Trade Commission of this fact and obtain an investigation and a report on the result thereof.」

「Article 97. Any offence under Article 90 or Article 91 shall be considered after filling of an accusation by the Fair Trade Commission.

Such accusation as provided for in the preceding paragraph shall be made in writing.

The Fair Trade Commission may, when filing such accusation as provided for in Paragraph 1 of this Article, in case it deems that such a sentence as provided for in Article 102 is called for with respect to an offence in said accusation, state said fact in such written accusation as provided for in this receding paragraph.

Such accusation as provided for by Paragraph 1 may not be revoked after institution of public prosecution.」

「Article 73.」と「Article 43.」の条文番号の前に、「✓」印が入れている。

「Article 34.」について上記のような弁護士の資格について手書き修正がなされ、任用時に弁護士である者及び弁護士資格を有する者とされた可能性があるが、確定的なことはない。「第四次修正案」, 「Third Revised Draft」, サルウィンによる手書きのメモのそれぞれが修正された時期の時間的關係ははっきりとしない。

1947年3月15日付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(第五次修正案)」は次のように規定する。

「第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。」

「第七十二條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をした

ときは、検事総長は、遅滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十三條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。」

「第九十五條 第八十八條及び第八十九條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

前項の告発は、文書を以てこれを行う。

公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第九十九條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨前項の文書に記載することができる。

第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

ここでは、実質的な変更点はない。

1947 年 3 月 15 日付「Bill relating to prohibition of private monopoly and other methods of preserving of fair trade」は次のとおり規定する。なお、この「Bill」は、四つが確認されるが、その中の一つには、この手書きで「Work Copy 20 march 1947」と書かれたものがあり、それには「Bill」の上に手書で修正がなされている。ここではこの手書き修正版を見る。

「Article 35. In order to execute the business of the Fair Trade Commission, a staff office shall be established and attached to it, and necessary personnel shall be maintained. 【ここが括弧（[]）で囲まれ、手書きで「Final examination by separate regulators」と記されている。また、「necessary personnel」に手書きで下線が引かれている】

Personnel provided for in the preceding paragraph shall be civil service officials.

Public prosecutors, attorneys practicing at the time of appointment and those qualified to become attorneys shall be included in the personnel as provided for by Paragraph 1.

Duties of public prosecutors included in the personnel shall be confined to criminal offences in violation of provisions of this law.」

「Article 73. The Fair Trade Commission shall, if it considers that a violation of the 【手書きで「(criminal)」と加えられている】 provisions this law exists, file an accusation with the Public Prosecutor-General.

In case disposition has been made not to prosecute a case which is the subject of such accusation as provided for in the preceding paragraph,

the Public Prosecutor-General shall without delay submit, through the Minister of Justice, a written report, stating the said fact as well as reasons therefore, to the Prime Minister.

Article 74. In case the Public Prosecutor-General considers that a violation of the 【手書きで「(criminal)」と加えられている】provisions of this law exist, he may notify, the Fair Trade Commission of this fact and obtain an investigation and a report on the result thereof.」

「Article 96. Any offence under Article 89 or Article 9? Shall be considered after filling of an accusation by the Fair Trade Commission.

Such accusation as provided for in the preceding paragraph shall be made in writing.

The Fair Trade Commission may, when filing such accusation as provided for in Paragraph 1, in case it deems that such a sentence as provided for in Item 1 of Paragraph 1 of Article 100 is called for with respect to an offence in said accusation, state said fact in such written accusation as provided for in this receding paragraph.

Such accusation as provided for by Paragraph 1 may not be revoked after institution of public prosecution.」

ここでは、「Article 35.」の第一項を最終確認する書き込みがあるが、趣旨は不明である。この規定は、「第五次修正案」も原始独禁法も同じ文言であり、修正はなされていない。「Article 73.」,「Article 74」に手書きで「(criminal)」と加えられているが、これらも修正されていない。前述のとおり、日本側は日本語版には影響がないと解したのであろう。

原始独禁法の内容は、次のとおりである。

「第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

第二項 前項の職員は、これを官吏とする。

第三項 第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

第四項 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは検事総長に告発しなければならない。

第二項 前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、

公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第二項 前項の告発は、文書を以てこれを行う。

第三項 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第四項 第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。」

(小括)

専属告発制度は、委員会が検事総長に告発すること、検事総長は公訴を提起しない場合には理由を付けて文書により内閣総理大臣に報告すべきことなど、極めて重い手続が置かれている。

「カйм」案の検討の初期の段階から、法律案等には、①委員会が告発しなければならないこと及び②独占禁止法違反の罪は委員会の告発を待つて論じ、検察庁は自らのイニシアティブでは起訴できないとする規定を置くことが構想され、1946年11月8日付「独占禁圧並びに不正競争防止に関する法律案要綱」以降の法律案に明記されていた。これに対して司法省は専属告発制度に明確に反対をする関係が続けたが、法案に反映されることはなかった。

①の「告発しなければならない」という文言が、1946年12月20日付「独占等の禁止制限に関する法律」では、一時的に、「告発することができる」という文言に変わるなどの変遷はあるが、①②という構成は、1947年1月1日から15日までの間のものと考えられる「法律案」まで続く。

①②の内容は、1947年1月17日付「法律案」において詳細になり、(1)委員会は、この法律又は委員会の命令の違反行為が存すると思料するときは、検事総長に告発しなければならない、(2)検事総長は、この法律又は委員会の命令に違反する行為の存する疑があるときは委員会に対しその旨を通知して、その調査及び報告を求めることができる、(3)独占禁止法の罪は委員会の告発を待つてこれを論ずるという構成になる。これは司令部に試案が提出される段階まで、基本的に維持される。

試案の提出を受けて、司令部は、委員会に起訴権を与えるか、さもなければ告発が行われた場合、起訴を強制する制度(起訴強制)を設けるべきであるという意見を出し、起訴強制の制度を設けるかどうか争点となった。司令部は、告発にもかかわらず検事が不起訴にする場合は、内閣総理大臣に報告し、ここで調整をさせるという提案も行っている。これを受けて、日本側、恐らくとりわけ司法省は、深刻な問題ととらえて対応を検討した。

その後の日米の交渉については、詳細な会議メモが残っており、米国側は、このような

起訴強制制度を設ける根拠として、独禁法違反による起訴は、長期間の審査を要し、複雑な経済的要素や経済状況が関連した日本人には新しいものであり、事実審においては特別の訓練を受けた専門家が立証活動をし、独禁法を専門とする裁判官が判示すべきであること、独禁法違反の罪で起訴するか否かの最終判断は独禁法の専門的訓練を受けた者が行うべきことは独立の委員会及び特別反トラスト裁判所という考え方と合致することを挙げ、米国の経験も参考にしている。起訴強制を独禁法に取り入れるべきだとする米国側の主張は、起訴裁量主義に対する例外をどう設計するかという形で調整がなされた。そして、検事総長が起訴しない場合には内閣総理大臣に報告するという原始独禁法の制度ができたのである。そして、この起訴強制とのバランスを確保する制度として、二名以上の検察官を委員会に配置し、委員会と相談をすることとし、この検察官は司法大臣が任命することとなったのである。こうして、司法大臣は、起訴する義務を負うとともに、委員会の行動について情報収集し検察官を通じて意見を述べる機会が与えられた。

このような内容を反映したのが 1947 年 2 月 22 日付「修正試案」であり、その後は大きな修正は行われなかった。ただし、米国側の意向を受けてと考えられるが、検事総長から内閣総理大臣への報告は文書によること等が定められ、また、経緯は不明であるが、告発は文書で行うこと、特許取消しの宣言を求めるときには告発の文書に記載すること、公訴の提起があった後はこれを取り消すことができないという規定が追加され、原始独禁法の形になった。

第七章 結論

以上、原始独禁法の制定過程における特に組織・手続に関する諸規定の分析を行った。極めて膨大な資料に基づく分析であり、ここで個別に挙げることのできない数多くの検証結果を導出することができたが、同時に、諸資料のみからは判断できない多くの問題点も見付かった。これらすべてを要約することはできないが、次のような点に留意が必要であると考ええる。

第一に、委員会制度の構築に当たって、司法機関である裁判所との関係を含め、どのような委員会制度を予定していたのかという点である。この点は、独禁法に特化した特別裁判所を設置するのか、委員会を内閣総理大臣の下に置くのか司法省の下に置くのかという議論を生じさせ、いかに法運用において委員会の独立性を確保することができるのかという論点について政治的論点として議論されていたのである。

さらに、行政機関である委員会と司法（特に、裁判所や検察）との接点という観点からは、委員会の強力な法運用権限を根拠に、委員会に第一審的な役割を与えようと意図する米国側及び日本側（商工省）と日本側（司法省）との間に対立が確認された。結局のところ、委員会の専門的性格、第一審的な位置付けは実質的証拠原則、東京高裁中心主義、審決前置主義等の独禁法に特徴的な諸規定により実現されたわけである。もっとも、委員会の判断に対する司法の介入は、審決取消訴訟によって抑制された形ではあるが確実に予定されていることも諸規定から明らかなのであり、個別事案の処理における行政と司法の連続性は当初より確保されていると考えられる。

しかしながら、独禁法上の損害賠償訴訟に係る裁判管轄等については、原始独禁法制定当初から現在に至るまで様々な見解が出されているが、この論点は立法担当者も認識して立法をしていたことが、制定過程を分析することでより鮮明となった。

第二に、委員会の判断形成に係る手続の整備の観点からは、日本側の発案であると考えられる勧告制度を構築させた点が注目される。より効率的に委員会の法執行を遂行させるための制度と位置付けることができる。

第三に、独禁法上の民事訴訟及び罰則・刑事手続に関する諸規定については、原始独禁法制定当初から大きな改正がないまま現在に至っている。しかしながら、審決前置主義に係る規定については、立法当時における委員会の判断と「裁判所」の判断の整合性を確保するという意図が現在の法解釈においてどのように位置付けられるのか、規定の再検証が求められるであろう。

最後に、原始独禁法の制定過程の総合的研究を行う上で、残された課題としては、企業結合に関する研究が挙げられる。企業結合に関しては、実体規定をはじめ、多くの手続規定も同時に検討しなければならない。また、終戦直後からの「財閥解体」という「スローガン」とも密接に関連するため、より慎重に原始独禁法における企業結合規制の位置付けについて引き続き研究を進めていきたい。

（補論）独禁法上の損害賠償訴訟と裁判所

以下では、独禁法上の損害賠償訴訟と裁判所の関係について、求意見制度を起点に検討する。

すなわち、独禁法の損害賠償訴訟を相殺のため裁判上主張する場合に、裁判所が委員会に対して損害額に関する意見を求めることになるが、当該請求の受訴裁判所はどこなのか問われている。

近年、審決前置主義に係る規定の説明箇所において、独禁法上の損害賠償訴訟について「裁判上これを主張するというのは、本訴たると反訴たるとを問わず、原告として、損害賠償請求の訴を提起する場合と、被告として損害賠償請求権を相殺の用に供する場合をいう」と指摘する原始独禁法制定直後の日本側立法担当者による解説書³も参照して、法解釈上、独禁法上の損害賠償訴訟が相殺のため裁判上主張された場合、求意見を行う裁判所は、東京高裁ではなく、通常の裁判所としての各地方裁判所であるとする見解が主張されている⁴。

例えば、金銭給付訴訟である本訴における原告に対して、被告が相殺の抗弁（反訴も含む）として独禁法上の損害賠償訴訟を提起する場合を想定する。このような場合、相殺の抗弁や反訴のみを、「第八十五條」に基づき独禁法上の損害賠償訴訟であることを理由に東京高裁で取り扱うことは訴訟法上適切ではないとして、当該訴訟は、本訴の受訴裁判所である地方裁判所が裁判籍を有するという主張である。したがって、上記の想定した例であれば、求意見制度に係る規定の第2項における求意見を行う裁判所は東京高裁ではなく、地方裁判所ということになる。

このような理解は、独禁法上の損害賠償訴訟に係る裁判籍の規定が、「専属管轄」ではなく、「属する」という文言によって規定され、また、求意見制度に係る規定の第2項が、特に「裁判所」という文言を使用していることから導出されるとしている。

ここでは上記の指摘を出発点として、原則として資料に基づいた分析を行う。なお、以下の分析の一部において上記指摘の論理構成をとる場合の法解釈について資料の文言に忠実に検証するが、この検証は、一つの理解を示すものであって、確定的な結果を示しているものではないことに留意されたい。

独禁法上の損害賠償訴訟に関する裁判管轄一般の議論について、原始独禁法の制定過程の観点からは、まず、米国側と日本側との意見の対立が確認できる。

日本側は、米国側との直接的な法案のやりとりを開始した1947年1月28日付「試案」の「第七十一條」において、独禁法上の損害賠償請求に係る訴訟の受訴裁判所を通常の「裁

³ 石井良三『獨占禁止法』316頁（海口書店、1947年）（初版）。

⁴ 岡田外司博「独禁法と民事救済」法律時報71巻11号42頁（1999年）、同「独禁法上の損害賠償制度の起草過程（一）」法学論集第60号217頁（2000年）、同「独禁法違反と民事救済」日本経済法学会『経済法講座3 独禁法の理論と展開（2）』345頁（三省堂、2002年）。

判所」であるという内容を規定していた⁵。

そして、独禁法上の損害賠償訴訟の受訴裁判所として東京高裁を主張する米国側との間の対立は、1947年2月12日付会議議事録（CONFERENCE NOTES）において確認される。そこでは、反訴等としての独禁法上の損害賠償訴訟の取扱いに係る議論を含め、本訴又は反訴等を問わず、一般論として、どこの裁判所が当該訴訟を審理する裁判所となるのかという点が問題となっている。

米国側が主張する根拠とは、反トラスト法（独禁法）に関する反訴は通常の反訴ではないという点である。したがって、反訴等に関係なく東京高裁において反トラスト法（独禁法）上の請求に基づく訴訟を取り扱うべきだと主張しているのである。

仮に、米国側が、独禁法上の損害賠償訴訟と反訴の関係について、前者は審決前置主義に係る規定に基づき、既に独禁法上問題となった行為に対する委員会の法的判断が確定している状況から開始されるが、後者の通常の反訴は、そのような前提はない。したがって、通常の反訴のように、本訴と同一手続内において本诉被告（反訴原告）の請求を審判する機会を確保するという必要性はなく、独禁法上の損害賠償訴訟には、別個の独立した管轄権が求められることになるかと理解していたと考えることは妥当であろうか。

いずれにしても、米国側が独禁法上の損害賠償訴訟は通常の反訴には該当しないという趣旨は、資料からは現時点では不明である。

これに対して日本側（司法省）が主張する根拠とは、通常の裁判所の裁判管轄に属する反訴等として反トラスト法（独禁法）に関する損害賠償訴訟が提起される可能性があるという点である。したがって、通常の「裁判所」を受訴裁判所とすべきと主張することになる。

これは、訴訟法上、純粋に反訴等の取扱いを考えた場合の解釈として本訴の受訴裁判所に裁判籍を認めるしかないと主張したにすぎないとも考えられる。また、司法省の意見である点に着目すれば、原始独禁法制定過程の初期においては、（1946年12月2日からの一連の「要綱」に対する独自の主張等）実質的証拠原則や審決前置主義等委員会の権限の拡大への懸念も表明していることにかんがみれば、独禁法に係る訴訟であっても、民事訴訟については特別の手続を設けることに否定的な立場に立っていたとも考えられる。

以上、資料のみからは断定できないが、反トラスト法（独禁法）上の損害賠償訴訟の議論が、「カイク」案以降も反トラスト法（独禁法）に関する民事訴訟一般を「特別」な裁判所の管轄に含めたいと考えていた米国側と、純粋に日本の民事訴訟を想定した日本側との間で共通認識が欠けていた可能性も否定できない。結果的には、日本側が米国側の主張を受け入れたわけであるが、両者の間の上記のような認識の違いが完全に法的に解消された

⁵ なお、日本側（司法省）の主張も、1947年1月7日付の司法省作成の法案資料では独禁法上の損害賠償訴訟は東京高裁の「専任管轄」と記述されていることが特徴的であることは前述したが、1月17日付「法律案」（下書き版）では採用されておらず、その後も司法省が主張したことを示す資料は確認できないため、現段階において把握した資料の上では、1月17日段階で日本側は統一した主張を行っていたと考えられる。

とする資料もなく、資料上は、1947年2月13日付「独占禁止法案に関するG, H, Qとの折衝(3)」で単なる交渉の中での米国側に対する日本側の譲歩であったことのみしか確認できない。

仮に、現行法の下で、本訴の金銭給付訴訟が地方裁判所で係属している中、独禁法上の損害賠償訴訟が反訴として提起されるという事態が生じた場合はどのような法的対応が考えられるのであろうか。問題となるのは、民訴法第146条第1項第1号が、「反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄」に属するときは本訴の受訴裁判所に裁判籍が認められないと規定している点、すなわち、反訴請求が他の裁判所の専属管轄に属していないことが反訴提起の要件となっている点である。

この点について、原始独禁法「第八十五條」と同じ内容の現行独禁法が、独禁法上の損害賠償訴訟は東京高裁の「専属管轄とする」という文言をあえて規定していない点のみを強調することで、民訴法第146条第1項柱書が適用され、本訴の係属する地方裁判所への反訴という道も開かれているとする解釈は妥当であろうか。

また、訴訟法上の手続は煩雑となるが、反訴としての独禁法上の損害賠償訴訟を東京高裁に提起しても、民訴法第17条に基づいて、提訴された東京高裁は、職権により本訴の受訴裁判所に反訴を移送する場合も、結果として同じ結論となる。民訴法第20条第1項の「専属管轄」の場合における移送制限の規定には触れず、移送の制限は受けないからである⁶。

しかしながら、このような解釈は、「第八十五條」があえて「専属管轄」という文言を用いていないという点のみを強調するという法律の文言のみから可能となる解釈であり、また、反訴という状況のみに係る解釈である。したがって、原始独禁法「第八十五條」の法全体における位置付けやそれを説明する諸資料において確認されたわけではないのである。

例えば、原始独禁法の「第八十七條」では、東京高裁に合議体を設けるという内容が規定されている。そして、当該合議体を取り扱う事件として、三つの訴訟類型を規定する「第八十五條」と明示して規定しているのである。このような二つの規定の関係を法全体の整合性から考えると、「第八十五條」の三つの訴訟類型について東京高裁における合議体を設置する以上、「属する」と「専属管轄」の文言の違いは見出し難い。

また、独禁法上の損害賠償訴訟が相殺のために裁判上主張される際の求意見の主体として、法案の英語版では大文字で「Court」と表記されている。これを通常は法全体の趣旨から考えて東京高裁として位置付けると解すれば、反訴の場面においても東京高裁が求意見の主体であることになる。

さらに、原始独禁法制定時の説明文書である『『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案』の提案の理由説明(委員会用)』は、この二つの文言の違いに全く触れず、「こ

⁶ しかしながら、民訴法第17条は、当事者に係る考慮は原告のみならず被告にも当てはまることは当然であり、直ちに本訴の受訴裁判所が求意見の主体となるという結論にはならないということにも留意は必要である。

の法律に関する事件は特別の性質を有する関係上、東京高等裁判所に特別の部を設け、公正取引委員会に対する不服の訴、違反行為に因る損害賠償の訴、違反行為に関する刑事事件等この法律に特有な事件は、総べて、この特別の部において一元的に審理裁判を致すこと」という説明を行っている。

以上、現時点で把握しうる諸資料の上では、独禁法上の損害賠償訴訟が反訴として提起された場合において東京高裁ではなく通常の裁判所を求意見の主体とする上記の問題提起を裏付ける資料は確認できていない。

資料編

原始独禁法の制定過程において、特に、本報告書において重要である法律案（組織・手続規定のみ）を以下に掲載する。

一、1946年12月20日「獨占等の禁止制限に関する法律案」

第六章 獨占禁止委員會

第二十七條 この法律の目的を〇〇し、その適正な運用を図り且つその施行に任ずるために、獨占禁止委員会を置く。

第二十八條 獨占禁止委員會は、司法大臣が、これを監理する。

第二十九條 獨占禁止委員會は、委員長一名、委員六名を以て、これを組織する。

第二項 委員長及び委員は、法律又は経済に関する學識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第三十條 委員長の任期は十年とする。

第二項 委員の任期は六年とし、毎年その三分の一宛交代するものとする。

第三項 委員長及び委員は、獨占禁止委員会の決議により、心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合を除いては、国会の決議によらなければ罷免されることがない。

第三十一條 獨占禁止委員会は、この法律の目的を〇〇するために必要と認める法令の立案を国会又は政府に対して勧告することができる。

第三十二條 獨占禁止委員會が、この法律の規定に基いてなした命令、確認その他の処分は、〇の法令の規定に拘らず、その効力を有する。

第三十三條 政府は、獨占禁止委員會の命令、確認その他の処分が、公共の利益に反するものと認めるときは、当該命令、確認その他の処分のあった日より三十日以内に、獨占禁止委員會に対して、〇〇の申立をすることができる。

第二項 獨占禁止委員会は、前項の〇〇の申立に対して、〇〇〇〇〇なければなら
ない。

第三項 第一項の規定による〇〇〇〇〇〇〇〇〇ときは、獨占禁止委員會の命令，確認その他の処分は，〇〇〇〇停止される。

第三十四條 獨占禁止委員会が、この法律の規定に基いてなした命令、確認その他の処分に対して、不服のある利害関係人は、裁判所に出訴することができる。

第二項 前項の〇〇による出訴は、〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇された日より六十日を経過したときは、これをなすことができない。

第三十五條 前條第一項の〇〇〇による出訴は、獨占禁止委員会の命令、確認その他の処分の執行を停止しない。但し、獨占禁止委員会は、その職権又は利害関係人の請求に因り、必要と認めるときは、当該命令、確認その他の処分の執行を停止することができる。

第三十六條 獨占禁止委員会は、この法律の規定に基いてなした命令、確認、その他の処分に対する違反が存すると認めたときは、当該違反行為の責に任ずべき者を告発することができる。

第二項 この法律に対する違反の罪は、前項の告発を俟って、これを論ずる。

第三十七條 獨占禁止委員会は、この法律を施行するため又はこの法律の違反を予め防止するため、必要がある場合に、関係者から報告を徴し、又は当該委員をして必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。

第三十八條 前十一條に定めるものの外、獨占禁止委員会に対して必要な事項は、勅令を以てこれを定めることができる。

第七章 損害賠償及び罰則

第三十九條 この法律の規定に違反した行為をなした者は、その被害者に対して、当該行為に因って生じた損害を、賠償する責に任ずる。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條第一項の規定に違反して、不当な独占を生ぜしめた者
- 二 第十六條第一項の規定に違反して、取引の不当な制限を生ぜしめた者
- 三 第十九條第一項の規定に違反して、不正な競争行為をなした者

第四十一條 第六條第二項、第十六條第二項又は第十九條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者は、五年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十二條 第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十條第二項、第十一條第五項、第十七條第二項又は第十八條第二項の規定に基く獨占禁止委員会の命令に違反した者

第四十三條 左の各号の一に該当する者は一年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第八條第一項の規定に違反して、合併を行った者
- 二 第九條第一項の規定に違反して、〇〇を〇〇した者
- 三 第十條第一項の規定に違反して、〇〇した者
- 四 第十一條第一項の規定に違反して、株式を取得し又は議決権の行使の委任を受けた者
- 五 第十一條第一項の規定に違反して、社債等を取得した者
- 六 第十二條第一項の規定に違反して、第三者をして、株式若しくは社債等を取得せしめ又は議決権の行使の委任を受けしめた者
- 七 第十三條乃至第十五條の規定に違反して、役員の地位を兼ねた者
- 八 第十七條第一項の規定に違反して同項各号〇〇…〇〇で、契約又は行為をなした者
- 九 第十〇條第一項の規定に違反して、契約をなした者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は三千元以下の罰金に処する。

- 一 第十一條第四項但書又は第二十五條但書の規定に基く獨占禁止委員會の命令に違反した者
- 二 第三十七條の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をなし又は当該委員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第四十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前五條の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

二. 1947 年 1 月 1 日「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案（商工省）」

第六章 独占禁止委員會

第二十三條 この法律の目的を達成し、その適正な運用を図り且つその施行に任ずるために、独占禁止委員會を置く。

第二十四條 独占禁止委員會は、内閣総理大臣が、これを監理する。

第二十五條 独占禁止委員會は、委員長一名、委員六名を以てこれを組織する。

第二項 委員長及び委員は、法律又は經濟に関する學識經驗のある者の中から、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第二十六條 委員長の任期は十年とし、再任されることができる。

第二項 委員の任期は六年とし、毎年その三分の一ずつ交代し、再任されることができる。

第三項 委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときは、退任する。

第二十七條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、国会の同意を得なければ、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 刑事事件に関し起訴されたとき
- 三 独占禁止委員會により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたとき

第二十八條 委員長は、独占禁止委員會の会務を総理し、委員會を代表する。

第二十九條 独占禁止委員會の認定、確認又は命令は、委員長及び委員三名以上列席し、その合議によつて、これを定める。

第二項 独占禁止委員會の決議は、過半数による。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三十條 独占禁止委員會の事務を処理させるため、独占禁止委員會に事務局を附置し、これに所要の職員を置く。

第三十一條 独占禁止委員會の費用及び委員長、委員の報酬、退職金に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十二條 独占禁止委員會の議事、事務局の構成その他員会の運営に関し必要な事項は、

委員会の規程を以てこれを定めることができる。

第三十三條 この法律の規定により独占禁止委員会のなすべき公告に関し必要な事項は、命令で定める。

第三十四條 委員長、委員その他独占禁止委員会の職員は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十五條 政府は、独占禁止委員会の認定、確認又は命令が、公共の利益に反すると認めたときは、当該認定、確認又は命令のあった日から三十日以内に、独占禁止委員会に対して、異議の申立をなすことができる。

第二項 独占禁止委員会は、前項の異議の申立に対して、決定をなさなければならない。

第三項 第一項の規定による異議の申立があったときは、独占禁止委員会の命令は、その執行を停止される。

第三十六條 独占禁止委員会の認定、確認又は命令に対して、不服のある利害関係人は、当該認定、確認又は命令のあった日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第二項 前項の規定による出訴は、第七條第二項の規定による合併契約の解除の命令に対して、出訴があった場合を除く外、独占禁止委員会の命令の執行を妨げない。但し、独占禁止委員会は、職権を以て又は利害関係人の請求により、必要と認めるときは、当該命令の執行を停止することができる。

第三十七條 独占禁止委員会は、この法律又は独占禁止委員会の命令の違反行為が存することを確認したときは、当該違反行為の責に任ずべき者を告発しなければならない【手書き段階では「することができる」とされていたが削除線が引かれた。】。

第二項 この法律違反の罪は、前項の告発を待って、これを論ずる。

第三十八條 独占禁止委員会は、職務の執行上必要があると認めたときは、関係各庁官吏に対し、委員会の会議に出席して、意見を述べるべき旨を要求し、又は、委員会の職務を執行するについて、参考となるべき事項に関し、報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

第二項 前項の規定により、会議に出席すべきことを要求された者に支給すべき旅費、報告、情報又は資料の提出を求められた者に対する費用の弁償、その他前項の場合において必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九條 独占禁止委員会、委員長又は委員は、この法律を施行するため又はこの法律の違反行為を予め防止するため、必要がある場合に、関係者から報告を徴し、又は当該委員をして必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。

第四十條 この法律の規定に基く独占禁止委員会の認定、確認、命令又は告発の手続、利害関係人による請求又は出訴の手続及び政府による異議申立の手続に関し必要な

事項は、命令でこれを定める。

第七章 損害賠償

第四十一條 この法律に対する違反した行為をなした者は、当該行為の被害者に対して、当該行為に因って生じた損害を、賠償する責に任ずる。

第二項 前項の規定により、被害者が損害の賠償を請求するのは、当該違反行為が、独占禁止委員会により、不当な独占若しくは取引の不当な制限を生じさせ若しくは生じさせる虞があると認定され又は不正な競争行為と確認され若しくは推定された場合に限る。

第八章 罰則

第四十二條 第五條第一項の規定に違反し、独占禁止委員の認定した不当な独占を生じさせた者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二項 前項の未遂罪は、これを罰する。

第四十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第七條第一項の規定に違反して結合し、独占禁止委員会により、不当な独占を生じさせる虞があることを認定された者
- 二 第八條第一項の規定に違反して資産を取得し、独占禁止委員会により、不当な独占を生じさせる虞があることを認定された者
- 三 第十四條第一項の規定に違反し、独占禁止委員会の認定した取引の不当な制限を生じさせた者

第四十四條 左の各号の一に該当する者は二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）、第十條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）又は第十一條第一項（第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、株式を有し又は株式の議決権の行使の委任を受けた者
- 二 第十三條第一項の規定に違反し、役員の地位を兼ねた者
- 三 第十六條第一項の規定に違反して契約若しくは合意又は行為をなし、独占禁止委員会により、取引の不当な制限を生じさせる虞があることを認定された者
- 四 第五十四條第一項（第五十五條及び第五十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、株式を処分せず又は議決権の行使の委任を受けている契約を解除しない者
- 五 第五十八條第一項の規定に違反し、役員の地位を辞さない者

第四十五條 第五條第二項、第六條、第七條第二項、第八條第二項又は第十四條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第四十六條 第九條第四項但書、第九條第五項（第十條第二項、第十一條第二項及び第十二條において準用する場合を含む。）、第十六條第二項又は第十七條第二項の規定に基く独占禁止委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

二 正当な事由がなく第三十九條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第四十八條 独占禁止委員会の委員長、委員その他の職員又は職員であつた者は、その職務に関し知り得た秘密を漏し又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第四十二條乃至第四十七條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第五十條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一 第三十八條の規定により独占禁止委員会の会議に出席を要求された場合において、正当の理由なくして出席しない者

二 同條の規定による報告、情報又は資料の提出を求められた場合において、その提出を怠り、又は虚偽の報告、情報若しくは資料の提出をした者

三. 1947 年 1 月 28 日「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）—司令部に提出するもの」

第六章 損害賠償

第二十一條 第四條、第五條又は第十四條の規定に違反する行為をなした事業者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。但し、事業者において故意又は過失がなかったことを証明したときはこの限りではない。

第二十二條 前條の損害賠償の請求権は、事業者に前條に定める違反行為がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

第二十三條 第三十一條の請求権は前條の裁定又は判決が確定した日から一年を経過したときは、時効により消滅する。

第七章 独占禁止委員会

第二十四條 この法律の適正な運用を図るため、独占禁止委員会を置く。

第二項 独占禁止委員会は司法大臣の管理に属する。

第二十五條 独占禁止委員会の委員は、独立してその職権を行う。

第二十六條 独占禁止委員会は、委員七名で、これを組織する。

第二項 委員は、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、国会の同意を得て、これを任命する。

第三項 内閣総理大臣は委員のうちから、委員長一名を任命する。

第二十七條 委員長は、独占禁止委員会の会務を総理し、独占禁止委員会を代表する。

第二項 独占禁止委員会は、予め、委員のうちから、委員長が故障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第二十八條 委員長及び委員はその任期を五年とし、再任されることができる。

第二項 委員長及び委員は、年令が六十五年に達したときには、退官する。

第二十九條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない。

- 一 公の弾劾を受けたとき
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 三 独占禁止委員会により、心身の故障のため、職務をとることができないと決定されたとき

第三十條 独占禁止委員会が前條第三号の決定をなすには、本人を除く全員ば一致がなければならない。

第二項 前條第一号の弾劾手続については、裁判官弾劾法を準用する。

第三項 前條第二号及び第三号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十一條 委員長及び委員の報酬は、命令を以てこれを定める。

第二項 前項の報酬は在任中その意に反して、これを減額することができない。

第三十二條 独占禁止委員会の事務を処理するため、独占禁止委員会に事務局を附置し、調査官その他所要の職員を置く。

第三十三條 委員長、委員その他命令を以て定める独占禁止委員会の職員は、在任中左の行為をなすことができない。

- 一 国会又は地方公共団体の議会の議員となり、その他公然且つ積極的に政治上の活動をなすこと。
- 二 司法大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

第三十四條 独占禁止委員会の職員又は独占禁止委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の事業上の秘密を漏泄又は窃用してはならない。

第三十五條 独占禁止委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、事業者又は事業者の団体に対し、必要な報告、情報又は資料の提出を求めることができる。

第三十六條 独占禁止委員会は、その職務を行うために必要があるときは、裁判所その他

の公務所、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に、必要な調査を嘱託せしめることができる。

第三十七條 獨占禁止委員会は、その職務を行うために必要があるときは、職権を以て事実の調査をなし、又は、公聴会を用いて、一般の意見を求めることができる。

第三十八條 獨占禁止委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の事業上の秘密を除き、必要な事項を一般に公表することができる。

第三十九條 事件が判断をなすに熟するときは、獨占禁止委員会は事件の裁定をなさなければならない。

第四十條 獨占禁止委員会が裁定をなすには、委員長及び委員の会議によらなければならない。

第二項 会議は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

第三項 委員会の議事は過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第四十一條 獨占禁止委員会の会議はこれを公開しない。但し、獨占禁止委員会が公益上必要があると認めるときは、会議を公開することができる。

第四十二條 裁判所職員の除斥に関する民事訴訟法の規定は、委員長、委員、調査官その他命令を以て定める獨占禁止委員会の職員に、これを準用する。

第四十三條 獨占禁止委員会は、裁定をなすために必要な事実の調査をなすため、左の処分をなすことができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、提出物件を留め置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

第二項 獨占禁止委員会が相当と認めるときは、委員長、委員又は調査官をして、前項の処分をなさせることができる。

第三項 前項の規定により、委員長、委員又は調査官をして臨検検査をなさせる場合においては、証票を携帯させなければならない。

第四項 第一項の参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第四十四條 獨占禁止委員会が事実の調査をなしたときは、その要旨を調書に記載し、調査の結果を明らかにしなければならない。

第四十五條 獨占禁止委員会が裁定をなさうとするときは、予め事件関係人の意見を聴か

なければならない。

第四十六條 裁定は文書を以てこれをなし、その理由を附して委員長がこれに署名捺印しなければならない。

第四十七條 裁定は、事件関係人に裁定書の謄本が到達したときに、その効力を生ずる。

第二項 裁定は前項の謄本が到達した日から三十日を経過したときは確定する。但し、適法な出訴があったときはこの限りではない。

第四十八條 独占禁止委員会が、第七條、第八條第一項又は第十五條の規定により行為の差止めその他の処分を命ずる裁定をなした場合においては、事件関係人である事業者は、独占禁止委員会の定める保証金又は有価証券を供託して、当該裁定が確定するまでその執行を免れることができる。

第二項 前項の裁定には、事件関係人である事業者は保証金又は有価証券を供託して裁定の執行を免れることができる旨、保証金の額又は有価証券の種類及び数量並びに供託期間を記載しなければならない。

第四十九條 前條の規定により供託をなした事業者に第四條、第五條若しくは第十四條の規定に違反する行為があり又は第八條第一項の規定に該当する事実がある旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定したときは、独占禁止委員会又は裁判所は裁定又は決定を以て、保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。

第五十條 独占禁止委員会又は裁判所は供託をなした事業者の申立により供託物の返還を命ずることができる。

第五十一條 独占禁止委員会は、この法律の目的を達成するため緊急な必要があると認めるときは、何時でも利害関係人の申立により又は職権を以て、事業者に対し、第四條、第五條又は第十四條の規定に違反する疑のある行為を、裁定があるまで一時停止すべきことを命じ又はその命令を取消し、若しくは変更することができる。

第二項 前項の命令は裁定を以てこれをなす。この裁定に対しては不服を申立てることができない。

第五十二條 事業者は、独占禁止委員会の定める保証金又は有価証券を供託して、前條第一項の命令の執行を免れることができる。

第二項 第四十八條第二項の規定は、前條第一項の命令にこれを準用する。

第三項 第四十九條及び第五十條の規定は、第一項の規定による供託物の没収又は返還に、これを準用する。

第五十三條 独占禁止委員会のなした処分に対しては、訴願をなすことができない。

第五十四條 独占禁止委員会は、この法律に定めのある犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第五十五條 検事総長は、この法律又は独占禁止委員会がこの法律に基づいてなした命令

に違反する行為があると思料するときは、独占禁止委員会に対しその旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第五十六條 この法律に定めのあるものを除く外、独占禁止委員会の裁定手続その他必要な事項は、命令でこれを定める。

第八章 訴訟

第五十七條 独占禁止委員会の裁定に不服のある事件関係人は裁判所に出訴することができる。但し、裁定書の謄本が到達した日から三十日を経過したときはこの限りではない。

第二項 関係大臣は、独占禁止委員会の裁定を不当と認めるときは裁判所に出訴することができる。

第三項 前二項の出訴については独占禁止委員会を以て被告とする。

第五十八條 出訴をなすには訴状を裁判所又は独占禁止委員会に提出しなければならない。

第五十九條 独占禁止委員会が出訴を受けたときは、当該事件の記録に訴状を添附して、遅滞なくこれを裁判所に送附しなければならない。

第二項 裁判所が出訴を受けたときは、遅滞なく独占禁止委員会に対して当該事件の記録の送付を求めなければならない。

第六十條 裁判所が出訴を受けた場合において、適当と認めるときは、事件を独占禁止委員会に送付することができる。

第六十一條 独占禁止委員会が出訴を受け又は前條の規定により事件の送付を受けた場合において、出訴を理由があると認めるときは、その裁定を更正しなければならない。

第二項 出訴を理由がないと認めるときは意見を附して事件を裁判所に送付しなければならない。

第六十二條 裁判所は必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により又は職権をもって、独占禁止委員会の裁定の執行の停止その他必要な処分を命じ又はその命令を取消し若しくは変更することができる。

第二項 前項の裁判は、口頭弁論を経ないで、これをなすことができる。この裁判に対しては不服を申立てることができない。

第六十三條 裁判所は、必要があると認めるときは、職権を以て、訴訟の結果について関係のある第三者を訴訟に参加させることができる。

第二項 裁判所は、前項の規定によって決定をなす前に、当事者及び第三者を審問しなければならない。

第六十四條 関係のある公務所又は公共的な団体は、裁判所の許可を経て、口頭弁論に立合い、その意見を述べることができる。

第六十五條 請求の認諾及び裁判上の自白に関する民事訴訟法の規定はこれを適用しない。

第六十六條 裁判所は、職権を以て必要な証拠調をなし、且つ当事者が主張しない事実を

斟酌することができる。但し、その事実及び証拠調の結果について当事者の意見を聴かなければならない。

第六十七條 裁判所は、この法律の目的を達するため必要があると認めるときは、当事者の申立てない事項についても裁判をなすことができる。

第六十八條 裁判所は、独占禁止委員会の裁定を以て命じた処分を相当とするときは、出訴を棄却しなければならない。

第六十九條 裁判所は、独占禁止委員会の裁定を以て命じた処分を不当とするときは裁定を取消し、判決を以て、この法律の目的を達成するため必要な処分を命じなければならない。

第七十條 第四十八條乃至第五十條の規定は前條の場合にこれを準用する。

第七十一條 出訴及びその裁判については、この法律に別段の定めのある場合を除く外、民事訴訟法の規定を準用する。

第七十二條 会社の合併が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合においては、利害関係人又は独占禁止委員会は、合併の無効の訴を提起することができる。

第七十三條 利害関係人から前条の訴が提起されたときは、裁判所は遅滞なく独占禁止委員会に対し訴状を添付してその旨を通知し、当該合併が不当な独占又は取引の不当な制限に該当するかどうかについて、独占禁止委員会の意見を求めなければならない。

第七十四條 前二条の規定は、会社の設立又は資本の増加が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合に、これを準用する。

第七十五條 役員の兼任が不当な独占又は取引の不当な制限に該当する場合においては、利害関係人又は独占禁止委員会は、株主総会又は社員総会における役員選任決議の無効確認の訴を提起することができる。

第二項 第七十三条の規定は、利害関係人から前項の訴が提起された場合に、これを準用する。

第七十六條 第六十三條乃至第六十六條の規定は、第七十二條、第七十四條又は前條の訴についてこれを準用する。

第七十七條 本章の訴訟は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第七十八條 営業の全部又は一部の譲渡、営業の全部の賃貸、経営の委任、他人と営業上の損益全部を共通にする契約その他の法律行為が第四條、第五條又は第十四條の規定に違反して無効な場合においては、本法に別段の定めのある場合を除く外、当該行為が同条の規定に違反する行為である旨の独占禁止委員会の裁定又は裁判所の判決が確定した後でなければ、何人も裁判上その無効を主張することができない。

第九章 罰則

第七十九條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金

に処する。

- 一 第四條の規定に違反して、不当な独占をなした者
- 二 第五條の規定に違反して、取引の不当な制限をなした者

第八十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條の規定に違反して、共同行為をなした者
- 二 第十四條の規定に違反して、不正な競争方法を用いた者

第八十一條 第七條、第八條第一項又は第十五條の規定により事件関係人又は当事者に対し一定の処分を命じた確定裁定又は確定判決に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十二條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八十三條 第三十四條の規定に違反して事業者の事業上の秘密を漏泄し又は窃用した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第八十四條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三條第一項第一号の規定に違反して、虚偽の陳述をなし、又は報告をなさず若しくは虚偽の報告をなした者
- 二 同條同項第二号の規定に違反して鑑定をなさず又は虚偽の鑑定をなした者
- 三 同條同項第三号の規定に違反して物件を提出しない者
- 四 同條同項第四号の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者

第八十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第七十九條から第八十一條まで又は前條第一号の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第八十六條 第七十九條から第八十一條まで及び第八十四條の罪は、独占禁止委員会の告発を俟って、これを論ずる。

第八十七條 第七條、第八條第一項又は第十五條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。

第八十八條 第五十一條の規定による独占禁止委員会の裁定に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第八十九條 左の各号の一に該当する者はこれを五百円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく第四十三條第一項第一号の規定に違反して出頭しない者
- 二 正当な理由がなく同條同項第二号の規定に違反して出頭せず又は報告をしない者

第九十條 本章の罪及び過料の事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

四．独占禁止法（原始独禁法，1947 年 4 月 1 4 日公布）

第七章 損害賠償

第二十五條 私的独占若しくは不当な取引制限をし，又は不公正な競争方法を用いた事業者は，被害者に対し，損害賠償の責に任ずる。

二項 事業者は，故意又は過失がなかったことを証明して，前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六條 前條の規定による損害賠償の請求権は，第四十八條第三項又は第五十四條の規定による審決が確定した後でなければ，裁判上これを主張することができない。

二項 前項の請求権は，同項の審決が確定した日から三年を経過したときは，時効に因って消滅する。

第八章 公正取引委員会

第一節 組織及び権限

第二十七條 この法律の目的を達成するため，公正取引委員会を置く。

第二項 公正取引委員会は，内閣総理大臣の所轄に属する。

第二十八條 公正取引委員会の委員は，独立してその職権を行う。

第二十九條 公正取引委員会は，委員七人を以て，これを組織する。

第二項 委員は，年齢が三十五年以上で，法律又は経済に関する學識経験のある者のうちから，内閣総理大臣が，衆議院の同意を得て，これを任命する。

第三項 委員は，これを官吏とする。

第三十條 委員の任期は，五年とする。但し，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

第二項 委員は，再任されることができる。

第三項 委員は，年齢が六十五年に達したときには，その地位を退く。

第四項 国会閉会の場合又は衆議院解散の場合に委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については，命令を以てこれを定める。

第三十一條 委員は，左の各号の一に該当する場合を除いては，在任中，その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産，準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

四 禁錮以上の刑に処せられた場合

五 公正取引委員会により，心身の故障のため職務を執ることができないと決定された場合

第三十二條 前條第一項又は第三号から第五号までの場合においては，内閣総理大臣は，

その委員を罷免しなければならない。

第三十三條 内閣総理大臣は、委員のうちから、委員長一人を命ずる。

第二項 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

第三項 公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第三十四條 公正取引委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第二項 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三項 公正取引委員会が第三十一條第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

第三十五條 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務局を附置し、所要の職員を置く。

第二項 前項の職員は、これを官吏とする。

第三項 第一項の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

第四項 前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する犯罪に関するものに限る。

第三十六條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員の報酬は、命令を以てこれを定める。

第二項 委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七條 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の会員となり、又は積極的に政治運動をすること
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

第三十八條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第三十九條 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並に委員長、委員又は公正取引委員会の職員であった者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四十條 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対

し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

第二項 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

第二節 手続

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第二項 前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第三項 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、職権を以て適当な措置をとることができる。

第四十六条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審訊し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- 四 事件関係人の営業所その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること

第二項 公正取引委員会が相当と認めるときは、命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、前項の処分をさせることができる。

第三項 前項の規定により職員に臨検検査をさせる場合においては、これに証票を携帯させなければならない。

第四十七条 公正取引委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、特に前條に規定する処分があったときは、その結果を明かに

して置かなければならない。

第四十八條 公正取引委員会は、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、当該事業者に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第二項 前項の規定による勧告があったときは、事業者は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を應諾するかしないかを通知しなければならない。

第三項 事業者が勧告に應諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで勧告と同趣旨の審決をすることができる。

第四十九條 前條第一項の場合において、事件を審判手続に付することが公共の利益に適合すると認めるときは、公正取引委員会は、当該事件について審判手続を開始することができる。

第二項 審判手続は、当該事業者に審判開始決定書を送達することにより、これを開始する。

第五十條 審判開始決定書には、事件の要旨並びに審判の期日及び場所を記載し、且つ、事業者が出頭すべき旨を附記しなければならない。

第二項 審判の期日は、審判開始決定書を発送した日から三十日後に、これを定めなければならない。

第五十一條 事業者は、審判開始決定書の送達を受けたときは、これに対する答弁書を遅滞なく公正取引委員会に提出しなければならない。

第五十二條 事業者又はその代理人は、審判に際して、公正取引委員会が当該事件について第七條、第八條第一項又は第二十條の規定による措置を命ずることが不当である理由を述べ、且つ、これを立証する資料を提出し、公正取引委員会に対し、必要な参考人を審訊し、鑑定人に鑑定を命じ、帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、若しくは必要な場所に臨検して業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査することを求め、又は公正取引委員会が出頭を命じた参考人若しくは鑑定人を審訊することができる。

第二項 事業者は、弁護士その他適当な者を代理人とすることができる。

第五十三條 審判は、これを公開しなければならない。但し、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

第二項 審判には、速記者を立ち会わせて、陳述を筆記させなければならない。

第五十四條 公正取引委員会は、審判をした後、事業者が、私的独占をし、不当な取引制限をし、若しくは不公正な競争方法を用いていると認める場合又は不当な事業能力の較差があると認める場合には、審決を以て、事業者に対し第七條、第八條第一項又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

第五十五條 審決は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

第二項 第三十四條第一項及び第二項の規定は、前項の合議にこれを準用する。

第五十六條 公正取引委員会の合議は、これを公開しない。

第五十七條 審決は、文書によってこれを行い、審決書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

第二項 審決書には、少数意見を附記することができる。

第五十八條 審決は、事業者に審決書の謄本が到達した時に、その効力を生ずる。

第五十九條 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、職権で、審決の結果について関係のある第三者を当事者として審判手続に参加させることができる。但し、あらかじめ事業者及び当該第三者を審訊しなければならない。

第六十條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公益上必要があると認めるときは、公正取引委員会の承認を得て、当事者として審判手続に参加することができる。

第六十一條 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十二條 公正取引委員会が、第五十四條の規定により、審決を以て違反行為の差止その他の処分を命じた場合においては、事業者は、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、当該審決が確定するまでその執行を免れることができる。

第二項 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第六十三條 事業者が、前條第一項の規定により供託をした場合において、当該審決が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立により、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没収することができる。

第二項 前條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十四條 公正取引委員会は、第五十四條の審決をした後においても、将に必要があるときは、第四十六條の規定により、処分をし、又はその職員をして処分させることができる。

第六十五條 公正取引委員会は、第六條第三項、第十條第二項若しくは第三項、第十一條第四項（第十二條第二項で準用する場合を含む。）、第十四條第二項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定による認可の申請があった場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、審決を以てこれを却下しなければならない。

第二項 第四十五條第二項の規定は、前項の認可の申請があった場合に、これを準用する。

第六十六條 公正取引委員会は、前條第一項に掲げる認可について、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更したと認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り消し、又は変更することができる。

第二項 公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、審決の基礎となった事実が消滅し、若しくは変更した場合において、当該審決を維持することが不当であって公共の利益に反すると認めるときは、審判手続を経て、審決を以てこれを取り消し、又は変更することができる。

第六十七條 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、事業者に対し、私的独占、不当な取引制限又は不公正な競争方法に該当する疑のある行為を一時停止するべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

第二項 第六十二條第二項の規定は、前項の規定による裁判に、これを準用する。

第六十八條 事業者は、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、前條第一項の規定による裁判の執行を免れることができる。

第二項 第六十三條の規定は、前項の規定による供託に係る保証金又は有価証券の没取にこれを準用する。

第六十九條 利害関係人は、公正取引委員会に対し、事件記録の閲覧若しくは謄写又は審決書の正本、謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第七十條 この法律に定めるものを除く外、公正取引委員会の調査及び審判に関する手続その他事件の処理並びに第六十二條第一項及び第六十八條第一項の供託に関し必要な事項は、命令を以てこれを定める。

第三節 雑則

第七十一條 公正取引委員会が第二條第六項第七号の規定により不公正な競争方法を指定するには、指定しようとする競争方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求めた後、指定仮案を作成して、これを公表し、当該仮案について事業者に反対意見があるときは、これを十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二條 第二條第六項第七号の規定による不公正な競争方法の指定は、告示によってこれを行う。

第二項 前項の指定は、告示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

第七十三條 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

第二項 前項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長は、遅滞なく、司法大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書を以て内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十四條 検事総長は、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その旨を通知して、調査及びその結果の報告を求めることができる。

第七十五條 第四十六條第一項第一号若しくは第二号又は同條第二項の規定により出頭又

は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第七十六條 公正取引委員会は、その内部規律及び事件の処理手続に関する事項について規則を定めることができる。

第九章 訴訟

第七十七條 公正取引委員会の審決に不服のある者は、裁判所に審決の取消又は変更の訴を提起することができる。但し、審決がその効力を生じた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第二項 前項の訴については、公正取引委員会を以て被告とする。

第七十八條 訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録（事件関係人、参考人又は鑑定人の審訊調書及び速記録その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。）の送付を求めなければならない。

第七十九條 第七十七條第一項の訴の提起は、公正取引委員会の審決の執行を停止しない。但し、裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、利害関係人の申立により、又は職権で、決定を以て公正取引委員会の審決の全部若しくは一部の執行の停止を命じ、又はその処分を取り消し、若しくは変更することができる。

第八十條 第七十七條第一項に規定する訴訟については、公正取引委員会の認定した事実
は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。

第二項 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所がこれを判断するものとする。

第八十一條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に
関係のあるあたらしい証拠の申出をすることができる。

- 一 公正取引委員会が、正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかった場合
- 二 公正取引委員会の審判に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかったことについて過失がなかった場合

第二項 前項各号に掲げる場合においては、当事者において、その事由を明かにしなければならない。

第三項 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

第八十二條 裁判所は、公正取引委員会の審決が、左の各号の一に該当する場合には、これを取り消し、又は変更することができる。

- 一 審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合
- 二 審決が法令に違反する場合
- 三 審決の内容が独断に過ぎ、又は不当である場合

第八十三條 裁判所は、公正取引委員会の審決を変更することを相当と認めるときは、変更すべき点を指示して事件を公正取引委員会に差し戻すことができる。

第八十四條 第二十五條の規定による損害賠償に関する訴が提起されたときは、裁判所は、遅滞なく、公正取引委員会に対し、同條に規定する違反行為に因って生じた損害の額について、意見を求めなければならない。

第二項 前項の規定は、第二十五條の規定による損害賠償の請求が、相殺のために裁判上主張された場合に、これを準用する。

第八十五條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第二十五條の規定による損害賠償に係る訴訟
- 三 第八十九條及び第九十條の罪に係る訴訟

第八十六條 第六十二條第一項、第六十三條第一項（第六十八條第二項で準用する場合を含む。）第六十七條第一項、第九十七條及び第九十八條に規定する事件は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

第八十七條 東京高等裁判所に、第八十五條に掲げる訴訟事件及び前條に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第二項 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。

第八十八條 前條第一項に規定する事件に関する裁判に対しては、その裁判において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とする場合に限り、上告することができる。

第十章 罰則

第八十九條 第三條の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者は、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二項 前項の未遂罪は、これを罰する。

第九十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して共同行為をした者
- 二 第五條の規定に違反して法人その他の団体を設立し、若しくは組織し、又はこれらの団体に加入した者
- 三 第六條第一項の規定に違反して協定又は契約をした者
- 四 第四十八條第三項又は第五十四條の審決が確定した後においてこれに従わない者

第九十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第六條第三項又は第四項の規定に違反して協定又は契約をした者
- 二 第九條第一項の規定に違反して持株会社を設立した者
- 三 第十條第一項又は第十一條第一項、第二項若しくは第四項の規定に違反して

株式を取得し、又は所有した者

四 第十二條第一項又は同條第二項の規定で準用する第十一條第四項の規定に違反して社債を取得し、又は所有した者

五 第十三條の規定に違反して役員の地位に就いた者

六 第十四條第一項から第三項までの規定に違反して株式を取得した者又は同條第四項の規定に違反して届出をしない者

七 第十六條第一項の規定に違反して他の会社の営業の全部若しくは一部の譲受、他の会社の営業全部の賃借、他の会社の経営の受任又は他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約をした者

八 第十七條の規定に違反した者

第九十二條 前三條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第九十三條 第三十九條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

第九十四條 第四十六條第一項第四号又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第八十九條、第九十條、第九十一條第一号から第四号まで、若しくは第六号から第八号まで又は第九十四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第九十六條 第八十九條及び第九十條の罪は、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる。

第二項 前項の告発は、文書を以てこれを行う。

第三項 公正取引委員会は、第一項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、第百條第一項第一号の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を前項の文書に記載することができる。

第四項 第一項の告発は、公訴の提起があった後は、これを取り消すことができない。

第九十七條 第四十八條第三項又は第五十四條の審決に違反した者は、これを五万円以下の過料に処する。但し、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第九十八條 第六十七條第一項の規定による裁判に違反した者は、これを三万円以下の過料に処する。

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第四十條の規定による公正取引委員会の処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した

者

- 二 第四十六條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず，陳述をせず，虚偽の陳述をし，又は報告をせず，若しくは虚偽の報告をした者
- 三 第四十六條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して，出頭せず，鑑定をせず，又は虚偽の鑑定をした者
- 四 第四十六條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

第百條 第八十九條又は第九十條の場合において，裁判所は，情状により，刑の言渡と同時に，左に掲げる宣告をすることができる。但し，第一号の宣告をするのは，その特許権又は特許発明の実施権が，犯人に属している場合に限る。

- 一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の実施権は取り消されるべき旨
- 二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間，政府との間に契約をすることができない旨

第二項 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは，裁判所は，判決の謄本を特許標準局長官に送付しなければならない。

第三項 前項の規定による判決の謄本の送付があったときは，特許標準局長官は，その特許権の特許又は特許発明の実施権を取り消さなければならない。